

## 三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

<平成23年度～令和4年度>

### ○平成23年第3回定例会（委員長報告：平成23年10月18日）

（岩田隆嘉予算決算常任委員長）

RDF焼却発電事業については、水力発電譲渡後も平成28年度までは、企業庁が任意適用事業で運営することとされています。地方公営企業には独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営を行うことができるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められるよう要望します。

また、平成29年度以降の事業のあり方について、平成23年4月に、継続期間中は県が事業主体となることが合意されました。安全・安定運転を前提とした上で、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的な施設の運用に努められるよう要望します。

### ○平成24年第2回定例会（委員長報告：平成24年10月15日）

（前田剛志予算決算常任委員長）

RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることがされています。このため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望します。

また、地方公営企業には、独立採算による事業運営が求められます。安全、安定運転を前提とした上で、一層の経費の節減や業務の効率化、固定価格買い取り制度への移行など、健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

### ○平成25年定例会（一般質問：平成25年3月5日）

（奥野英介議員）

RDF発電事業の今後についてでございます。

RDF事業については一昨年も質問しまして、今回は平成29年以降についてお尋ねしたいと思います。

RDF、少し説明させていただきます。

家庭などから出た燃えるごみを原料にしてつくった燃料。横文字ですので発音が悪いんですけど、リフューズ、ごみ、ディライブド、由来する、フュエル、燃料の略称で、簡単に言うならば、乾燥したごみを石灰2%程度で固形化したもので、ごみは2000カロリー、RDFは4000カロリーの発熱量があるということです。

一般廃棄物の所管である市町にとって、ごみ処理の問題は、今も以前もこれからも大きな課題と位置づけられています。

平成12年構想初期段階では無償としていた処理費用については、電力の自由化など理解できない理由で市町村に負担を求めることになり、スタートに入る前から約束が破られることとなりました。

平成14年4月には1トン3790円、平成18年、19年は1トン5058円、平成19年12月には、適正な料金は1トン9420円であるから、市町が払うなら県はモデル事業の平成28年まで事業をしてあげます。平成29年以降は撤退するので、あとはそれぞれ考えてくださいと。

RDF事業は、目立ちたがり屋の元知事が環境先進県を宣伝し、県が自ら市町の領域に踏み込んでおいて、甘い話で乗せてから、たび重なる料金値上げを求め、最後には、一般廃棄物はもともと市町のことだからと。この事業は県と市町の信頼関係を損なうことになったかと思います。

消防士2名の尊い命を失うという悲しい事故もありました。負の遺産を残すことにもなりました。

平成23年4月、RDF運営協議会で課題が整理され、平成29年度から4年間、32年度末まで、RDF焼却発電事業は県内5製造団体、13市町で継続することとなっております。

そこで、お尋ねをします。2点お尋ねします。

平成24年1月、松阪市が正式に香肌奥伊勢資源化広域組合からの離脱の意向を表明しています。選挙に勝利した市長ですから、実行すると思います。確かにルールに違反しているかもしれませんが、もともと県がだましてルール違反をしているのですから、他のまちに負担がかからないように、当然、県の責任で解決しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、平成32年以降、RDF事業に参加している団体のごみ処理について、県は検討協議に入ったのでしょうか。先ほど言いました元知事が旗振りして、やって、塗ってしまったと。それで、平成32年で終わると。終わった後、ごみの焼却をどうするのか。ごみの焼却なんて10年ぐらいかかるんですね。焼却場、迷惑施設ですから、施設が要り、金も要りということになりますので、今からやったら、7年、8年しかないんですね。その辺の協議はもう入っているのでしょうか。

この2点、お尋ねします。

（岡本道と環境生活部廃棄物対策局長）

RDF焼却発電事業について2点のお尋ねでございます。

まずは、ちょっと経緯から。先ほど議員もお話になりましたけれども、平成29年度以降のRDF焼却発電事業につきましては、平成23年4月のRDF運営協議会総会におきまして、13市町の枠組みで平成32年度までやっていこうということで決定をされました。

このときにあわせて決定されましたが、この枠組みで平成32年度までやっていく、これを支えていくために、途中で離脱する市町がありますと残された市町の負担が増えますので、俗に離脱ルールと言っておりますけれども、一定のルールを決めようということで、こちらのほうも決定がされておるところでございます。

その中で、まず1点目の、香肌奥伊勢組合からの松阪市の離脱につきましては、現在、その中でいろいろ協議をされておりますので、まだ決定ではございませんけれども、仮にそういう動きになったとした場合には、先ほど申しましたように、全体で決定されました離脱ルールと申しますか、一定の皆さんの合意のもとで決められたルールの中で御負担をいただく形にはなるのではないかと思っております。

それから、平成33年度以降ということで、年数が8年で、実際の検討でいきますと、年数ももう非常に少ないという時期に来ております。この中で、関係市町におきましては、どのような形で新たな体制を進めるか、地域の実情に合った体制整備の検討が進められております。これまでこの事業を市町とともに実施してきました県といたしましても、平成33年度以降も引き続き適切なごみ処理体制が構築されるということが何よりも大事だと考えておりました、これまでもRDF化施設の設置者が開催します桑名地域であるとか、あるいは東紀州地域におけます検討会議に参画いたしまして、技術的な検討に加わってまいったところでございます。

今後ともこのような形で技術的な支援、あるいは必要な調整というものにつきまして、市町からの要望があれば、県としてもその役割を果たしてまいりたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

(奥野英介議員)

ごみというのは、本当に市町は大変なんですよね。こういう煩わしいこと、1億8000万円ですか、今、松阪市のほうの負担というのか。そういう部分というのは、ここの13市町の中にはやっぱり財政力がそんなに強くないまちもたくさんあるわけなんですよね、県の責任でやはりきちっとやっていただきたい。

また、平成32年以降というのは、もう岡本局長もいないし、みんないない人ばかりなので、本当に、僕は困ると思うんですよ。またごみの問題でぐじゃぐじゃしてくるのかなど。多分そうなるかと思うので、本当に今のうちにその対策というのか、協議は重ねていただいて、やはりそういう問題がいい方向に行かない限り、三重県全体がよくならないと思います。できるだけ迷惑な部分というのは、確かにごみは市町の責任なんですけど、一般廃棄物は市町ですから、県は支えていくということが大事かと思うので、十分にその辺のパートナーシップを発揮していただいて、やっていただきたいなと思います。

以上で、よろしくお願ひします。

## ○平成25年定例会（委員長報告：平成25年10月16日）

(貝増吉郎予算決算常任委員長)

RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も、平成28年度までは企業庁が任意適用事業で運営し、翌29年度から32年度までは県が事業主体となることとされています。そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が適切に実施できるよう、手法について検討を進められることを要望いたします。

平成24年度は、固定価格買取制度の適用もあり、売電収入が増加し、RDF焼却・発電事業単独で初めて黒字となりました。

しかし、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に、関係部局とともに取り組まれるよう要望いたします。

## ○平成26年定例会（一般質問：平成26年3月5日）

(三谷哲央議員)

次のRDFの撤退戦略についてお伺いをしたいと思います。

フリップをお願いします。(パネルを示す)これ、桑名広域の議会に出された資料の一覧ですが、処理委託料を平成28年度で収支均衡させた上でどれくらいかかるかという話なんです、ここに出ています維持管理料、これから32年度までの4年間で18億8700万円ぐらいかかりまっせ、外部処理費で3400万円、改修費、これは、今あるRDFの焼却炉、こういうものが、今のままではもたんで4年間で4億9500万円ぐらいかかります。それから、将来これを撤去するときに7億2000万円ぐらいかかります。合計31億3600万円ぐらいかかりますよというのがこの表なんです。

この18億8700万円、今、富士電機がこの維持管理を請け負っておりまして、15年契約、平成28年で切れるんですが、今、毎年3億5000万円ぐらいの金額で引き受けています。しかし、実際は9億円ぐらいかかると、こう言われておりまして、契約ですからしょうがないので3億5000万円の維持管理をしてきていると、こういうことなんです。この費用が引き続き、この金額で後4年間いくのかどうかと、私、非常に疑問に思っています。

例えば富士電機が引き続き受ければ、この金額、ある程度現実のものに、現実性を帯びてくるかもわかりませんが、今、申し上げましたように、実際は9億円ぐらいかかるやつを3億5000万円で受けてきている、しかも、一方では三重県とは裁判をしているというようなことになれば、富士電機が引き続きあと4年間受けるという保証はありませんし、かえってその可能性というのは非常に低い、こう思っています。

また、この改修費の4億9500万円、これも、平成21年当時、当時の日本環境衛生センターというところが積算したようですが、あれから10年近くたつてくると、さらにこの金額が増えてくるとことは大いに考えられるわけです。

そろそろ県も、この金額、一体どれくらいかかるのか、これから4年間、平成28年度で終わって29年から32年度まで、そういう全体像をいろいろ試算されていると思いますが、一回、明らかにしていただけませんか。それが明らかにならないとなかなか議論が前に進まない、こう思いますが、ましてや、いろいろ協議会の構成メンバーもこれから変わってくるという、そういう可能性もあります。それぞれの、引き続きRDFでやっていかれる、そういう市町の負担も大きくなる可能性もあるわけですので、全体の試算をお聞かせいただきたいと思います。

(小林潔企業庁長)

RDF事業の平成29年度以降の見通しのお尋ねにお答えさせていただきます。

RDF焼却・発電事業は、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用するために、平成14年度から28年度までの15年間をモデル事業としてスタートしたものでございまして、事業開始当初から市町、製造団体からのRDF処理委託料と売電収入で運営しております。

また、事業運営の方向性や処理委託料などにつきましては、市町や製造団体で構成するRDF運営協議会で協議、決定をしているところでございまして、運営期間についても平成32年度まで延長することが決められております。

一方、平成24年11月から固定価格買取制度の適用とか、25年度には電力供給先の入札の選定といったことで、売電収入が増加をいたしました。これにより、平成25年度から28年度までのRDF処理委託料が減額改定されまして、市町の負担軽減が図られたところでございます。

このような中で、先ほど議員も御指摘がありましたけれども、14年度からの15年間、一括して富士電機に約52億円で委託をしております。この委託が、契約が平成28年度末で終了するというところで、29年度以降の受託業者、運営委託額を決めていく必要がございます。

このため、平成29年度以降の経費につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、21年度に実施した調査結果もありますけれども、調査から5年が経過をしております、経年変化等もございまして、実際の運営経費の積算に当たりましては、新年度に行う、より現状に即した新たな詳細調査を踏まえ、今後、受託業者や運営委託額などを決めていきたいと考えております。

また、売電収入などの見通しにつきましても、発電量の変動等があるため不透明な状況でございます。したがって、平成29年度以降の収支の見通しを立てることは、現時点では困難でございます。

企業庁といたしましては、市町、製造団体の負担軽減を図るため収支改善に引き続き務めるとともに、平成29年度以降の収支見通しについては、売電収入や発電所の管理運営委託費を見きわめながらRDF運営協議会に諮り決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(三谷哲央議員)

今のお話で、新年度、つまり平成26年度に詳細な調査を行って金額を決定するというごことから、できるだけ早く全体像を明らかにしていただくということが大事だと思いますし、それがなくなかなか一定これからの議論が進んでいかない、こう思っておりますので、26年度、期待しておりますので早くお願いをしたいと思います。

それから、続いて、この撤退処理というのは一体誰がするのということなんです。

御承知のとおりこのRDF事業というのは、北川知事の時代に国のダイオキシン対策に沿って県主導で進めてきた事業です。焼却灰は溶融炉で、小規模な焼却炉はRDFと、こういうふうに関が政策誘導をしてきたわけですね。このあたりから少しおかしくなってきていて、ごみ処理、本来なら環境生活部のものが、発電事業だからと企業庁が取り込んだということなんです。

平成28年度で終わって32年度まで県が責任を持って事業推進を進めていきますよということなんです、これから、29年以降、RDFから徐々に撤退をしていくわけですが、県はどこが責任を持ってやるのか、企業庁なのか、環境生活部なのか、どこが責任を持ってやるのか、なかなか見えてこないんですが、この点、いかがでしょうか。

(石垣英一副知事)

平成29年から32年までRDF事業について延長したということでありましてけれども、議員の言われましたように県庁の中でどこが担当するんやという話については一つか二つあると思っています。それは、企業庁が引き続き所管するというのが一つ、もう一つは、環境生活部を含めて知事部局がやるという話だと思いますけれども、これについては早急に検討してまいりたいと思っております。

(三谷哲央議員)

出てくるのには時間がかかりますけれども答弁はまことに短く、日ごろ答弁なれしていないというのがよくわかるんですが、大事なのはやっぱり、これだけ県の政策誘導の中で出てきた事業であって、これから膨大な金額が各市町かかるんですよ。

桑名広域でも新たに今度焼却炉をつくるという計画がありますが、総事業費は約110億とされています。3分の1が国の交付金で61億5000万円ぐらいが起債でやって、あと残りの自主財源で18億5000万円やると。それで、起債でやる分だって全額、何も交付税措置になるわけじゃありませんから、そういうことも含めて県がしっかりと支援をしていくということが大事だと思います。1年でも早くRDFが終われば、それだけ県の負担も市町の負担も小さくなって、ひいては県民の負担が小さくなると、こう思いますが、副知事、いかがですか。

(石垣英一副知事)

RDFについて、大きな負担になるということと大きな課題があるということは十分理解しております、今後、国のほうの制度等も活用しながら、県として支援できることを精いっぱい市町と検討していきたいと思っています。

(三谷哲央議員)

国のほうの制度を活用するのはよくわかるんですが、国の金だけで県をスルーして市町に出して県負担がゼロというのは、そういう話はないように、ひとつお願いをしたいと思っています。

## ○平成 26 年定例会（一般質問：平成 26 年 6 月 9 日）

(中西勇議員)

それでは、二つ目の質問、RDF 焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制についてということで、ストレートにこのまま質問に近いんですが、現在のRDF事業の収支をいま一度確認してみたいと思いますので、パネルをお願いします。

(パネルを示す) ちょっと数字を出させていたしておりますが、私が調べた部分で平成 13 年当時のRDF事業の全体計画を少し頭のほうで計画の金額として上げさせていただきました。その中でございますけれども、施設整備費が 58 億 2000 万円余り、それから共用設備部分が 11 億 8000 万円余り、その他の費用が 13 億 4300 万円余り、それから土地取得が 5 億円余り。それでトータル 88 億 5000 万円余りという、これは平成 13 年の資料だったので、実際にはもう少しかかって 93 億前後だと聞いておりますけれども、この中で少し今までの経緯を述べさせていただきますと、このRDF事業が始まったのは平成 14 年ということですが、まだわずか 12 年前ということですが、

そして、この事業は平成 28 年度で終了するという 15 年間の事業であったわけですが、平成 23 年 4 月に広域事業体と市長による事業組合が平成 32 年まで延長することを協議会総会で決定しております。そういうことでここまでが経緯でございますが、その後志摩市が平成 26 年度に離脱して独自のごみ処理をするということで決定しております。また、香肌奥伊勢資源化広域連合から松阪市が離脱することをこの連合の組合の総会で決定しております。そして、伊賀市では今後離脱の方向で協議をしていくというようなことを表明していると聞いております。

そもそも市町のごみ、行政といいますけれども、ごみ行政はそれぞれの市町が責任を持って市民、町民のごみ処理を行うことが基本であると思っております。そういうごみ処理の事業であります、ごみの資源を有効活用するという方法で全国的に機運も高まり、平成 10 年ごろからRDF事業が県の提案で、ちょっと言い方は悪いかわかりませんが、この指とまれという方式で各参加市町を募った経緯があります。

そのときRDFの委託料は売電収入で補うので無料、また発電により収益が上がれば還元もできるということでした。しかし、当時の社会情勢や諸事情により委託料は有料で始まっております。すなわち、RDF事業はRDF化するのに費用がかかり、そして、それを処理する費用とダブルで市町に負担がかかっている状態でスタートして、その料金は年々増加しているのが現状です。

ここで少しその状況のパネルをもう一度見ていただきたいんですが、(パネルを示す) RDF事業の中身の発電部分というのが附帯工事のRDFの部分なんですけれども、電気事業の中に水力発電とRDFの部分があります。合計すると水力発電は平成 14 年度からの数字なんですけれども、7 億 1000 万円余りのプラスです。RDF事業の損益としては 31 億 9000 万円余りマイナスでございます。ただ平成 15 年度に爆発事故がありました。そのときの部分として、ちょっと書き方がおかしいかわからんですけど、損失した部分を事業者の富士電機のほうから半分負担をいただいております。ということで、ここでマイナスというのをおかしいですけど、収益としてプラスマイナスすると 20 億円余りの損失が今出ているという状態でございます。

こういう状態であるんですが、平成 25 年のこの事業の総会の中で、東員町の町長からこんな話がありました。平成 14 年度から始まった事業でしたが、たくさん市町を巻き込んだにもかかわらず、5 年程度を経過した時点で平成 28 年度をもって事業を終了することを一方的に伝えてきました。関係市町はそれまで使っていた処理施設を処分して新たにRDF製造施設を建設し、参加したのです。また、RDF処理施設を処分して新たな処理施設をつくらなければなりません、短期間での方針転換によって迷惑を受けている市町のことを県はどのように考えているのでしょうか。特に本町にとっては忘れられない出来事、平成 15 年 8 月に起こったサイロの爆発です。この事故によって本町の関係者の 2 名の尊い命が奪われており、こんな重大な経過をたどって運営されている事業であることを県の幹部は責任を持って一度考えてほしいと思います、という話が総会でございました。

そこで、質問です。平成 32 年のRDF事業に関して県はどのようにしていくか教えてください。

現在発電事業は企業庁が減価償却をしている状態でございますが、要は発電施設以外の他の施設は県の資産となっております。どういう形で処理をしていくのでしょうか。現在も含めて、先ほど言ったこの赤字は誰が責任をとるのでしょうか。赤字がこれから少なくなる保証はあるのでしょうか。

先ほどのパネルに平成 25 年の決算の予測数字を少し入れました。少し黒字になっておりますけれども、またこの赤字に対して市町に負担をしていただくのか答えていただきたいと思っております。赤字補填は余剰金でとよく言われますけれども、余剰金を遠回りに考えれば税金と同じという感覚がございます。無駄に使うことではないと思っておりますので、御答弁のほうをよろしく申し上げます。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

それでは、RDF焼却発電事業の終了後の市町のごみ処理体制につきまして御答弁申し上げます。

御指摘のように、平成32年度まで継続するというように決定されてございますが、RDF焼却発電事業が終了します平成33年度以降のごみ処理につきましては、各市町において新たなごみ処理体制への移行に向けて検討がなされているところでございます。

県としましては、市町においてごみ処理が適正に行われることが重要と考えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、新たなごみ処理体制の構築に向けて市町とともに取り組んでいるところでございます。

具体的には、市町等が設置します検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っております。RDF焼却発電事業終了後におきましても、市町のごみ処理が円滑に行われるよう、引き続き県としてしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。

平成29年度以降のごみ処理の費用に関しましては、今企業庁のほうで委託料等の試算をしておりますので、29年度以降の処理料金の検討時点でまた関係市町と検討していることとなると考えております。

答弁は以上でございます。

(中西勇議員)

答弁はいただきましたが、検討している、検討しているということばかりなんですけれども、今平成26年ですね。今から考えるとあと6年間あるかなと、そのように思いますけれども、実際本当に市町が自分のところのごみを自分のところで処理をしていくとなると、それなりにまた設備投資もしていかないかん部分も当然あるわけですね。そういったところもしっかり県のほうで中へ入っていただくことが必要なかなと、そのように思うんです。

今いろんなところに入りながら、職員を回しながらとか、そういう話もありましたし、委託料の件も話がありました。ここで私からこういうふうにしてはどうかという部分を少し話しさせていただきますけれども、対案というとなんな大げさなものではないんですが、平成32年までに参加しているところ、全体的な部分で考えると、このRDF事業は早くやぱりどこかで切りをつけていくことを考えなければいけないなと。県がいつまでも市町に負担を押しながらやっていくことではないのかなと。

それで、平成32年で一応切りをつけるということであるのなら、民間事業者がこの施設を売却するという方法も一つはあると思います。売却の仕方は当然ありますし、同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合の部分がありますので、そういったところ、それと先ほどのパネルで示した設備投資している費用、随分かかっておりますので、そういったことも当然考えてやらなければいけないと思います。

そこで、二つ目として、今言った同じ敷地内に桑名広域清掃事業組合があるわけですか

ら、そこでRDF化したものをもう一度発電していくという考え方をするのであれば、そこで引き取っていただくなり、事業を進めていただくというのがもう一つの方法だと思うんです。

それと、三つ目、もう一つ考え方としてはよく今いろんな部分で指定管理という形を出されてみえますので、民間事業者に指定管理として、入札制度にされるかどうかはあると思いますけれども、そういう形でそのまま移管してしまう。指定管理を出してしまうという形があるのかなと、そんなふう思うんです。

これはあくまでも方法はもっとあるかわかりませんが、本当に平成32年までにほかの、ここに参加している市町のごみ処理をできる状態にできるのかなというのがすごく私の中では不安に思っております。

そういう部分で少し確認も含めて知事にちょっと言わせていただく部分なんですけれども、知事もこの話は平成23年に知事に就任したときに総会でいろんな話があったということも聞いてみえると思いますし、そういう部分で今ちょうど丸3年たち4年目になってくるわけですね。こういう中で、もし所見として聞かせていただけるのなら、知事として、この後平成32年にうまくいくのかどうかも含めて、少しこういうふうにいるよということがあるのなら教えていただきたいなど。

答えにくいのであればもう答えていただかなくても結構なんですけど、この3年余りの間でそういう話というのは議会で余りされていないように思うんです。総会や協議会の中で話はあるのかなと思いますけど、それぞれの市町に対してのこういうふうにしていくんだ、また相談していく、検討していくという話はあると思うんですけど、そんなので本当にうまくできるのかなというのが一つなんです。それで、それぞれの担当の常任委員会でもどれだけの話ができていくのかなというのが私の中ではわからないですね。そういった部分を含めて、知事が少し何かこういうふうにいるよというところがあるのであれば少し答えていただければと思います。知事、お願いできますか。

(鈴木英敬知事)

答えやすいか答えにくいと言われると答えにくいんですけど、それはなぜかというところと多くの関係者の皆さんを巻き込んで議論をしている途中でありますので、私自身の見解を述べることで今議論中のものに影響を与えるということ、そこに懸念がありますので、クリアカットな答えというのはなかなかできませんが、議員から御指摘があったように、どういう形態にしても、そしてまたそれぞれ桑名広域、東紀州地域、香肌奥伊勢や伊賀市とそれぞれに抱える事情が違いますから、県としてはこれまでの経緯と役割、こういうものを踏まえてしっかりと参画をしながら汗をかいていくということは大事なことだと思っています。

(中西勇議員)

今いろんな事情があると聞きますけど、僕にとっては本当に税金の無駄遣いをしておるとしか思えないわけですね。そういう部分を踏まえてしっかり方向性を出していただきたいということです。

今までの知事でこういう話もありました。負の遺産をいつまで続けるんやと、そんな話もあったと思いますので、この部分をしっかり踏まえて今後よろしくお願ひしたいと思います。要望ということでさせていただきます。

## ○平成 26 年定例会 委員長報告（平成 26 年 10 月 17 日）

（稲垣昭義予算決算常任委員長）

次に、RDF 焼却・発電事業については、平成 24 年度以降固定価格買取制度の適用もあり売電収入が増加したため、RDF 焼却・発電事業単独で黒字となっています。しかし、平成 29 年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等が見込まれることから、引き続き健全な経営の推進に関係部局とともに取り組まれるよう要望します。

また、RDF 焼却・発電事業は、水力発電事業譲渡後も平成 28 年度まで企業庁が任意適用事業で運営し、翌 29 年度から 32 年度までは県が事業主体となることとされています。

そのため、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の精算が確実かつ適切に実施できるような方法を検討されることを要望します。

## ○平成 26 年定例会（一般質問：平成 26 年 12 月 4 日）

（舟橋裕幸議員）

RDF 焼却・発電事業についてお伺いします。

RDF 焼却・発電事業は、三重県企業庁の水力発電事業の附帯事業として、平成 26 年度をもって終了し、27 年度、28 年度は条例改正により、地方公営企業法の任意適用事業として、企業庁が運営主体として事業継続することになっていますが、いまだ、29 年度からの運営主体は明確になっていません。つまり、責任の所在が明確になっていないわけでありませぬ。

北川知事当時、市町の業務である一般廃棄物の処理に関し、焼却炉のダイオキシン対策もあり、小規模自治体での一般廃棄物処理を支援するため、RDF 焼却・発電事業を始めたと記憶しています。

私は、平成 21 年 6 月の県議会において、水力発電事業がなくなれば当然、三重県環境森林部が RDF 事業においても責任を負うべきであると申し上げました。そのときには随分先の話ですから明確な答弁をいただきませんでした。いよいよ 2 年半先となった今日、県としての判断があるべきではないかというふうには思っておりますが、いかがお考えか、知事にお伺いをしたいと思います。

もう一つ、また、電気事業会計において、損益計算書を見ますと、RDF 発電費としての 10 億円前後が支出されています。うち、富士電機に委託している RDF 焼却・発電施設の維持管理及び運営についての費用は、年間三、四億円余りと伺っています。富士電機との契約は 28 年度で終了であり、その後、4 年間という限定した、かつ、老朽化した施設のメンテナンス契約を結ぶ際、他の企業が、富士電機が建設した老朽プラントの運転、維持管理を受注すると思えませんし、従前と同程度の金額を富士電機が提示するともなかなか思えません。25 年度の決算審査意見書においても、「平成 29 年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行われるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。」と記されています。25 年度決算において、RDF 焼却・発電事業における利益は 1 億円余りですが、4 年間、富士電機に対して従来よりも高額な費用を払うのであれば当然、赤字決算が予想されます。環境生活部が事業主体となり赤字部門を補填することは財政規律上問題ですし、当然、企業庁の公営企業会計になじむものではありません。もう少し他の手段も検討してはいかがでしょうか。

RDF を製造し、県に持ち込む自治体とは、33 年度までは県が責任を持って処理する約束があります。高コストの中、RDF 焼却・発電事業を従来の形で引き続き継続するのか、改めて事業の経営形態も含めて検討してはいかがかなと思いますので、知事の御所見をお伺いいたします。

（鈴木英敬知事）

RDF 焼却・発電事業の運営、29 年度以降の運営主体についての御質問でございます。

平成 29 年度以降の運営主体を検討するに当たりましては、経営の健全化を確保することが重要であり、将来の経営を見通す上で、平成 32 年度までに要する委託費用を積算し、精査していく必要があり、本年度において、29 年度から 32 年度までの維持管理や設備改修に要する費用等について試算するとともに、継続的に安全、安定な運営を行うための管理運営上の課題やリスクの洗い出しなど、調査検討を進めているところであります。

この調査業務の結果は本年度末に取りまとめを予定しておりますので、その後、この調査結果を踏まえ、健全な経営が行われるよう、RDF 運営協議会においても関係市町と協議を重ねていく必要があります。

いずれにしましても、29 年度以降の運営主体をどうしていくかについては、コスト面だけでなく、安全・安心で安定的な運転の確保や、地元住民の方々の御理解なども含めて総合的に判断していきたいと考えております。

（舟橋裕幸議員）

さっぱりした回答で、今年度末、来年 3 月には結論を出しますということでございました。

随分高コストになる危険がありますので、しっかりと総合的な御判断をいただきたいと

思います。

### ○平成 27 年第 1 回定例会（議案質疑：平成 27 年 2 月 20 日）

（濱井初男議員）

それでは、続きまして、議案第 52 号三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に関しまして、条例改正の趣旨について確認をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、既に譲渡済みの 5 発電所に加えまして、今回の長ヶ等の 5 水力発電所の中部電力株式会社への譲渡をするに当たり、平成 27 年 4 月 1 日に全ての水力発電所の民間譲渡が完了するというところでございます。水力発電所事業を終了するに当たりまして、水力発電に関する電気事業を廃止するとともに、これまでは水力発電事業の附帯事業として実施されてきた R D F 焼却・発電事業を主体とした新たな電気事業を開始するものと理解しておりますけれども、これでよろしかったでしょうか、どうぞお伺いします。

（小林潔企業庁長）

今回の設置条例の改正は二つの事項に対応するために行うものでございます。

1 点目は、議員もおっしゃいました平成 27 年 4 月 1 日付で全ての水力発電所を中部電力株式会社に譲渡することに伴いまして、条例から五つの発電所を削除するものでございます。

それから、2 点目は、R D F 焼却・発電事業を主体とした新たな電気事業を開始するために、条例に規定を設けるものでございます。

本県の電気事業は現在、水力発電事業と R D F 焼却・発電事業の二つの事業で構成されております。水力発電事業は地方公営企業法の適用を受けており、その附帯事業である R D F 焼却・発電事業にも同法が適用されております。しかし、水力発電所の譲渡完了に伴いまして水力発電事業が廃止されるため、R D F 焼却・発電事業の法的な位置づけがなくなることとなります。

今回の条例改正は、R D F 焼却・発電事業を地方公営企業法上の事業として企業庁が引き続き行うために、同法の適用を受ける旨を条例に規定し、R D F 焼却・発電事業を主とする電気事業を開始するものでございます。

以上でございます。

（濱井初男議員）

よくわかりました。本県では条例をつくって見直しを進めておるわけでございます。ですから、残務処理については附帯的にぶら下がるというような形だと思いますね。ありがとうございます。

### ○平成 27 年第 2 回定例会 委員長報告（平成 27 年 6 月 30 日）

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

R D F 貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟についてであります。

本年 3 月 19 日に津地方裁判所において判決の言い渡しがあり、控訴の期限である同年 4 月 6 日までに三重県及び富士電機株式会社ともに控訴しなかったため第 1 審判決が確定し、本件訴訟は終結したところであります。

しかし、第三者に与えた損害に係る債務の一部については、平成 32 年まで残っている状況です。

そこで、今回の訴訟終結を一つの節目と捉え、県当局におかれましては、関係機関と調整の上、早急に債務の完済事務を進めるとともに、R D F 焼却・発電事業について、計画段階からこれまでの総括にも取り組むことを要望します。

なお、第三者への債務の処理方針及び R D F 焼却・発電事業の総括結果について、平成 27 年 10 月に開催される委員会で報告することを求めます。

### ○平成 27 年第 2 回定例会 提案説明（平成 27 年 9 月 15 日）

（鈴木英敬知事）

平成 27 年第 2 回定例会 9 月定例会会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

次に、R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度から 32 年度までの運営主体については、これまで関係部局において検討を進めてまいりました。その結果、安全で安定した運転に関するノウハウを有すること、平成 29 年度以降の R D F 処理委託料金が構成市町に決議されたことで経営を安定して行う資金確保に見通しができたこと、これまでの三重ごみ固形燃料発電所の運転実績や地元住民との情報共有を通して地元住民との信頼関係を築いていることなどを総合的に勘案して、平成 29 年度以降の運営主体につきましては、引き続き企業庁が担っていくことを決定しました。今後も三重ごみ固形燃料発電所の運営に当たっては、関係市町となお一層の連携を深め、安全で安定した運転を行うことを最優先に取り組んでいきます。

### ○平成 27 年第 2 回定例会（議案質疑：平成 27 年 9 月 18 日）

（山本里香議員）

次の電気事業の決算についてお伺いをいたしたいと思います。

この電気事業の中で、RDF発電事業、これは、単年度で、平成26年度で見ますと、大変黒字、単年度では黒字になっておりますが、累積赤字もありますし、松阪市が撤退をされたことによる、その料金が入っているということになっています。

夢の燃料として宣伝をして始まりましたRDFには大変、安全上の問題、それから、ごみの処理ということ、ごみ行政の理念的なことでも問題があるということはずっと言ってきましたけれども、今回、三重県RDF運営協議会におきまして、ある市町の市長のほうから、この平成32年度に終わらせるということに対して、県が呼びかけて半ば強制的にこれが始まったのに、強引に始まったのに、このことについてはどうなんだ、県の責任はどうなんだと、そのような発言があり、それを会長のほうでおさめていただいた形になっています。

議事録の中からも、県は平成32年度以降のことについてほったらかしにするわけではないというふうに担当者の方がお答えになっておりますけれども、この県の責任、ほったらかしにしないと、このことについて確認をさせていただく中で私は平成26年度の審査をしたいと思いますので、それは具体的にどういうことだったのかとお答えをいただきたいと思います。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

三重県RDF運営協議会で申し上げましたのは、RDF焼却・発電事業の終了後につきましては新たなごみ処理体制を構築していくということで、現在、各市町等におきまして検討がなされております。今でも県としましては、市町等が設置します検討組織への参画でございますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

日々発生する市町のごみというものが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要なことと考えておりますので、RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に市町が円滑に移行できる、そのために、市町と一体となって検討を行っておりますので、技術的な支援等を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

(山本里香議員)

連携をとってきっちりということはもちろん最低限のことだと思うんですけど、これらの事業についてしっかりと検証をしながら、そして決算審査、あるいは来年度予算はまた続いていきますけれども、そういうことをしていかなければ初めの言い出しとは違う内容でこの処理金額がどんどん上がっていくような中で、半ば、半ばです強引にこの事業が始められ、そして、また、この平成32年度に、これまたやめるということになってきたわけですので、そのところを、しっかりと県の責任を明確にして、そして、今までどれだけのお金がこの中につき込まれているのかということもしっかりと全体像として考えた上で審査をさせていただきたいと思います。

(稲森稔尚議員)

それでは、認定第3号の電気事業会計決算、RDF発電についてお伺いをしたいと思います。

もうRDFのこれまでの平成14年からの経過というのは皆さん御存じで、今の現状も御存じだと思うんですけども、これまでのRDF発電事業に対する県の責任、これまでについてどのように総括、評価をされているかという基本的なところをまずお聞かせいただきたいと思います。

やはり累積の欠損やこれからの4年間で46億円という収支不足がもうわかり切っているという中で、それをなぜ継続していくかということは私は全く理解しがたいわけなんですけれども、これを少しでも前倒して収束をしていけるような努力をしていくべきだと思うんですけども、この2点についてお伺いしたいと思います。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

現時点での全体の総括ということにつきましては現在庁内で検討しているところでございますが、RDF焼却・発電事業につきましては、当初ダイオキシン対策や循環型社会の構築というものを目的にしまして、市町とともに広域的に取り組んできた事業でございまして、単独市町では対応が困難でございましたダイオキシン対策につきましては、法で定める期間、これは平成14年12月でございしますが、それまでに規制を達成できているということ、それと、焼却灰につきましても、セメントの原料化や土木資材として活用するなど、資源循環の観点でも一定の成果があったものと考えてございます。

前倒しにつきましては、三重県RDF運営協議会におきまして平成32年度末までの継続を合意して、責任を持って事業を実施しているところでございますが、8月25日の三重県RDF運営協議会におきまして、伊賀市長から、全ての市町にメリットがあるのであれば事業終了年度を前倒しできないか検討してはどうかというような提案がございました。現在、RDF総務運営部会におきまして、11月末をめどに検討を進めておりますので、県としましては技術的な支援等を行っている状況でございます。

(稲森稔尚議員)

環境面については一定の御回答があったんですけども、今回決算ということで、これまでのお金の問題、これまでの累積の欠損や市町や県民の皆さんの負担、このことについてどういう総括をされていますでしょうか。どういう見解をお持ちでしょうか。

(松本利治企業庁長)

御指摘の累積欠損金等のごとでございますけれども、RDF焼却・発電事業の収支を立てていく上において、例えば電気事業法の改正によりまして、廃棄物発電の方式の売電が入札方式、あるいは余剰電力購入メニューによるとかいうことで、当初より想定していた

売電収入が減少してきた、あるいは、ダイオキシン対策の強化ということで、灰処理について、例えば溶融固化義務が課せられたということで少し経費の増大を招いたということで、非常に収支のほうが悪くなったということの中で、平成13年1月に関係市町と県とで構成します三重県RDF運営協議会で、RDF焼却・発電事業のあり方、あるいは処理料金等について本当に議論を重ねて、その都度合意を図って進めてきたところでございます。

(稲森稔尚議員)

これまでの収支が悪くなっているという理由を聞いているのではなく、その結果をどういうふうに受けとめていますかという質問に答えていただきたいと思います。

(松本利治企業庁長)

現在、平成26年度決算で、RDF焼却・発電事業、およそ約25億6000万円の累積欠損ということになっております。これにつきましては、訴訟の判決が確定したということもあって、今年の6月定例会議に補正予算で10億円の特別利益を計上させていただいて、現時点では15億円ぐらいの累積欠損ということになっております。

これにつきましては、大体RDFの爆発事故絡みの経費及び平成19年度までの欠損について県が負担をしたということでそういう金額が積み重なっております。その辺につきましては、私どものほう、収支の見込み等が甘かったということについては認めざるを得ないのかなと思っております。

それで、現時点では、その後、いわゆる固定価格買取制度、あるいは入札制度等が入札を導入したことによってRDFの売電単価が高くなったということで収益の向上も見られているということの中で、私ども、一層、安全・安心の運転に努め、一方で、収益、売電単価が少しでも高くなるように、あるいは、安全を前提として経費の削減等に努めていきたいと思っております。

(稲森稔尚議員)

先ほど前回の三重県RDF運営協議会について、伊賀市長から前倒しで収束をさせたいという発言があったというふうなお話だったんですけども、伊賀市のほうは昨年の3月に、市長の諮問機関のほうで、過渡的な民間委託が望ましいと、今後のごみ処理について、そういう答申を受けているわけですが、伊賀市単独で抜けるとか、そういう話ではなく、全ての構成団体が一致して早く収束するという、そういう立場の中で、伊賀市としては、具体的な代替案、対案を、しっかり今考えていると、そういう状況だと思っております。

そして、一つは、今後のごみ処理のあり方なんですけれども、過渡的、一時的なごみの受け入れも含めて、例えば余裕のあるところに一時的に受け入れてもらうとか、あるいは

一時的な民間委託も検討するとか、そういうことも含めて具体的な方策を県がもっと主体的にかかわっていただきたいと思ひますし、人的にも技術的にも、そして財政的にもそのことは後押しをしていただきたいと思うんですけれども、これ、知事に今後のことをお聞きしてよろしいでしょうか。

(鈴木英敬知事)

先ほど廃棄物対策局長も答弁しましたけれども、伊賀市長からの提案につきましては、11月末をめどにRDF総務運営部会において、具体的な案をみんなで検討しますので、その中において県がどういふような役割を果たしていけばいいのか、それを検討したいと思ひます。

(稲森稔尚議員)

それと、もう一つ確認したいんですけども、そういうことを踏まえて、平成32年にはこだわらない、そういう立場でいいのかということと、平成29年からの運転管理業務委託、今までの平成28年度で終わるということで、今後4カ年で契約するというのではなしに、例えば単年度で契約をして、今後のごみ処理のあり方、構成団体のごみ処理のあり方も見据えながら対応していくということは考えられるのかどうか、この2点、お伺いしたいと思ひます。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

その点につきましても、11月末までの検討の経緯によって判断していきたいと思っております。

(松本利治企業庁長)

平成29年度から32年度の4カ年の業務委託の関係ですけれども、これ、まさしく11月末を目途にいろいろ検討していただくということを踏まえて、いろんなバリエーションは当然考えていかなければならないのかなと思っております。

(稲森稔尚議員)

もっと県が当事者意識を持って、これ以上の市民、県民の血税を垂れ流すことは許されないという、そういう立場に立っていただきたいと思ひます。このことを強く求めて質疑を終わりたいと思ひます。

## ○平成27年第2回定例会 委員長報告(平成27年10月20日)

(東豊環境生活農林水産常任委員長)

RDF焼却・発電事業は、小規模な市町村単独では困難であったダイオキシン対策等を理由に、広域的な環境行政の一環として、県が一般廃棄物処理に関与し、その推進に主導的役割を果たしたものです。貯蔵槽の爆発など痛ましい事故もありましたが、一般廃棄物のエネルギー化等により循環型社会の推進に一定の役割を果たした事業でもあります。

県当局におかれては、RDF焼却・発電事業の終了に当たって評価、検証を行い、次代の環境行政につなげるために事業の総括に取り組まれるよう要望します。

(中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長)

次に、RDF焼却・発電事業についてであります。

今回、県当局からこれまでの総括を御報告いただいたところですが、この報告内容について不十分な部分が見受けられました。

県当局におかれましては、事業開始時の市町への説明の経緯や事業推進における責任等について、議会の対応や環境行政の視点も含めた記載を加え、現時点での総括として再度、今年度中に議会へ報告するよう要望します。

(青木謙順予算決算常任委員長)

次に、RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成32年度まで事業を継続するとされたところです。RDF焼却・発電事業は、平成24年度以降、固定価格買取制度の適用や競争入札により売電収入が増加し、黒字となっています。しかし、平成29年度以降は、RDF焼却・売電施設の維持管理費が大幅に増加することから、引き続き健全な経営の推進に取り組まれるよう要望します。

## (討論)

(山本里香議員)

次に、認定第3号、電気事業会計です。

防災県土整備企業常任委員会において、電気事業決算のための分科会で認定審査後に開催された所管事項調査では、企業庁よりRDF発電事業の総括的なものが出されました。5名の委員から質疑という形で意見が出されました。悪評価のほうが多い、おかしいなど思われるのは当たり前だ、説明はいかがなものか、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、2名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面から見ても総括すべきだ、勉強不足で大きな事故になった、県の見誤りであった、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのか、市町の不信感という表現では済まされないなどなど核心に迫る意見が続き、総括は不十分なもので引き続き継続して総括し、今年度中に報告をすべきと委員長はまとめられました。

平成14年12月、私ども日本共産党は、RDF発電は余りにも未開発であり、技術的にも十分なものになり得ていないこと、何よりもごみの減量に逆行するものだと指摘しておりましたが、夢の燃料を前面に導入されてしまいました。軽微なトラブルを繰り返して、平成15年8月にあってはならない事故が起こり、夢から覚めたわけですが、RDF固形燃料についての十分な研究もなされないままに技術を導入していたことは、事故後に固形燃料の発熱実験をしていたということでも明らかになっています。悪夢を追い、現実を直視せず、国が補助金をつけ推奨し、県が半ば強引に進めたことの代償は余りにも大きかったです。夢は安全性の問題だけではなく、処理負担は無償と夢を振りまきながら、一転稼働時には有償となり、平成26年度ではトン当たり7372円、今年度は8244円、平成29年度から32年度の終了まで1万4145円の処理費と決まったようです。通常の一般廃棄物の処理よりかなりの費用がかかります。これは参加市町の負担になり、県としても運営費負担をしているわけですから、何ともあれ大きな負担です。倍々ゲームで処理費が膨らんできたことで、言っていたことと違うと声が上がるのも当然です。

委員会で確認されたように、電気事業としても採算が合わないことに頰かぶりしていた。加えて老朽化の問題、これ以上は無理と終了。建設費に91億円、用地費に11億円、10年間の業務委託費に52億円を投じたこの事業で、平成26年度累積欠損が25.6億円です。半ば強引に始めたものを終了となれば、途端、新しいごみ処理事業を市町は計画しなければなりません。今回示された総括に市町の不信を買ったとありますが、不信を買ったところではないわけです。

採算がとれなくても行政がやらなくてはならないことはもちろんあります。水道事業、工業用水道事業、電気事業においては、まさしく夢で固めて現実を見ず、国のモデル事業、推進事業として率先して県が乗り出し、市町を翻弄し負担を押しつけ、三重県としても負担に苦しむことになりました。これら全て住民負担。

三重県も被害者だというわけにはまいりません。率先して進めた責任があります。委員会において、議会の議決責任という言葉も出てまいりました。これらの夢の事業などと吹聴された、いいことしか説明されなかったとどこからか聞こえてまいりましたが、根本理念の問題、不採算性の問題とともに、危険性や環境への影響など、私ども日本共産党は指摘して問題としておりましたが、今ここでだめなものだめとどこかで発信をするのであれば、この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。もうやってしまったのだから、できてしまったのだからしょうがないと言うのではなく、ここできっちりと問題を認識し、総括を望むとともに、平成26年度の認定をすることはできません。

(稲森稔尚議員)

平成14年から始まりました三重県によるRDF発電事業は、県が本来市町村固有の事務である一般廃棄物処理への介入を、様々な夢のようなうたい文句を並べて政策的に誘導してきました。

しかし、当初の見通しが甘かったことが明らかになると、市町にかけていたはずのはしごを外して不当な脱退負担金で縛り続け、県民に負担を強いてきました。

県は、市町やそこに根をおろして暮らしている市民生活に対して余りにも無関心なようですので、RDFに参加をする伊賀市の事例を少し挙げたいと思いますが、可燃ごみの排出量は、伊賀市では平成15年度の2万5165トンピークに年々減少し、平成26年度には2万469トンと過去最少になっています。しかしながら、RDF処理委託料は、平成17年度の6億8611万円から平成26年度には8億8736万円に負担が重くのしかかり、今後もそれは増え続けていきます。昨年度からは、市民にとっては可燃ごみの値上げなど、市民にも直接負担が転嫁をされるという事態になっています。

本来、ごみ減量に取り組むことは推進されるべきことですが、ごみ減量に取り組めば取り組むほど売電収入が減少して構成団体に負担をかけていくという構造になっています。

さらに、RDF発電の見通しが立たないことから、構成団体は設備や運搬車両の改修や更新を抑制してきており、このことから老朽化も見られ、今後不測の事態が起きればさらなる財政負担が予想されています。RDF運営協議会でも、平成32年を前倒して終結させようとの意見や、県の責任を問う厳しい意見が上がっています。

県はこの政策を推進してきた責任を明らかにし、構成団体に対する責任転嫁をやめ、各団体に対して責任に見合う応分の負担を県がすべきであります。46億円の今後の赤字を構成団体に折半させるということはありません。県による市町、県民への搾取とも言うべきRDF事業を含む決算認定に強く反対するとともに、先ほどもありましたけれども、議会の議決責任をぜひ議長にも明らかにしていただきたいということもお願いして、このRDF事業の継続が、北川県政だけの失政ではなく、鈴木県政の失政になるのではないかと、そういう御心配も申し上げまして、反対討論いたします。

## ○平成28年定例会 委員長報告（平成28年3月22日）

（中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長）

次に、RDF焼却・発電事業の総括についてであります。

今回の総括は、前回提出時よりもさらに詳細なものとなっており、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととしています。

そこで、県当局におかれましては、事業終了時の総括の際は、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた検証をさらに行うとともに、市町からの意見も取り入れた内容とするよう要望します。

なお、今回、田川知事時代からの構想時における議会の議論を見た中で、議会としても事業を推進する立場からの発言が多くあったことも事実でした。振り返ってみれば、議会として、より積極的に情報収集を行い、調査研究する努力や包括的な視点での検討をする姿勢がさらに求められていたと思われまふ。

当該事業は2名の殉職者を出すまでの事故も起こし、反省点が多い事業となりました。全ての事業終了時の総括については、後世に引き継いでいけるような、しっかりとした総括が行われるよう強く要望します。

## （討論）

（山本里香議員）

加えて、3企業会計においては、長良川河口堰導水事業やRDF発電事業は、国の政策の中で進められたものに県が追随をいたしました。議会でそれを賛成していったそのことへの反省もどうなっているのでしょうか。

巨額の税金をつぎ込みながら、読み誤りや事故で破綻をし、県民に損失を与えたことは大きな問題です。責任を明確にしないまま今となっていること、今回の特例という一般会計への貸し出しには問題ありと反対をいたします。

（倉本崇弘議員）

その上で、異例の対応とはいうものの、水道事業会計、電気事業会計から55億円を一般会計に借り入れるという対応をなされたことに対して、一言申し上げたいと思います。

特に電気事業会計についての借り入れについてであります。御承知のように、電気事業会計には水力発電とRDF発電があるわけですが、特にRDF発電事業については、過去の経緯もあり、関係する市町には複雑な思いがあります。

とりわけ、消防職員2名の殉職という悲惨な事故を経験した桑名市にとっては、このRDF発電事業というのは非常にデリケートなものであり、過剰とも思えるほどの神経質になっていると言える事業であると私は認識をいたしております。

しかも、電気事業会計からの借り入れは水力発電と同会計になっているわけですが、市町が負担をしているRDF処理委託料の収入も一部含まれております。

そういった会計から15億円の借り入れをするということは慎重であるべきであり、関係する市町に対して、あえて具体的にこのようなことは申し上げませんが、一定の配慮をすべきであると私は思います。

（稲森稔尚議員）

まず、議案第22号についてであります。RDF発電事業については御承知のように、県が主導して市町村固有の事務である一般廃棄物処理に介入する形で事業が進められてきたところであります。見通しが極めて甘く、県にとっても構成市町にとっても大きな負担になっているところであります。

結局は、一人ひとりの県民がツケを背負うことになっています。

県はこの失政の責任をより明確にする必要があり、市町に財政負担を含めて責任を転嫁することは許されません。

伊賀市からも早期終結に向けた提案があるように、当面する廃棄物処理の代替策についての調整を図り、事業終結の前倒しに向けて一層努力を尽くすべきであります。

また、本予算案には、15 億円的一般会計への繰出金が含まれています。前代未聞の事柄に対して、一般会計へ繰り出す余裕があるのであれば、市町の財政負担や県民の負担軽減に努めるべきだという声も聞かれるほどです。

これは、本来対等な関係であるはずの市町に対して何の説明も行ってこなかったことへの不信感であり、RDF 発電事業が市町に不信感をもたらす結果になったことを認識しているのであれば、上から目線の姿勢を改め、市町との信頼回復に向けてその責任を果たしていただくことを強く求めます。

## ○平成 28 年定例会 委員長報告（平成 28 年 10 月 19 日）

（館直人予算決算常任委員長）

電気事業は、全ての水力発電所の譲渡が完了した平成 27 年 4 月 1 日以降、任意適用事業である RDF 焼却・発電事業を主体としています。

平成 27 年度の経常収支は 10 億 5543 万円の純利益となっており、前年度から 12 億 6879 万円の増額となっています。これは、水力発電においては、水力発電所譲渡後の残務整理に伴う事業費用の計上等により、1 億 1969 万円の赤字となりましたが、RDF 焼却・発電事業において、RDF 貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金を特別利益として計上したことなどにより、11 億 7513 万円の黒字となり、純利益が大きく増加しています。しかし、RDF 焼却・発電事業は、依然として累積欠損金が 13 億 9863 万円残っており、平成 29 年度以降、維持管理費用の大幅な増加及び売電単価の値下がりに伴う売電収入の減少も見込まれていることから、安全性の確保を前提とした上で、さらに効率的な発電運用を行うことにより、健全な経営に努められるよう要望します。

### （討論）

（山本里香議員）

RDF 発電事業については、悲しむべき死傷者を出した事故の責任の所在をはっきりすべきだ、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、2 名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面からも総括すべきだ、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのだろうかということが問題提起されたのは、去年の、これも決算審査の委員会でありました。議会の議決責任という言葉もそのときに出てきたわけです。まさにそのとおりです。総括が不十分だと指摘され、引き続きということになっていたはずですが。その鼻息はどこでしぼんでしまったのでしょうか。

そして、今回の事務的なミスと説明のあった疑惑です。常任委員会では、疑念について払拭されたということですが、私も含め、県民の中には、疑念ははまだ晴れずです。これらのことが不十分なままで、電気事業についての審査のベースすらできていないのではないのでしょうか。この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。

## ○平成 28 年定例会 委員長報告（平成 28 年 12 月 21 日）

（下野幸助防災県土整備企業常任委員長）

次に、RDF 焼却・発電事業についてであります。

県当局から、平成 29 年度以降の RDF 焼却・発電施設等の運転管理業務委託契約は、これまでの委託契約額と比べると極めて高額なものとなっているとの説明を受けました。

運転開始から 14 年以上が経過し、施設の点検整備などの維持管理にかかる費用などの増加が要因とのことでしたが、平成 32 年度の事業終了までの間、県当局におかれましては、運用に関するコスト意識を持ち、施設の維持管理が適切に行われるよう、受託事業者への指導も含め、より安全で安定した運営を行うよう強く要望します。

## ○平成 29 年定例会（一般質問：平成 29 年 3 月 6 日）

（水谷隆議員）

続きまして、2 番目は、RDF 焼却・発電事業についてお聞きしたいと思います。

まず、RDF 化構想の変遷と RDF 焼却・発電事業のこれまでの総括についてお伺いしたいと思います。

RDF 焼却・発電事業は、御承知のように、資源循環社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として、平成 14 年 12 月から桑名市多度町で企業庁が運営をしてきております。

この事業は県が鳴り物入りで始めたものであり、経緯をさかのぼりますと、平成 7 年ごろから RDF 化構想として推進がされてきたものであると。平成 7 年 8 月には、桑名広域清掃事業組合が知事に対し、同組合が RDF 化構想に同調した形で、新たに整備するごみ処理施設に併設して RDF 発電所を整備してほしい旨の要望を行い、平成 9 年 3 月に知事と桑名広域清掃事業組合の構成市町長が RDF 化構想に関する確認書を締結し、進められました。

RDF 化構想については、当時、桑名広域清掃事業組合、環境安全部及び企業庁で行われました地元住民への説明の際のパフレットによりますと、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すためにごみの固形燃料化を進めていくとしており、ごみを RDF 化することによって地球温暖化防止になるとか、窒素酸化物、硫黄酸化物やダイオキシンの抑制になるということで説明がなされております。

また、市町には、市町におけるまちづくりの一環として地域社会の中で、当時は生活創造圏という圏域の中でRDFを生活に活用していくことが極めて有効な手段であるということで、公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源、あるいは公園などの生活圏域をつかっていく事例を挙げて説明しました。そして、市町では活用しなかったRDFについては、企業庁が無償で引き取り、発電所で電気にリサイクルを行うという説明など、この構想のメリットを強調して、推進を図ってきたところであります。

その当時、私は地元の東員町で一般企業におりました。夢のごみ発電所ということで、地域では本当に画期的な発電所であるということで、非常に話題になったことを覚えております。

このRDF化構想は、その後、RDF焼却・発電事業として進められたものですが、この事業化の中でRDFは無償ではなく、有償の引き取りとなり、参画市町は約束をほごにされたとして反発したところであります。

県からの説明では、電気事業法の改正やダイオキシン対策の強化などで事業環境が変化したことにより、無償でRDFを引き取ることはできなくなったとして、RDF処理委託料の負担を参画市町にお願いしたとのことで、市町は、心底から納得したわけではありませんが、RDF運営協議会での決定により、RDF処理委託料をこれまで負担してきたところであります。

また、平成15年8月19日にはRDF貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員2名が殉職するという大変痛ましい事故となりました。この事故の原因究明や再発防止のために、三重県議会においてはRDF貯蔵槽爆発事故調査特別委員会を設置し、私も当時はその委員会のメンバーであったわけですが、それまで前例を見ない対応ではありましたが、委員会において北川元知事にもお越しいただき、参考人招致を行うなど、様々な議論を10回にわたり重ねてきたことを記憶しております。

この事業の実施期間においては、平成19年度に県が一方向的に平成28年度末をもって終了すると提案しましたが、参画市町からの事業期間延長の要望により、その後の協議で、事業期間を平成29年度から4年間延長するという形で決定しております。

平成32年度末をもってRDF焼却・発電事業は終了することになるわけですが、この延長された4年間のRDF処理委託料は27年度のRDF運営協議会において決定されていますが、1トン当たり、税抜きで1万4145円と非常に高額となっています。

このように、RDF焼却・発電事業は、当初の構想からすると大きく形を変えて今日状況となっており、また、これまでの運営に当たっては、非常に多くの方々の大変な苦労の中で成り立ってきた事業ではないかと私は感じている次第でございます。

昨年の3月の防災県土整備企業常任委員会において、企業庁はRDF焼却・発電事業のこれまでの総括を報告されたわけですが、改めて県が当初考えていたRDF化構想とは何であったのか、当初の構想が現在の状況へとどのように変遷していったのか、そのあたりの経過や反省、事業の成果などについて現時点での総括を、改めてこの場でお聞かせ願

たいと思います。よろしくお願いをいたします。

(松本利治企業庁長)

RDF化構想の変遷とRDF焼却・発電事業の総括について御質問をいただきました。

RDF化構想は、平成2年に閣議決定された国の地球温暖化防止行動計画において、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の利用促進が明記されたことを受けまして、それまで市町が焼却処理していた可燃性ごみを固化し、それを燃料として発電所で焼却・発電することにより、エネルギー化しようとするものでございます。また、水谷議員御指摘のとおり、RDFを活用した地域づくりについても提案をされておるところでございます。

当初は、県内の多くの市町のごみ処理施設が更新時期を迎えます平成10年ごろの発電所の稼働を目指し、平成5年度から調査を開始し、河芸町地内とか津市大里地区を候補地として、その具体化を図りました。しかし、立地場所の決定に至らず、平成6年9月に計画を一時凍結いたしました。

その後、県内で議論を重ねた結果、平成7年5月に、今後、発電ありきではなく、環境政策の中にRDF化構想を位置づけて、市町とともに進めていくことを政策決定いたしました。

そして、平成7年8月に桑名広域清掃事業組合からの御要請があったことを受け、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合が設置するRDF化施設に発電所を併設することを決定し、広域的なモデル事業としてRDF焼却・発電事業を進め、平成14年12月1日にRDF発電所が稼働し、現在に至っているところでございます。

RDF焼却・発電事業の現時点での総括として、まず、成果としては、一般廃棄物行政に県が関与したことで、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用や資源循環型社会の推進に一定の成果を上げることができたと考えております。

具体的には、エネルギー政策の面で、RDF発電所では運転開始から平成27年度までに約7億8000キロワットアワーの発電を行い、約6億2000キロワットアワーを電気事業者等に供給できました。ちなみに、平成27年度に供給した電力量は約5000キロワットアワーで、これは一般家庭約1万4000世帯分の1年間の電気使用量に相当いたします。

環境政策面では、小規模自治体で困難であったダイオキシン対策を国が設定いたしました期限までに達成できたこと、ごみの資源化率が向上したこと、市町のごみ処理施設の立地対策の負担が軽減されたことなどが挙げられると思います。

一方で、反省すべき点として一番大きなことは、平成15年8月19日に2名の消防職員の方が殉職をされましたRDF貯蔵槽爆発事故が発生したことです。まことに痛恨のきわみです。この爆発事故に伴って、市町の一般廃棄物処理に大変な混乱を招く事態となりました。

RDF貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びRDFの性状不良などにより発熱、発火、爆発事故に至ったことは、安全に対する配慮が欠けていたと言わざるを得ません。その後

は、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備するとともに、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化などに取り組んでいるところでございます。

次に、当初は独立採算で事業運営ができるという前提で推進し、市町からのRDF処理委託料は無償としていましたが、市町に負担を求めざるを得なくなったことです。

これは、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ません。このことで、市町の県に対する不信感を招くこととなってしまいました。

RDF処理委託料については、関係市町と協議を重ね、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担をすることで、一定の責任を果たしてきたと考えております。

RDF焼却・発電事業は、平成32年度まで企業庁が事業運営を担うことが決まっています。企業庁としては、引き続き市町と連携して、安全で安定した運転を最優先に事業を経営していくこととしています。

なお、平成32年度末の事業終了後には、関係部局と連携をして、改めて事業の総括を行ってまいります。

以上でございます。

(水谷隆議員)

どうも総括を、これからも最終的にはしていくと、こういうことでございますけれども、あえてこの質問をさせていただいたのは、もう総括、委員会でもされておりますけれども、県民の皆さんにも少し、大きな事故でありましたから知っていただきたいということですが、あの貯蔵槽、サイロ式というかタンク式というか、ああいうものがつくられたときに、当然、いろんな経緯があったというふうには聞いております。ただども、ああいうやり方での安全管理が全くできていなかったというのは、誰が見ても、専門家であればわかるんですよ、あれは。

私も一応化学会社に勤めていた人間として、煙が出たとかいろんな事故があったときには注意しております。しかし、あえてそういうことが起きてしまったということは、これは痛恨のきわみである、2人が亡くなったということでもあります。

大牟田のサイロの場合でも見てきましたけれども、全然安全管理が違っておりました。だから、その辺が非常に甘かったのではなからうかというふうに僕は思います。

だから、今さらどうのこうのと言うわけじゃないんだけど、ぜひ最終的な総括をしていただいて、こういった事故が二度とないように、県政として考えていただければというふうに思います。

続きまして、ポストRDFと、あえてポストとつけたのは、ポストサミットという言葉が非常にいい言葉だと言われておりますので、ポストRDFについてお聞きしたいなと思います。

RDF焼却・発電事業の事業期間については、先ほども言わせていただいたように、市町の要望を受けて、平成32年度までの運営となりました。このことを受け、各RDF構成市町においてポストRDFの検討が進められており、伊賀市については、平成26年3月に同市の廃棄物処理のあり方検討委員会から一時的な民間委託の方向性について答申があり、処理方法の検討を今行っているというふう聞いております。

香肌奥伊勢資源化広域連合については、多気町、大台町、大紀町の枠組みの中で、処理の方向性については事務レベルで検討を行っているというふう聞いております。

また、南牟婁郡清掃施設組合については、平成27年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合の構成市町である熊野市、御浜町、紀宝町に尾鷲市を含めた2市3町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されました。今後、施設予定地を確定し、ごみ処理の広域化による一部事務組合の設立に向けた準備が進められていく予定というふう聞いております。

桑名広域清掃事業組合では、桑名市、木曾岬町、東員町の1市2町の枠組みで、平成33年4月の新ごみ処理施設の運用開始に向けて施設整備に向けた準備が進められており、27年9月に施設規模や処理方式などを示したごみ処理施設整備計画を策定し、環境影響評価が実施されました。また、ごみ処理施設の設計・建設業務と20年間の管理・運営業務を一括して委託するDBO、デザイン・ビルド・オペレート方式による入札が平成28年8月に公告され、本年5月に契約が締結される予定で、建設費と20年間の維持管理費を含め、費用の予算として約300億円を見込んでいますと聞いております。

このように、それぞれの市町でポストRDFに向けて検討や建設工事の発注が進められています。これらの市町では、ポストRDFに向け新たなごみ処理施設建設など、多額の費用が必要となってくると考えられます。

県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業撤退後も将来にわたり、安全で安定的にごみ処理が継続できるようにすることが政策誘導してきた県の責任を果たすということではないでしょうか。RDF事業が終了を迎えるに当たり、県は市町を巻き込んだ責任をどのように果たしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

(渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長)

それでは、ポストRDFにつきまして、一部、企業庁長との答弁、重複する部分もございますが、答弁させていただきます。

RDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど循環型社会の構築を目指して、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

現在、市町において、RDF焼却・発電事業終了後、平成33年度以降のごみ処理施設の

整備や民間への委託など、新たなごみ処理体制について検討が進められております。

先ほど議員からも紹介がございましたが、県では、桑名広域清掃事業組合が設置しているごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えました新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

県としましては、RDF焼却・発電事業が平成32年度末で終了したとしても、市町にとりましては日々発生するごみの処理責任を負ってみるわけでございますから、ごみが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

このため、市町のごみ処理施設整備計画の策定でありますとか、環境影響評価などにつきましては技術的な支援を行うなど、RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国におきまして循環型社会形成推進交付金であるとか、起債措置など充実した制度が設けられておりますが、国の財政が厳しい状況にございますので、実際の施設整備に当たっては、財政支援が確実に受けられるよう国に働きかけてまいります。

以上でございます。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

国の財政支援も受けられるように働きかけていただくということで、いろいろとこれからもよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

県が市町を巻き込んでRDF焼却・発電事業を進めてきたというのは紛れもない、これ、事実であります。県財政がやっぱり厳しいとは承知しておりますけれども、市町の負担を軽減するため、県としても財政的なことを含めてしっかりと市町を支援していただくことを、ぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

(討論)

(山本里香議員)

議案第17号電気事業においても、同じく83億円をかけて建設されたRDF発電事業は、人身事故を起こし、採算が合わないため、処理料はトン当たり4倍にも変化をしております。市町を翻弄させて終了に向けて進んでいますが、これもまた、事業失敗の代表例です。

三つの会計において国に先導されたとはいえ、その時々には行政も議会も判断をしてきました。県民の貴重な税金を使って失敗に終わっていることを十分に認識すべきです。

○平成29年定例会（一般質問：平成29年6月14日）

(稲森稔尚議員)

次に、RDF焼却・発電事業の早期終結についてということでお伺いをしたいというふうに思います。

RDF焼却・発電事業につきましては三重県がこれまで推進をしてきたということで、現在のところ、桑名広域清掃事業組合、伊賀市、それから紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合の4市8町にまたがって行われています。御承知のように、県や各市町にとりましても大きな負の遺産になっているところなんです。

平成33年3月まで運転継続が行われることになっておりますが、各市町では、RDF焼却・発電事業終結後の新たなごみ処理体制の構築や検討が具体化してきており、このほど桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理施設の建設が大幅に工期を短縮して進められているというふうに伺っています。

桑名広域清掃事業組合の新たなごみ処理体制の見直しについてお答えをいただきたいと思っております。

(山神秀次企業庁長)

RDF焼却・発電事業につきまして御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成23年4月の三重県RDF運営協議会総会決議により、県が事業主体となり、平成32年度末まで事業を継続することが決定しております。

これを受けまして、企業庁では、引き続き職員一丸となって、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組んでいるところでございます。

また、去る平成29年4月に開催されました三重県RDF運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合から新ごみ処理施設の完成時期が、当初の計画から15カ月間短縮され、平成31年12月末に完成する見込みであるとの御説明がございました。

同組合からのRDF搬入量は全体の約6割を占めることから、当該施設の完成に伴い、RDF焼却・発電事業は大きな影響を受けることとなります。このため、三重県RDF運営協議会では、その影響や対応につきまして検討を開始することいたしました。

企業庁といたしましては、今後の事業運営について関係市町の総意が得られるよう、引き続き関係部局と連携しながら、同協議会の事務局として調整に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

(稲森稔尚議員)

ありがとうございます。

もう少し具体的なことを伺いたいんですが、桑名広域清掃事業組合の搬入量、今、6割ほどというふうな御説明がありましたけれども、平成28年度の実績ベースで57%を占めて

おります。桑名広域清掃事業組合の脱退に伴って、伊賀市もRDF撤退後の新たなおみ処理体制を過渡的な民間委託というふうにしておりまして、桑名広域清掃事業組合と同時期にRDFの搬入を中止するということを表明しております。

伊賀市のRDF搬入量も全体の28%を占めていることから、桑名広域清掃事業組合と伊賀市がRDF搬入を停止した場合、運転継続は可能なのか、今後の影響も含めて御答弁をいただきたいと思っております。

(山神秀次企業庁長)

平成29年4月の三重県RDF運営協議会総務運営部会におきまして、桑名広域清掃事業組合と伊賀市からのRDFの搬入停止が、三重ごみ固形燃料発電所の運転に与える影響を把握するため、事務局である当庁に対しまして、試算の要請がございました。

そこで、平成28年度の実績などをもとに試算いたしましたところ、発電所に搬入されるRDFは、年間4万5692トンから約83%減少しまして、8036トンになることが見込まれました。これは、1日当たりに換算いたしますと22トンに相当し、発電の最低焼却量である日量70トンを大きく下回ることとなります。

このため、間欠運転を繰り返す非効率な運用となること、設備維持のための電力購入量が売却電力量を上回ることから、発電所の効率的な運転は困難であるとの試算結果となりました。

なお、この試算結果につきましては、平成29年5月の同総務運営部会にお示ししたところでございまして、今後、その影響や対応について御協議いただくこととなっております。

(稲森稔尚議員)

もう一度確認なんですけれども、15カ月前倒しをして平成31年12月末に県のRDF事業は終わるという、そういう前提で調整を市町、団体としていくということでしょうか。

(山神秀次企業庁長)

そうではございませんで、この試算結果をもとに、今後、協議をしていただくこととなっております。

(稲森稔尚議員)

全然よくわからないんですけれども、もう次へ行きますので、そもそもRDF焼却・発電事業については、市町村固有の事務である一般廃棄物処理に県が介入して、甘い見通しを持って推進してきたという政治的な責任があります。事実として、RDF処理委託料処理単価も、平成14年の3790円から今年度以降は1万6874円に大きく跳ね上がっています。伊賀市では、現在、一般廃棄物の処理に約10億円かかっていますが、RDF脱退によって

約6億円でごみ処理ができるということを試算しています。

今後、速やかな事業終結に向けて、県はどのような役割を果たしていくのか、県独自の交付金を創設するなど、市町への財政支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

(中川和也環境生活部廃棄物対策局長)

市町に対する財政支援について御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

これまで県の支援としまして、RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制構築に向けまして、桑名広域清掃事業組合が設置してございますごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えた新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

ごみ処理に当たっては、日々発生するごみが滞ることなく、安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

RDF焼却・発電事業終了後の新たなおみ処理体制に円滑に移行できるよう、市町と一体となって検討を行い、技術的な支援を行うなど、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、平成当初以降にダイオキシン類対策等のため整備した廃棄物処理施設の老朽化などによる、更新需要の増大により国の財政が厳しい状況となっております。実際の施設整備に当たって財政支援が確実に受けられるよう、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

(稲森稔尚議員)

言葉で責任とか言うのはほんまに簡単なんですけれども、まず、企業庁長、5月の三重県RDF運営協議会の議事録を拝見していると、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が15カ月短縮される、その結果として、伊賀市、桑名広域清掃事業組合のRDFの搬入がとまった場合、発電継続は難しい、できないという状況になっていることを踏まえてという、そういう前提で話をしていると思うんですけれども。もう結構です。

それから、この工期が大幅に短縮をされてきたというのは、技術的な支援に取り組むというふうにおっしゃっていますけど、やっぱり住民に対して、伊賀市でも年間4億円をどぶに捨てているような状態なんですよ。こういうことって、やっぱり住民に説明がつかない。桑名広域清掃事業組合も努力をされて工期を短縮することに着目をした、そ

ういう入札なり契約をして、汗をかかれてきたんだと思うですけども、県としての撤退戦略というのは何かお持ちなんでしょうか。どういうふうに関後、やっていくということも含めて、とても住民に説明がつかない、本当に税金を返せという話やと僕は思うんですけども、知事の所見がありましたら伺いたいと思います。

(鈴木英敬知事)

今、稲森議員がおっしゃっていただいたように、導入当初、本来市町の一般廃棄物処理のところに県も政策的意義を感じながら一緒に関与してきたわけでありますけれども、その責任ということについては、やはり我々県としてもしっかり痛感しなければならないところだと思います。

その責任の果たし方につきましては、何か結論ありきというより、今、三重県RDF運営協議会も会長を桑名市長から企業庁長に変更し、我々もしっかり議論に参画しながらやっていくぞということで考えておりますので、三重県RDF運営協議会での皆さんの御議論をしっかり聞きながら、そして、今、稲森議員がおっしゃったような住民への説明責任は大変重要なポイントだと思いますから、議論を重ねたいと思います。

(稲森稔尚議員)

こういう議論が進んでいたということも、たまたま資料をいただいて、これまでどこにも、ホームページにもこういう情報が公開されてもおりませんので、ぜひ県民や市町への説明を丁寧にしていただいて、情報公開をしていただいて、一刻も早くRDFによる税金の垂れ流し状態を食い止めて、全ての参画する市町が円滑に次の体制に移行できるように、期待して終わろうかなと思ったんですけど、最後、企業庁長、決意を述べてください。

(山神秀次企業庁長)

事業期間の変更につきましては、三重県RDF運営協議会において、関係市町の総意のもとで御協議いただくという、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

(稲森稔尚議員)

わかりました。

終わります。ありがとうございました。

## ○平成 29 年定例会 委員長報告(平成 29 年 10 月 17 日)

(中嶋年規予算決算常任委員長)

次に、電気事業についてであります。

平成 28 年度の経営収支は、6959 万円の純利益、前年度から 9 億 8584 万円の減額となっ

ています。

純利益を確保したのは、RDF 焼却・発電事業における RDF 処理委託料の単価改定による収入増や管理運営委託費の減などによるものです。

なお、前年度に比べ、純利益が大幅に減少していますが、これは RDF 貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金の特別利益が皆減となったことなどによるものです。

平成 29 年度以降、RDF 焼却・発電事業は、売電単価の低下に伴う電力収入の減少などにより、多額の純損失が見込まれる中、関係者との連携を図りながら円滑な事業終了に向け、引き続き安全性を確保しつつ、経営の安定化に努められるよう要望します。

## (討論)

(岡野恵美議員)

次に、認定第 3 号の電気事業会計決算について申し上げます。

RDF 発電事業は、国が進めてきた事業に当時の北川県政が乗って、市町を巻き込んで行われてきました。

私は当時、津市の市議会議員をしていまして、技術的にも未熟であり、ごみの減量政策にも逆行するから導入しないでほしいという津市民の反対運動に応じて津市に持ち込めなかったことを記憶しております。

しかし、夢の事業との触れ込みで県主導で促進したこの事業は、今から 14 年ほど前の平成 15 年 8 月、RDF 発電所が動き出して間もなく、爆発事故によって大切な 2 人の消防士の命が失われ、ようやく県はその間違いに気づいたのではなかったでしょうか。

富士電機との間での裁判はようやく終わったところですが、裁判している相手に維持管理を任せた異常さ、そしてついにこの事業そのものが平成 32 年度で終了することになっています。当初無料だった発電所への市町のごみの処理料は、今年度から平成 32 年度の終了まで 1 トン当たり 1 万 4145 円にもなっています。2 年前の決算審査のときには、この事業に対して多くの問題点が議員から指摘されています。

日本共産党は RDF 発電事業には当初から反対してきましたが、以上申し上げましたように、県政の大失政の一つだと思っています。終了するという段階に当たり、せめて市町との間で十分な議論を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めておきたいと思

## ○平成 30 年定例会 提案説明(平成 30 年 6 月 4 日)

(鈴木英敬知事)

おはようございます。それでは、平成 30 年定例会 6 月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たったの私の考え方を申し述べます。

本年は、RDF 貯蔵槽爆発事故で尊い人命が失われてから 15 年の節目の年となります。

改めて、お亡くなりになられた消防職員のお二人に哀悼の意を表するとともに、御家族の皆様に対し心からお悔やみ申し上げます。

RDF焼却・発電事業については、事業期間を2021年3月末までとしていますが、現在、関係市町と県とで構成する三重県RDF運営協議会において、新ごみ処理施設の建設を進めている桑名広域清掃事業組合がRDFの搬入終了を予定する来年9月を軸に、事業終了時期を前倒しすることについて検討を進めているところです。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、RDF構成団体が事業終了を協議するに当たっては、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討していくこととします。今後とも関係市町と一層の連携を深めつつ、三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組んでいきます。

## ○平成30年定例会 提案説明（平成30年9月14日）

（鈴木英敬知事）

おはようございます。

それでは、平成30年定例会9月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

本年は、RDF貯蔵槽爆発事故でお二人の尊い人命が失われてから15年の節目の年です。8月19日に、三重ごみ固形燃料発電所でとり行われた安全祈願に私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところです。

関係市町長の出席のもと、7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会において、来年9月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することが決議されました。また、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する県の支援についても決議され、各製造団体では新たなごみ処理体制に移行するため、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去などの検討を進めており、これらに対する支援について具体的な検討を進めています。

今後とも、発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めていきます。

## ○平成30年定例会（代表質問：平成30年10月15日）

（三谷哲央議員）

同じ平成の時代で県の最大の痛恨事、あの痛ましいRDFの事故について、少しお伺いをしたいと思います。

夢の技術だ、ごみが燃料にというたい文句で進められたRDF事業は、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理のことに県がかかわり、ごみ処理で環境生活部が、今度、ポストRDF、環境生活部がやるのか、企業庁がやるのか、この間、ちょっと聞いたんですが、あんまりよくわかりませんでした。恐らく環境生活部がやるんだろうと、こう思いますが、環境生活部の事業を水力発電の附帯事業だということで、発電事業ということで企業庁が推進してきたと。最初のスタートのときから少し無理があったのかなど、そんな感じがしております。

議会も執行部からの限られた情報をもとにした判断とはいえ、これ、推進にかじを切ったのは、もう間違いのない事実であります。

改めて振り返ってみますと、RDF発電は2002年12月1日に運転が開始されました。しかし、早くも12月23日には貯蔵槽下部が異常発熱を起こし、RDFの一部の燃焼が確認をされております。翌2003年7月以降は、次々とトラブルが続き、ついには8月14日に第1回目の爆発が起こり、そして8月19日、あの大爆発が起こって、お二人の方が尊い命をなくされました。しかも、それから事故が終息するまで47日間もかかっておりまして、今でもあの当時の大混乱の日々、大混乱が続いたということは鮮明に覚えております。

今だから言えるかもしれませんが、あの事故を未然に防ぐ機会は今後もあったのだと、こう思っておりますが、しかし防ぎできなかったということでもあります。

そして、あの痛ましい事故から今年が15年目の節目の年です。RDFの搬入も2019年、平成31年9月17日をもって終了するということが決定をされています。

知事は来年9月を軸にRDF事業が終了する、その後にその総括をするんだと、こういうふうにおっしゃっておりますが、RDF事業が終わった段階で、それからよく精査をして、その全体像について述べられる、これはこれで大切なことだと、こう思いますが、失礼ながら、来年の9月以降、知事がその席に座っておられる保証は理屈の上ではないわけでありまして、我々も同じですが、やはりあの事故から15年目のこの節目の年に、現時点でのRDF発電事業についての鈴木英敬知事の評価、思いをお聞かせをいただく、このことが必要ではないかと思えます。

改めて、鈴木英敬知事の思いと評価、お願いをしたいと思います。

（鈴木英敬知事）

RDF焼却・発電事業の現時点における総括について述べさせていただきます。

本年は、今、三谷議員からも御紹介いただきましたけれども、RDF貯蔵槽爆発事故でお二人の尊い人命が失われてから15年の節目の年です。8月19日、三重ごみ固形燃料発電所でとり行われた安全祈願に三谷議員も御出席いただきましたけれども、私も出席し、事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、発電所の安全で安定した運転を改めて誓ったところです。

また、関係市町長の出席のもと、7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会の

冒頭において、私から皆様の御理解と御協力に、改めて感謝を申し上げたところです。

この総会では、製造団体は、平成31年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議されました。

御紹介もありましたけども、RDFの搬入の終了に伴い、三重ごみ固形燃料発電所での焼却及び発電は、来年9月を軸に終了することとなります。

一方、RDF焼却・発電事業の事業期間は、関係市町との合意に基づき、2020年度末までとされています。

この合意を踏まえ、RDFの製造を継続する団体に対しては、2020年度末までセーフティネットの仕組みを設けることなどが決議されたところであります。

ここから評価、総括になってくるわけでありませうけれども、平成14年から運用を開始しましたRDF焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に一定の成果を上げることができたとも考えています。

一方で、平成15年、先ほども申し上げましたが、8月19日、お二人の尊い人命が失われたRDF貯蔵槽爆発事故が発生しました。まことに痛恨の極みであります。このことはRDF関連事業の中で最も重いことであるというふうに受けとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりません。

このため、発電所では、事故の後、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備し、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化など、安全・安定運転を最優先に取り組んでまいりました。

また、当初は市町からRDF処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電料金の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないと考えています。

RDF処理委託料については、関係市町と、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担を行い、一定の責任を果たしてきたところであります。

以上、申し上げましたとおり、本事業については、やはり功罪相半ばする事業であったと言わざるを得ないと考えております。

なお、最終的な総括につきましては、県議会における所管常任委員長報告を踏まえ、環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に、改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきます。

RDF製造団体では、来年9月を軸とした新たなごみ処理体制への移行に向けて、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去の検討を進めております。一部の団体では、本年度にごみ中継施設の整備工事の発注を予定していますので、これらに対する県の財政支援に

ついて、補助範囲や補助率など具体的な検討を進めております。

引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定した運転に最優先で取り組むとともに、関係市町と緊密に連携し、RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組を着実に進めてまいります。

(三谷哲央議員)

今、知事の御答弁で、見通しが甘かったということはお認めになっていますが、功罪相半ばしているというのは、これは少し違うんじゃないかな。やはり罪のほうが大きいと私は思います。それは確かに循環型社会を構築していく、その一助になったことは事実でしょうけれども、それ自体がきちっと機能したのかどうかも疑問ですし、あの大きな犠牲が功罪相半ばという評価につながることはとても思えないと、こう思っております。

その点、もう一度、知事の御見解をお伺いしたいなと思いますし、それからもう一つ、ポストRDFの事業の財政支援のお話が少し出ました。これは間違いなしに、環境生活部のほうでされるというふうな理解でよろしいのでしょうか。この2点、お願いします。

(鈴木英敬知事)

今、三谷議員から2点あったと思いますが、まず一つは功罪相半ばという表現についてでありますけれども、もちろん先ほど申し上げましたとおり、人命が失われたということは最も重いことであり、それを様々な事業の中で一番重く受けとめているということであり、

私が功罪相半ばと申し上げたのは、その政策論としてのところでありまして、事業全体としてさらにそのことという点においては、やはり人命が失われているということは、重く受けとめなければならないことであるというふうな認識しております。

それから、財政支援のほうにつきましては、今、環境生活部と企業庁で議論をさせていただいておりますけれども、環境生活部、ごみ処理の廃棄物の処理という観点から重立ってくるのではないかとしますので、環境生活部が中心になろうかと思いますが、最終的によく議論して決めたいと思います。

(三谷哲央議員)

もともとのスタートから本来企業庁がやるべきでない事業に企業庁がかかわってきたという私は認識を持っておりますので、これはやはり県の一般会計できちっと支援をしていくというのが筋論だと、こう思っております。

## ○平成30年定例会 委員長報告(平成30年10月17日)

(津村衛予算決算常任委員長)

次に、電気事業についてであります。

平成 29 年度の経営収支は、6 億 5238 万円の赤字となっており、前年度から 7 億 2198 万円悪化しています。

これは、主に R D F 焼却・発電事業において、運転管理体制の変更に伴う管理委託費の増や施設の保守、点検に係る修繕費の増によるものです。

R D F 焼却・発電事業については、平成 31 年 9 月を軸に R D F の搬入を終了し、関係市町は新たなごみ処理体制に移行することが本年 7 月に決定されました。引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を第一に取り組むとともに、責任をもって関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けて取組を進められるよう要望します。

## （討論）

（山本里香議員）

次に、認定第 3 号 電気事業会計です。R D F 発電事業については、代表質問でも取り上げられたように、三重県の悲しむべき歴史として捉え、十分な総括をして、今後につなげることが重要です。

知事からも利用料の見込みが甘かったと言わざるを得ないとの発言がありました。

また、功罪ありながらもという発言には、罪のほうが大きいとの指摘がありました。全くそのとおりです。

契約にかかわる一昨年度の事務的なミスについても、私も含め、県民の中には、疑念はまだまだ晴れないまま事業が続いています。

市町に、これも負担を押しつけ、ごみ減量に逆らってきたこと、協議して決めたとはいえ、現在の 1 トン当たり 1 万 4145 円の処理料は余りにも高過ぎます。

これらの 3 事業の事業形態は、いずれも過大な需要予測により、多額な投資に見合う需要が期待できず、損失負担が県民に転嫁されているのが現実です。さきの討論で述べたように、働く人の所得は伸びず、社会保障予算の自然増さえ削減し、年金や医療、介護のさらなる負担増が、県民生活に追い打ちをかけています。市町、県民に負担を押し続けている現状は、到底県民の理解を得られるものではありません。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いし反対討論をいたします。ありがとうございました。

## ○平成 30 年定例会 提案説明（平成 30 年 11 月 21 日）

（鈴木英敬知事）

それでは、平成 30 年定例会 11 月定例会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たって私の考え方を申し述べます。

R D F 焼却・発電事業に参画している全ての構成団体は、来年 9 月を軸に、三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することを決定しま

した。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポスト R D F に向けた施設整備等補助金を創設します。

## ○平成 30 年定例会（議案質疑：平成 30 年 11 月 27 日）

（三谷哲央議員）

まず、ポスト R D F 事業についてでございますが、知事は提案説明で本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポスト R D F に向けた施設整備等の補助金を創設するという旨の御発言がございまして、それを受けて補助金の適用は 1 団体 1 回限り、補助率は補助対象となる費用の 3 分の 1 以内、補助上限額 1 億円と、このような県単の補助制度の創設、このことの御説明がありました。

これは既に関係市町でいろいろ御調整をされて、それぞれの市町も御納得ということだろうと、これはこれでいいのかなと、こう思っております。

ただ、この御提案ですっぱり抜けておるところがあるんです。

先月の私の代表質問で R D F の総括、知事のほうにお伺いをさせていただきました。このとき、知事はお二人の尊い人命が失われた R D F 貯蔵槽爆発事故が発生をいたしまして、まことに痛恨の極みであります。このことは、R D F 関連事業の中で最も重いことであるというふうにとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりません、このように御答弁をいただいております。このポスト R D F 事業のハードのことはわかるんですが、この教訓と反省を絶対に風化させない、この部分が今回の御提案の中には全く抜けていると、こう思っております。

先日、桑名市の消防署の職員の方々とお話をする機会がありまして、いろいろ何人かの方とお話をしたんですが、皆さんが異口同音におっしゃるのは、やはり犠牲となられたお二人の慰霊事業、これをぜひやっていただきたいと、こういうふうなお話もございました。ポスト R D F を語るならば、そのハードの撤去等のその費用の支援、これはこれで大事だと、こう思いますが、この絶対に風化させないという、この部分、これも非常に大事だと思いますし、重いと思いますので、このあたりのところを知事の改めてのお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

（鈴木英敬知事）

三谷議員の先般の代表質問でもお答えさせていただきましたように、尊いお二人の方の人命が失われたことは、まことに痛恨の極みであり、これを決して風化させてはならないと、そういう思いに変わりはありません。

まず、来年9月にRDFの搬入が終了するわけでありませうけれども、そこまでもその教訓を生かして、しっかり安全最優先で運転を続けるということは当然のことだというふうには思っています。

あわせて、先ほど三谷議員からおっしゃっていただきました安全祈願行事につきましても、とにかくにも御遺族の気持ち、これを大切に、事故を風化させない、そういう思いでRDF焼却発電事業終了後も引き続き実施をするように、企業庁に指示をいたしておりますので、その具体的方法について、現在、企業庁で検討しているというふうには思っております。

それから、それ以外のソフトの面につきましても、7月の総会の決議に沿って対応していく予定でありまして、新たな処理先の確保をしっかりと責任を持って協力をすることや、あるいは市町のごみ処理施設整備計画の策定や環境影響評価などについて技術的な支援を引き続き行います。

それから、RDFの製造を継続する団体に仮にトラブルなどがあつた場合のセーフティネットの仕組みを運用していく、こういうようなソフトの部分についても、しっかりと対応するべく準備をしております。

以上、申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしても、教訓を風化させずに、安全で運転を継続していくということと、安全祈願行事についても引き続き行っていききたいというふうには考えております。

(三谷哲央議員)

ぜひお願いをしたいと思いますが、ちょっとよくわからないのは、企業庁が御検討されているということなんですけれども、RDFの発電事業が終了後、平成32年までは企業庁も絡んでくるのかもわかりませんが、既に発電事業がなくなれば、安全祈願祭では当然なくなってくるわけですね。その後、じゃ、一体どこが所管して、これをきちっと継続してやっていただけるのかということと、お伺いをしたいなと、こう思うんですが、いかがですか。

(鈴木英敬知事)

今、RDF発電事業の施設の撤去の議論などもありますので、その後、どう継続していくかということの中身について、現在、企業庁で議論させておりますけれども、そのRDFの事業が終わった後の責任主体についても、もちろん知事部局でやるのか、それも含めてしっかりと議論させているところです。

(三谷哲央議員)

ぜひ慰霊事業等も含めてしっかりとやっていただくということを、ぜひ知事の政策集の中にも書き込んでいただきたいと思います、こう思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

げたいと思います。

(岡野恵美議員)

私がお聞きしたいのは、環境生活部の衛生費のうち、ごみゼロ社会実現事業費の340万円の補正に関する経過であります。

これはRDF焼却・発電事業におけるRDF製造団体が、三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要となる施設整備費等に対して、県単独の補助制度、すなわちポストRDFに向けた施設整備等補助金を創設することとし、今回の補正予算には、本年度中にごみ中継施設の整備工事を発注する予定の伊賀市及び香肌奥伊勢資源化広域連合への補助金を計上しています。

今までRDFは2020年度末で撤退するとしておりましたが、それが2019年9月に1年半前倒しになり、新たなごみ処理体制への移行について緊急に対応せざるを得ないことになりました。市町によって個々に事情が違うことや、今までも爆発事故や搬入料金などで市町に多大な迷惑をかけてきたことから、収束に当たって丁寧な支援をお願いしたいと私たちも求めてきましたので、ポストサミットに向けた施設整備等補助金の創設について、理解をするものです。

そこで、①この補助金創設の考え方と経過について、②上限1億円に決められた理由についてお聞きします。

さらに、③として松阪市の取り扱いについてお聞きします。

松阪市は、脱退負担金約5億8300万円余りを香肌奥伊勢資源化広域連合に支払って2015年3月31日に脱退しました。松阪市の前に脱退した志摩市は、脱退負担金は支払いませんでした。

また、脱退負担金の積算根拠は、脱退時から2020年度末になっています。そこで、1年半前倒しになったことで、取り扱いが不公平だという声が出ているとお聞きしました。

そこで、今回の補助金創設に当たり、松阪市の取り扱いを協議されたかどうかについてお伺いします。

(中川和也環境生活部廃棄物対策局長)

それでは、3点、御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、当該補助金の制度について検討の経過及び考え方についてお答えいたします。

このRDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

本事業につきましては、本年7月に開催をされました三重県RDF運営協議会の総会に

において、RDF製造団体が来年9月を軸にRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議をされています。

各製造団体では、新たなごみ処理体制への移行に向けて、可燃ごみを圧縮し効率的に運搬するための施設でありますごみ中継施設の整備や、RDF化施設の撤去を検討されています。

新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、今回、製造団体が計画をされているごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去につきましては、国の補助の対象外となっております。

県としましても、国に対して補助対象となるよう働きかけを行ってまいりましたが、平成14年度からのダイオキシン規制に対応するため整備された施設が全国的に更新時期を迎え、補助要望額が1000億円近くまで増大しており、対象拡大は非常に困難な状況にございます。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であります。新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、ポストRDFに向けた施設整備等補助金を今回創設しようとするものでございます。

補助金の創設に当たりましては、RDF製造団体の御意見や御要望を丁寧に聞き取りながら検討してきたところでございます。県としてでき得る限りの支援を行う制度となると、このように考えてございます。

二つ目の上限の1億円でございますが、RDFを一番初めに導入するに当たって、国の補助金、当時、補助金でございましたが、これの協調補助として制度をつくった経過がございます。その限度額が1億円ということがございます。今回、それを参考として上限1億円を制定したものでございます。

最後に、脱退負担金のお話がありました。

今回の、この補助金の対象につきましては、事業開始当初に事業に参画をされておりましたが、既に離脱をしている団体、この団体につきましては、国の循環型社会形成推進交付金、先ほど申しました交付金がございます。これを利用して、新たなごみ処理体制に移行されてございますので、今回の補助対象外としております。

以上です。

(岡野恵美議員)

御説明をいただきました。

知事に対してお聞きしたいんですけども、RDFは1995年に知事になった北川正恭氏のもとで、環境先進県の宣伝文句で三重県が本来市町の固有事務とされる一般廃棄物のごみ処理に、技術的に非常に未確立でありましたRDF発電の大型施設をつくって、広域的にごみを集中して処理する方式に乗り出したものだと私どもは認識しております。

私どもは、当時からこのことについては反対の立場をとってきたんですけども、また非常にたくさんの税金を使って巨大実験とも言われるような、そういうような技術的未確立のものを進めたということでの県の責任は非常に重いんじゃないかなと思っております。

その経過の中で尊い命が奪われ、かつ市町にも迷惑をかけたものであると考えます。したがって、三重県はこの教訓からしっかりと学び、三重県の責任をきっちりと果たすことが必要だと思いますが、松阪市の脱退負担金の問題も一部問題点として指摘をされているところでもございますが、知事のこのことに対する処理について決意のほどをお伺いしたいと思います。

(鈴木英敬知事)

以前も答弁させていただきましたけれども、この事業の最終的な総括につきましては、県議会の所管常任委員長報告も踏まえて環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきたいと思いますが、現時点のということで私の所感を申し上げさせていただきます。まず政策面だけを申し上げれば功罪相半ばする。つまり、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策などの循環型社会の構築に一定の成果を挙げたりしましたが、当初は市町からのRDF処理委託料を無償としていたにもかかわらず、外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したということは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないというふうに思っておりますので、政策面では功罪相半ばする事業であったと思いますが、一方で何より重いことは、前回、三谷議員の代表質問でも答弁させていただきましたけれども、二人の尊い命が失われているということが最も重いことであり、それに対して痛恨の極みであり、これを風化させてはならない、そういう思いであります。

(岡野恵美議員)

知事が直接ということではなくて、今までの行政の責任として、最終的に今に至ったということでございますが、RDFの考え方そのものが国のダイオキシン対策と発電事業ということで、資源循環型の夢のごみステーションというふうに宣伝をされたものでございますが、市町の固有の事務である一般廃棄物のごみ処理事業に参入した結果が招いたものであって、またこの資源循環型といいましても、ごみを燃料として扱うということに対して、本当にごみの分別や再資源化になるのかということについては大いに疑問のあるところでございますし、当初から問題のあったところでございます。経過の中で死亡事故や、そして大型のこういったRDFの事業は非常にあちこちでたくさんの過大の投資もございますので、またごみ分別や減量からの逆行になるなど市町に多くの迷惑をかけました。

そのことで、全体的な総括は後でしっかり行うというような御答弁もいただきましたので、全体的にこのことに対して収束に当たってきっちりと県の責任を明記をしながら全体

の総括をしておくことが必要だと思います。このことを強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

### ○令和元年定例会 委員長報告（令和元年6月28日）

（木津直樹防災県土整備企業常任委員長）

RDF焼却・発電事業の総括についてであります。

昨年7月に開催された三重県RDF運営協議会総会におけるRDF焼却・発電事業に関する決議を受けまして、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却及び発電は本年9月を軸に終了することとされ、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、RDF焼却・発電事業が全て終了することとなります。

平成27年10月及び平成28年3月に開催された本委員会におきましては、RDF焼却・発電事業の総括について県当局より説明が行われ、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととされました。

RDF焼却・発電事業は、県が一般廃棄物行政に関与することで、資源循環型社会の推進に一定の成果を上げてきたとされる一方で、2名の殉職者を出す事故も起こし、反省点が多い事業でもあります。

県当局におかれましては、全ての事業が終了した際には、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、後世に引き継いでいけるようなしっかりとした総括を行うよう強く要望いたします。

### ○令和元年定例会 提案説明（令和元年9月18日）

（鈴木英敬知事）

それでは、令和元年定例会9月定例会会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

RDF焼却・発電事業は、県のモデル事業として平成14年12月から運用を開始しました。焼却・発電の終了時期については、令和2年度末とされておりましたが、昨年7月の三重県RDF運営協議会総会における決議を受け、各構成団体は本年8月から9月にかけて新たなごみ処理体制に移行し、発電所における焼却・発電は昨日9月17日をもって終了しました。

本事業では、平成15年のRDF貯蔵槽爆発事故によって尊い人命が失われており、まことに痛恨のきわみです。8月19日の安全祈願行事では、事故で犠牲となられたお二人の御冥福をお祈りするとともに、このような痛ましい事故を二度と起こさないことを改めて誓ったところです。

事業終了の際には、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町

からの御意見も取り入れ、事業の総括を行います。また、この事故の教訓と反省を決して風化させることのないように、引き続き安全祈願行事を行ってまいります。

今後とも、関係市町と連携し、ポストRDFに向けた関係市町の取組を支援するとともに、焼却・発電施設の撤去に向けた取組を進めていきます。

### ○令和元年定例会 委員長報告（令和元年10月18日）

（小林正人予算決算常任委員長）

RDF焼却・発電事業については、本年9月17日をもって発電所におけるRDF焼却・発電を終了したところですが、今後、焼却・発電施設の撤去等を経て、RDF焼却・発電事業が全て終了することとなります。引き続き関係機関と十分な調整を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進められるとともに、事業終了の際には関係部局間で連携をし、事業全体の総括を行うよう要望いたします。

### （討論）

（山本里香議員）

次に、認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

RDF焼却・発電事業がこの9月17日をもって終了し、今後、整理、処分に当たります。

河口堰と同様、夢の事業とのふれ込みで県主導で促進したこの事業は、死亡者を出す大事故をもたらし、業者との裁判、また、参加市町を翻弄し続け、ここに至りました。

昨年度のごみ処理料は1トン当たり1万4145円となっていました。今では少なくない議員が検証をしっかりと、県政最大の失政だと発言されております。

検証については全てが終了した時点でなされるということですので、しっかりとしたものを期待しています。加えて参加市町との間で十分な論議を尽くし、終了に伴う市町への県支援を強く求めます。私どもはRDF焼却・発電事業については当初から未完成のもので、危険も伴うと反対をしてみました。行政当局の検証とともに、一緒になって突き進んできた議会における検証もするべきではないかと考えます。

以上、3認定議案について、強引な県の事業が平成30年度においても市町になお多大な負担をかけていたということをもって反対いたします。

### ○令和元年定例会（一般質問：令和元年12月3日）

（山本佐知子議員）

それでは、私の地元で大変大きな問題になりましたRDF焼却・発電事業について伺います。

9月17日をもって三重ごみ固形燃料発電所におけるRDFの焼却・発電を終了いたしま

した。

平成 15 年 8 月に起こった爆発事故により 2 名の尊い命が奪われました。この事故の後、県議会も R D F 貯蔵槽事故調査特別委員会を発足させまして、そして平成 28 年度には企業庁が総括を発表されています。

今もう稼働をストップしておりますけれども、まだ施設はあります。この施設はこれから撤去作業に入るとは思いますけれども、現在の状況、あるいは撤去のロードマップ、そして事業終了後の総括ということですが、どの時点で事業が終了したというのか、教えていただければと思います。お願いします。

(山神秀次企業庁長)

R D F 焼却・発電事業についての今後の取組についてお尋ねいただきましたので、御答弁申し上げます。

R D F 焼却・発電事業につきましては、昨年 7 月 19 日の三重県 R D F 運営協議会総会決議を受けまして、各製造団体は本年 8 月から 9 月にかけて順次新たなごみ処理体制に移行し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所における R D F の焼却・発電は本年 9 月 17 日をもって終了いたしました。

R D F の焼却・発電の終了後、設備の清掃並びに焼却灰、ボイラー水等の取り出しを行い、現在その処分を進めているところでございます。

R D F の焼却・発電が終了した本年 9 月 17 日以降、三重ごみ固形燃料発電所では設備の清掃作業等に要する電力及び桑名広域清掃事業組合からの御要請に応じて、発電所経由で同組合の R D F 化施設へ供給する電力を電力会社から受電しておるところでございます。

本年 12 月下旬には、電力会社が三重ごみ固形燃料発電所との送電線の接続を切り離す作業を予定しており、その後、速やかに電気事業法第 106 条の規定に基づく自家用電気工作物廃止報告書を中部近畿産業保安監督部へ提出し、これをもって電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所の廃止となります。

また、R D F 焼却・発電施設の撤去に向けて、現在撤去費用や工期等を算出するための施設撤去設計業務委託等を実施しており、その中で、周辺環境に配慮した撤去方法、発電所周辺への環境対策及び安全対策等について検討を進めているところでございます。

施設撤去工事の実施に際しましては、施設撤去設計業務委託等の結果を踏まえ、周辺環境や工事の安全対策に十分配慮した上で、地元市町及び桑名広域清掃事業組合等と協議、調整を行ってまいります。

あわせて、施設撤去方法、周辺環境対策及び工事期間中の環境調査結果等につきましても、学識経験者や地域住民等で構成する三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議等におきまして、適宜、報告するなどして、学識経験者の専門的知見による確認を受けるとともに、地域住民及び地元市町等に丁寧な説明を行っていくこととしております。

引き続き、R D F 焼却・発電事業の円滑な終了に向けて、関係部局と十分に協議、調整

の上、関係市町等と緊密に連携し、周辺環境や安全対策に十分配慮した上で施設撤去等の業務を進めてまいります。

なお、事業の総括につきましては、全ての事業が終了した際に、関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの御意見も取り入れ、改めて行うことといたしておりますのでよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

(山本佐知子議員)

ありがとうございます。不確定要素が多く、はっきりとした答弁が難しい中、少なくとも今後の予定を皆さんに示していただけただけのはよかったと思います。

地元から所管委員会に要望が出ていますと思いますけれども、重ねて、今の御答弁とも重なりますが、3 点、特に御注意いただきたい点をお願いいたします。

まず、撤去に当たり、環境に十分配慮すること。特にボイラーの解体は有害物質の飛散など大変危惧しているところであります。解体方法を十分研究していただいて、最も適切な方法をお願いいたします。

また、撤去工事中に発生する打ち水の排水も川に流れ込まないような、環境への配慮も地元から要望をいただいております。

2 番目は、安全に十分配慮すること。

3 番目は地元の自治会も含めて関係各所との情報共有、情報公開を保障していただきたいと思っております。事故の際には十分情報が得られず、地元との信頼関係が揺らいだ、そんなこともありました。この 17 年間の総括ということですが、私も今までの議事録を拝見いたしましたけれども、文面からだけでも当時の責任の所在の不明確さとか、情報公開の不十分さ、あるいは業者へのチェック機能の不十分さなど、多くの問題を県は抱えていたんだなということが思われました。

しかし、県議会としても、当時議決をしたわけなので、何らかの総括、あるいは意見表明といえますか、を同じときにしなければいけないんじゃないかなど、私は思っております。

## ○令和 2 年定例会（代表質問：令和 2 年 2 月 25 日）

(山本教和議員)

続きまして、山神企業庁長に R D F 焼却・発電事業の終了についてお伺いしたいと思います。

山神庁長は、発電所の稼働後間もなく企業庁に着任をされて、平成 15 年 8 月のあの R D F 貯蔵槽の爆発事故も経験されて、御苦労も多かったと、こんなふうにあります。

事業終了に向けて、今後どのように県として取り組んでいくのか、お伺いさせていただきます。

きます。

(山神秀次企業庁長)

RDF焼却・発電事業の終了に向けてどのように取り組むのかについて御答弁申し上げます。

まず初めに、平成15年8月19日に発生したRDF貯蔵槽爆発事故につきましては、誠に痛恨の極みであり、改めて事故でお亡くなりになられた消防職員お二人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対しまして衷心よりお悔やみ申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成30年7月19日の三重県RDF運営協議会総会決議に沿いまして、昨年9月17日に三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電を終了し、12月21日をもって電気事業法における同発電所を廃止したところでございます。

これまで当該事業への御理解と御協力をいただきました山本教和議員をはじめ県議会議員の皆様、並びに地元住民、関係各市町等の皆様方に対しまして、この場をお借りし、改めて心からお礼を申し上げる次第でございます。

現在、当庁では、RDF焼却・発電施設の撤去設計業務委託等を進めているところでございまして、令和2年6月末頃には撤去に係る概算費用や工期等が明らかになる見込みでございます。

これを踏まえ、関係部局等と十分に協議、調整の上、関係市町等と連携し、地元住民の皆様方に丁寧に説明を行い、その御理解をいただきながら周辺環境や安全対策に十分配慮して施設の撤去を進めてまいりたいと考えております。

また、事業の総括につきましては、全ての業務が終了した段階で関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町の御意見も取り入れ、改めて行うことといたしております。

さて、企業庁は、いわゆる現場を多く抱える職場であり、とりわけ、RDF貯蔵槽爆発事故を現場で体験した職員の1人として、安全は何よりも大切と考え、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりに、安全第一で業務に臨むよう伝えてきたところでございます。

今後とも、企業庁全職員がRDF貯蔵槽爆発事故の教訓と反省を心に刻み、安全を最優先に、施設撤去等の業務を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました

## ○令和2年定例会 委員長報告（討論：令和2年3月19日）

(山本里香議員)

日本共産党の山本里香です。ただいま提案されております89議案のうち、12議案に反対の討論をいたします。

次に、第15号、第16号、第17号は、水道事業、工業用水事業、電気事業会計予算です。

過大な計画を立てた事業がまずまず、RDF事業では亡くなる方も出ました。どれもさらなる大金をつぎ込むことになり、市町へ負担もかけています。このことを教訓にすることができて初めて、真っ当に評価できます。

## ○令和2年定例会 委員長報告（議案質疑：令和2年9月24日）

(濱井初男議員)

議案第143号に関する質疑をさせていただきます。

まず、減資を行うに当たっての考え方であります。

議案第143号は、水力発電事業譲渡対価105億円から、企業債繰上償還金、そして国庫補助金返還金、設備改良費等の水力発電事業の譲渡に伴い必要となった経費約48億円を差し引いた水力発電事業譲渡差額金約58億円を一般会計へ拠出する有償減資及び電気事業会計の当年度未処理欠損金、これは累積欠損金であります約34億円を解消する無償減資に係る議案であります。

RDF施設撤去やセーフティネットなどの事業終了に向けた今後の取組に要する経費については、一般会計貸付金返還金約9億円も含めて、減資後の資金約35億円で資金の見通しが立つということ、先日の議案聴取会で確認いたしました。

県財政が厳しく、三重とこわか国体・大会のためとはいえ、やはり撤去作業にも着手していないこの時期に、撤去費用の見通しが立ったとする考え方を到底私は理解することができません。

改めて、この議案質疑の場でも、重ねて申し上げたい。

ところで、もし土壌汚染などの不測・突発的事態の発生で、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担するのか、また、受けた58億円は基金で積み立てるのか、お聞きします。

(紀平勉総務部長)

それでは、まず、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担を行うのかにつきまして、御答弁を申し上げます。

一般会計が負担することにつきましては、地方公営企業法におきまして、災害の復旧、あるいはその他特別の理由により必要があるとき、一般会計から公営企業会計に補助をすることができるというような規定がございます。

現時点におきまして、企業庁はRDF焼却・発電施設の撤去、そしてRDF焼却・発電終了後に実施いたしました土壌調査の結果を踏まえた対策費用として、20億円以内の費用を見込んでおりますことから、これ以上の費用が生じる可能性は少ないということをお聞きしております。しかしながら、議員が御心配のとおり、万が一不測の事態により想定外

の追加費用が生じた場合でございますが、RDF焼却・発電が終了しております。そしてまた、電気事業会計の収入がないという電気事業の置かれている状況に鑑みまして、先ほど申し上げました地方公営企業法の規定に基づきまして、一般会計において補助するものというふうに考えております。

続きまして、電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金 58 億円、これは基金に積み立てるのかということの御質問でございます。

電気事業会計の資本金の額の減少により生じます資金につきましては、知事提案説明でも御説明申し上げましたが、令和3年度当初予算における、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費等に活用させていただきたいというふうに考えております。

今後、一般会計の歳入といたしまして、どのような形で計上させていただくのがよいのかなどにつきましては、今後の予算編成過程の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

## ○令和2年定例会（討論：令和2年10月19日）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香でございます。

議案第130号、第140号、第143号に対する反対討論をいたします。

議案第143号令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少については、水力発電事業譲渡差額金約58億円を一般会計へ戻し、累積欠損金約34億円を資本金から充当する処理ということで合わせて92億円の減資です。

水力発電施設の売却により得た58億円は、その一部を、ダム発電により影響が著しい宮川流域の環境保全に充てるものとされていましたが、RDF発電の清算による残金を想定していた来年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費が間に合わないの、その58億円を減資して生み出す、一般会計への繰入れで一旦賄うということです。

水力発電事業が終わり、RDF発電事業も終わっていく中で、最後は全て清算し、県が出資もしていたことから、資本金を解体することはあると思いますが、今、ひもつきで、三重とこわか国体・三重とこわか大会とされていることは大いに問題だと思えます。

もちろん私は、三重とこわか国体・三重とこわか大会を応援する者ですが、地域を得られるような提案を一切せずというのでは、理屈が通りません。これでは、三重とこわか国体・三重とこわか大会にマイナスのイメージをつけます。また、後で差し替えたとしても、そのうちRDF事業の清算が行われますが、関係市町へのセーフティーネットの決着もつかないまま、当てにされているということも、現在、認められません。

一般会計の逼迫、その上、新型コロナウイルス感染症対策で、県独自に求められていることも多く、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらに財政出動が求められている状況は分かりますが、企業会計からの一般会計への貸出しや、この件は、緊急事態であれば、

無理を通すということをあらかじめ当てにしているようです。

さきに示された来年度予算作成の四つの方針の中で、同列である、優劣はないと言いながら、安心・安全よりも、三重とこわか国体・三重とこわか大会が上位に来ているということはいかがなものかとの指摘をいたしました。まさにその現れだと思えます。

後にあります電気事業決算の認定とも関連し、反対いたしたいと思えます。

以上、議案3件の反対討論といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。

## ○令和2年定例会 委員長報告（令和2年10月19日）

（杉本熊野予算決算常任委員長）

御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号令和元年度三重県水道事業決算ほか3件につきましては、去る10月5日及び15日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月12日には、該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号、認定第2号及び認定第4号の3件は、いずれも全会一致をもって原案を認定、認定第3号については、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し上げます。

次に、電気事業についてであります。

令和元年度の純損失は7億943万円となっており、前年度から3191万円悪化しています。これは主に、RDF焼却・発電施設等の減損による特別損失を計上したこと等によるものです。

RDF焼却・発電事業については、三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電が終了したものの、施設の撤去等を行う必要があることから、引き続き、関係機関としっかりと調整を行い、円滑な事業終了に向けて取り組まれるよう要望します。

また、事業の総括については、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を十分に行うとともに、関係市町からの意見も反映し、事業の最終的な総括に向けた取組を進められるよう要望します。

## （討論）

（山本里香議員）

日本共産党の山本里香でございます。2度目の登壇となります。よろしく申し上げます。

認定第3号令和元年度電気事業決算について、反対いたします。

電気事業会計の決算については、さきの議案反対討論でも述べた、水力発電事業譲渡差額金約 58 億円的一般会計への戻しに関わる地域の理解の問題とともに、やはり、現在、撤去作業に向けて、地域に理解を求めている R D F 発電事業の終了後の最終処理に向けて走り出した昨年度の事業をどう見るかという問題です。

会計には、これまでその事業がなしてきた、よきも悪きも全て表れているわけです。

過大な計画を立て、前のめりの導入・建設の結果、事故が発生し、亡くなる方も出ました。この間、三谷議員からも、平成の時代で、県の最大の痛恨事、最初のスタートのときから少し無理があったのか、議会も執行部からの限られた情報を基にした判断とはいえ、推進にかじを切ったのはもう間違いのない事実でありますとの指摘がありました。全く同感であります。

また、知事からは、R D F の製造を継続する団体に対しては、2020 年度末までセーフティネットの仕組みを設けることなどを決議したと、あるいは、当初計画からさらに費用がかかり、巻き込んだ市町へも、持込み料の高騰など負担をかけてきたと、当初は、市町からの R D F 処理委託料を無償としていましたが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したことは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ない。本事業については、やはり功罪半ばする事業であったと言わざるを得ないという言があります。また、その後で、功罪半ばと申し上げたのは、その政策論としてのことであって、やはり人命が失われているということは重く受け止めなければならないということも認識しているということも述べられています。

取り戻すことのできない命であり、負の経験です。政策論として、功罪半ばするとの考えであるならば、今後の政策展開の教訓にはなり得ません。電気事業が持つ罪を許し難く、セーフティネットのありようも見えないままでは、電気事業決算に反対いたします。

賛同をお願いいたします。

## ○令和 2 年定例会（一般質問：令和 2 年 11 月 30 日）

（奥野英介議員）

伊勢市選出、草莽の奥野英介です。よろしくお願いいたします。

今日は、初めに知事の政治姿勢を聞こうかなと思ったんですけど、答弁に困るかも分かりませんのでやめました。

まず最初に、R D F 焼却・発電事業についてでございます。

R D F 焼却・発電事業については、これまで数回質問しております。平成 28 年 3 月の企業庁のこれまでの総括に目を通しました。端的に言えば、責任逃れの部分が多く見られました。

この発電事業をモデル事業とし、本来、市町村の事務である一般廃棄物処理を、当該事

業に限り、県で行うとしたことが大きな失政となったものと思われます。

事業の開始を優先するあまり、設備の耐用年数経過後の更新の考え方等については議論を行わず、施設更新や収支不足の場合の処理方法などについて、市町と取決めを行いませんでした。一般廃棄物を処理する主体や費用負担について、県と市町での意識の乖離が生じておりました。

R D F 焼却・発電事業は、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すために、家庭から出たごみをエネルギーとして活用するという R D F 化構想では、製造した R D F は、地元市町村で公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源などに利用でき、また、余った分は R D F 発電施設で引き受け、発電した電気を家庭に供給することに加えて、市町村の処理委託料は無償というものでありました。

ところが、電気事業法の改正による売電価格の低下や、ダイオキシン規制強化等により採算性に問題が生じることが見込まれるとして、無償としていた処理料の負担を市町村に求めることになり、市町村の固有事務である一般廃棄物行政に踏み込んだ上に、当初、無償としていた処理委託料を有償とし、その金額についても、開始当初の 3610 円から段階的に引き上げられ、最終的には 1 万 4145 円にまでなり、市町村にとって大きなメリットがあったはずのごみの R D F 化は、市町村の県に対する不信感と変わり、さらに、絶対事故は起こらないという前提の下で事業を運営する中、平成 15 年 8 月、R D F 貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員 2 名の貴い命を奪ってしまいました。

また、これまで 91 億もの費用を投じて施設整備をしていますが、私としては、この R D F 焼却・発電事業は三重県政最大の汚点であり、今の県の財政を逼迫させているのは、この事業も大きな要因の一つではないかと考えています。

現在、施設撤去に向けての進められており、この事業の総括は施設撤去終了後に行うと言われていますが、最終的な総括の中には、県の反省点を相当入れなければならないと思います。

また、本来であれば、施設撤去が終了している、していないにかかわらず、総括は既にほとんどできていなければいけないと思います。

県が市町村を政策誘導したことや痛ましい事故を起こしてしまったこと、こういった負の遺産を風化させずにきちんと検証して、今後の教訓にすることが重要なことだと思います。

この前、山本里香議員の R D F の質問の中で、知事は、功罪半ばする事業であったと言われておりますが、私は、今でも功はほとんどなかった、負のほうが多かった、罪のほうが多かったんじゃないのかとの疑問を今でも持っています。

しかし、我々議員も議決責任があります。誰のための事業なのか、県民の立場になり、十分議論をし、調査、精査するべきであったかとも思われます。

処理料は、初め無償で、平成 7 年からずーっといろんな形で増えたり減ったり、増えたり減ったり、先ほど申しましたように、最終は 1 万四千円何がしなんですけど、この辺も、

県が初めにきちっと計画を立てた精査、調査をやっていなかった結果がこうなったのではないかと思います。

そこで、RDF焼却・発電事業が終了を迎えようとしている今、この事業を実施した意味、デメリットばかりでメリットはほとんどなかったのではないかと思いますので、改めてお尋ねしたいと思います。

(喜多正幸企業庁長)

RDF焼却・発電事業の意義やメリットなどについて御答弁申し上げます。

平成14年から運用を開始いたしましたRDF焼却・発電事業では、小規模自治体の可燃性ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築に向け、一定の役割を果たせた面もございました。

一方で、当初、市町に対し、RDF処理委託料は無料と説明しておりましたけれども、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの要因があったとはいえ、市町の負担が発生することとなり、不信感を与えてしまったことは、県の当初の見込みが甘かったと認識しております。

何よりも、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽爆発事故が発生し、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。

これまで事故の原因として、RDF貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びRDFの性状不良などが挙げられておりますけれども、これらは全て安全に対する認識が十分ではなかったことによるものと考えております。人の命は何物にも代え難いものであり、この教訓と反省は絶対に風化させてはならないと考えております。

こうした認識の下、事業終了の際には、企業庁だけでなく関係部局とも十分調整しながら、環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も確認し、改めて反省すべき点などを明らかにした事業全体の総括を行い、報告をさせていただきたいと考えております。

(奥野英介議員)

この質問の打合せのときに、平成28年の総括を見ていたんですけど、今日は、丁寧にその中を抜いて答えられているような気がします。

総括を見ていると、悪いと言いつつも、さっきの功罪の話で、それなりの功もあったんですけどというのを随分書かれていたような気がするんですけど、中身は。

そうやけど、今日の企業庁長の答弁は、それを私に反論されるとまた時間が長くなるので、それはやめておこうかという感じの答弁でありました。それはそれで、反省点、本当に功罪の功はほとんどなくて、これに平成の10年頃からずっと引きずり回されていたというのは大変なことだったのかなというふうに思います。

処理料に至っては、無償としながら、12年には4900円、4500円、また多うなってきた

ら1万1900円になって5000円に下げてる。そしてまた、終わりになってきたら9000円になり、最終は1万4千円だけというふうにあやふやな、大体初め決めればずっとその形で、1割とか少しは上がる場合があるけど、もともとが無償なのに、言い過ぎか分からんけど、市町村を引きずり回していただきましたという気がします。

今後、こういうことはないと思うんですけど、県もエンドレスですから、行政は、いろんなことがあると思います。

だから、やっぱり県民を巻き込むときは十分に調査し、議論し、本当に安全であるかということは何回も確認してやるべきことが大事でないかなと思いますので、きちっとした反省をして、きちっとした総括をして、そして風化させないように、これから多分一、二年でやるのかどうか分からないですけど、後々ないように、きちっとやっていただきたいと思います。

次に、ここが一番大事なんですけど、2番目の終了後の関係市町の支援とごみ処理の現状ということなんですけど、RDF焼却・発電終了後のごみが円滑に処理されるように、市町が新たな処理方式の検討を行っている中で、市町間の調整あるいは技術的な支援を行うなど、県としてその役割を十分に果たしていくとあります。

終了するに当たっては、関係市町では、新たなごみ処理体制を構築するという大変厳しい作業に挑まねばならず、現在でも民間施設で処理している市町もあり、新しいごみ処理体制に移行できていないのではないかな。

前、質問したときに全部きちっとできているような答弁を聞いたような気がしますが、そしたら、まだ旧海山町、旧紀伊長島町のほうでは、RDFのようにごみを固めたやつを造って、それで、処理に持っていったというような形が続いているみたいなのです。もう当然、それなりの形はつくっているのかなと思ったら、いまだに消石灰で固めたごみを処理しているということを改めて聞いて、これやったらまだまだ総括もへったくれもないというような気がしました。

一般廃棄物処理は市町の事務ではありますが、県は関係ないということは絶対に駄目です。市町で新たなごみ処理体制を構築するまで、県がしっかりと支援していかねばならないと考えますが、いかがでしょうか。RDF関係市町のごみ処理体制の移行状況はどうなっているのでしょうか。

答弁いただいた都合によって、関係市町選出の議員が関連質問をしたいかも分かりませんので、させないためにきちっと答えていただきたいと思います。

(安井晃環境生活部廃棄物対策局長)

RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制の移行に向けた県の支援と市町の状況について御答弁申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成30年7月に開催された三重県RDF運営協議会の総会決議に基づき、令和元年9月をもって、市町からのRDFの搬入が停止されま

した。

県としましては、総会の決議を踏まえ、関係市町において、RDFの搬入停止後もごみが滞りなく処理されるよう、一定の役割を果たすべきであると考え、市町が新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要な支援を行うこととし、取り組んでいるところです。

具体的には、関係市町とも協議し、施設整備などのハード事業に対する支援としまして、ごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去に対する上限1億円の県単独の補助制度を創設いたしました。

この制度を活用して、これまでに伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合がごみ中継施設の整備を完了しており、現在、南牟婁清掃施設組合が、令和3年6月の完成に向けて、ごみ中継施設の整備を行っています。今後は、桑名広域清掃事業組合と紀北町が、RDF化施設の撤去を予定しております。

また、RDFの製造を当面継続する市町に対しましては、令和2年度末を期限とし、新たな処理先における施設の定期点検等に伴い、これまでのRDF処理委託料を超過する処理が必要となる場合に、超過分を補填するセーフティーネットの仕組みを設けております。

セーフティーネットの運用実績としては、全体で、昨年度は約150万円を補填しておりまして、今年度は約900万円を見込んでおります。

このほか、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画などによる技術的な支援をはじめ、広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整や国の支援制度に関する情報提供を行うなど、市町の要請等に沿って対応しているところでございます。

次に、関係市町の取組状況ですが、桑名広域清掃事業組合では、新しいごみ焼却施設を令和2年1月に稼働しており、RDF化施設の撤去が残っているものの、新たなごみ処理体制への移行が完了しております。

一方、桑名広域清掃事業組合以外の市町については、まだ移行途上にございます。

現在、伊賀市と香肌奥伊勢資源化広域連合では、RDFから可燃ごみとしての処理に切り替えた上で、2団体ともに、伊賀市内の民間業者に処理を委託しております。将来のごみ処理体制については、様々な選択肢があり、それぞれが中長期的な視点で調査検討を進めているところでございます。

また、紀北町と南牟婁清掃施設組合では、RDFの製造を継続しておりまして、2団体ともに、いなべ市内の民間業者に処理を委託しています。

こうした中で、紀北町と南牟婁清掃施設組合の構成市町を含みます東紀州地域の5市町において、広域的なごみ処理施設の整備に向け、一部事務組合の設立などの具体的な協議が進められておりまして、県も協議の場に参画し、計画的な整備について助言などを行っているところでございます。

新たなごみ処理体制への移行は、関係市町はもちろんのこと、県にとっても大変重要な課題であると認識しており、引き続き経費の補助や技術的な支援などを行う中で、取組の現状を踏まえまして、市町からの要望や相談にこれまで以上に丁寧に対応していきたいと

考えております。

関係市町が新たなごみ処理体制に円滑に移行し、日々発生するごみが継続して安全に処理されるよう、市町に寄り添い、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

(奥野英介議員)

災害とか、これから想定し得ないものが出てくると思うんですよ。だけど、今そういう状態で中間の施設を造って、ごみを捨てに行く。そしたら災害が起きたとき、今度は水平行政の中でごみ処理をしていかないかん。だけど、災害のときに、隣の市が受け入れられるかという、なかなか受けられるものではない。そういうことを考えると、今の処理体制というのは、差し当たっての処理体制であって、きちっとした処理体制にはなっていないと思うんですよ。

そのためには、今、東紀州のほうで組合をつくって、処理をするようにいろいろ考えていただいておりますけど、できるだけ早くこれをやっていかないと、住んでいる人は、ごみが出てきて処理ができない、また衛生的なこともあるし、いろんなことを考えてみると、できるだけ早い機会に焼却に持っていくのか、どう持っていくのか、技術的ないろんな問題があるんですけど、その辺、十分に市町と県が考えてやっていきたい。そこまでしていただかないと、このRDFの事業が終了しないということになりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

(関連質問)

(東豊議員)

議長の許可をいただきました。奥野英介議員の発言に対する関連質問をいたします。33番、会派草莽、尾鷲市・北牟婁郡、東と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問項目は、RDF焼却・発電事業についてという題でした。それから、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町の支援におけるポストRDFに向けた施策、施設整備に対する補助金等。奥野議員の質問に対する答弁では、各市町に寄り添って取り組んでいく。いろんな課題が今までありました。特にちょっと厳しい言葉がありまして、記憶に残る中では、三重県政最大の汚点である、奥野議員の言葉をお借りするとそんなことでした。

当時、急ぐあまり、議論をし尽くすこともなく、急いで取り組んでしまったというようなことであるとか、中間総括の、まだ最終ではないですが、その総括を見ていると、建設をして本当に悲惨な事故の中で進めてこられたというちょっと痛々しい事業であります。いよいよ終息をして、この後、残された課題がやっぱりあるということで、特に三重県RDF運営協議会でお決めになられたことがありまして、特にRDF施設、私、地元のことなので具体的に言うとか皆さん分かりやすいと思うんですが、平成11年に旧海山町が、20億円かけて日量20トンの処理施設をつくりました。それから、平成15年に旧紀伊長島町では、日量21トンの処理能力を持つ21億円の施設整備をしたわけです。そんなような

いきさつから合併をしました。その中で二つとも、今、RDFをつくっているんですね。三重県のRDF施設についてはもう閉鎖しているの、民間に委託して、その処理をお願いしているという状況であります。

県として、残された課題、いまだにRDFをつくっている市町に対する支援、例えば、ある程度三重県RDF運営協議会でお決めになられたことがあるわけですが、新しいものを解体するとか、今までのを解体するとか、中間施設をつくるかという形に、1億円を上限に補助していくとかというお話があるわけですが、その点について具体的に御答弁いただければと思います。

(安井晃環境生活部廃棄物対策局長)

RDF化施設の撤去に県単独の補助制度を活用されている紀北町の状況に対して、御答弁申し上げます。

議員から御紹介がありましたように、紀北町につきましては、旧海山町と旧紀伊長島町の二つのRDF化施設がございますけれども、現時点で紀北町におかれましては、そのうちの一つを補助制度の期限が令和7年度となっております、この令和7年度までに、どちらか一つを撤去するというような予定で検討が進められていると聞いております。

今後、広域のごみ処理施設の整備が進められる中で、RDF化施設の撤去について紀北町で詳細な検討が行われ、より具体的なスケジュールが整理されてくると思っておりますけれども、県としましては、このRDF化施設の撤去について上限1億円の補助制度の適用を現在予定しているところでございます。

(東豊議員)

ありがとうございます。

1億円の補助金を的確に出していくということで、実は少し、午前中からこの質問をするのに担当部局と話をしていたんですが、これは多分答弁できないだろうなということも一方的に申し上げますが、できる範囲内で御答弁いただければというふうに思います。

決議、これは平成30年7月に三重県RDF運営協議会の総会によって確認した事項ですが、一つは新しい処理体制に移行する、それから二つ目は、今のRDFの処理先をちゃんと確保します、県としては積極的に責任を持って協力をする、それから、三つ目なんです、セーフティネットというのがあります。

奥野議員の発言の中にもありますが、当初は、ただでどうぞごみをいただきます、運搬賃は別として、ゼロだったんですね。それが1万円とか8000円とか9000円とか、最後1万4145円という買取り価格で納めていて、これが、この時点で、この後、もし民間に委託した場合に、それを超える部分についてはセーフティネットをかけようということをしているんですが、これも実は期限を切っています。期限というのは、来年の3月ですね。それ以降をどうされるのか、お考えがあればお聞かせをいただきたい。答弁できなければ、

結構です。

そして、先ほど申し上げた施設整備に対する支援をしていく、これもちょっと難しいお話になるかも分かりませんが、旧紀伊長島町、旧海山町で、20億円相当の施設を建てて、県の主導で造っていった。これが仮に、一つ残していくというお話だったんですが、二つを抱えているわけですね。解体費、1億円や2億円や3億円でない私は思っています。その辺を御答弁いただければと思います。もし御答弁いただければ、要望としてお伝えしますので、御検討をよろしくお願い申し上げます。

(安井晃環境生活部廃棄物対策局長)

まず、セーフティネットの仕組みでございますけれども、少し経緯を申し上げますと、このセーフティネットの仕組みにつきましては、平成22年度の時点で、令和2年度末までの事業の実施が三重県RDF運営協議会総会で決まりましたが、その後、令和元年9月に軸にRDFを搬入停止することが決定されたということ踏まえまして、一旦令和2年度末までに、RDFの製造を継続する市町に対しては支援をするということを目的につくられたものでございますので、その当時、県と関係市町が協議しまして、市町間の公平性にも考慮して決まった仕組みということでありますので、なかなかこのセーフティネットの延長、また、これに代わる新しい制度の創設というのは大変難しいと考えておまして、県としましては、広域のごみ処理施設が早期に整備されるように、しっかりと必要な支援を行っていきたくと考えております。

それから、施設整備の補助金につきましても、各団体1回限り上限1億円ということになっておりますので、その範囲内での支援になるというふうに現時点では考えております。

(東豊議員)

セーフティネットの件と、それから、三重県RDF運営協議会でのお決めは、この年度末ですので、一旦終わるんだと思うんです。あとは知事部局に移って、セーフティネットの件と、それから、今、2か所持している紀北町については、御検討いただければと思います。要望して終わります。ありがとうございます。

## ○令和3年定例会 委員長報告（討論：令和3年11月1日）

(山本里香議員)

認定第3号の電気事業会計決算について申し上げます。

昨年度は、RDF焼却・発電事業が終了し、後処理の会計です。

これもまた、夢の事業との触れ込みで、国の誘導と強引な県の事業で、市町を巻き込んだなれの果て、死者を出す大事故をもたらし、業者との裁判でここに至りました。県政最

大の失政だと言われています。自らも痛い思いをした上、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきた事実は消えません。

検証を求めています、全てが終了する時点でなされる11月の中間報告の仕上げに入っているということです。

私どもは、RDF焼却・発電事業については、当初から未完成のもので、危険を伴うものと反対してまいりました。この検証において、しっかり総括されなければ、同じことが繰り返されます。反省なきところに未来はありません。

反省ができてこそその事業の意味があり、やっとそこで認定できることになると思います。それまでは反対いたします。

## ○令和3年定例会（一般質問：令和3年12月6日）

（山本佐知子議員）

RDF施設の跡地利用等についてです。

先般、桑名広域清掃事業組合が、服部副知事、そして正副議長に要望書を提出しました。

RDF、今、撤去工事を進めておりますけれども、跡地利用について、そして、その後の安全記念碑及び管理棟などの管理についての3点についての要望です。

まず、跡地利用についてですが、これは、今、企業庁が撤去作業している部分は、三重県と桑名広域清掃事業組合が所有している共有地に囲まれています。

一般道路に面していないので、非常に複雑な使い勝手の悪い状況になっているんですけれども、将来的には三重県所有の跡地を民間に売却するにしても、やっぱりいろんな私道整備等が必要になってきます。

こうした土地において、この周辺の地域は、今、桑名、もう道路整備が進んで、公共団地も造成され、非常に企業誘致が活発化している地域なんですね。したがって、民間のスピード感を持って、この跡地利用については前に進めていただきたいと思っておりますが、その方向性をお聞かせください。

そして、申し訳ありません、ちょっと続けてまいります。

安全記念碑、管理棟の維持管理、安全祈願行事についてです。

平成15年、RDF貯蔵槽が爆発しました。大変痛ましい事故でありました。この事故の教訓を風化させず、安全への誓いを毎年祈念しています。

引き続き、企業庁が責任を持って安全祈願行事、そして記念碑の管理をいただく方針に変わりはありませんか。また、管理棟については、維持管理、大変、年間数百万円かかっていますけれども、どのような方向性なのか、お聞かせいただきたいと思います。

（増田行信環境生活部廃棄物対策局長）

それでは、私のほうからRDF施設の跡地利用について、共有地の取扱いを含めた方向性についてお答えいたします。

令和3年1月から進められていますRDF焼却・発電施設の撤去工事は、令和5年1月に完了する見込みであり、撤去後の跡地利用に関しましては、これまで桑名市や町村会のほか、桑名広域清掃事業組合議会などからも御要望をいただいたところでございます。

議員から御指摘いただきましたが、施設撤去後の跡地をごみ処理以外の用途で利用するに当たりましては、県の所有地にあります、周辺にあります共有地の取扱いのほか、県の所有地が直接公道に接していないことなど、また、都市計画法に基づく用途制限などがございまして、整理すべき課題が幾つかございます。

このため、共有地につきましては、共同所有者であります桑名広域清掃事業組合と、権利関係の整理など具体的な協議を進めていくとともに、公道との接続や都市計画法上の課題などにつきましても、同組合や桑名市の協力を得ながら調整を進めてまいります。

今後の跡地利用につきましては、関係市町等の意向を十分に聞き取りながら、これまでの土地利用の経緯を踏まえた活用を図っていきたく考えています。

跡地周辺では、今後、東海環状自動車道の開通やリニア中央新幹線の開業など、さらなる良好な交通アクセスが見込まれていることから、産業用地としてのポテンシャルは非常に高いと考えておりまして、地域の振興に加えまして環境政策にもつながるものとなるよう、関係機関と十分に連携しまして、機を逃さず取組を進めてまいります。

（喜多正幸企業庁長）

平成15年8月19日RDF貯蔵槽爆発事故により、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。このような痛ましい事故を二度と発生させることのないよう、この事故の反省と教訓は決して風化させてはならないと考えております。

御質問の安全記念碑につきましては、御遺族の御意向がまず第一と考えておりますので、これを踏まえまして、現在の場所での保存を基本として、関係機関と協議していきたく考えております。そして、その管理につきましては、今後も企業庁の責任において行っていきたく考えております。

それから、安全祈願行事につきましては、今後も企業庁が安全で安定した事業運営を行うことを誓う機会として、引き続き継続して実施していきたく考えております。

また、管理棟に関する課題については、関係する桑名広域清掃事業組合の意向を確認しながら、丁寧に協議してまいります。

（山本佐知子議員）

引き続き、やっぱりこの要望書が出た背景を考えますと、地元の桑名広域清掃事業組合の皆さんとの引き続きのコミュニケーションを、もっと密に取っていただければと思います。本当にありがとうございます。

今日の新聞でヤード条例のことが出ていました。一昨年、私、このことについて一般質問しました。そのときに、このヤード条例は、初め県の皆さんからは歯牙にもかけられなかったんですが、地元の方が一生懸命、取り組んで、訴えて、そして条例へとこぎ着けました。

やっぱり地元の皆さんの声が、こうやって政治家を通して、そして、県の政策に届くということを、本当に私、実感して感動したのを覚えております。

今日は本当に、拙いまた一般質問でしたけれども、以上、時間いただきましてありがとうございます。終了します。ありがとうございます。

## ○令和4年定例会（一般質問：令和4年6月10日）

（山本里香議員）

今回取り上げましたのは、環境行政における負の経験をどう次の施策につなげていくかということです。

本県においては、かつては四日市公害、ガス化溶融炉の問題、フェロシルトの問題、今なお続く産業廃棄物不適正事案などがあり、そして今年度、全て終了となるRDF焼却・発電事業については県政最大の失政とも言われておりますが、だからこそきちんと総括をと議会も強く求めてまいりました。

長い時間をかけて、この3月、やっと中間報告書が作成されました。常任委員会での議論も経て、加筆修正もなされていることを知っています。死亡者を出してしまった痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策推進に生かしていかなければなりませんと強くうたっています。

設計、設備、稼働、事故発生時における安全性を重視する意識の欠如が原因であるとか、最悪の事態を想定したシナリオの欠如が事故に至った経緯とされています。

設計と施工が同一業者であったこと、コスト意識の問題、市町参加を求める時点での情報提示の不完全さや配慮不足、役割分担、合意形成プロセスなどに詰め甘さがあり、未成熟のまま事業化されていったことで持続可能なものとならなかった。

また、市町への長期にわたる重い財政負担を招き、それぞれのごみ処理計画を翻弄したと丁寧に詳しく、一つ一つを検証していることは読み取れます。事実の列挙が丁寧になされていると思います。

ただ、そうさせてきたのは何だったんでしょうかというところ、そこが私は大切だと思っています。決して風化させず、今後どのように取り組んでいくのか。風化させずということはよく言われるわけですがけれども、どのように取り組まれるのか、お答えいただきたいと思っています。

（小見山幸弘環境生活部廃棄物対策局長）

今後の環境政策を進めるに当たって、RDF焼却・発電事業の総括をどのように生かすかという観点で、御答弁させていただきます。

平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みでございます。この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策推進に生かし、安全を最優先とする取組を進めていかなければなりません。

また、市町にとって長期にわたる重い財政負担となったことや市町との合意形成プロセスなどの重要な部分においても詰め甘さがあり、県が事業として持続可能なスキームをつくることができなかったことは大きな反省点でございます。

県においては、令和3年3月に策定した三重県循環型社会形成推進計画に基づき、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会」を基本理念として施策を進めているところでございます。

この計画においても、事故の反省と教訓を踏まえた上で、パートナーシップで取り組む3R+Rや廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでおるところでございます。

特に、プラスチックごみ対策や、今後多量排出が予想される使用済み太陽光パネルの対策など、社会的課題に対応する新たな知見や技術を活用するについては、しっかりと検討を行い、安全を最優先として取り組んでまいります。

また、県にとって重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションの下で信頼関係を構築し、施策を推進していかなければなりません。

市町の新たなごみ処理体制の構築に際しては、各市町等による検討会への参画を行っており、引き続き市町に寄り添った技術的支援を行ってまいります。

今後の環境政策を進めるに当たって、RDF焼却・発電事業の総括を踏まえた反省と教訓を生かしていくためには、将来の環境行政に携わる職員に引き継いでいくことが重要と考えています。本年4月には、県の環境系職員の研修プログラムにRDF焼却・発電事業の総括を加え、研修を実施したところであり、引き続きこのような研修プログラムを実施することなど、次世代への継承にしっかり取り組んでまいります。

（山本里香議員）

書いてあることを少し詳しく肉づけて、今、私が先ほど示したことを言っていたんだと思います。

先ほど私は申しましたけれども、なぜそうなったのかという、その事実を誘引したのは何だったかということが、やっぱりそこをきちんとしなければいけないのではないかと思っているんです。

日本共産党では、安全性が立証されていないだけではなく、RDF発電はごみ減量と矛盾すると心配する皆さんと共に、建設中止、稼働中止を求めています。

痛ましい事故が発生した事実として風化させることなく、事故の反省と教訓を今後の施策運営に生かしていかなければなりません。安全を全ての判断基準の根底に位置づけ、安全を最優先する。まさにそのとおり、何度も繰り返されることです。

新たなこれからの環境の行政はどういうことかということの中で、ごみ処理は必要不可欠で、政府の考え方も、これまで時に変わってきた中で、このようなことにもなってきたのではないかと。

今は燃やすのは最小限、プラスチックは燃やさないになってきているので、そういうことの中で今後進めていかれるんだと思いますけれども、先ほども言ったように、なぜその安全性を横に置いて進めることになったかということは、私は、当時の北川県政において環境先進県とか、夢のごみ処理施設とか、こういうことを行け行けムードで進めてきたこと、もちろんいろいろな安全性の面での指摘もあったけれども、そのことの観点を後退させたのは、見誤りをさせてしまったのは、そういうことだったんじゃないかなと思います。

夢を振りまいて、夢から覚めたらまた夢だったとしょっちゅう私は言わせていただくんですけども、夢という言葉は魔法がかりで、堅実な判断ができなくなるということがあると思うんですね。それは日常生活でもあると思います。環境行政だけではなくて全ての場面で、夢にはゆめゆめ惑わされてはならないと思います。その反省がなかったら、県政全体、また同じことが続いていくと思います。

私としては、一步踏み込んで、環境先進県と進めたことが欺瞞、間違いだったということが総括に必要と申し上げて、この部分を終わりたいと思います。

## ○令和4年定例会 委員長報告（討論：令和4年10月19日）

（山本里香議員）

第3号の電気事業会計の決算について申し上げます。

県政最大の失政だと言われているRDF焼却・発電事業の後処理の会計です。事故における死亡者を出し、県自らも痛い思いをした上に、県が市町を支援するならともかく、市町を翻弄してきたという事実は消えません。

この後の県政運営に十分生きような総括が出来上がることを期待し、その納得ができるまでは、事業の決算を容認することはできません。同じことを繰り返さないようにするとの願いを込めて反対いたします。

## 県議会「RDF貯蔵槽事故調査特別委員会」での発言

### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会

#### ○委員名（16名）

委員長	田中	覚
副委員長	藤田	正美
委員	日沖	正信
委員	松田	直久
委員	水谷	隆
委員	岡部	栄樹
委員	芝	博一
委員	三谷	哲央
委員	貝増	吉郎
委員	木田	久主一
委員	山本	勝
委員	西塚	宗郎
委員	萩野	虔一
委員	西場	信行
委員	岩名	秀樹
委員	永田	正巳

○設置 平成15年 8月25日

#### ○開催経過

第1回	平成15年	8月28日
第2回	平成15年	9月 5日
第3回	平成15年	9月19日
第4回	平成15年	9月29日
第5回	平成15年	10月 8日
第6回	平成15年	11月26日
第7回	平成15年	12月 3日
第8回	平成16年	1月26日
第9回	平成16年	1月27日
第10回	平成16年	3月10日

#### ○本会議での報告

平成16年 3月19日

※三重県議会のホームページの「委員会会議録」から抽出した。

# 三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年8月28日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

## 平成15年8月28日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成15年8月28日(木) 自 午前10時 ~ 至 午後3時40分

会議室 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君  
副委員長 藤田 正美 君  
委員 日沖 正徳 君  
委員 松田 直久 君  
委員 水谷 隆 君  
委員 岡部 栄樹 君  
委員 芝 博一 君  
委員 三谷 哲央 君  
委員 貝増 吉郎 君  
委員 木田 久主一 君  
委員 山本 勝 君  
委員 西塚 宗郎 君  
委員 萩野 虔一 君  
委員 西場 信行 君  
委員 岩名 秀樹 君  
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

#### 出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 濱田 智生 君

総括マネージャー 小林 和夫 君

〃 藤田 輝也 君 その他関係職員

〔環境部〕 環境部長 長谷川 寛 君

総括マネージャー 小川 治彦 君

〃 松林 万行 君 その他関係職員

〔地域振興部〕 防災監 安田 敏春 君 その他関係職員

〔健康福祉部〕 総括マネージャー 河瀬 勝義 君 その他関係職員

〔農林水産商工部〕 総括マネージャー 佐久間 孝 君 その他関係職員

〔総合企画局〕 リスクマネジメント特命担当監 亀井 秀樹 君 その他関係職員

〔地域振興部〕 総括マネージャー 東地 隆司 君 その他関係職員

〔県土整備部〕 総括マネージャー 瀧本 峰明 君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 10名

傍聴者 2名

#### 議題又は協議事項

##### 1 委員協議

・今後の委員会運営等について

##### 2 所管事項の調査

・現況報告

##### 3 委員協議に基づく調査

・質疑

##### 4 その他

・今回の委員会について

#### 【会議の経過とその結果】

##### 1 委員協議

・今後の委員会運営等について

#### 【開会宣言】

##### 2 所管事項の調査

・現況報告 資料に基づき当局説明

(濱田企業庁長、長谷川環境部長、安田地域振興部防災監)

##### 3 委員協議に基づく調査

・質疑

○日沖委員 ただいま説明いただいたことに基づいて、今から各委員さんいろいろ質問をされるんだろうと思いますけども、その前に一つ、まず改めてお伺いをしときたいんですけども、この爆発事故は前代未聞の、特に死亡者を出してしまったという大事故に、歴史的な大事故になってしまったわけです。で、まず、事故の後に、ほんとにその悲痛な思いをされた、特に亡くなられた方、重症を負われて入院されておられる方、亡くなられたお宅にとりましてはほんとに悲痛な思いをされた御遺族の方々に対して、どういふうにその僕のための誠意を持った対応をしておられるのか。そして、いろいろ、その公務の現職の消防士さんの、公務を遂行しておられた途上での事故ということのかかわりもあるでしょうけれども、この県の施設で亡くなられた、事故に遭って亡くなられたということで、県としてどういふ僕を今後されていかれるように相談をされておられるのか。この事故の詳細の中での質問に入っていく前に、やはりお二人の方々が、特にお二人の方々が大切な命を落とされた、そして、ほんとに悲しみの中におられる御遺族があるということのうえに立って、今一度始まりに聞かせていただきたい。その辺をお願いしたいというふうに思います。

○濱田企業庁長 この事故の後は、その日に知事と共に私もその御家族の方を訪ねまして、あるいはその後、お通夜、葬儀と、そのように当面気持ちを表すという部分のことはさせていただきまして。ただ、今時点でするかどうかということにつきまして

は、先般も知事からもお話しにありましたように、ともかく誠心誠意という言葉でもって表すしかありませんが、私としてもその気持ちでいきたいというふうには今はお話しだけさせていただきたいと思っております。

○日沖委員 ちよっと今の御答弁いただいただけではですね。事故の後にお通夜なりお葬式なりに参加しましたということは、お悔やみ申し上げましたということはわかりますし、実は亡くなられた南川平さんの方は私の町内会の方でございまして、知事はじめ御参列されておられましたのは確認しておるわけでございますけれども、それはもちろん当然のことでございます。今まだ対応が決まっていなくてというのでお答えはいただきましたけれども、しかしながら、やはり県としてきちっとですね、やはり償いというものをしなければならぬことになってくるんだらうと思っております。その辺の話が何らなされてないということですか、まだ。一部には、御遺族のお宅へ何らかの御連絡を取らせていただいたり、今後の対応についてお話をさせていただいたりというところの御担当も作っていただいたりや、お聞きもしたんですけども、その辺どうなつとんのかもう一度お答えいただけますか。

○安田地域振興防災監 ちよっと御質問の御趣旨と外れるかもわかりませんが、消防職員の方の殉職ということで、手続きといいますが、そういう対応がございまして。1つは、もちろん公務災害上の、死亡でございまして、公務災害認定という手続きがこれから進んでまいります。一方で、殉職に伴う表彰あるいは賞じゆつ金制度、そういうものがございまして、これらの適用につきましては進めてまいりたいという、桑名市と共に進めてまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○日沖委員 それでは、県としての対応はお葬式に参列されてから以降は全く、御遺族に対してまだ具体的なものというのはいないわけですね。そう確認させていただいてよろしいですか。

○濱田企業庁長 そういう意味では、具体的にまだされておられません。

○日沖委員 はい。とりあえずこれ確認させていただいて、後ほど。

○三谷委員 2点お伺いさせていただきたいと思っております。1つは、大量放水されてまして、それが沢地川なり落合川、嘉例川に流れいかないよういろいろな措置を取っていただいておりますのは、これ評価させていただきたいと思っております。ただ問題は、昨年の12月の23日に1回RDF発熱をして、そのときに放水をしたのが河川に流出をして、地元では大変な問題になったわけですね。そのとき、県は、企業庁は、もう二度とこういうことはせんということでの対応を取っていきますという、そういうことを地元とどう約束をされておるんですが、今の御説明聞いてますと、8月14日の1回目の爆発のときに、汚水が河川に流出しないように地元自治会からの要請があって桑名市消防本部に放水停止を依頼した、という御説明だったと思うんですが、当然、昨年の12月の23日にそういう汚水が流れ出たという経験を踏まえている以上は、また放水をするような場合はどういふふうな対応をするかということがきちっとコンシステムとしてでき上がっていないかはいけなかったにもかかわらず、地元自治会からの要請を受けてそういう対応をしていくというのも少し解せない、という思いが1つあります。それから、ちよとど今、今年是不作ですけれども、稲の刈り取り時期になってまして、いろいろ風評被害等も地元相当心配をします。そういうところへの対策という考えがあればお伺いをしたい、その点です。

それからもう1つ、ごみの、これ毎日200トンRDFが出てくるようなこの処理の中で、当面いろいろ、各ほかの市町村で受け入れ等図っておられますが、先ほどの説明で、現在、当面のRDF化市町村、26市町村のごみ処理体制についてはこうやって整った、というご説明いただきました。この当面というの、大体いつごろをめぐって考えておられるのか。この2点お願いします。

○田中委員長 まず環境部長から、はい。

○長谷川環境部長 正直申し上げます、日々ごみは出てまいりますので、まず生ごみベースで処理できるということの受け皿をつくってあるだけで、製造されるRDFの処理は県外も含めて受入先を今確保しているという状況です。ですから、26市町村が基本的にRDFをすべてやめるというわけにもいきませんが、現にRDF化施設は動いているわけでございますので、その受け皿を市町村が探すというのも大変でございます。当然この事故の原因でそういう結果としてこうなっておりますので、生ごみベースとRDFベースで両方探しております。基本的に、RDFベースでそういう民間企業等を含めて処理できる所が確保できれば、それはもうこの当面の生ごみのベースで受け取っていただくというこの仕組みがもう少し変わってくるという。当面言いますのは、私はいずれにいたしましても、生ごみがRDFになった、2分の1ぐらいの量になりますが、生ごみがRDFになるわけですから、この生ごみが最低限処理できる体制を、ほかの市町村で受け取っていただけるという体制を取らないことにはだめなので、それを当面と言ったんで、それはもう先ほど言いましたように、対策本部をつくって、その当面の措置の内容がより市町村にとっていいような方向になるように検討していく、ということでも御理解願いたいと思っております。

○田中委員長 風評批判について、佐久間さんお願いします。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 私の方からお答えさせていただきます。農地や農作物へのダイオキシンの影響調査につきましては、現在行っております大気、水質、土壌等の調査と連携しまして、23日からの調査を実施しております。23日には土壌の簡易調査、26日は本調査ということで実施しているところでございますけれども、この調査につきましては、12年度から県内全域を対象にして順次実施しておりますダイオキシン類の調査箇所内の、発電施設に近い2カ所として調査を実施しております。なお、この調査につきましては、簡易調査につきましては1週間程度で出ること、土壌については結果が出ますけれども、土壌、作物等の本調査につきましてはさらに精密な調査結果が必要であると。その結果が出るには、先ほども申しましたように約2カ月程度と言われておりますけれども、これにつきましては努力して早く結果が出るようにしていきたいというふう考えております。

なお、現在データについては調査中でございますけれども、ダイオキシン類の性質等につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」というふうなものの中で、人が一生にわたって摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断されますダイオキシン類の量につきましては、体重1キログラムあたり、1日あたり4ピコグラムというふうなことで定められております。これを現在主食であります水稲の場合に当てはめてみますと、全国平均調査で出ております数値に基づきますと、体重50キログラムの人が玄米のみを食べたとした場合には約、毎日生涯71キログラムを食べ続けるということに相当するといふふうなこと。さらに水稲の場合には、もみにダイオキシン類が付着したとしても玄米ということでも除去される。また精米にすることから、健康に害を及ぼすことはないと考えられております。このようにダイオキシン類につきましては、かなりの作物を大量に摂取しなければ人体に影響を与えないというふうなことを考えておまして、一時的に摂取基準を超過したとしても健康を損なうものではないと言われていただいております。以上でございます。

○田中委員長 汚水流出等については、企業庁長お願いいたします。

○濱田企業庁長 この2ページの記載について、実はそれまでの散水の部分についても、前回の轍を踏まないために一定の循環のシステムはつくってございました。ただ、このように大量の形の部分ということまでやってませんでした。それで、こう書き方としては非常に、あまりいい書き方じゃないんで、それは、要請があるというのは、我々もこれは大事だという部分もありまして、このころから放水を大量にするという方針を聞いたところで、地元からも当然見えていただきたまして、その場で強い要請を受けました。我々もそういう措置は取りながらやってきました。それで、桑名消防の方も、あの辺の河川その部分についての汚染対策というのは非常に、その後も含めて、非常にこう慎重、真剣に相談に乗ってくれております。そういうような意味合いで、消火の状況を妨げるつもりはなかったんですが、こういう部分をぜひお願いしたいというような話をしてですね。そして、じゃあということで、1時間少々ですけどその間にさらなる増強を押して、で、循環こうしながらそれを放水すると、で、それを受けてよほど汚れてきますと、こぼれたりしますと、それをまたバキュームで運んでいくというシステムで、今、そのときにちよとど雨が相当降りました。あのときに一部、調整池ですね、外には出ておりませんが、調整池の方へ流入した形跡がありましたんで、少量だと思えますが、それで念のために、やはり前々からのお話もあって次の対策を講じた、ということでございます。書き方として、要請があっただけでやったんだというふうな受け止め方をされるような書き方をいたしまして、申しわけございません。

○三谷委員 一部報道で、地元の要請があってそれによって放水を中断するなりおくれたがために、後、その消火活動におくれを生じたというような趣旨の報道もあったもんですから。そういう意味では、企業庁としてはきちっとそういう説明をしていたかないと、またいろいろ誤解を生む可能性になってくる、可能性が出てくると思っております、その点ひとつお願いをしたいと思っております。

それから佐久間さん、僕そんなこと聞いたんではないです。そのピコグラムがどうたらこうたらとか。そういう風評被害を出さないような手だては何を講じてますか、ということ聞いてるんです。健康に害がないと今あなたおっしゃった。それは、その何とかピコグラムがどうたらこうたらという話ですが、そうじゃなくて現実には、地元の方々いろんな、こんな大きな全国ニュースの事故になって、いろんなものが飛散したんじゃないかと流れたんではないかと、いろんな話が出るわけですね。そういう中で農作物へのそういう風評被害が起きるんじゃないかと心配をしますから、そういう風評被害が起きないようにどんな手だてをしてるんですか、ということをお伺いしてらんであってそういう細かい話聞いてるんじゃない。

それから環境部長、当面の話はわかったんですが、民間ベース等とおっしゃいましたけれども、民間で、僕が聞いておるのは県内で2カ所ぐらいか受入先がなくて、RDFの、それも処理能力3、40トンじゃないかというお話も聞いてます。で、すぐに、こちらの方のやつもありますけども、四日市、鈴鹿にストックされてるやつもあるわけでしょう。これの処理も優先してやっていけないじゃない。そこら辺のところのスケジュールというの見直し、ちょっと聞かせてもらえませんか。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー うちの方としましては、環境部と連携して現在行っております調査等につきましては、その結果等を的確に皆様にお話しするようにするということが一番重要であるということ。そのような体制で、できました情報については報道でしっかりお知らせすると共に、調査したものにしましては、市町村それから地域の方々にもきちっと説明を申し上げるようになら対応を現在もしております。これから、その結果等につきましてきちっと説明をしていきたいというふうなことを考えております。

○長谷川環境部長 民間のRDFの受入先はほんとに努力いたしております。岡山県の水島の「JFEエンジニアリング」につきましては、香肌奥伊勢資源プラザが照会をいたしまして、これが1つのルートで終わっております。それから、浜島の分につきましては京都の民間業者を現在調整中でございます。で、そのほか、大変遠いんですけども、今のところ私も10社以上の廃棄物の許可業者を確認いたしております、それを鋭意この本部の中で詰めてですね。で、正直申し上げて公募でやるわけにはいきませんので、今の知り得る範囲でその調査をします。他県の廃棄物対策課も含めまして、連携とって、近府県でできるだけ調整できる所はないかということも鋭意進めてまいりまして、私もRDF化が、生ごみベースでは今言いましたように当面の措置としてこうやるとるんですけども、当然RDF化があるわけですから、そのRDF化を進めた事業でございまして、その市町村にとってのRDF処理というのがまず第一義的にありますので、その処理が可能な限り早く解決するように努力してまいります。そういうことでございます。

○三谷委員 もう最後、終わりますが、佐久間さん、地元で対応するとおっしゃってるんですが、まだ具体的に地元説明会とかそういうこともされたわけじゃないでしょう。ね。で、2カ月たって調査結果出てからでは遅いんですよ。で、今おっしゃったように、もうこれは健康被害がないとおっしゃるなら、その旨をきちっとやっぱり発表して、積極的にそういう被害が起きないような手だてを講じていただく、ということをお願いしておいて終わります。

○芝委員 ダイオキシンに関連して、今の返答で、今のここの防止の分でも、簡易調査今週末、本調査が3週間後、確定調査が2カ月後と。これは、当局として、ダイオキシンに関する大気の調査も水質も土壌も農作物も一緒にやろうと思うからそんな数値が出てくるんじゃないの、日程が。いろんなことで聞くと、極端なこと言うと、大気だけならすぐにでも数値は出るっていうんですよ。まとめて正確な数字を出そうと思うから、こんだけの時間かかるんじゃないの。そこんとこまず答えて。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 農作物につきましてはですね。

○芝委員 農作物の話か、この日程は。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 今お話ししたのは農作物です。

○芝委員 はい、はい。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー すみません、あの。

○芝委員 今の農作物やて。

○三谷委員 あほなこと言うなや。さっきは2カ月っていうのは、そういう説明と違うやないか。

○芝委員 ちゃんとその問題把握しとる。例えば、三谷委員が言われた部分で、環境を、住民は周りの大気で吸い込んだらんとかいろんな部分心配しとることがまず。その次には水を心配して、土壌を心配して、次には農作物だ。それぞれに、ね、測定にかかる期日が違うの。特に農作物とか土壌なんかは、いろんな部分で、今言うたように数値が出てくるのじゃない。しかし、大気なんかは機械からある程度のは数値が出てくるわけよ。こんなもん、なんでまとめて発表すんのよ。情報公開的に、地域住民を安心させようと思ったら、まずその部分の、ダイオキシンを吸い込んだらんかっていう部分を発表すべき。その部分の。それであと、みんなまとめて大計的にやろうと思うから今みたいな日程が出てくるんだけど、分離して、わかるもんからまず速報値発表する。まず大気については大丈夫ですよ、次に出てきた水質は大丈夫ですよ、っていう部分を、なんで順次情報公開してかんの。その辺のことまず答えて。

○長谷川環境部長 先ほどの調査結果の資料でご説明いたしましたように、ダイオキシンの調査結果については今週末に簡易調査の結果が出ます。それから、本調査は速報値を3週間以内に出します。それで、確定値というのは2カ月ということになりますので、このいわゆる簡易調査、速報値をその可能な限り、要するに委託業者も分散いたしましたして、鋭意、それぞれの必要の最小限結果がきちっと出る調査をいたしておりますので、御理解願いたいと思います。

○芝委員 その簡易調査の今週末っていう中に、その部分は大気の調査だけの今週末じゃないでしょう。大気も水質もいろんな分野待つかこんだけかかるんでしょう。ある意味では、地域住民が一番何が知りたいかって言うたら、ダイオキシンが入ってなかったか、自分はまず知りたいわけでしょう、まずは。今言ったような順番でね。その、まず大気の部分の調査は数値かけやすぐに出るんだから、測定値で。後の修正があってもそれやむを得ん、少々の部分は。そんなに天と地ほど変わるわけじゃないんだから。そういう順次の適宜の情報公開、なんでできやんのっちゃうの。今週末って遅いよ。地域住民も、もうまさにそうなるんじゃないの。

○松林環境部総括マネージャー 分析ですね、可能な限り早く出す予定、心づもりしておりますけれども。その分析期間が、おっしゃったように、簡易測定は同じような期間がかかるのが、分析のその技術上かかりますもので。我々も、水が早い、大気が早いんやったら、出るものについては早く出していきます。だから、簡易測定は、同じように技術の中で1週間くらいか

かると。それから、ほかの本調査につきましては、水と大気、土壌、みんな違いますので、出たものから順次出てきます。これ、あくまでも分析のやり方、中で期間が変わっております。それはちょっと御容赦いただきたいと思えます。

○芝委員 私は聞いているのは、大気の簡易測定、あくまでも簡易測定やけど、大気の部分と水質と土壌と農作物は当然やり方が違いますが、時間がかかるもんも早く出てくるもんもある、と聞いておるんです。今の説明によると、大気の調査も、極端なこと言うたら、時間や手間かかる農作物等の部分も同じように時間がかからんと結果が出てこんのですね。測定値が。そこ答えてよ、はっきり、そこを。やり方の違いはわかった。確実性を求めようとするのもわかつたけども。大気の調査にかかる時間と、農作物、土壌にかかる時間、同じ日数、時間、技術がかかるんだね。それを聞いてるんです。

○松林環境部総括マネージャー 簡易調査についてはほぼ一緒のような、1日2日のずれはありますけれども、ほぼ一緒のようにはかかります。それから本調査につきましては、例えば大気ならば9月10日前後ということ。それから水ならば、水も同じような時期ですけど、土壌はもう少しそれより遅いというふうにずれてはおります。それは、それぞれやっぱり、先生おっしゃったように分析で違うとありますので。だから、それはもう最大限急がすようにしておりますので。

○芝委員 明解な答えなかつたけど。私の専門じゃないのでわかりません。ただ、対象物、大気なり水なり土壌なりの部分によって調査の時間は違いますよということは聞いてるのでね。わかる範囲から発表してあげなさいよ、と言いたいこと。みんなまとめて今週末にどう、その情報公開の遅さが問題やということなんです。特に地域住民のためにも、わかつた数値から公表してもらっているのが、それに対して安全なら安心してもらえるし、問題があれば対策も取れるわけですから。その部分は地域の一番大きな問題やと思うんですよ。適宜の、まとめてせえてそんなことだれも要求してませんよ、こんなものは。間違いく違うはずや、時間帯の違い。

○田中委員長 環境部長、タイムリーに情報提供していただくということでもよろしいでしょうか。

○長谷川環境部長 はい、結構です。早速、至急手配します。

○田中委員長 はい。

○貝増委員 ちょっと順番に振り返って聞きたいんですけどもね。8月14日朝、早朝に事故ありましたよね。で、企業庁長行かれた。現場に。朝一番に行かれたと。でもその後、議会でも第1報が入ってきた人が16時10分なんです。でも地元サイトで入ってきた人が午後2時。で、県庁に電話すると、休んでおりますとか、いろんな方が取った、全部夏休み取られてたと。でも、この問題、情報がほんとに県庁がその内部で押さえたかわからないが、地元協定書の中で協定違反ばかりやっていると。でも、県庁は。1つ1つの協定書見ても、例えば4条、5条、6条なんて、事故が起こった場合はすみやかに施設を停止し、地元と協議をし直す。それまでは操業しない。といっても、8月14日に1回目の、県庁は熱風やと言うけど、爆発してるというのも一切そういうストップかけてない。この辺の管理体制をどうしてたんやと。多度町と11月15日に協定を結んだ一番ご当地に対して、大きな問題が入ってない。

○田中委員長 貝増委員。

○貝増委員 いや、いや、1つ1つ。関連するもんで。

○田中委員長 貝増委員。

(「アフター」の話やで、今」の声あり。)

○貝増委員 アフターじゃなくて。だからこの後、一番、三谷議員も言われた風評問題、あるいは日沖議員も言われた1つ1つがそうしてなおざりになってるもんで、こういう問題になってくると、県庁すべての情報出す、環境先進県として情報出してくという割には中身が伴ってないというのが、今日これだけみんなの不満が出てくる。これがやっぱり、安心、安全のこの三重県の中で一番大きな汚点やと知事が謝ったことも、やっぱり私は素直に職員が認めて、身のあれを取る、取らず、よろいを外して、やっぱり全身全霊でやっていただきたい。そんな中で、三谷議員の中でちょっとわからなかったのが、四日市と鈴鹿に置いてある1,600トンと700トンの既存のRDF、これが現地の中ではこの機会にということで、大急ぎで鈴鹿の倉庫から搬入してたと、そういうことも聞いておりますけれども。実際、三谷議員の質問の中では、今後の既存の倉庫にしまってる処理についてはどうするかとも答弁なかったんですよ。これについて、長谷川部長になるんですかね。

○田中委員長 企業庁長。

○貝増委員 企業庁長ですね。実際、ほんとに今のままで止めとくもんか、それとも、それほどどこかに移設するものであるか、お答えいただきたい。

○濱田企業庁長 大量に処理はできませんが計画的に、22日からでしたかね。

(「はい」の声あり)

○濱田企業庁長 22日から処理できる所へお願いして、処理にかかっております。大体、ええと9月の。鈴鹿の部分で300トンあまりまだ残っておりますが、受入先の都合もあって少し時間がかかるとは思いますが、処理をしていくという方針は決めて処理をしております。

○貝増委員 どこへ持って行くんですか。

○濱田企業庁長 県内の、あのう。

○貝増委員 はっきり言ったらいいじゃないですか。どこどこ。それが安心を生むんですね。

○濱田企業庁長 今現在処理してもらっているのは、私ども環境の時も随分信頼もし、処理してもらっております、「三重中央」の方でやっております。

○貝増委員 じゃあ、300トン全部そちらへ持って行くということね。

○濱田企業庁長 今、運んでおる先はそこでございます。

○貝増委員 じゃあ、四日市はどうなるんです。1,700トンは。

○濱田企業庁長 四日市も、できるだけ計画的に出す方向ですが、今は鈴鹿の方を中心にやっています。

○貝増委員 これ、三重中央というのはそれだけの処理能力あります。

○濱田企業庁長 かなり大規模に処理できる能力を持っておると認識しております。

○貝増委員 認識じゃなくて、いつからいつまでの間で、これだけの分はここで、どこどこで処理はできます、しますと、そういう答えは出ないんですか。

○濱田企業庁長 多方面にいろいろお願いせんなん部分もありますので、三重中央さんにもですね。そういうことで、受け入れができる範囲内で進めております。いずれにしても計画を、できるだけの処理を速めていければなということをお願いしていきたいというふうに考えております。

○貝増委員 なんでそこまでしつこく聞かかると、8月14日の第1報の企業庁のコメントの中に、今回の発熱の原因はRDFの発酵である、とはっきりと言われてるんですね。企業庁として認定されると。それなのに、ストックヤードが危ないというのに、これをいつまでエンドレスの中で在庫処理をしていくもんだ。だから、この期間、1週間、あるいはひと月間で確実に処理できますという答えが、県企業庁として出るもんか出ないもんか確認したんです。

○濱田企業庁長 まず1つに、ほりっぱなしにしてあるんじゃないかと、監視体制は企業庁の職員も含めてやっておるという前提でございますが。8月22日から、22日現在で、四日市に1,600トン、鈴鹿に700トン、合計2,300トンがありまして。早急に処分したいということ伝えて、目途としては9月中旬をめどに処理できないかということで、今努力をしておるところでございます。ただ、まあこういう状態で、いろんな所からのごみ処理が依頼されると思いますので、その部分だけということにはならないかもわかりませんので調整しながらやっていきたいと思っております。

○貝増委員 もう屋前ですからちよつと簡単にしますけどもね。例えばそういった施設だけじゃなくて、RDFはそもそも燃料ですから、これについて緊急事態の場合は民間施設、例えば中部電力の火力の原材料に、燃焼材料に受け入れできないか、あるいは太平洋セメントのそちらの方で一時処理ができないかと。そういった検討対応はないですか。

○濱田企業庁長 当然、中部電力あたりにも要請しましたが、少し、RDFの持つ塩分であるとか、そういったことで少し受け入れは困難だというふうな話も来ます。また、そういう情報は広げて処理はしていきたいと思っておりますが、今のところ見つかっておりません。

○貝増委員 太平洋も無理ですか。

○濱田企業庁長 太平洋もですね、太平洋へ、あの、あそこも塩分処理あるのかな。あそこも塩分の処理については相当こう難儀すると思いますが、重ねて技術的な検討をお願いしてみます。

○貝増委員 それでは、各大きな施設が、それだけ大企業が塩分が入ってるから三重県のRDFは燃焼材料に使えないと。そういう、例えば今回のこの処理ができたときに、そういった固形燃料が今現地で再開されても県の施設は大丈夫なんですか。RDFが塩分が多いということに対してね。

○濱田企業庁長 塩分は、持っている施設の利用の問題であって、塩分自体がどうのこう危険というような話じゃなくてですね。機械を運転するのに塩分要素が強いものと非常に機能上悪いと、こういうようなお話です。

いずれにしても、9月中旬めどにということでご覧も、先ほど申しましたような事業者の方にも相談しながらやっておったんですが。私申しますのは、こういう状態ができて、各市町村のごみの処理までいろいろ広がってますんで、当初お願いしとるようなベースで行くかどうかということがやっぱりありますので。そこはまた環境部さんとも調整しながらやらないかと思ってますという意味で、少し当初見とった9月中旬めどという話がそのまま計画どおり行けるかどうかということについては、少し検討させていただきたいと。それで、計画変更に伴うものについては、範囲を広げては、当然のことながら見て努力してまいりたいと思っております。

○貝増委員 はい、私、これはまた後にゆくりやりますわ。その日沖委員が言われたように、2人の方が殉職、亡くなられたと、そして5人の方がけがをされてると。やっぱり、特に殉職というのは重き。○田中委員長 貝増委員、長くなりそうですか。

○貝増委員 はい。

○田中委員長 やつたら、もう屋からにしてもうたらと思うし。

○貝増委員 いや、もう終わるよ。ですから、やっぱりその補償に対してしっかりと県として地に足をつけた対応していただきたい。市と、あるいは広域と考えるんじゃないかと、県の施設、その消火の中で亡くなられたということ県庁も最大限意を酌み取っていただけたらと。ね。そういうことを要望して終わります。

○田中委員長 どうぞ。はい。

○水谷委員 簡単。

○田中委員長 お屋からもしますで。

○水谷委員 いや、もう1つだけ。8月19日の経緯の説明の中で、当然消火活動をやられた中でホースでこう冷やしてたと。で、その中に、新聞しか私は聞いてないんだけど、バーナーでそのタンクの周りに穴をあけて消火活動の一環とするということを開き込んでですけども、それは事実かどうかということちょっと確認したいんです。書いてない。

○濱田企業庁長 少しお断りさせていただきたいと思うんですが、ここへ書いてあることは確実に今の段階で事実として認定されたことを中心に書かせていただいております。そして、聞くところによると、調査委員会なり、特に警察の方もそういった部分についてのいろんな聞き取りがあるというようなこともありますので、我々としてきちっと、聞いたとかいうような話は書けるんですが、きちっと自分たちが見て確認したとか、それが、というような部分で、少しあやふやな、あやふやと言う言葉が悪いんですが、きちっと確認されていないことについては、この後のいろんなこういう場合は少し確認できたものから出させていたいただきたいということでございます。なかなか、いろんな方に対する聞き取りが入りますので、あまり想定の形はですね。ただ、切っておったという形はあります。それはありますので。ただ、どういう形でだれが指示してどうということまでやったかという部分については、それぞれの微妙な問題がありますので、ここではまだ書かせてもらってない。この整理がきちっとできる程度には表わさせていただきたいと思っております。

○水谷委員 事故原因の大きな1つの、2つの中の1つやというふうな新聞報道も出ましたので、その辺をちよつと確認をさせていただいたんで。まだはっきりしていないと、こういうことです。

○田中委員長 お屋の休憩入りますが、委員協議の中で、今回に関連して、やっぱり情報の開示が議会側にも随分遅いではないか、足らぬではないかという意見がたくさん出ました。そういった観点で、先ほどの貝増委員の、その鈴鹿と四日市に残ってるんですか、今までたまってやつが。で、工場の中にもおそらく残ってるんでしょ。で、今この消したRDFの処分も含めて、その受け入れ先の処理能力も含めて、その計画性というんですか、計画をこの委員会にお出しをいただきたいと思っております。企業庁長、環境部長、よろしいでしょうか。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 それでは暫時休憩をさせていただきます。なお、再開は午後1時とさせていただきます。委員の先生方よろしくお願ひいたします。

(休憩)

[再開の宣告]

○芝委員 緊急対策。朝からの、今までの県の対応の部分で、今、現地では消火もしくはそのままほ鎮火して、温度はあるけどもした。それからあと、RDFの抜き取りからして原因究明という形で、それからまた、環境地域住民への環境等々で対策を取られておりますけども。本部には知事を筆頭とする本部があります。現地だけ対策本部があります。実際、ね、県出たらいいんです、現地のすべての指揮、すなわち今の議論してます環境の部分の測定であったり排水処理の問題、それから現地の消火、抜き取りとかいろいろな部分の現地の最高指揮決定者はだれなんですか。

○安田地域振興部防災監 現地の災害対策本部の部長でございます。知事が指名いたしました。松岡出納長でございます。

○芝委員 愚問も兼ねてあえて聞きますが、きちっと指揮命令系統下で稼働していますか、すべての面において。

○安田地域振興部防災監 現地災害対策本部の中での指揮命令というのを徹底しておりますし、あと、消防機関等関係機関との連絡調整についても努めているところでございます。

○芝委員 当然、指揮が1本であって、いろんな情報、知識、専門家の意見を聞きながら、いろんな対策の部分の最終決定はおそらく松岡本部長がされるんだらうと、そうでなきゃおかしいと思うてます。その中で、昨今改めて地域の議会やとかいろんな所から視察調査等々が相次いでおりますけども、その対応等々も松岡本部長で全部対応されるんですか。

○安田地域振興部防災監 いろんな関係の議員の先生方も含めまして現地を視察していただいておりますが、基本的には松岡出納長をキャップに対応させていただいております。

○芝委員 地域の議会とか行政関係者の部分の、現地を見たい、また、視察をしてそこから学び取りたいという意向はわかるんですが、とにかく今の緊急の課題は、まず完全消火とRDFの撤去、撤出ですね。それから原因究明だろうと思うてます。その中で、ここで県議会でも先ほど朝からも確認をされたように、所轄する部署が4つの委員会がある。それをある意味では包括する形で、議会対策の特別委員会を設置をされた。その中で、きのうもありませんけども、それ以外でも既に現地を視察に行った、事前にも行った、事後も行った委員会もあれば、後から行こうとしたけどもやっぱり特別委員会等とのバランスを含めて1本化しようという、混乱を招くためにしようという部分。それは、現地には、やはり今言ったようなこと優先にしてほしいから、余分な余力の、余分な力を注がれたいと、注がれたいという分て統一した部分でやるわけなんです。実際これ、その個人名を伏せても、きょうの中日新聞、伊勢新聞、朝日も載ってますけども、現地へ行って現地のクレーンに乗って見ることが、松岡出納長許可したん、これ。こんなこと、きのう行われとるけど。議員がこれ現場のクレーンに乗って現場の中身見て何の効果があるの、説明してくれ、この時期に。

○安田地域振興部防災監 いろんなご視察をいただいている方も含めまして、現場での安全第一といいますが、安全確認には職員全員、対策本部の職員、終始徹底しているところでございます。その中で危険区域内へは一切入っていただかないように、私どももお願いしているところでございます。その結果、不十分どころもございまして、危険区域内での管理をしていただいている消防の方にもさらに徹底をしていただけるようお願いをしたところであります。

○芝委員 そういう意向で当然現地の松岡出納長も判断をされとるわけやわな。松岡出納長のその意向、県の意向、当然松岡出納長表裏一体だと思いますけども、その指示系統生かされてるの。一説によると、この部分のクレーンの乗車については桑名消防が許可したって話を聞いたとるけども、そんなことは今現在行われとって、ほんとに原因究明とか現場の対応はできるの。

○安田地域振興部防災監 安全管理、確認が不十分だった点はお詫びしたいと存じます。危険区域内での管理、桑名消防の管理も含めまして、改めて徹底をさせていただきたいというように思います。

○芝委員 改めてってね、この事件の全段から含めてずっと、消防の対応、企業庁の対応、県の対応、富士電機の対応がそれぞれまちまちで、いろんな部分で議論を醸し出してる昨今きょう、きょうここにおいて、今でも1本の部分が全然できていない。これから今までの原因究明やって中々です、こんな初歩的なことが。松岡出納長がしとったなら、来てやらしたその是非の部分の意気をお願いしたい。今私が指摘したように、出納長が、本部長が知らずに桑名消防が許可したというのなら、現場はどうなとんの、この時期において。原因究明はそれ以外の問題と違う、そんなものは。責任問題や、そんなものは。

○安田地域振興部防災監 特にその危険区域までの部分は、現地の対策本部が安全管理を受け持っているという徹底させていただいているところでございますが、その中で不十分な点があった点についてはお詫びさせていただきたいというように思います。

○濱田企業庁長 私も副本部長として、警察あるいは消防ですね。と入る時は協議しながらはやっておるんですが、当然作業の状態であるとかそういったことをきっちり確認したうえで、どうしてもという場面ときは許可するというような格好での対応で

ございますが、現地において、それがたび重なる話になれば当然問題も起こしますので。私もこの後また戻りましたときに、十分そこら辺の相談はさせていただきます。

○芝委員 あのね、私が言いたいのは、この期に及んできちっと指揮系統、責任系統、明確にしてほしい。その問題が議論されてる中で、きのうもそんなこと起こってる。二次災害でも発展したらどうするんですか。当然、本部長、松岡出納長さんの経験と知識の中でわからない部分が多々あると思う。専門家がいます、消防がいます、いろんな部分のその知恵や意見を集めて最終判断するのは、私は本部長と思とる。その部分もう一遍そういう構築せんと、この分に限らずにですね。いや、あれは消防さん許可しましたよ、これ富士電機がしましたよ、さっき、全然変わらんやないですか、事故前の発生の状況と。そこをもう一度きちっと、いろんなすべてにおいて、現場において、だれが最高責任者で、すべての系統をもう一度構築し直す必要はないですか。形はつくれた、つくれたけども、それぞれがばらばら勝手に動いとんのじゃないですか、これ。

○安田地域振興部防災監 毎日、その現地対策本部の中で、いわゆるその関係機関の方々も入っていたので、1日2ないし3回は必ずそういう連絡調整会議というのを開いておりますので。そういった場でそれぞれの立場でも安全管理徹底するように、今後本日以降そういうことを徹底したいと思います。それから、その現地災害対策本部の中の指揮命令系統ということにつきましては、これはもう松岡出納長のリーダーシップでもって、徹底してこれまでもやらせてきていただいているというふうな思っております。

○芝委員 きとらんから言うとするんやないか。現状はこんな分ですから改めて。これ、それぞれの思いとかそれぞれの地域性とか、いろんな部分があると思うんです。そこでの部分でやっぱり今大事なことは、今の現状を改善すること。要するに鎮火を絶対忘れないこと、それから撤去して、原因究明すること。最大限我々県民としても議会としてもきちっとせなあかん。その部分があって、そういう思いがあるけれども、そこはやっぱり同一補助でやらない。こういうこと許されるなら、地域対策的に私ども会派の中、それこそ、槽の中まで入りたいたいというぐらいの思いを持ってやる人もおるわけですから。その辺部分はやっぱり統一せんことにははずすね。それと、問題は、現地は何遍言っても1本化してない。それが一番の問題。今までも、それを責任追及されたやん。だれが言うたや、だれが責任があんや。まさしくこのことはそうやない。本部長の管轄下に、消防も富士電機もありいろんな部分、専門家の委員会もあるんなら。本部長がすべての指揮をとって決定すべき部分はさ。実際どうやった。本部長、決定してないで。私が指摘した、桑名消防が決定したや。

○田中委員長 安田防災監にお尋ねします。本日提出いただきました資料6。現地災害対策本部、この組織の中で、消防機関、いわゆる消防署ですかね、消防署、警察、富士電機さん、これがその組織の中に入っていないが。今、芝委員の指摘の内容で、そういった県以外の団体とその対策本部、もしくは連携体制、連絡体制はいかになっているんでしょうか。

○安田地域振興部防災監 この資料のとおりでございまして、組織の中には県以外の機関は入ってございません。したがって、消防機関あるいは富士電機等も含めた関係機関につきましては、この現地災害対策本部との関係機関という図形になっております。しかしながら、そこでの調整というのがもともと大切でございまして、毎日の本部員会議プラスこの関係者も入った打ち合わせ会議でもって意思疎通を図って、いろんな対策、応急対策を決定している、という実情でございまして。

○芝委員 命令系統ははっきりせなあかんわ。こんな関係機関やなしに。今言う、県以外の組織の人間、関係機関に入らなくていいだけやなしに、入ってもそれで勝手に動くんやなしに、命令系統1本にしなさいよ、命令系統を1本に。なってないからこんなこと起こるんじゃないですか、こんなことが。本部長のもとに、桑名消防も関係者もすべての部分も命令系統1本と。入ってないから起こるんじゃない。

○安田地域振興部防災監 命令系統といいますが、あんまりこう何ていいますか、法的にいいですか。そういうふうな部分の命令系統は確かにそう分かれておりますが、実質的に毎日のそのきめ細かいその打ち合わせ会議によって意思疎通を図りながら、それぞれの責任、権限、命令でもって行っているというのがこの組織でございまして。

○田中委員長 安田防災監、この毎日のその連絡調整会議の議事録なり項目というのはお取りいただいているんですか。

○芝委員 入っただけで勝手に動いとんのか。

○安田地域振興部防災監 はい、後日またそれでは。

○田中委員長 それでは委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

○三谷委員 今の関連で。先ほど質問させていただきました。例えば四日市、鈴鹿の倉庫に保管されるRDF、これ県が管理してるんですか、それとも富士電が管理してるんですか、基本的には。

○濱田企業庁長 あれは、現在は富士電機の所有物でございまして。ただ、こういう事案になりましたので、県の職員も合わせその発熱なんかの状態を管理はしております。

○三谷委員 どうもさっきからの答弁が何か奥歯にもめ込まれたみたいで話で、その処理っていうのははっきり言われないですが、こんなものは県の方が責任持って、例えば環境部がきちっとした指導力持って対応するっていうか、それくらいのことばっかり言わなきゃだめです。あれは富士電の管理物、所有物だから云々というのは、そういう段階越えだと思う。環境部長、どうや。

○長谷川環境部長 私のほうで、富士電機的所有物について、問題のある、問題があるかわからない在庫のRDFですので、環境部でもって責任を持って今後の対処の仕方を早急に詰めて対応します。

○三谷委員 どこが富士電で、どこが企業庁で、どこが環境、ようわからんとこがようけ出てくるんさ、後から。

(「今でもそうやき」の声あり。)

○三谷委員 今の、さっきの指揮命令でもそうやし。

(「このRDFもそうや」の声あり。)

○田中委員長 午前中に、そのRDFの鈴鹿と四日市の倉庫についての管理体制、出荷体制についての資料を求めましたので、後刻提出されるとします。で、今の現地の災害対策本部ならびに連絡調整機関の資料を求めましたので、後刻提出されると思いますので、それ、またごらんいただいからの御審議ということで、現時点でよろしいでしょうか。

○木田委員 午前中の説明で、RDFを貯蔵槽から搬出した、それが予想外に多くて、1,100から1,200立米というふうに言われましたけども、これは今どういう状況になってるわけですか、取り出した分は。

○濱田企業庁長 取り出したんじやなくて、まだ貯槽の中に残ってると。それを取り出すとしようということでございます。

○木田委員 取り出した分が60立米で言われたんですかね。それはどういうふうな処置をしようとするわけですか。

○濱田企業庁長 取り出したRDFについて、ダイオキシンの問題がないかということでそれを調査した後に、問題がないということになれば廃棄物として適正に処理するという形になってます。

○木田委員 午前中から、周辺住民の方の不安というようなことがたくさん言われたんですけども。一説によると、燃焼というのはもうすごく激しい化学反応で何が発生しているかわからないと。高温で燃焼した場合ダイオキシンはあまり出ないんですけども、ほかのものが出るともわからんとかですね。そういうふうな中で水を掛けて冷やして、まあ蒸し焼き状態とかですね。そういうふうなことが行われてきた中で、私、この槽の中のRDFあるいは取り出した部分が、ほんとにこう危険なんじゃないかなというふうに思ってるんですね。それを放置をしていく、その敷地内ですけれども放置をしていくということについては、ますます不安を高めてというふうに思ってますけれども、これを安全に、例えばダイオキシンが含まれととも安全に処置するための方策というものも同時に、同時並行的に考えられているのか。それをちょっとお聞きしたいと思ってます。

○長谷川環境部長 ダイオキシンの3ng以下である場合と越えた場合とでの、いわゆる特別管理廃棄物として処理するか、普通の産業廃棄物として処理するかというのは、この検査の結果出ますので、近日中に出ると思います。それによって処理の仕方が決まりますので、私どもとしては、特別管理産業廃棄物になっても処理できるような業者を、今、選定しております。

○木田委員 それと同時に先ほどの議論にありましたけども、これ取り出した分についてはどこが責任を持ってやられるわけですか。富士電機がやられるんか。

○濱田企業庁長 先ほども、富士電機という話はそうですが、企業庁としてきちっと対応をしたいと考えてます。もちろん環境部の協力も得、それから各種専門委員会の先生方の意見も聞いたうえで処理したいと。通常の時ではございませんので、そのように対応いたします。

○山本委員 3点をちょっとお伺いしたいなと思います。まず1点は、環境影響に限ってごみの問題に限って言います。まず16ページのこの雨水の調整池から出てきた水については、昨年の12月のときの事故にも、表へ出したらいろいろ影響があって、とにかく問題になったようなこの事件がありましたんですけど。今回はもう表へ出したらいかんということで、調整池の中で今食いどめて、きのうおとついで周りを、堤防をかき上げてこれやってみようと思ってるんですね。それで、それはええとして、表へ出したらあかんような水を今これ、そこからくみ上げてホースで企業庁の浄水場の接合部へ接続をして、その水をこの伊坂ダムの中へ全部こぼし流し入るとするわけですね。ですから僕は素朴に考えたときに、この表へ出たらあかん水をこの伊坂の池の中へどんどん出したらあかんやけど、その辺のところはええんかなと、まず1点ね。

それから2つ目は、やっぱり桑名で約、生ごみでは200トン、それでRDFにしたら100トンですけど、今、生ごみを一生懸命。毎日出てくるわけですね。それで、上野でも100トンぐらい出てき、あと、RDFに付随したその各市町村は約350ぐらい出

てくるわけですね、トングぐらい出てくるわけですね。で、それを今、桑名あたりはもうなかなか処理できやんもんやから、やっぱりという県の方も協力してもらう。今7町ぐらい、愛知県では2町ですか、ハチオウとそれから港の環境と、あと、三重県内にこのごみを分散してもらうて処理をしようとするんですけど。特に桑名ですと、もうごみを運ぶパッカー車もないもんやから、持ってきたごみをこれから牧草のようにあやして周りをこぼすように巻いて、においとそれから汁が出やんように加工しながら、あつちこつちお願いしちゃうわけですけども。当然、やっぱりこれはいろいろ費用の面で、おそらくこれからのいろいろな問題になってくるんじゃないかと思うんですけども。そういう、ごみを処理をする費用の面について、まだ早いかわからんですけど、いろいろお考えがあったらひとつお聞きをしたいなと、こうやって思ってます。2点目。

3点目は、今、芝さんの話なんですけど。僕は安田防災監に聞くんですけども、20メートルも30メートルも上からあの所を見るというのがほんとに必要なか必要なかったか、それだけちょっとお聞きします。

○濱田企業庁長 先ほどの水の関係ですが、前は非常に色がきつかったという部分でありまして。実は、先ほど申しましたように、前回は少し処理が遅れたと、それで調整池に大量に流れ込んだということでしたんですけど。今回の場合は、流れたというのを見た人もいるということですが、データ的には少量と思われてます。水質基準自体も、活性炭をほりこんでますんで色は黒なってますが、水質基準自体も前回と比べものにならないほどのものでして。そういう意味では、ユーザーの方にも、こういうことです。そして、伊坂地区の地域にも、こういうことですよという話もして。そして、ただ、やっぱり今までの経緯もありまして、カ尾地区の方の前回に引き続いての話というのは、やはりこれは相当感情的な問題もあり、できるだけの対応をした方がいいんじゃないかということ。ユーザーあるいは伊坂の地域の方にもお話しさせていただきまして、そして我々、水質の職員をそこへきつと張りつけて、そういう格好で見守りながらやっています。水質については問題がないというふうなことで、現地でも地域の方も見られております。そういうことで、汚い、問題のある水を流しとらんというふうなことにはならない、ということでもよろしくお祈いします。

○長谷川環境部長 桑名広域につきましては、委員御所見のように200トン近いごみが毎日出ますので、一番最大の市の広域の清掃組合も市当局も含めて大変迷惑を掛けております。その中で、1つは、今さっき言いました圧縮こん包に関する部分は、8月の22日分の120トン分が桑名広域の旧焼却場に野積みされております。で、それについて、圧縮こん包をしてその場で一時保管して、そしてそれを他の地域のごみ処理場へ、受け入れてくれる所へ随時運んでいくというところでございます。もう1つ桑名市の広域で大変な問題になっておりますのは、当日出たごみがそのまま受入先に行かない部分。特に事業系のごみなんかはチェックしないといけないもんですから、この旧の桑名広域の焼却場でまた整理をしまして、そしてそこでトラックにそれぞれ仕分けしながら出るとのこと。それから、事多いもんですから、ある意味で、このごみが、午前中ちょっと言いましたように、受入先が量的には確保できるとんですが、コンスタントにそのようなことになるかどうかということについて毎日の調整になっておまして。配達関係とかいろいろなことでも大変迷惑を掛けておる状況でございます。いずれにいたしましても、それは当面の処置の中でさらにもっと受入先も広げながら、例えば四日市市が50トンと言ってますけども、もっと増やしてやるかという話も一部ございます。近隣で増えれば、より配達も楽になりますので、その辺は鋭意、環境部責任を持って市と一緒に取り組んでまいりますので御理解願いたいと思えます。

で、費用の面につきましては、知事が全協でお答えいたしましたように、県が責任を持って調整するという、この辺を知事が答弁いただいておりますので、それを踏まえまして、今後、関係市町村さんと詰めていくことになると思います。今の時点では具体的な話には至っていないので、よろしくお祈いしたいと思えます。

○安田地域振興部防災監 はしご車の件でございますけれども、現場のその消火作業につきましては、ほんとにその安全管理という面で細心の注意を払って、これまでやらせていただいているところでございまして。例えば22日以降、一斉放水をする時なんかも必要最小限の職員にいたしまして、テント内の職員も全部待避したうえで放水をやってきたというふうな状況でございます。そういう中で、実は昨日の段階で非常に、その冒頭に申し上げましたように、タンク内のそのRDFの残量が多いと、予想より多いということ、別途また違った方法であそこからRDFを取り出す方法を急遽検討しなきゃならないというふうな事態になってまいりまして。

それともう一方では、タンクを上から見ることによって、形状が変形していないかどうかをチェックする必要があるということ。昨日は、三重大学の先生も含めまして専門家の方々に現地へ行っていただきまして、どういう作業が可能であるかをどうも上から見る必要があるということで、初めてはしご車を使って中を見ていただいたというふうなことで、必要最小限の作業であるというふうにご認識しております。以上でございます。

○山本委員 まず排水の件ですけども、前回の年末のときにはだいぶ変色、色が茶色にかかって、見るからにもそれは汚水というような感じがしたね。ですから、あれが流れていくなると、下流も大変う。ある面では迷惑な話になってくるんじゃないかなと気はしましたけども。今回は、例えば量が多くて期間が長くて、打ち込んだやつをまた回収してもう1回打ち込むというような形をしながらやりますもんね。僕は決して、あの汚水っていうんですか水が、何て言うのかな。企業庁長さんはもう規格で入って大丈夫やとこういふこと言われますけど、なかなかやっぱりそういう面では、ちょっと私は理解しがたいと

ことがあります。例えば、いい水であれば下流へ流しても別に構わないですけど、流したらあかんと言いながらその伊坂ダムの中へどんどんこう流していくというのは、僕はちょっと理解できやんで、もし御意見がありましたらもう1回あれと。

それから2つ目については、知事が調整をするということですけども、今は一生懸命何とか1日のごみ処理せなあかんということでも一生懸命こうやってみえるんですけども、やっぱりもうちょっと、この調整をするというのは、それはある面では私わん場合もあるし押しつける場合もあるということもありますからね。もうちょっとその辺のところは、ひとつ現場の市町村が期待を持って、とにかくこの一大事には何とかひとつ協力して自分たちもやっていくやていう、こういうものをもう出すぐらいのところにやっぱり持っていつてもらわんと。いやあ、割とこう県は冷たいなあという、こういう気持ちがありますからね。ひとつ一回、何かあればお願いしたいと思います。

それからあと、安田防災監には、私は学者が見るというのはそれ必要かわからんですけど、例えば議員がそれを見るというのは果たして、何ですか、必要やったんか必要なかったんかということをお聞きしたわけですから。ちょっとお答えください。

○濱田企業庁長 水は循環器で使います。で、使って汚れた水がそこへ出るんじゃないくて、バキュームカーでその処理をやるとということで、調整池には入ってません。調整池に入った恐れがあるというのは、そうしたときに少しあれ、翌日でしたか大雨が降りました。それで、ガードしとったんですが、ガードしとったところから少しこぼれたということを地域の方が言われますんで、念のために水質を検査し、そしてそれをもう1回念入れて水処理するという意味です。あの汚れた水自体は外へ運び込んで別処理をします、ということでございますので御了解いただきたいと思います。

○長谷川環境部長 全協の知事の、県が責任を持って調整するというお答えで、大変、委員にとってはどうかともわかりません。知事がまずそこまで言っていたいただきますので、私も現実を踏まえて知事と調整できますので、きちっと現実を踏まえた中で調整したいと思いますのでよろしくお願いたします。

○安田地域振興部防災監 安全性という面からも現在の時点では必要最小限であるべきだということに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山本委員 必要最低限で、ようわからんけど。僕は、そういうことがあなたの立場としてよかったか悪かったかということを知りたいわけです。

○安田地域振興部防災監 したがいまして、関係機関というか消火を検討する立場の間が見る必要があったので、必要最小限としてああいう方法を取ったということでございますので、それ以外の部分については御理解をいただきたいというふうに思います。

○山本委員 消火やる人は、消防職員はみんな見やなあかんで、そういうのは、中の様子を、どういことやと見やなあかんけども。一般の議員とかそういう人たちが、行ってそこを見る、中を見る必要があったかなかったかということ聞いとるんです。

○安田地域振興部防災監 今の、現状の中では必要はないというふうに思います。

○西塚委員 鈴鹿と四日市の倉庫に保管されてますRDFの関係について、改めて少しお聞きをさせていただきたいんですが。今の企業庁長のお話によると、あのRDFは富士電機の所有物だということにおっしゃられたんですが。その26市町村からできたRDFが発電所に運び込まれて、で、企業庁のものになる。企業庁いうか、3,790円で企業庁の所有物になったのは、なぜ富士電機の所有物にいつ移ったのか、それをお聞きをしたいと思います、まず。

○濱田企業庁長 前の議会でもそういう御質問ありまして。実はこの事業をやるについて、3,790円ということで非常にこう市町村の負担も大きいということで、いろんな所へ協力を求めてました。そして、その中で1年少いですけど、この当初のごみ処理の形が、灰処理の問題が少し残ってありましたんで。落ち着くまでの間、RDFについて200円ほどを協力していただけたという話で、企業庁へ一端持ったものをさらに200円で買い取ってもらう話にしました。そういうことで、産業廃棄物となった処理になっておるんですが、ただ先ほども申しましたように、富士電機が管理はしてますが、今回の処理の話については安全性の面で相当やっぱり問題がありますので、企業庁として責任持った対応をしたいということで話をさせてもうとると、ただ受入先等との問題もあって一気にという形には行ってますが、もう22日から既に運び出しをして処理にかかっていると。私としては1日も早くそれを処理したいということで、排出先が許せば、十分な時間、理解を求めていつて処理したいと。

○西塚委員 今お話し聞いとると、市町村が3,790円を負担をして企業庁が買い取ったわけでしょう。その灰処理やいろいろ含めてその費用が要するというで。それ、200円で富士電機に足りるんでしたら、富士電機に200円で引き取ってもらったらどうなんです、最初から3,790円もらわずに。

○濱田企業庁長 そういうふうにできればいいんですが、現実の話として、200円分を富士電機にも協力してもらったということなんです。市町村の負担が3,790円という話の中では現実には難しいということで、それぞれが、太平洋セメントにも協力求めました。で、企業庁もいろんな意味での節減の努力もするというで、市町村の負担をこれ以上膨らまさないためにも、できるだけ経営の効率化なり合理化いうところで協力いただけませんかというようなこと。だから期間を区切られました。一定の灰処理の形が、今、藤原の方でお願いしてんですけど、あれが始まるまでの間という格好で、じゃあ200円程度を協力しましょうという話になりました。

○西塚委員 灰処理ができるまでの間、今、工事やってもらってますわね。まあそれまでの間、その200円協力いただくことになりましたというふうに、今おっしゃられたわけですけれども。と、RDFを処理するための協力金のようなものですよんかね、200円というのが。200円もらう、なぜその所有権が移ってんですか、向こうへ。

○濱田企業庁長 現実の処理として、200円で買い取ってもらう形を協力要請しましたんで。ただ、この方法で市町村の方へも私、話してですね、ぜひそういう格好でということをやってますので。特にそれをもって市町村の負担が、というんじゃないくて市町村としてはその方がいいという形。結果として処理対応も広がるということになります。

○西塚委員 たまたまというか、今回こういう事故が起きて発電停止をしますけれども、順調に発電所が稼働しておれば、富士電機の所有物であるRDFを持ってきて、また発電所で燃やすことになってたんでしょ。それはどうなんですか。

○濱田企業庁長 順調に行けばそのような方法も取れました。

○西塚委員 そうすると、そうですね、RDFの流れが全然よくわかんのですよ。なぜ200円で買い取ってもらわなあかんのか。所有権が富士電機に移って、また三重県のものになって三重県が燃やすとかですね。この三重県が2つに燃やすときには、ただなんですわね。引き取り料ただでしょう。富士電機の所有物であるRDFを三重県の発電所で燃やすときに、その引き取り料はただでしょ、富士電機からは。その辺はどうなる。

○濱田企業庁長 あのですね、例えばそれが、結果的に灰処理ができない状態でその協力もいだけないような形になっておった場合に、これは1つの考えですけど、どこまで確定しとるかという議論があるところですが。その場合ですと、一般廃棄物から出してきた一般廃棄物はどこまで一般廃棄物という、その当時の国の考え方があります。それでですと、その灰は全部各市町村が個別に処理しなければならぬという話になります。そういうふうな現実を踏まえれば、協力の話は結果的には、そういう市町村にとって処理のしやすい形にもなったということでございますので。特に三重県にとって不利な要素とか不安な要素はないということから、私も富士電機にも協力求め、市町村としても、その灰処理について、現実と一緒に燃やしたような灰が分けられるわけもないと。それを、やっぱりそれぞれ個別の灰ですよ、という論理の方が私はおかしいと思ひましてですね。しかし、そういう主張もあります。そういうことから、結果的には200円の協力という格好が形としては産業廃棄物という形になって、市町村の処理から事業者として処理できるという結果にもつながってまして。で、私としては、市町村ならびに県全体としても一番安定的な処理ができると。それをいつまでも続けるというんじゃないくて、あくまでも太平洋セメントでの灰処理ができればそれで終わるとということになります。

○西塚委員 おっしゃることが全然わからんのですわ、僕は。灰処理をするために200円協力金いただくわけでしょ、富士電機から、結果的に言くと。それであるのに、RDF所有権がなぜ富士電機に移るのがわからないんです。

○田中委員長 確かに、濱田庁長、さっぱり私もわかりませんすわ。もう少しわかりやすく御説明いただけませんか。庁長お願いいたします。

○濱田企業庁長 一般廃棄物としてRDFが入ってくると。それを仮に企業庁が直接処理しても、残った灰は一般廃棄物ということになります。で、その部分を1回仮に私の所が有価、例え100円でも50円でもそうですが、有価で買えば産業廃棄物になります。そうすると、各市町村の一般廃棄物としての処理でなくて、いわゆる産業廃棄物としての処理ができます。そういうような意味合いでは、富士電機の方で1回買い取ってもらう形になってますので、産業廃棄物としての処理ができるという形になります。そうすると、市町村として、個別にその部分について処理をそれぞれの責任を持ってやらなくてもできるということで、やった部分ですわね。それで、市町村の負担の部分もありましたんで、その200円の御負担もいただいたということでございます。ただ、産業廃棄物になって相手の所有権であるという形はありながらも、この運び出しの話については企業庁として当然責任を持ってやる状況にありますので、今その話を22日からも運び出しをやっておるということでございます。

○西塚委員 わかったような気がしてきたんですが。要は、富士電機のRDFを燃やしてできた灰を産業廃棄物であると。県のRDF燃やしたら、これは一般廃棄物ということなんですよ、灰は。その区別をしたうえで、処理するための費用という意味で200円いただく、ということになる。

○濱田企業庁長 県がやろうと事業者がやろうと、要するに有価物として買い取ったものであれば、それは一般廃棄物にあたらないということなんです。非常にこうわかりにくい話になってますが。法的には、私自身もそれはおかしいんじゃないかという

話で国の方も随分やりとりはしました。しかし、そういう見解でございまして、これは私は現実的でないと思います。それで、現実には燃えたRDFの灰が、これは桑名市のもんです、これは多度町のもんですなんていう話がつくわけがないんで、それはやっぱり現実対応ということがききとできるまでの間は、各市町村にもそんなことは迷惑掛けられないというようなことで、企業庁として決断してそうやってやらせてもてます。ただ、今回のような話の結果は予想してませんでしたんで、倉庫にある処理については主体的にそれを解決するように取り組みます。

○西塚委員 まだちょっと納得ができかねるっていうか、よくわからないのですが、後で結構ですので、何かこう図に示すか何かでちょっと、説明資料後でいただけませんか。

もう一つ、サイロの中から取り出しとるんでしょ、今。その所有権はどこのものなんでしょう。

○濱田企業庁長 富士電機のものでございます。

○田中委員長 環境部さん、先ほどのその一廂の話と産廃の話、ちょっとわかるような図面というんですか、簡単にわかるような資料として、後刻お出しをいただくようお願いしたいと思います。

質疑を続けたいと思います。

○岡部委員 2番の方でちょっと若干よろしいですか。

○田中委員長 原因究明ですか。

○岡部委員 はいはい。

(「原因究明はあかんよ」の声あり。)

○岡部委員 だめ。

(「だめ」の声あり。)

(「原因究明はまだ、事実だけで言うとするやん」の声あり。)

○岡部委員 いや、この説明の中でちょっと聞きたいものがあるもんで。その辺がちょっと若干来るかなと思って。

(「それも後やな。」の声あり。)

○岡部委員 それも後。

(「原因究明は後、ややこしいで原因究明は後にしようということ」の声あり。)

○岡部委員 管理体制やな。

○田中委員長 今は立場上の話だけを。

○岩名委員 ちょっと今まで話聞いて、もう非常に輻輳して、少し交通整理してもらわないとわからないんじゃないかと思うんですね。どういふことかと言うと、これは発電施設と焼却施設とあるわけやな、これ。

○田中委員長 そうそうそう。

○岩名委員 うーん、まあ言うたらね。うーん。

○田中委員長 そうそうそう。

○岩名委員 RDF化されたごみを燃やすまでの焼却施設と電気をつくるための発電施設と2つに分かれるんじゃないでしょうか。そうでしょう。それで、焼却施設については環境部の所管だと。で、発電施設については企業庁の所管だと。こう言っとなのやけども。設計、施工、管理のいずれも、環境部は企業庁に委託をしたのかどうか、つくるときね。この辺のとこからちょっと聞いとかんと、この施設の全容がはっきりしないんだわな。これまずお願いします。どっちがつくったもんなんか、さっぱりわからない。

○長谷川環境部長 焼却施設といういわゆる市町村のRDF化の施設は県が、環境部がいわゆるRDF化の促進のために声を掛けまして、それぞれ施設の整備をしてもらってます。で、そのRDF化のいわゆる処理の受け皿として発電所が生まれて

おります。発電所が、今の火力、今の多度のこの発電所がですね。それは企業庁が、県と企業庁と話し合っ、過去にその企業庁に発電の整備を委託してやっとなんです。

○岩名委員 発電は企業庁やということももう歴然とわかるんですが、じゃ、貯蔵槽はどこのものなんですか。

○長谷川環境部長 それは発電施設と一連のものです。発電施設と考えていただいて結構です。

○田中委員長 つまり企業庁ということですか。

○長谷川環境部長 企業庁です。

○田中委員長 はい。

○岩名委員 それじゃあね、そこに運び込まれるRDFの形状とか内容とか、規格。

○田中委員長 ちょっと岩名先生よろしいですか。

○濱田企業庁長 貯槽は燃やすための部分ですので、焼却施設の部類に入ると思いますが、分けては。企業庁では、その部分は全部一括して企業庁で事業やってますので。いわゆる建設のための費用の負担区分という意味で、そう、こちらの焼却施設に分けたものが一般会計からお金をくださいと。それで発電施設は企業庁のほうでお金を準備します、というような形で、トータルの建設は企業庁が行いますと、このような格好で。

○岩名委員 はい。

○田中委員長 一緒のことやな。

○岩名委員 まあ、別々の財布から出たということやな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 それで、今ちょっと聞いてんだけども。貯蔵槽は発電施設の一部だという今お話すわね。そこへ入っていくベレットには規格があるということも聞いてるし、あるいは、その運び込まれる固形燃料が規格に合ってるとか合ってないとか、これ、だれの責任でチェックするんですか。

○濱田企業庁長 規格については、国の方でいわゆるJIS的になったほどの規格はございません。ただ、RDFの運営協議会で、県が市町村とそれから企業庁と環境部で運営協議会つくりまして、その運営協議会の中でRDFの性状はこういうものにしませうという申し合わせはあります。そして、その規格に基づいて作成してくださいと、こういう話になってますが、今まで確かに悪いものはありましたが、それをもって拒否したという話はございません。

ただ、悪いというのは目視にもわかりますので、その改善のための話は具体的に現場において、こういう状態こういう状態というものを見ながら、市町村のそれぞれの担当者が寄って改善しました。そうすると、改善するのはどこを改善するか言うのと、RDFをつくる部分を改善することできませんので。現実、ある広域組合等は、私は目ではあんまり具体的に確認してませんが、1億近い部分を、つくった事業者の方が当然回収までの負担をして、いいRDFをつくるように改善したと。そして、当初の部分と比べますと、確かにそういう改善努力で随分違ったRDF化になってきておるといふのも事実でございます。ただ現実対応、企業庁としても、あまりのものはという気持ちもありましたが、そこで確かにとめると、同じような市町村のあれがありますので。なるべく1日も早く改善をということで随分急いだ打ち合わせをして、各市町村の方も随分努力をしてくれたということで、そういうことが現実でございます。

○岩名委員 今、固形燃料についてお尋ねをしてお尋ねをしてと企業庁長が答えるわけなんだよね。これちょっと、僕おかしいんじゃないかと思うんですけど。ということは、これ、さっきも財布が別なんだという話で、いわゆる環境部が各市町村と協議しながらこれつくってるんだと我々は認識してるわけですよ。発電することは、いかにお金を出し合っ、どういふロケでああいうものができたか別にしてですよ。固形燃料をつくったり指導したり、規格に合うたり、合っていないとかっていうのは、環境部じゃないかと私は思うわけなんだけども、これが今、答弁すると、企業庁長が答弁しとるわけだけども、環境部は関係してないんですか、環境部長。

○長谷川環境部長 ちょっと過去の経緯があるもんで、すみません。

○田中委員長 松林さん。余谷さんですか。

○岩名委員 これ、前の環境部長も企業庁長も一緒やもんでな。まあ余計ややくいひんかと思ふんだ、これな。僕らもそういう概念でこう見てるのかな。ま、ええわ、わからな。そやけど、わからなええわっていうわけにいかんな、こりや。

○田中委員長 どうしましょう。うん、大事なところですので。

○岩名委員 大事なとこやな。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー いわゆる固形燃料につきましては、先ほどもありましたように、水分で10%という1つの規格もございます。あと、落下試験とか強度とかかっていう部分の中で、施設をどう運営していくか、どういうふうな形にしていこうかという部分の指導は、当然、市町村のRDF化施設つくる段階で、事業者に対してきちっとそういうふうな規格に合うようものつくれという形で指導してきた経緯がございます。私はそういう形で指導をしてきました。

で、あと、その後、その中でもRDFのいわゆる貯蔵する段階での問題ということで、いわゆる生石灰と消石灰という2つの方法がございまして。石灰を混ぜるときに、いわゆる消石灰、運動場に使う白線に引くような石灰です、その石灰と生の石灰と両方がございまして。三重県につきましては、生の石灰の場合は非常に各地でそういう燃焼するとかいうようなこともありまして、いわゆる消石灰の方を利用してつくるといふ形での指導をさせていただいた経緯がございます。

○岩名委員 その消石灰か生石灰については後でちょっと触れたいんですけども。いわゆるこの問題で一番大きな問題は、過去に12月に起こった事故、あ、いつやったかな、一番最初こう。

○田中委員長 12月です。

○岩名委員 その時点でいろいろな疑問点があつて、固形燃料自体を検討しなければならなかつたわけですが、そのときに環境部がそういうことで指導してるのであれば、もっと深い指導をする必要があつたのではなかつたのかということを知りたいわけ。今、固形燃料のことについても企業庁長が答えてるわけだ。これはどうも、つくる側、そして燃やす側というものがはっきりしてないんじゃないかと。そして、その固形燃料についての責任が、やや不在ではないかと思われるわけ。それと、あな、今、消石灰だったら絶対にまあ大丈夫というようなこと言われるけど。私たちスポーツの世界で、やっぱりラグビーとかサッカーで白線を引いたり。雨が降ってきたら必ず、その上、気をつけるということを指示してます、みんな指導者は。やっぱり、やけどするんです。明らかにやけどする。ですから、12%も石灰が含まれてるRDFの固形燃料になぜ水を掛けるのかということ、私らみたいな無学なもんでも非常にこれはおかしいんじゃないかと思つたもんですわね。

それともう1つ言いたいのは、やっぱりあなたたち、その形は、生活者のごみをあいう形にして電気を起こすという理想的なこと言ってるんだけど。どもですね、私は最初から昔から申し上げてきたのは、ナスビのしっぽやキュウリの端っこで電気は起こらないということを言うてるんですけど、これは必ず廃プラを切り込んでるということをドイツで聞いてきたんですよ。で、今も私は、だから、あれだけの長い間燃えたり、ガスが発生したりしてんじゃないかというふうに思うわけですよ。その点についてどうやな。どう思いますか、余谷君。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー RDFをつくるときに消石灰と生石灰の話が1つございました。消石灰につきまして、つくるとる所の、当然保管をするという形は水がかからんような形で、きちっと保管をするという前提にして考えておりました。特にサイロの中のことであれば、これはもう当然水が入らないという形になっておりますので。通常その時点では、各施設いわゆる他県での施設でも、いわゆる消石灰でつったRDFから発熱するということはなかつたということで、生石灰はそういう形が情報としてありましたので、消石灰を選んだという。選択はそういうことになろうかと思ひます。

RDFに1つするの、先生言われましたように、確かにその生ごみで発電するというのは非常に難しい。基本的には生ごみは生ごみとして処理をして、それからプラスチックはプラスチック、容器包装リサイクル法等も出ますので、そういうふうな形で分別をきちっとした形でRDFにして、いわゆるそれ以外のものは可燃物をRDFにして燃やしていく、という方向性で検討してきたところでございます。

○岩名委員 ちょっと聞こえにくかつたんだけど、いわゆるプラスチックも切り込んでるの、切り込んでないの。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー 容器包装リサイクル法に基づくプラスチックは、分別収集の過程できちっと分別してリサイクルに回っていくと思うんですが、それ以外のものというのは、分別ルートが、リサイクルのルートがなかつたということで、そういう部分はRDFの中に入る部分が出てくると思ひます。

○岩名委員 燃えてこないよ。それ、もうわかりました。せやけども、あの事態に陥った時に12%の消石灰があるわけですよ、あの中に。そこへ水掛けて熱が出ないということにはならないんじゃないかと私はまあ思うから、質問をしているわけですよ。

次に、企業庁と富士電機の関係についてちょっと聞いておきたいの。これは12年に公募型のプロポーザルによって、RDFの焼却と発電施設の整備を随意契約で締結しております。で、その後、施設の管理、委託契約を締結していると、こういうふう聞いてるわけだが、これを委員長、できたら、どういう形の委託契約が結ばれているのか、また一遍お示しを願ひたい。

○田中委員長 今、契約内容についても大変重要な部分だと思いますので、次回の委員会までに資料を請求しまして、次回の委員会で、その契約から原因究明の方に入らせていただきたいと思いますと考えております。また、今、生石灰の話もありましたが、そういうふうな化学的部分についての資料もあらかじめ御用意いただき、原因究明として、私たち参考にさせていただきたいと考えております。

○岩名委員 はい。その中で、今契約してる中でRDF貯蔵槽の管理は、これはどのように委託されていたのかちょっと教えてください。

○田中委員長 はい。それと先ほどの答弁がまだなっておつたんですが、その、いわゆるどっちに所属してるか、環境部にあるのか企業庁にあるのか、もう少し明確にお答えいただけますか、貯蔵槽。

○岩名委員 貯蔵槽は企業庁って言われたよ。ちやう。

○濱田企業庁長 施設の、一般会計か企業会計かいう部分は、環境部の方からお金をいただいて、当然、建設は。

○岩名委員 それはええわな。そのあるていはいいいんだけども。要は今の貯蔵槽は。

○田中委員長 だれが責任を持って見とるかという話や。

○岩名委員 企業庁の責任になつてると。そう言うたな。そうやな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 中っていうよりも、僕が言うとなのは外の、側のことや、側、側、そうですね。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 うん。そしたら、そのRDFの貯蔵槽の管理はどのように、貯蔵槽の管理をどのように委託契約されるの。

○濱田企業庁長 プロポーザルのときに、建設とその後の運営が一環のものとしてプロポーザルされて。建設を富士電機が全部引き受けたように、後の運営管理も全部、富士電機がやるという格好になってます。その部分を説明いたしましてですね、すると、まあ。

○岩名委員 まあええわ、そんなこと、ええ。そうすると、富士電に委託管理されるということやな。

○濱田企業庁長 そうです。

○岩名委員 そうすると、そこへ入るその固形燃料についての指導とかそういうことは、富士電がする立場にあるのですか、ないのですか。

○濱田企業庁長 企業庁の方も、いわゆる目視程度ですけれども、入れる時に基準、こういうもの入れますよという話がありますので、企業庁としてもそれを確認する必要はあるかなということ。ただ現実には、運び込んでくるRDFについて目視することで見ておくと。そして、ちょっとおかしいなという話になると、各市町村の方へ、こんなRDFが来てますよという話をすぐ言って改善してもらおうということですが。もちろん富士電も当然それは、自分とこのその発電材料と燃料として使いますので、ものを言う権限がないとかいうんじゃないかと、それを燃やす側からは当然運営管理しておりますので話はあります。ただ我々の方も市町村との窓口も引き受ける必要もありますので、現実的には荷が運び込まれると駐在がおりますので、その駐在が状況を、24時間とはいはせませんが可能な部分見ておるとのことです。

○岩名委員 はい、もういいです。固形燃料についての管理が十分であったとは言いづらいというふうに、私は今思ひます。あとの問題について、事故に至るまでの経緯についてはこの2番の原因究明のとこでまたお尋ねしたいと思ひます。

○萩野委員 1つだけ聞かせてください。560立米入るとは1,100か1,200入ったんやっていうふうなことを、きょう聞かせていただいたんですけども。そんなざさんな入れ方をしとったんですか。どんだけ貯蔵槽へ入るとるかわからんですか。めっちゃくやばんぼんぼり入ったってことなんやろか。560と1,200では全然違うと思うんですけども。それはともかくとして、それを、RDFをですね。

(「ともかくじゃあんで」の声あり。)

○萩野委員 とまかじやいかんですね。そのRDFを受入先へ受け入れてもらってるんですけども。生ごみで行く場合はともかくとして、RDFを受入先へ持って行くんですけども、今回のこの事故とかRDFの性格とか、そういうものをきっちり受入先へ説明して受け入れていただいているんでしょうか。そうじゃないと、またその場所で同じようなことが起こると、これ、またすごい責任でいうことになりますので。私が聞いたところでは、これ1カ所だけだと思いますけども、持ってったら、その辺置いといてと雨ざらしですよ。天井のないとこ、その辺置いといて、積んどいていうふうな所もあるんだということを聞いているんですが、きちっと説明されてますか。

○長谷川環境部長 今回のRDFとして処理していただくという民間の施設については、その辺は大丈夫だという確認を取っております。ただ、一般の焼却施設でもやれない部分がありますので。だけど、そういうのをやると当然危険があります、危険が生じますので、その辺は環境部として、一般の焼却施設でやらないようにきちっと指導していきたい。県下では海山の施設だけが安全でやれるということは確認いたしております。

○萩野委員 先ほど、その560が1,200で、そんな入れ方なの。

○濱田企業庁長 前々日に、その部分が全部違っておったかということについては私も一度確認しますが、比重いわゆる水分膨張が相当あるという話は、専門家の方されてまして。ただそれでも、全部が水分膨張ということは考えにくいんで。その辺のことは私もきちっとした資料とかあれを持ってませんので、また、どういう状況なんかということはこれから調べていきたいと思えます。

○萩野委員 要するに、どれだけ入ってるかわからん所へやみくもに水掛けとったと、こういうことになってしまうような気がするんです。そんなことまでしてなかったんかと非常に不思議に思います。それから、その受入先ですね。これ、やっぱりきちっと対応していただかんとですね。民間で、例えば住友とか何とかっていろいろなとこへ受け入れていただくんんですけども、私が申し上げたようなことが、雨ざらし日ざらしにずっと野積みしてあるというふうな状況やっということも聞きましたから。その辺はきちっと対応していただかんと、また新たな事故につながると思いますので要望しておきます。

○岡部委員 関連で1つお聞きしたいんですが、今、萩野先生の御質問ですが、RDFのいわゆる製品化したやつについては、これはいろんな民間でも使えると思うんですけども、これ取り出されたことを見ると、これ、もう製品部分じゃなくてもつづられてるっていうか。その部分について三重中央とかいろんなとこへ御厄介になるという話なんです。このものをそっからどんなふうに分けられるというようなことは聞いてみえんんですかね。

○濱田企業庁長 基本的に燃焼処理というふうに聞いてます。

○田中委員長 運搬方法は、

○濱田企業庁長 運搬は、三重中央さんの場合はそういうトラックをきちっと持っておるということで。12月の時も、苦情の出るような格好の処理じゃなくて、きちっと対応していただきました。

○岡部委員 全く燃焼された、もういわゆる、ものということでもいいわけですか、製品じゃなくて。

○濱田企業庁長 それをもう一度使おうという考え方は全く捨てて。ともかく、きちっと処理するということであれば、廃棄物して処理してもらうということをお願いしてます。

○岡部委員 そうすると、民間の方でも、これお聞きを願う、御協力願うわけですけども。民間の方も、やっぱりもう製品じゃなくて、いわゆるもう消火した廃物として処理していただくわけですか。

○濱田企業庁長 少なくともその貯槽に入っておる部分については、もうそれ以外の方法は私はないと思うんですが、現実貯槽の中を見ても全部が燃えて無くて、専門家の方が発表するには数%から10%ぐらいが燃えておると。あとは、そのRDFが燃えない状態っていうんですか、完全に燃えた状態じゃないというような話がちょっと言っていました。しかし、不良のものになっておりますんで、それはもう廃棄物にして処理するのが私としては当然だろうと思ってまして。そういうふうなことやってもらうようお願いをします。

○西場委員 この環境部の、ごみの受入概要のこのペーパーの数字ですけど、この、ちょっと表の見方少しよくわかりにくいんですが。上野市とか香肌奥伊勢なんかの小計が96、63になってますけど、これはどう足すとこの96になんの、これ。61やわな、これ足し算すると、香肌もこれは48さ。

○長谷川環境部長 ついてんのを覚えてもらおうと、いわゆるそのRDFが生ごみ換算すると倍になるということで、このアスタリスクの部分と生ごみの部分とで計算しておりますので。香肌ですと、11と20と2とですね、それから30です。

○西場委員 11と20と2と。

○長谷川環境部長 2と30。

○西場委員 30。

○長谷川環境部長 はい。15はRDFですので。生ごみ換算すると30。RDF化しなくて生ごみで出していたいただければ、RDFは逆に半分になりますので。今、生ごみベースでやっておりますので63、ということですよ。

○西場委員 そうすると、この上野も香肌も出る量が100%まあ確保できたよ、そういう表ということやね。

○長谷川環境部長 はい。それで、域内処理するだけけれど、例えば奥香肌ですと、1日32トン出ますが、受け皿としては63トンありますよ。だけど、右の32わざわざ書いてあるんですが、32はこの63の中で処理の施設の中で調整して、63を調整すると。だから、倍近い要するに受入先を今のとこ確保させてもらってると、生ごみベースで。

○西場委員 生ごみとするところなる。

○長谷川環境部長 そうです。

○西場委員 この30になるけども、RDFに換算すると32ということですよ。いや、逆か。

○長谷川環境部長 いや、違います。

○西場委員 ああ、そうかそうか。

○長谷川環境部長 生ごみとしてですね。要するに受け入れ可能枠ということで考えてますので、可能枠というものですよ。要は、この中で奥香肌は32トン出ますが32トンはこの中で確保できますという、生ごみベースでできるということで御理解願いたいと思います。

○西場委員 そういうことなら、とりあえず安心なんです。とりあえず当面という話もありましたけども、それはそれぞれ地域によって違うわけですね。かなりそのリスクというのはありますね。

○長谷川環境部長 これを、先ほど言いましたように、四日市の50トンが倍にさせていただくような話とか、それぞれ今話し合いをしますよ。なるべく受け皿は、受け入れていただく枠は大きくしながらですね。それでもう1つ大事なのは、ある程度安定的に、ある一定量が受けていただけるということでお願いをしていかないと、毎日日がわりメニューで、出す市町村が。と、受ける市町村も困るものもございますので。それを今回、鋭意、至急調整を、市町村と話し合っ御協力得ていきたいというふうに思っております。

○西場委員 受け入れてくれる市町村と、その。

○長谷川環境部長 受け入れてくれる市町村を安定的に。要するに50トンなら50トン、コンスタントに、どこのごみを受けていただくということですね。すると、出す方も運搬車とかそんなの手配から何からですね。

○西場委員 そうすると、その説明の中で、これを県が責任を持って調整すると、こういうふうに言われたけども。その言葉100%でいいの、それ。県が責任持ってその調整をやっていけるんか。

○長谷川環境部長 きょうも、けさ言いましたように、そういう意味で、環境部内に体制を整えてこの調整の専任職員も置きます。ただもう1つ問題は、地元市町村においては、まだまだ我々の要するに努力が足りませんもんで、いろいろ、市町村にとつたらある意味での県の決めた枠の中でこう整理されておりますので、この枠がきちっと市町村も納得いただけるというか、一緒に今後やっていけるような話し合いもきちっとさせていただいて整理をしていきたい、というための対策の体制を整えましたので。もうこの6つの出す方、特に出す方の側のこれ努力が。受ける方の協力も大変なんですけど、出す方の協力もですね。今までRDFでやっとなつたわけですので、これが急遽生ごみに変わるわけですのでその辺大変なんです。その辺を御一緒にやらせていただくという体制を環境部で整えました。

○西場委員 言葉のあやかもしれんけれども、県が責任を持って調整すると言いつつと、市町村も、それなら県に任せよかというふうになってくるかもしれんけれども。ある意味で、そこでお互いの、任してもうたが、それで調整がおくれるということになってくると、実際、町村も困る。町村は町村で相当な覚悟持つとるから、自分自身で動く場合もあるだろう。そのその責任の所在っていうのが主体の所在をきちっとすることも大事だし、しすぎて、また現実的な対応にならん場合もあって。どちらかといえば、今の現実的な状況からいえば、しっかりと自分で動ける市町村であれば、その市町村の主体性を生かしながら県が補足していくということの方がいい場合もあるだろう。

それから、その生ごみに一部変えていくということになると、これはもうシステムの大変更ですから。プラスチックと生ごみを分別せねばならないようなことをこれからやってくるのも、それぞれの個別の住民の人の協力も得らなかんことになってきますから。これはにわかに、なかなかやるのも大変なことですから、これに対するサポートというのも大変重要だし、その点しっかりと対応してもらうようにしてほしいわな。

○長谷川環境部長 はい、わかりました。

○芝委員 事故調査専門委員会の分について少しお尋ねしたいと思います。何人や、1、2、3、4、5、6、7、8人ですか、今現在。

○長谷川環境部長 そうです。

○芝委員 ここでは、目的としては、原因究明を主な課題として適切な対応、調査、研究を行うと、こうありますね。で、現場の当然調査もするでしょうけども、ここでは、委員会の今後のスケジュールの中では、RDFに関する既存の資料であったり、保管時の発熱状況であったり、いろんなこの関連の部分で企業庁や環境庁に関する部分の調査もすると思うんです。過去にもさかのぼる。その中でどうして、環境部科学技術センターの男成さん、それから、環境部の和田さんが入ってるの。調査する側と調査される側の人の所に入ってしまった。この部分はなぜかという、私は非常に疑問に思う。それともう一つは、男成さんと和田さんがこれだけ調査委員会に入って専門知識を有するのなら、なんでここに。きょう出てきてんの、手挙げて。おんのかおらんのか。

○長谷川環境部長 おりません。

○芝委員 出してきて当然やないか、という思いはするんです。まずその辺から明確な説明をしてください。

○長谷川環境部長 午前中も御説明申し上げましたが、要するにRDFのいわゆる究明、RDFそのものの性質とかいろんなものを究明することも含めまして、燃焼工学、微生物工学、環境工学、安全工学という、いわゆる博士論を持つてる専門家も集めました。男成さん現に水熱反応等のいろんな研究もやっており、和田もこれはRDFのかかわりを、かかわりといいますが環境部としての業務も一部やっておりましたので。これは、事務局が別ということも、事務局というかこの委員との連携も兼ねて、研究者レベルでこのレベルの中に入れる男を入れた、というふうにご理解願いたいと思います。

○芝委員 大変重要なことに考え、私は反対。事務局なら事務局として、皆さん方のことサポートする分なら置くのは結構。しかし、明らかにこの問題の原因究明をしたい、はっきりしたい部分をこれから究明してく部分において、問われる側と問われる側とで一緒の立場の人間だったらだれに気使う。その問題、やっぱり私は不明瞭やと思う。見直す考えありませんか。彼らがいっていいんじゃない、立場上。県職員でしょう。

○長谷川環境部長 笠倉委員長においてはこのような職員の構成を望んでおりますが、芝委員がおっしゃるようによこれで不明瞭と言うのであれば、笠倉委員長に一応相談申し上げます。

○芝委員 私はむしろそうしてほしい。その方が正解やと思うし、むしろ今後この委員会にこの県の職員2名同席してほしい。ある意味では、部長も庁長も燃焼工学や合成化学やわからんわけでしょう。今後いろいろこの議論の中で、私どももそれなりの勉強もしたいと思うんですが、的確に答えてもらって唯一この2人で、こういうことですから。是非、むしろそっちの方に力点置いて欲しいなこう思いますよ。要望、これは。

○長谷川環境部長 ちょっと1つだけお願いします。燃焼工学は笠倉先生、藤間先生、鶴田先生等求めておりますが、男成は合成化学、和田は工業化学ということで、燃焼工学の専門ではありませんのでその辺は御理解願いたいです。

○芝委員 何が専門かやなしに、我々は何の専門もないもんですから、彼らにアドバイスももらいたいし、とこういう思いでね。ただ私が言いたいのは、これなりの原因究明をして後の体制も立てていこうって中に、環境部長の部下、関係する部分の人間が調べる側、調査する側にいるっていうの非常に不自然だと思っんですよ。この部分は、私ははっきりけじめつけるべきやと。むしろ事務局なら事務局、この専門委員会をサポートする事務局として送り込むなら私はいい。で、是非ここへも出てきてほしい。という部分はやっぱり必要な部分だと思います。

それからもう1点。今後のスケジュールで、この専門委員会にRDFに関する既存の資料とか、保管時の発熱状況、他県の施設の状況、管理体制、この部分の資料提供とかやってくことになると思います。同時進行でこの委員会にも資料を、同じものを提供してほしい。我々、分析力あんまりありませんけども、してほしいんですが、その可能性はどうですか。できる、できない。同時進行的に、専門委員会とこの特別委員会に資料提供、同じように。

○長谷川環境部長 この委員会に提出する資料というのは、基本的には別に出しても問題ありません。

○芝委員 同じものでもいいわけね。

○長谷川環境部長 結構です。

○芝委員 それはもう。

○田中委員長 あしたの委員会って、できとるんちゃうの、きょう。

○長谷川環境部長 えっ。

○田中委員長 あしたの委員会やったら、きょうできてるんちゃうの。

○長谷川環境部長 いや。

○田中委員長 まだできてへんの。

○長谷川環境部長 できておりません。これからつくります。

○田中委員長 そうしましたら、あしたの委員会終了後、うちの委員会の方に提出ください。

○芝委員 先に8月22日にこの専門委員会が開催をされました。されたということで、あとは新聞紙上等々でわかっていますけども、これだけの部分を受けて専門委員会がありますから、それも専門家が入ってる部分、まあ2名は別としても立場が。逐次、要綱でいいからね、県民に向かってもしくは県議会に向かって報告すべきだと。何が議論をされて何が問題やったかという部分を、要綱的概略版として報告を今後求めたいと思うんですが、その実現はできますかね、即時。

○長谷川環境部長 会議の当日に、前回も委員長が現地で会見しております。それで、そのときの、どういことが話し合われたということについても事務局から資料を提供してます。

○芝委員 記者会見したとか、委員長がどうい立場でされたか知りませんが。確かにまだまだ調査の最中でありまして、確定のことは少ないでしょう。しかし、こうい議論でこんな議論が出た、こうい議論、こんな議論と、まだまだ調査がわからないということも多いとは思いますが。逐次、その審議の中の要綱のまとめた部分を、記者会見でじゃあしましたよって部分じゃなしに、きちっと議会へも特別委員会へも報告してほしいという要望なんです、委員長。

○田中委員長 環境部長、そのようをお願いしたいと思います。

○芝委員 すべて。すべての議論、専門委員会議論したこと公表すべき、情報公開すべき。その点も含めて。

○長谷川環境部長 この件につきましては、かなり、最終、中間報告に向けて委員のそれぞれの専門の分野から協議をいただきまして、そこの例えば意見がその都度外へ出るということによってゆがめられるということもありますので。その辺はきちっと責任を持って、どういような議論をしたのか、どうい方向に向かってんのかきちっと出しますんで、それはちょっと。あう、何もかもですね。

○芝委員 今、部長答弁で、その専門の意見の皆さん方、意見が最終答弁までゆがめられるって、だれがゆがめるの。どんな形の条件が、想定から考えられるの、それ。

○長谷川環境部長 それはもう想定してください。

○芝委員 むしろ反対にゆがめられるような可能性があるなら、特に即時に情報公開、公開すべきだと思いますが、どうか。中でやっとなら、むしろそんな状況があると言うんなら、最終結論まで公開せんとほっといたら、中で余計ゆがめるかわからんやないですか。意見の意見が反映されるかわからん。公開。

○長谷川環境部長 先ほども申し上げましたように、当初、この委員会の設置の資料も進化しておりまして、この3つの今後のスケジュールで書いてありますように、今後検討を加え、発熱原因や対策について必要に応じて数次にわたり報告してくる予定ということで。開かれるたびに、方向が出た、また結論で合意に、委員の合意に達した、そういうものは数次出してくるということ。この19日の事件以降のようい方向を変えましたので、御理解願いたいと思います。

○芝委員 今変えたんやな、方向。

○田中委員長 環境部長に申し上げます。それでも、例えば、その取り出してるよいう状況、取り出したけどまだ少し熱を帯びてたよいうのは、私たちはこの委員会を立ち上げた以降でも新聞でしか知る由を、知ることができない。例えば事故に關

しては、今までファックスで事故速報を議員には送ってきていただきましたが、最近は出ていないということもありますから。その情報提供という観点で、もう少しその体制づくりもこの際にお願しておきたいと思えます。

あと、質疑、質問。

○三谷委員 資料請求についてお願いしたいんですが、8月14日にリスクマネジメント会議っていう開催されてるんですね。私は、この14日の事故があった後、この時きちつと対応すれば、ひよとしたら19日の事故が防げたんじゃないかという思いが消えないんですよ。で、この資料、いただいている資料だけ見ますと、このリスクマネジメント会議、三役、部局長集まって、ごみ固形燃料発電所等のこの事故調査専門委員会の設置を決めたところ出てるんですね。プロポーザルで、つくる時も専門家に決めていただいて、こういう事故が起きたらこの原因もまた今度専門家の方にお願いするということだけでは、僕は県の役割って全く果たしていないと思いますので。このリスクマネジメント会議の中でどんなことが語られたのか、どういうことでこういうふうな話になったのか、この議事録あれば出してもらいたいんですが、次回の委員会までに。

○田中委員長 はい。資料の請求をお願いしておきたいと思えます。

○日沖委員 影響が出た26市町村のごみ処理をほかのところで受けてもつる現状なんです。特に桑名広域の部分については、焼却処理ということでお世話になっておるといことになりまして、その焼却灰は小山のガス化溶融炉へその分も最後には行くわけですね。行く分がどうしても出てくるわけですね。まあ続けますけれども、で、そうすると、小山のガス化溶融炉の能力というのは、全体の量がわかりませんが、能力というものに影響は出てこないのかということの確認をひとつしておきたいのと。

それと、ちょっと認識不足で申しわけないんですけども、RDF化しとる事業組合なり衛生組合なりっていう所で、全体の、私わからないもので申しわけないんですけども、少量のRDFやったら焼却炉で燃やしてあげるよということはないのか。それ、全くないのかっていうところですね。

それともう一つ、またこれ違う質問ですけども、今現在、先ほど来の話の中にも出てきておりましたけれども、太平洋セメントの方で、これがRDF焼却発電がうまく継続しておれば、太平洋セメントでその焼却灰を処理していただくべく設備を今現在建設中ですね。で、この事故がありまして、これが将来に向けてはできることなら再開という思いはあるんでしょうけれども、この事故を受けて再開できるのが2カ月後になるのか半年後になるのか1年後になるのかというの、今のところ、今の現段階ではわかりませんね。で、そういう中で、そのままその太平洋セメントにおける、その企業庁のRDFの発電施設の焼却灰の処理の施設というものは、このまま今現在進行しとる建設を続けて先に完成させてしまっておくのか、その辺と。

それともう一つですけども、先ほど来、事故調査専門委員会の話が出ておりますけれども、ちょっと、当初のこの施設を建設、プロポーザルで建設するにあたっての審査の委員会がございましたね。その中にそれぞれの分野の専門家の方々も入っておられたと思います。そのお名前を全部今記憶してないんで申しわけないんですけども、そのときも専門家の方々が入っておられたわけですから。そのときの反省に立ってこの今回の事故の調査をするのであれば、そのときの専門家がごの中に何人か。今回の事故調査専門委員会の中にも何人か、当初の関係者が入っていただいで、そして、その当時に、こうやってこれがええっていうことでこう決めただけでも、この部分をもう少し考えとけばよかつたなっていうものの、やっぱり反省に立って調査するっていうことも大事だと思いますので。そのときの専門家の方々の中で、もう1回これに入っていたいという方っていうのはあるのか。以上のところをもう一遍確認をさせていただきます。

○長谷川環境部長 最後の質問の件については、入っておりません。そのプロポーザルの時のメンバーは入っております。そういうような視点では立ち上げたときには考えておりません。で、今、委員長が中心に、必要な、要するにこれにまだ不足する方、必要な方の判断は委員長にゆだねておりますので、その旨一遍委員長にはお話しさせていただきます。

それから、RDFのいわゆる焼却で、RDFの少量ならよいというようなことはあるのかという話でしたけども。これはやっぱりRDFそのものが危険というですね、まだ判明しておりませんので。その少量の、要するに焼却炉でやるということについては注意をきちと促して、ないようにしたいというふうにしてあります。

○田中委員長 環境部長、最後のところもう少し。もう一度、最後のところを。

○長谷川環境部長 焼却炉でRDFを燃焼しようと思えばできないことはないんですが、日沖委員は少量ならどうだとおっしゃったんで、環境部としたしましてはRDF。

○日沖委員 現にそれで焼却処理をお世話になるとこっていうのはないんですね、ということ。

○長谷川環境部長 ありません、はい。溶融炉で処理をしていただくという所へは声掛けております。

もう1件、小山のいわゆる処分場の灰ということでありますが。

○松林環境部総括マネージャー 各市町村の灰は、これ入れることで当然増えますので、今、処理センターの方でお願いをしてるところでございます。それで、緊急対応ということでは是非やらしてほしいということをお願いしてるところでございます。

○濱田企業庁長 太平洋セメントの件については今まだ協議はしてませんが、これから検討せんなん課題の1つです。

○日沖委員 ガス化溶融炉の、その協力していただいる清掃組合から出てくる灰が多くなるということですね。で、受け入れてもらえるように協力要請しとるということですけども、これはもちろん県の事業団ですから協力いただけて当然だと思うんですが。大体その通常から、今までの通常から増えてくる量と、増えてくる量をどれぐらいに想定してみても。そして、こういう別のところから来るというのは想定しておられなかったでしょうから、小山のガス化溶融炉の処理能力とか処理の限界とかいうものにはかわるほどの量にはなっていないのか、というところをお聞かせいただきたかったです。

それと、事故調査専門委員会の当初のプロポーザルの選定の時にかかわった方は入っとなんでええんかということの質問をさせてもうたんですけども。一遍相談かけてみますっていうことは、考えてみますということでは受け取らせていただいでええのか、ということもう一度お聞かせください。

○長谷川環境部長 あす委員会を開きますので、委員長とお会いしますし、委員長に話します。

○松林環境部総括マネージャー 灰の量につきましては、月曜日から入り出したところでございますので、どれぐらいなのかということは今積算しているところでございますので、また後日報告させていただきます。

○日沖委員 きょうの始まりの繰り返しになりますけれども、今質問させていただいた内容はまた後日お知らせいただくべきところは、ひとつよろしくお願いたしたいと思えますけれども。きょうの冒頭に私がお願いさせていただいた。遺族さんへの対応の件につきましては、ちょっときょうの冒頭の御返答ではあまりにも冷たいような感じを受けました。毎日通えとかそういうこと言うとするんではございませんけれども。県としての、やはりあれだけの県の施設においてすさまじい最期を遂げられた方々というわけでございますから、やはり県としての償いのあり方というものがきちと決まってそれが履行されるまでは、御遺族もし御希望があれば、調査しとる段階で、途中経過ですけれどもこういうことがあるんですよ。御希望があれば何か対応させていただいたり、また、お慰めさせていただく場面があるのであれば、誠意を持って対応させていただいたりということがあってしかるべきだと私は思えますので。その辺、今の質問に加えて再度要望させていただいて終わります。すみません。

○田中委員長 じゃ、副委員長の方から総括して。まとめていただいで。

○藤田副委員長 総括というのではございませんけど。先ほど日沖議員が言われたように、これからの原因究明という中で大きな問題がこれから整理されてくると思うんですけど。特にプロポーザルでこうやった中には学識経験者の方が、先ほど、入っている方々の選考にあたって意見を言われて選考して、という形になったと思うんですね。そうすると、今これ、その学識経験者の方に対して、この前新聞を見たら、安全の管理というものはあんまり議論されなかったというようなことをちょっと私は聞いた、新聞で読んだんですけど。まず最初に、その学識経験者の方たちのコメントというのが我々は聞かせていただきたいなと。そのことから、やっぱりこれからの技術的なその問題とかそういうものがこれからわかってくるんじゃないかなあと。もし安全というものをごで検討されてなかつたら、ほんとに何をここで審議されたかというような議論もこれからしていかなければいけないかなと思います。

それと、やっぱり契約ということを明解にしていかないと、やっぱりこれからのその責任を明確化して、責任の所在が明確化してこない責任の転嫁になったり、責任逃れになったりと思えますのでね。やっぱり契約の内容を我々に示していただいで、そこから整理をしていく必要があるかなと思います。

そしてあと、そんな中で私は、これは総括という意味じゃなくて、やっぱり技術という問題がクリアされてなかつたら、基本的にはどんなシステムがあっても機能しないと。で、技術が是非を問わずシステムがなければ、どんだけその技術的なものがよかつても安全という問題は確保できないと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう意味では、これから今、住民の遺族のケア、地域の信頼回復ということと同時に原因を究明していく中で、やっぱり技術的な問題あるいはシステムの問題、そして、システムがあっても、それが人間がミスをしちり怠ったりというようなことも起こってくると思えますので。

やっぱり、これから委員が質問をされるようなことに対して、しっかりその辺の提供をしていただいで原因究明の形にさせていただきたい。私はそういう意味で要望させていただきたいと思うところでございます。特に契約面なんかを先に見せていただかないと。非常に、事故原因でいわゆる何か契約の問題なのかというようなことが、かなり今日はあいまいな答に見えたような気がしますので。委員長に、特にその辺なんかを明解に次の課題にさせていただきたいと思えます。

○田中委員長 次の委員会の審議に入りますまでに、日にちはまだこれから決めさせていただくんですが、先ほど岩名先生のご質問にも一部触れてありましたように、契約の部分が少し明解でないことには、一体だれが責任なのということにもなるかなと思います。契約書の関係の資料を早急におつくりいただきますように、この際お願いしておきたいと思えます。また同時

に、先ほど、やはり岩名先生の方からご質問ありました、そのRDFの性状、形、目視にするところによると少しおかしいのもあった、そのときにはその関係市町村に伝えたということなんですが、その性状のデータ、一体どこがどんなRDFが出てきたかということも、この際資料として御用意いただけますをお願いしたいと思います。ほかにないようでございますが、ごめんなさい。

○永田委員 それから公募型のプロポーザル。これもちょっと事前に欲しいんですよ、資料として。

○田中委員長 プロポーザルの関係は契約と一緒に、いただける。

○濱田企業庁長 プロポーザルに関する事、それから契約については、委員長の指示で提出させていただきます。

○永田委員 出せるものならば、今、副委員長申された選考のときの議事録的なものがあるかどうか。あればいただきたい。出してほしいです。

○濱田企業庁長 そちら辺について、ある限りの資料を見て、委員長と相談させていただきます。

○岡部委員 はい、結構です。

○田中委員長 それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきますと思います。次回の日程につきまして委員協議をさせていただきますので、委員以外の方は御退室をお願いしたいと思います。

#### 4 その他

##### ・委員協議

(次回の委員会について)

【閉会の宣告】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年8月28日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019199

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: [gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



Copyright©2016 Mie Prefecture. All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



# 三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年9月5日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

## 平成15年9月5日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (閉会中)

開催年月日 平成15年9月5日(金) 自 15:41 ~ 至 17:35

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚 君  
副委員長 藤田 正美 君  
委員 日沖 正信 君  
委員 松田 直久 君  
委員 水谷 隆 君  
委員 岡部 栄樹 君  
委員 芝 博一 君  
委員 貝増 吉郎 君  
委員 山本 勝 君  
委員 西塚 宗郎 君  
委員 萩野 虔一 君  
委員 西場 信行 君  
委員 岩名 秀樹 君  
委員 永田 正巳 君

欠席委員 2名

委員 三谷 哲央 君  
委員 木田 久圭一 君

#### 出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 濱田 智生 君

総括マネージャー 小林 和夫 君

〃 藤田 輝也 君 その他関係職員

〔環境部〕 総括マネージャー 小川 治彦 君

〃 松林 万行 君

〃 早川 正美 君 その他関係職員

〔地域振興部〕 防災監 安田 敏春 君

総括マネージャー 東地 隆司 君 その他関係職員

〔健康福祉部〕 チームマネージャー 田畑 好基 君 その他関係職員

〔農林水産商工部〕総括マネージャー 佐久間 孝君 その他関係職員

〔総合企画局〕 局長 飯塚 厚君

リスクマネジメント特命担当監 亀井 秀樹 君 その他関係職員

傍聴議員 5名

県政記者クラブ加入記者 11名

傍聴者 2名

#### 議題又は協議事項

- 1 前回委員会で要求のあった追加資料について
- 2 契約について
- 3 委員協議

(1) 次回の開催について

(2) その他

#### 【会議の経過とその結果】

##### 〔開会宣言〕

1 前回委員会で要求のあった追加資料について

(1) 資料に基づき当局説明

(安田地域振興部防災監、飯塚総合企画局長、小川環境部総括マネージャー、松林環境部総括マネージャー、濱田企業庁長)

(2) 質疑・応答

○田中委員長 ありがとうございます。先日、委員の先生方から要求のありました資料の説明をさせていただきました。まず、今提出されました資料についての質疑を行いたいと思います。どうぞ自由にご発言お願いいたします。

○貝増委員 濱田庁長にちょっと確認、今、最後の項目なんですけど。今日現場から出したRDFですね、その判断が3ng以下であれば、現地での桑名広域の話では、3ng以下であったら一處で処理できるという話があったんですけど、これはもう完全にその前の説明のとおり、産業廃棄物として専門業者の処理ですね。間違いはないですか。

○濱田企業庁長 はい。

○芝委員 多岐にわたるんで、1つずつ。まず、企業庁長。今のいただいた資料の6ページですね、6ページの部分で三重県と企業庁の役割分担、これは基本協定書によって役割分担がはっきりしていると。協定書があるわけですから、ここに書いてあることははっきり名目たわわれているんだと、ここに上がっていることについては。この中でリスク管理のところ、量の確保と発電収入の確保とありますけども、安全管理の部分の項目はあったのかなのか、それをまずお尋ねします。

○濱田企業庁長 ここに書かれた部分がほぼすべてでございます。書かれていません。

○芝委員 すべてということは、安全管理に関する項目は一字もなかったということですね。

○濱田企業庁長 はい。

○芝委員 はい。それから、同じく企業庁長。RDFの性状について、この部分大変シビアというか、ナーバスな問題だと私は思っているんですけど。昨年度からいろいろ問題があって、性状についていろいろ協議会の中で改善命令とか改善のお願いをしている中で、ここで公的なRDFの規格標準情報がありますね。この標準情報に従って、当然これに合っていないから、要するに改善というか、その部分をしたわけですね。打ち合わせというか、お願いをしたかと思うんですが。

そこで先ほどの資料に出てきた現状までの部分で、具体的にちょっとあえて聞くんですが、この基準値を下回っている、基準を下回っているという上回っているですね。どっちと言うのか、要するに基準よりも悪いという、それぞれのRDF7施設の部分の中で、さっきの表からいくとどれどれになるんですか。さっき各施設の、7つの施設のデータがありましたね。どこにあったやろ、ようけあってわからん。どこにあったやろ、これ。

○田中委員長 環境部。

○芝委員 環境部の16ページ。

○萩野委員 ちょっとそこで関連の質問がある。よろしいですか。

○芝委員 関連か、まあ答えてからにする。

○萩野委員 同じ質問があります。

○田中委員長 では、萩野委員、発言をお願いします。

○萩野委員 16ページなんですけども、これは何ですか。製造年月というのが、平成7年とか8年とかになっているでしょ。そんなときにRDFを製造していたのですか。これは何の資料なんですか。

○芝委員 では、その辺も含めて。

○田中委員長 含めて16ページの中身について、もう少し詳しく御答弁お願いいたします。小川さん、お願いします。

○小川環境部総括マネージャー この環境部の資料の16ページでございますが、RDF化を目指しておりました市あるいは組合の実際のごみ、具体的にRDF化をしたということで、そのときの分析データでございます。

○芝委員 テストか。

○小川環境部総括マネージャー テスト的につくったものです。

○芝委員 ああ、練習やな。それはわかった。ちょっと本題に戻るよ。そうしたら、このデータ、これは練習、テストというものはちょっと置いておいて。この中で標準情報があって、要するに合致していないから、その後の協議会の中で、何回にも分けて形や水分、性状いろんな部分の改善の要請をしますね。そこで、最終的に年4回テストして報告することになっていますが、実際に報告されているんですか。テストしたんですか、しなかったんですか。報告があるのかなのか。

○田中委員長 質問はまとめてある程度言っただけですか。それとも、一つ一つ。

○芝委員 頭の中整理できやんで、一つ一つの方がええんやけどな。

○田中委員長 わかりました。では、年4回の報告について、濱田庁長をお願いします。

○濱田企業庁長 決められた報告はあったというふうに、ございました。

○芝委員 その決められた報告があったなら、こんなテストの資料じゃなしにその資料出して下さいよ。年4回報告されたわけですよ、基準値を下回ったらだめだと、上回ってたという部分で提出されたもの。それが全部その4回ときに、恐らく最初からの部分だと、それでもこの基準値に合致してないから、何遍もこれ改善のものが出てるんですよ。そのデータ出ない。

○田中委員長 直ちに出不せんか、濱田庁長。

○濱田企業庁長 ちょっと確認させていただきませんか。

○芝委員 確認って、データはあるんやろ。

○濱田企業庁長 ちょっと待ってください。9月2日に県警の捜索が入りまして、コピーが取ってないとございませんので、ちょっと確認させていただきます。

○田中委員長 また、濱田庁長と環境部、だから企業庁と地振と環境部に申し上げますが、前回の委員会で資料要求させていただいたわけですから、関連する資料まで詳細にお出しいただくのが皆さん方の誠意だと思うんです。今もお話ありましたように、平成7年の稽古、テストのときのデータを本委員会に提出されても具体的な議論ができない。前回、必ず性状データをお示しいただきたいということを申し上げたわけですから、ちょっと姿勢について苦言を呈しておきたいと思います。御担当の方、

ちょっと御確認いただいて、すぐ出るものかだけ御確認いただけますか。今、庁長がおっしゃられたようにコピーが取ってあるかないかも含めて、ちょっと問い合わせをしてみてください。芝委員、引き続き。

○芝委員 それは後日返答もらうということ。

○田中委員長 もう今聞いてもらおうと思って。ないんやったら持ってきてもらうしさ。

○芝委員 はい、わかりました。その資料が出てから、きちっとしたまた対応の返答を聞かせていただきたいと思います。

○濱田企業庁長 このRDFの性状の話の中で、寸法、いわゆる長さとか直径とかいうことが決めてございます。その話の中で当初あれしたのは、直径というからには粉状でないことは事実でして、そういう粉状のものが多かったということが、外から見ても明白でございましたので、そういう取扱いの部分も含めて検討していたという部分でございます。

○芝委員 そういう説明をされるとちょっと突っ込みたくなるんだけど、ここに標準情報があって、いろいろな改善命令が出て、テストでもこれだけの検査項目があって、当然ながら悪いから直してください、年4回チェックしようとしてテストサンプルを取って検査したら、当然このくらいの検査をするのと違うの。大きさや長さを言っているわけではないんですよ。だから、基本的な部分については、例えばよく水分の含有量であったりとか、硬さであったりとかいう部分の調査をしているわけですよ。今の庁長の返事だけ聞くと、中の化学的部分は検査をせずに、硬さや長さだけやと聞かされたけど、それだけの検査なん。

○濱田企業庁長 いや、そういう部分じゃなくて、そういうような部分も当初あって、この目視でもすぐに確認できるようなものもあったということで、取扱い上非常に不具合が出やすいというようなこともあって、すぐにもう取り組んだということで、年4回の報告でございますので、その報告を待ってというんじゃないんで取り組んだ部分もございましてということを申し上げたんです。

○芝委員 はい。それは当然の措置だと思うんですが、運営協議会で義務付けた年4回の報告、1回でも2回でもされている部分、その部分の資料をきちっと。この7月、平成7年くらいの性状分析をしていると思うんで、この部分を早急に出していただきたい。それを見たらええ判断もいただきたいと、こう思います。

それから、環境部の18ページ。18ページに限らず、例えばこれで行くと18ページ、RDF発電施設におけるRDF貯蔵設備について、4県他県との部分の比較表が出ています。私たちこれだけ見てもさっぱりわからん。三重県の有効容量はそんなに大きくない。よそでは1万を超える部分もあるんですから。これは1つのタンクなのか、複数の。ああ2基やな。1基で13、700のとも福岡県にあるしということですけども、その部分はわかりました。ただ、これは外形だけのものでありますからね。今議論されている他県にあってうちないもの。もしくは反対に、うちにあつて他県にないものがあったら言ってほしいんですけど、他県にはこんなものが設置されていて、三重県にはこの部分が付いていませんでした、設置されていませんでしたというものを、ちょっと上げてください。

○田中委員長 これは環境部でよろしい。はい、環境部をお願いします。

○小川環境部総括マネージャー 先生の今のお答えに当てはまるかどうか、ちょっとわからないのですが、17ページの方に他県のRDF発電施設の状況が掲げてございます。その真ん中の方にRDF貯蔵槽という所がございます。具体的には構造等、保管量、保管期間、温度計等の設置状況が、他県の状況ということで3県でございますが、こういった形で掲げてはございますが、ちょっと三重県との比較ということではわかりにくいかとは思いますが。

○芝委員 よう私も難しくてわからんけど、17ページに他県のRDF発電施設のいろいろ書いてあって、一番下に温度計等の設置があると。他県にはこれだけであるけど、三重県には1つもなかったという実証の項目と理解していいんですね。三重県はゼロで、よそはこれだけしてありましたという対比表やな。

○小川環境部総括マネージャー 環境部の方は、この構造そのものについて審査といいますが、設計等やっておりますので、できたら企業庁さんの方でお答え。

○濱田企業庁長 後の契約の所で少しそのものの考え方を載せてあるんですが、その比較表じゃないんですが、契約のあり方の考え方がこうなっております、そしてその中で防災設備がこういうふうな格好で入っております。

○芝委員 そこまで言うことややこしなってくる。とにかく契約の約款とかいろいろあると思うんです。説明あると思うんです。ただ、現状だけ認識したいんで。打ち合わせがあって、契約があって、変更あって、いろいろあったと思うんですが、現状をまず確認するためには、今までのこと置いておくと、三重県にはゼロでよそにはこんなものがあつたと理解していいんですね。現状認識。

○濱田企業庁長 温度計等は後で設置したものでございます。

○芝委員 いや、そんなもの。温度計は後で設置したけど、当初は何もなかったわけね。事故があつてからの部分ね。

○田中委員長 県の方に申し上げますが、限られた時間で集中して審議してまいります。したがって、質問の意図を十分御理解いただいて、単に質問者に対する答えだけじゃなくて、より原因を早く洗い出し、そして次なる対策へというふうなことでこの委員会が設置されておりますので、単なる言葉のやり取りだけではなくて、中身を御理解いただいて、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○芝委員 契約のことは置いておいて、企業庁長と環境部にお尋ねしたいんですが、先ほどの県と企業庁の帰属の問題。安全の部分が一項目もなかった。何の部分の帰属もしてない、責任がない。だから、今の施設の比較においても、温度計等これは後から事故が起こってから付けたものでありますから、その時点では何の設置もしてないということは、改めて聞きます。RDFというのは、完全に安全管理の帰属もしくてもいい、機器の設置もしくてもいいというほどRDFは安全なものという認識で当初かかっていた。今は違いますよ、今の部分じゃなしに、部分ですべてを考えていたのかどうか、はっきり答えください。改めて、企業庁でも環境部でも、当初の考え、今の考えじゃなしに。

○濱田企業庁長 私自身としては、RDFがこのように危険なものというなかつた、現状のような事故が起こるとこの認識はございませんでした。

○小川環境部総括マネージャー 環境部としては、当時の状況が詳しくわかりかねますもので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○芝委員 当時の状況やなしに、今基本的なRDF施設の帰属の問題、設備とかいろいろな部分は、補助金の分配の数字によってきちつとわかるじゃないですか。その中で安全管理の部分はまるっきり飛んで、どこにも安全管理はどこかしかないという帰属の部分も責任の明確さも固定してない。これは今の部分で何の安全対策というか、設置機器類の安全対策上の設置をしてない、タンクについてです。そうすると、それから見てもあえて私は聞いてはいるのですが、RDFは発火もしなければ、発熱もしなければ、爆発もしないという完全な神話があったとしか思えないやけど、そうじゃないの、当時は。だから推進したんですよ。

○小川環境部総括マネージャー そのように思います。

○芝委員 はい。これは議論するところじゃないので、もう1点だけ。認識の確認だけ確認して。それから総合企画局。RDFのリスクマネジメント会議の報告いただきました。で、8月15日に設置ということは、例の爆発死亡事故が起こる前ですよ。この所で項目ごとには危機管理体制の徹底を図っていくとか、各県民局とか部局の危機管理体制の徹底について具体的に協議することと、こうなって、そこ大きな項目ありますけど、それが爆発、熱風出るまでどう生かされたのか、その辺の詳細な部分の提出資料って出ますか。ここでは徹底図っていく、具体的に協議するとなっています。当日までにしていなかったのか、していたのか、現場での話。偉いさんだけ、部長級だけ寄って、その項目決めただけ。

○飯塚総合企画局長 このリスクマネジメント会議の概要につきましては、詳細な議事録つくっておりませんが、こういった概要でございますので、これがすべてでございます。いずれにしても、19日の事故以降は、事故対策本部と災害対策本部がすぐ設置されましたので、すべてそちらの方に検討が委ねられているという状況でございます。

○芝委員 はい。ということは、このリスクマネジメント会議で部長級以上は会議をしているという方針は決めたけども、その後19日くらいに事故が起こっているから、実際何にも稼働してない、現場に下りてないという理解していいんですか。

○飯塚総合企画局長 先ほど申し上げましたように、あくまでも15日のリスクマネジメント会議の主題でございますけども、環境部の方を事務局とします事故調査専門委員会の設置を決定するということでもございましたので、こういった会議が行われたと。それから、今も申し上げましたように、19日の事故以降、事故対策本部と災害対策本部が設置されて、そちらでやっていくということでもございましたので、いわばリスクマネジメント会議はこのとき限りであったということでもございます。

○芝委員 ここでいろいろな不手際があったり、後手後手回った対応の部分について批判しても仕方がないと思うので、事実の確認だけをしていきたいと思っております。とりえず1回目の質問は終わります。

## 2 契約について

○田中委員長 ここで、委員の皆様方にお諮りさせていただきます。今の芝委員の質問の中にも、もう少し契約について私たちは知りおかななくては、幅広く質疑ができない、もしくは深く原因究明ができないということもあるように思われます。したがって、ただ今からまず契約について当局の説明を聞き、その後トータルで質疑を行いたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 それでは、当局におかれましては、契約についての御説明をお願いいたします。

○岩名委員 質問させてもらったらかんの、もう、契約の資料もらってあるんだから。

○田中委員長 よろしいですか。質問で。

○岩名委員 だって、また長々聞いていたら、全然聞くことできません。もう資料もらっているんでしょ、これ、僕ら契約書。これ僕ら検討したから、これについて一週聞かせてもらいたいんですけど、どうやろう。

○田中委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 では、説明なしに。あらかじめお配りさせていただきました資料中心に基づいて。

○岩名委員 説明時間が長すぎてね、あきませんのや。

まず、安全面について、私お尋ねしたいんですが、このプロポーザルに関する資料というのをもらったんだけど、僕は一つ冒頭に申し上げておきたいのは、あなたたちはここまでの大惨事を引き起こしておきながら、そしてなおかつこういふ委員会が立ち上がって、ここで真相究明しようという大事な時期にね、資料提出の中に何ですかこれ、黒い線で消して。こういう会社名を全部消して、黒塗りしてるじゃないですか。なぜこんなものをありのままに出さないのですか。なぜこうやって情報を隠そうとするんですか。こういう姿勢が許せませんよ。とてもじゃないけど、こんなもの本当にやっつけられませんか。まず、私はこの中の技術的要素比較表の上段ですね。上段今言っているように消してある所。

(「何ページです」の声あり)

○岩名委員 プロポーザルの2ページやけど。

○田中委員長 プロポーザルのA3の横長。

○岩名委員 わかりにくく綴じてあって、本当にわかりにくいんです、これは。もっとわかりやすくやってもらわないといかん。

(「61から64」の声あり)

○岩名委員 提案応募者の欄は消されているんだよね、今言ったように。富士電機はEだということでもよろしいかな。

○濱田企業庁長 はい、間違いございません。

○岩名委員 そんなこんなもの10箇所応募してきて、本当に応募してきたのは9つですね。その中で3つが選ばれていると。書いてあるの、こんなもの何で隠さなきゃならん理由があるんです。きちんと会社名を書いて、そして我々に提示するのが、当然のあなたたちの義務ですよ、これ。特別委員会ですからね。まず、それを言っておきます。

それで、ヒヤリングにおいて、防災等についての質問は3社ともへ、この最後に選ばれた3社ですね。その3社とも防災についての質問はなかったと、こういうふう聞いておりますね。それで、新聞によれば、学識経験者の野田委員長が、野田教授が、「県から質問依頼はなかった」と、こう述べておられるわけですね。ということは、貯蔵槽についての質問もないわけで、教授がこういうことを言われるということは、質問の内容はあらかじめ県がつくっていたというふうに思われるわけですが、それについてお答え願いたい。

○濱田企業庁長 質問の内容をつくらせて。私自身もそのメンバーの中に入って聞いておった限りでは、そういう認識はなかったんですが。

○岩名委員 いみじくも言われたけど、あんたも中に入っていたけど、結局防災、防火、防音、こういうことについて、あなたは一言も触れておらんわけですよ。それは誤りだと思いますか。

○濱田企業庁長 当時の記憶でございますので、私が具体的に防災の項目については聞かなかつたかなと、そんな記憶があります。

○岩名委員 だいたい7人のいわゆる選考委員の中にあなた入っているんだよね。それは今の立場と違って環境部長でしょ。しかしながら、県から選ばれた人ですよ。そもそもこの7人の選考委員たる者の構成も、私はおかしいと思う。県から入っている人が過半数を占めていて、そして学識経験者が3名ということは、いかに県が思惑があって、ここに落ち、いわゆるプロポーザルで指名をしたといわんばかりの、我々門外漢から見るとそのように映るわけがあります。

そして、次の質問ですけど、やっぱり技術的要素の比較表、これですわ、これ。これ見ると、受注した富士電機の欄がここにこうあるんですが、ここに何て書いてあるのかな、ちょっとよくわからんのやけどね。防音か。防音対策と防火対策というのが、こう2つ欄があるんですね。

(「防湿やね」の声あり)

○岩名委員 防湿ですか。いずれにしても、ここに2つあるんです。ほかの8つの企業はそれなりに大したことないけども、ちょっと書いている。しかし、富士電機においては、一切防火とか防災とかいうものについては触れていない。結露を止めるために何かを貼るとか、ここに書いてありますね。サイロ外壁には、これ結露防止用の保温材を施工する。これは防湿対策ですね。防火対策は、やっぱりサイロ内の空気を吸引することで、これ字読めないんだよね。

とにかく、サイロ外壁に断熱材の施工をすると、こういうことが書いてあって、もう既に新聞等でも皆言われておりますけども、私たちは議会から平成3年にドイツへ行かせてもらったということは前も言ったけど、そのときにもこういう話が出て、既に安全装置はドイツでは貯蔵槽に窒素ガス、あるいは炭酸ガスをもって、これをいつでも消射できると。火が燃えてきたら、炭酸ガスもしくは窒素ガスで消すと。こういう装置が付けられているということの説明を、我々は受けておりました。

今、新聞等でもそのことはもう既にいろんな先生方、例えば循環資源研究所長の村田徳治さんという方もそういうことを、やはりそういう注入して消火する装置があるということを確認しておられるわけでありましてね。こういうもう常識的なことを見落としていたということについて、当時の選考委員の1人として、あなたはどのような責任を感じますか。

○濱田企業庁長 今回のことに関連して、できましたら今日お配りした資料の23、24だけは説明させていただきたいんですが。企業庁の23ページと24ページにですね。この部分だけは説明させていただきませんか。

○岩名委員 いやいや、ちょっと待って。時間稼ぎされてはね。

○田中委員長 端的に委員からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

○岩名委員 うん、頼みますわ。どことや。

○田中委員長 一番後ろから2、3枚目です。

○岩名委員 これ、これは企業庁と富士電機の契約についてじゃないですか。私が今言っているのは、あなたが選考委員としてそこにおって、そして今言ったように常識だと言われている、例えば日本国内のいろいろな施設でもそういうことが施工されていると、私は聞いておりますが、そういう基本的なことを欠落していたということに対する責任を感じてますかと、どう感じますかということ、私はあなたに聞いているんですよ。詳しいことはいいんです。

○濱田企業庁長 当時の認識としては、技術的な部分については、それぞれ専門家の意見を通してあるという前提で、私もその中へ入りました。そういうことで、今の記憶ですが、私がしたのは手続の透明化であるとか、そういったことは自分で主張した記憶があります。ただ、委員としてこういう結果になっておりますので、その分についての御指摘は受けなければならぬと思います。

○岩名委員 はい、今日の読売新聞にきちっと書かれておりますけども、いわゆる全国のごみ処理自治体の組織する社団法人全国都市清掃会議で、1999年にRDFの貯蔵施設について、温度センサーや消火設備を設置することが望ましいとする要領をまとめ、それを県も入手していたと書かれております。そして、三重県は2000年の10月に富士電機にすべての施設を一括委託をし、契約をしているわけですから、もう1年前にあなたたちはこのことを知っているはずなんですね。知っているにも関わらず、このことにまったく触れずに見過ごしてきたという責任は、私は実に大きいというふうに思うわけでありまして。

そして次に、一連聞きたいんだけど、貯蔵槽を含む発電所の履行期間、履行期限というの、は当初は14年11月30日。これは恐らく12月1日からダイオキシン規制が始まると、こういう想定で、11月30日までにはいわゆる施設の引渡しを求める契約がされていたと、こういうふうに考えられるわけですが。どうしてここで受け取るができなかったか、これを説明してください。

○濱田企業庁長 全部にわたって、まだ施設を稼働させる部分のOKの部分と、それ以外の部分もありまして、そういう意味でトータルで完成はしてなかったということで、一部事業はまだ残ったということで受け取っていません。

○岩名委員 しかし、そう言いながら、これを今年の3月31日まで再引き延ばしをし、さらに受け取らず、来年の3月31日まで先延ばしをしたと、こういうことはどういうことですか。

○濱田企業庁長 来年の3月の部分は、灰水洗の設備を太平洋セメントの方へつくっておるということで、灰処理の建設が少し時間かかりますというようなことで、その部分を含めて期間を延長いたしました。このことについては、既に議会の方へも報告済みでございます。

○岩名委員 ばかなこと言ったらいかなんですよ。そんなあなたの話は常識的なものではないです、それは。県と大企業が契約を結ぶにあたって、これほどいわゆる履行期限を延長するということは、これは異常ですし、恐らく私の類推するところ、これは設備の異常に気が付いたからではないかと。だから引き取りを私は延ばしたんだろうというふうには思いますが、それならそれでいいですが。

それでは、あなた軽く「こんなもの受け取れないから、受け取れないから」と言っているけども、何のために履行期限があるのかと。これやっぱり契約上のきちとした、契約見せてもらいましたが、きちっと書いてあるわけですよ。そうすると、これに対する私は約束の不履行ですね。期間内に工事が完成しないんだから、これに対する不履行に対してペナルティをかけるべきではないかと思うんですけど、我々県民サイドから考えると。契約書の第44条には「履行期間内に工事が完成しない場合は、このこと起因して生じた損害金の支払いを乙に請求できる」。乙すなわち富士電機です。請求できると、こうなっているんですよ。これに対してあなたたちはどういう処置をしましたか。お答えください。

○濱田企業庁長 結論は出ませんでした。そういう問題について、双方が何度となく話し合いはしました。ただ、まだ結論を得るに至っていません。

○岩名委員 そうしますと、今は結論出てないけど、当然これは企業庁の責任で、然るべき賠償なりいろいろなもの、ペナルティは課してもらえと考えていいんですな。

○濱田企業庁長 そうしておいた展開から、今回の事故が起こりまして、今原因究明であるとかそういった部分で、さまざまな検討がなされてますので、そういった部分をも踏まえてやはりきちっと整理せんなんだろうと、このように今は認識しています。

○岩名委員 あなたたちはいろいろなことを言っているけど、表ばかり繕っているけども、要は当初14年の11月30日に履行期限があるはずを、今年の3月31日まで延ばして、また延ばしているわけですが、11月30日直後の12月23日に、もう既にRDFの貯蔵槽で発熱事故が起こっている。1月5日には発電所の蒸気タービンが損傷事故を起こしている。1月19日には発電所の制御バルブが故障している。3月9日にはボイラーの排水管の不具合が出ています。この5回にわたって発電を停止してきたわけですよ。こういうことをもっとオープンにして、私はきちっと議論の訴状にのせてもらわないといかんと思っているんだけど。こういうこと等々、三重県に及ぼした損害は非常に大きなものがあると。だから、そういう問題が1つと。

それから、今回のあの惨事を招かないために、この5回にわたり発電を停止していた時点で、常識的に考えればこの時点ですべての施設を停止をして、総点検を実施すべきではなかったかと私は思うんですが、あなたの見解はどうですか。

○濱田企業庁長 一定期間その後発電部分についての点検は、全部富士電機にも言いやっていたと思いますが、私自身も富士電機の社長さんにもこういう部分があると。我々プロボーザルの話の中で、あなたとの技術提案をいろいろ受けてやったということから、全社挙げての取り組みでない、今岩名委員おっしゃったような話になるということで要請も、そういう話の中で、そのように全社挙げて取り組むというような話を文章でも回答をいただきました。

そういうことで、一つ一つの当時の発電の事故としては、非常に我々から見ても、もう少し注意して運用すれば起こり得なかったんじゃないかという事故もたくさんございまして、そういう意味では単に現場にいただけではなくてというような話でも申しましたんで、結果としてそういう事故が連続してしまっただけで、そのことについては今はもう少し強い対応をするべきだったと思います。

○岩名委員 わかりました。私が言っているのは、あなたの話人ごとのように僕聞かせるんだけど、とにかくこの5回の発電に関するいろいろな事故があったと。この時点で全部を止める判断をするのは、富士電機の社長じゃないんですよ。監督責任のある企業庁がこれはするべきではないかと、私は思います。こういうことを話を聞いていますと、どうも企業庁と富士電機との癒着とまでは言わないけど、なれ合いというか、非常に安易な雰囲気我々に伝わってきて、非常に不愉快なんです。こういう、私はここできつと企業庁が適正な判断と措置を取らなかったということが、この惨事を引き起こしたと、こう言っても過言でないということをおし上げておきたい。

それから、今年6月に点検の際に、水分が多く発酵が進んで、不良品の燃料が約100トンが内壁に付着しているのを発見したと、こういうことを聞いております。しかしながら、不良品の除去は作業に危険が伴うということでせずに、県内各市町村からの燃料搬出を続けていった。このことも、ここまで100トンが内壁に付着しているという問題点を発見しておきながら、さらにそこにいわゆるRDFをまた入れていったと。こういうことについても、あなた責任を感じませんか。

○濱田企業庁長 100トンの付着をしておいたという部分と、それから、その後搬入したという部分の、申しわけないんですが、どのような事実関係であったかということ、ちょっと今私整理できていませんので、申しわけないんですがお答えできません。

○田中委員長 これは環境部で整理していただいていますか。そういう時系列の現象。

○岩名委員 これね、いろいろそうやってあなた何でも環境部へ振るようだけど、すべて一括してあなたの方に、RDFの貯蔵槽もすべて一括して、まあ言ったら委託をしているんじゃないですか、この環境部は。どうなんです。

○濱田企業庁長 私、そういう趣旨で申し上げたのではなくて、私自身が今岩名委員がおっしゃったことについて、きちんとどれだけのものがどの時点であって、それにどれだけ入れたという具体的な数字の認識がないものから、今の時点でその認識がないということでお答えができませんのでということの語でございます。

○岩名委員 それは環境部に聞いてもわからないんじゃないですか、僕はわからんけども。富士電機にというか、あの辺全部委託をしているわけですよ。富士電機にはっきり言えば、聞かないとわからないという答えが正しいのじゃないですか。

○濱田企業庁長 きちっと答えようと思えば、そういうことも報告を受けてきちっと確認しないと、私自身は答えられません。

○田中委員長 でも、そんな資料くらいあるやろ。この時点になってくると。付着したのはいつで、そりやちょっと庁長あれやで。小林さん、事務的にわからん、今岩名先生の御指摘の内容。いつやったかとか。

○岩名委員 委員長、僕が言っているのは違うんですよ。その100トンが縁にへばり付いて問題だという意識を持たれたということ、新聞等で聞いているし、何通もこれ聞いているからそうだと思うんですよ。それをそのまま放置して、本来言えばそれを取り除かなきゃいけないんですね。しかし、取り除くには危険だということで、結局またどんどんどん新しいRDFを上から放り込んでいったということは間違いないんじゃないかということ、私は言っているんですよ。だから、量がどうだったかとか、そういうことを言っているのではありません。まあ、いいわ、次行きます。

市町村は今までトン当たり3,790円で多度で持ち込んでいたと思うんですよ。ところが、聞くところによると、現在その数倍もするようなお金で処理をしなきゃならんと。これは今、こういう火急のときですからやむを得ないと思いますけれども、これをいつまで続けるのか知らないけれども、大変な金額に私はなっていくというふうに思うし、こういう今日までの県と富士電機の関係を見ていると、県に移管されていない企業の施設で発生した事故なんですよ、これ。そういう中で、これからのそういう諸費用、これは常識的に普通にずっと考えると、当然企業、すなわち富士電機が支払われるべき私は責任があるように思うんですが、あなたはどうか考えている。

○濱田企業庁長 その辺のことにつきましては、少しこれから法律の専門家にもきちっと相談しながら、きちっとした見解をまとめたうえで進めたいと思いますので、この場の御答弁は少し避けたいと思うんですが。

○岩名委員 あなたたちは、何か今の庁長の話を知っている、どうも人ごとのようにしか思えないんだ。これは税金を使って尻拭きをしなきゃならんとか、いろいろな予想される事態があるわけですが、我々は理に合わない支出に対しては、議会としては同意するわけにはいきませんからね。これはきっちりと筋道を立てて説明責任を果たしていただくように要望して、私の質問を終わります。

○永田委員 ちょっと1つだけ、確認させて。関連だからお願いします。今のプロポーザル、これいただいてありますね。そのときのこの問題については、防火設備、防災設備の問題あるんですね。これ読みづらくわからないんですが、確かEだと思うんですね。ここには防災対策、防湿ですか、これ、防火対策ってあるんですね。それがちょっと私も非常にいろいろ今までの情報と、それが実際に設備がなかったというような記事もありますし、そして、当初案では防災設備は考慮していたが、実施設計では防災設備はもう省かれていたと、こんな記事もあるんですね。ここら一巡きちっと見解だけ聞かせてほしいですね。これポイントになっています。

○濱田企業庁長 何度も申しわけありませんが、その部分が23、24に契約の考え方の中に少し触れさせてもらってございますので、こういう事実になっていますということをお報告させていただきませんか。

○永田委員 時間もないから、実際そうだったのか、なかったのか、最初それだけ言ってください。

○濱田企業庁長 23ページの第8条を見ていただきたいのですが、乙というのは富士電機でございます。「富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする」という条項があります。それから、その上の第2章のちょっと上の所を見ますと、「この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位云々」とありまして、「乙が提出した技術提案書」というのがありまして、これ括弧で確認仕様書及びその添付図面という話があります。技術提案書の中には確認仕様書というのが含まれております。

それで、24ページの一番下の枠の中に確認仕様書という枠がございます。この中で、これが契約の一体のもので、防災設備という欄がございます。そして一式という形に書かれております。ですから、自らの裁量及び責任という格好の契約のスタイルになってまして、そして防災設備一式を行うと。そしてリスク分担の話が23ページの下にございまして、もしそれが設計ミスであれば受注者の設計ミス、乙が負担すると、こういう契約の科罰というのがありますということだけ報告させていただきます。

○永田委員 ということは、実施段階において、その防災設備が施されなかったということになるわけですか。

○濱田企業庁長 この我々のこれを見る限りにおいては、どういふ防災設備をするかどうかという部分を含めて、この契約上は第8条でいわゆる富士電機の自らの裁量及び責任においてやるというふうにしただけなことは思っています。ここらばそれぞれのごとでまた今後議論が起ってくるとは思いますが。

(「人のせいばかりしとんのやな」の声あり)

○濱田企業庁長 そういう意味じゃなくて、こういう契約がありますということの事実だけは御報告させていただきます。それから、先ほど非常に私に対するいろいろな御意見ありますが、御批判は受けます。ただ、人ごと云々の話で、私一日取りとも過ごせた心情ではございませんので、そのことだけはお涙み取りいただきたいと思えます。

○永田委員 事実なんですからね、これ大爆発という。これ起こしてしまったことは事実なんですから。ということは、もう補修するべきやと思うんですわ。そこらをまるっきり任せてしまってここに至ったのかということになっちゃうわけですか。そこら辺の見解だけ聞かせて。

○濱田企業庁長 契約はこういう形で、結果としてその技術を介意したけれども、こういう問題が起こったということからすれば、契約のあり方自体からやはり今後検討する必要はあると思います。それは、こういうところの反省に立って、根っからやっぱり我々も検討し直さならんという意識はございます。

○永田委員 今日のところはこれで。

○山本委員 いろいろ特にプロポーザルに関する資料等もずっと見せていただいて、なかなかわかりにくいなと思いがら、いろいろ疑問点も浮かんできましたので。1点は、いわゆる富士電機、いわゆるE提案になったのかということをお聞きしたいと思っています。もう1つは、タンクがなぜ、4つのこの主要なやつの中から1つになったかという、この辺のところを2点お聞きしたいなと思いがら、ちょっと細部のところについて伺いたいと思いますけれども。

まず、この審査会の報告書の中の13ページを見てもらいますと、その審査事項の中でE提案というのが出てきますけれども、これはいわゆる今聞きましたような富士電機ということでございますけど、そこに外国でのフラフ状RDF高効率焼却発電の実績を持つボイラーということで、これをずっと見ていきますと、例えば49ページ見ていると、そのいろいろ細かいことがずっと書いてあるわけですけども、これなんて全然私もなかなかわからんわけでございますけど、この辺のところが大きく今回の富士電機に傾いた大きな要素やないかなと、こういうことを思うわけでございますけど。この辺のところを一つ、どういふ燃焼性の比較のあれなんかと、ちょっと説明してもらって。それと、できたらこれ何ですか、ひよっとしたらいわゆる7人の学者の中に、こういう得意な人がおらんかという気がするわけですけど、その点のところを1点伺いますわ。

それからもう1点は、一次審査で一応3社に残ったわけですけども、その中で発電効率という話がございます。これが一応いろいろ出てきた提案の中には、このE社だけが28%ということですね。それからH社あたりが26.7%稼働を出しているんですけど、だいたい大きな差はないんですけど、一応発電効率28という、この辺がまた何かそういう企業庁あたりの採算性を重視した立場の中で、こんなことでいったんかなという気がするわけですけど。それでは実際これが今運転をされとって、この発電効率の数字というのが、今現在8カ月くらい運転して、どのくらいの数字になっているのか。この辺のところを1つ伺いたいと思います。

それから3つ目は灰処理の問題ですけどね、灰処理の問題はこれ今聞きますと、平成12年2月くらいから灰処理については太平洋セメントというように話がございます。それが37ページにも太平洋セメントと、それから富士電機が共同事業体を形成してこうやってやっていくという話が出ていますんですけど、私どもの認識では、企業庁さんが一生懸命努力をして、太平洋セメントという話をしながら、その灰処理についていろいろやってくれなと思ったら、既に富士電機とそういう具合にいろいろ話がされとって、そういう形で具体的に始まったのかなというのが、この提供した資料では見受けをするわけですけども。

それと合わせていろいろなRDFの貯蔵施設の防火対策の問題でも、例えば富士電機は全然そういう防火対策をやってなかったけど、C社ではCO<sub>2</sub>と温度計を取り付けてあったり、H提案では火災報知器とか散水設備等が取り付けられているということ

ですけれども、このあたりを見ていてもより比較してみると、本当に富士電機で、何で富士電機なのかなと、こういうところがちょっと私疑問がわくわけですね。

それで、最終的に例えば7名の選考委員がいる選考したわけですね。プロポーザルであらも出てきたやつを最終的に3社から1社に絞ったと思うんですけども、この中でまた見ていくと、1人が3票持ちで1提案については2票まではいいという、こういうあれで多分選考会をやったと思うんですけども、そのE社とC社とH社の票を、例えばE社が何票になったのか、C社が何票になったのか、H社が何票になったのか、この辺のところをちょっと教えていただきながら、どうもやっぱり最初から富士電機さんありきかなと、こういう気がしますので、ちょっとその辺のところをお伺いします。

それから、2点目は富士電機の今回の提案の中で、いわゆるE提案の中にはいろいろこう見えますと、ページ数でいきますと2ページですか、2ページのE提案の所ではRDF貯蔵設備の形式では、サイロ方式は鋼板型4基でサイロ下部からコンベアで搬出するというんですけど、この提案が今回プロポーザル出されて、それが今現在大型のもの1基しかないということなんやけど、この辺が恐らく原因につながった、大きな原因だと思うんですけども。これの4基が1基にずっと変わってきた経過についてちょっと1回お伺いします。以上しません。

○田中委員長 2点。予定時刻が迫っておりますので、簡潔に的確にお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 一番最後のお尋ねのところは、19ページ、プロポーザル後の機器仕様の変更というところでタービンの問題と、それから20ページに貯蔵槽の形式、基数変更というところを報告をさせていただきまして、ここに記載させていただいております。そして、変更理由は下にありますように、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があるため、掻き出し装置が設置されている方式へ変更したいと、4基から1基への変更が提案されました。それについて、容量も同じなので問題がないと判断して採用したというような記録があります。それをそのまま載せていただきました。

それから、発電効率の話については、補助金の対象が28%以上という規定があったと思います。それで、そういうところが28%という数字が出てきておたと記憶しています。それから、富士電機ありきでなかったかということについては、私はそういう認識はありません。私自身そういう働きかけを受けたことはございません。それから、RDFの部分は永田教授がRDFの大家というふうには我々は認識しておりました。それから、太平洋セメントの件については、おっしゃるように企業庁でプロポーザルの話のときに、太平洋セメントを使った灰処理の方法を考えますというような話を、もちろん当然全社にですけど、こういう処理の方法もありますよということを話しております。それで、實際上我々一生懸命やったという部分は、やはり単価を下げるとかそういう部分もあって、懸命に地元の理解も得るといようなことでやらせていただけた話でございます。

○永田委員 それから、審査したときのE、H、Cが何票ずつ入ったかだけ教えてください。

○小林企業庁総括マネージャー まず、C提案でございますが3票でございます。すいません、ちょっと待ってください。間違いました。C提案が2票でございます。それからE提案が3票でございます。それからH提案が2票でございます。これが第二次審査の部分でございます。

○田中委員長 小林総括マネージャー、例えば今お手持ちで資料持っはるんですよ。出していただければよろしいやんか。なぜ、そこで尋ねやんと出さんという姿勢なの。それは最初の委員会でも申し上げたと思うの、委員会の進め方も。じゃあ尋ねなかつたら出さないの。積極的に情報を共有して、そして早く原因究明して改善策を考えていくのが本委員会の責任だと思っておりますから、少し考え方を改めていただかないことにはこの委員会もたんと思っています。お願いをしておきたいと思っております。

○山本委員 まず、4つのタンクが1つに変わったということですけど、今簡単に御説明されましたけど、それでよかったと思えました。よかったというか、そんな簡単な形が変わっていいのかなと、そうやって思いましたやろか。その辺のところ企業庁のちょっと御所見をお伺いしたいと思います。それと、このE、H、Cの決定について、企業庁はどうですか、妥当やと思いましたが、まあという、その辺の所見をお伺いします。以上です。

○濱田企業庁長 妥当であったかどうかというのは、委員会それぞれの方、さっき言ったように票も割れたのは事実でございますが、初めからこういう格好でやりましょうという話は決めた。その方式に従ってこれが決定されたので、それは初めにそういう方式を明確にしておいて、公明にやろうという趣旨での結果だと思っております。

それから、タンクの話については、やはりこういう事故の状態になりますと、2,000トンが入っていったことの処理の難しさというのには実感します。そういう意味では今後検討せんらん部分ではないかなという気がします。それは技術的な専門家の再度、意見も聞いたうえでやるべき話だと思います。私自身今の形がいいかということまでは、これはその知識持ち合わせていませんで、専門委員会の方々の意見も十分参考にしたいと思っております。

○山本委員 そのタンクについては、例えば採算性とかいろいろそういうことの考えで、そういうふうに変えたというような気持ちがあったんですか、なかったんですか。

○濱田企業庁長 富士電機自体からこれの方が効率的だという提案で、あまりそういう同じ2,000トンのベースですので、記録で見る限りはあまり大きな問題として捉えた議論はなかったように思います。関係者にも少し聞いてみましたが、ここに記述したような内容だったと、私理解しています。

○田中委員長 予定した時刻がまいりました。委員会続けてよろしいでしょうか。

(「関連だけ」の声あり)

○田中委員長 そうしましたら、次回の委員会に本日御議論いただいております契約について、特にプロポーザルの手法に至る経緯、プロポーザルの際の判断等を中心に、そして市町村等7団体との契約等の第4条に注意義務というのがありました。ここあたりの部分についての議論を中心に、次回の委員会ですでにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 今、緊急たちまちの御質問でございますでしょうか。

○貝増委員 委員長からまだい指示あつたけども、執行部。我々議会も平成12年、あのときの委員会、委員長、副委員長も含め議会としても反省しなければならぬ。その前提で質問もさせていただきますけども、企業庁長もやっぱり当事者として議会でするんじゃなくて、やっぱりこの問題についての何をしているというより、この原点に戻ってほしいなと思うんですよ、我々も反省して前へ進む代わり。

そういつたときに、岩名委員の質問にもありましたけど、ある新聞に載つてから全部過去の資料倉庫から捜しました。自分の所管している委員会のときの取扱注意書も出してきました、平成12年6月9日委員会で配つてくれた資料、これには全部各社の寸評が書いて名前も出てます。でも今日こうして改めて事件のあつた後、なぜ今岩名委員が指摘されたように、個々の名称を隠してしまわなければならないのかと。別にこんなの流れてたつて審査の後ですから。今から審査するといつたら隠さなければならぬけども、終わった後ですから。すべての資料というのは委員長も指摘されたように、私はこの場で必要だと思うんです。これは次回からの資料では、全部やっぱり名称入り。そして、先ほどの採決でもC、E、H社、2票、3票、2票、名前まで言っていた。

だから、警察が動いているから、どこどこが知事事務局が動いているからというんじゃなくて、ここは調査の議会ですから。

○田中委員長 貝増委員、簡潔に質問事項は何でございましょうか。

○貝増委員 資料出してこれということ、一番大きな問題で、今回の現場でのこれだけの契約仕様書を結びながら、1つだけ確認したいのは、第1章第6条そこに甲の責任が書いてありますよね。甲というのは発注者ですよ、企業庁。現場の事故が起こった原因は3月以降。

○田中委員長 貝増委員、急を要しますか。

○貝増委員 急用です。

○田中委員長 急を要しますか。

○貝増委員 はい。

○田中委員長 はい、発言を続けてください。

○貝増委員 はい、市町村からRDFの搬入は、確保確認を全部企業庁がするということになっているんですが、これについて今まで一回も企業庁は答弁してないんですよ。だから、この辺はどうなっているかと。これ次回での答えでもいいですよ。もう現場閉まっていますから。委員長、今までの資料というのは、ある程度オブラートで包まれた資料ばかりですよ。次回19日というのは日も空きすぎる。で、そのときに提案をしたいのは、踏っていただきたいのは、これこつち関係ないけども。すべてのスタートに原点に戻って、例えば前の知事の証言取るとか、もらうとか。

○芝委員 議事進行で質問と委員協議と分けてやってもらってください。

○田中委員長 貝増委員、よろしくお願ひします。

○貝増委員 わかりました。では、次回について私がお願ひしたいのは、各種の協定書を結んだ企業庁と地元対策、それについて徹底的に入りたいと思ひます。いかがですか、委員長。

○田中委員長 正副委員長で協議のうえ、審議内容を決めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芝委員 追加資料はもう出た。

○田中委員長 後でまたきちっと。出ました、さっきの資料は。あった、なかった。小林さん。

○小林企業庁総括マネージャー ございました。

○田中委員長 ありました。配るだけ配っていただける。それでは、これにて本日の委員会を閉会いたします。質疑につきましては、次回委員会も継続して行いますので、よろしく願います。当局には大変ご苦労さまでございました。

### 3 委員協議

(1) 次回の開催について

(2) その他

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月5日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID: 000019200

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



# 三重県議会 Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年9月19日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

## 平成15年9月19日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年9月19日(金) 自 午前10時02分 ~ 至 午後4時00分

会議室 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君  
副委員長 藤田 正美 君  
委員 日沖 正信 君  
委員 松田 直久 君  
委員 水谷 隆 君  
委員 岡部 栄樹 君  
委員 芝 博一 君  
委員 三谷 哲央 君  
委員 貝増 吉郎 君  
委員 木田 久圭一 君  
委員 山本 勝 君  
委員 西塚 宗郎 君  
委員 萩野 虔一 君  
委員 西場 信行 君  
委員 岩名 秀樹 君  
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席説明員

[企業庁]	企業庁長	濱田 智生 君	
総括マネージャー	小林 和夫 君		
"	藤田 輝也 君	その他関係職員	
[環境部]	環境部長	長谷川 寛 君	
総括マネージャー	小川 治彦 君		
"	松林 万行 君	その他関係職員	
[地域振興部]	総括マネージャー	東地 隆司 君	その他関係職員

傍聴議員 6名

県政記者クラブ加入記者 12名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

- 1 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について
- 2 事故原因(全般)について
- 3 委員協議
  - (1) 次回の開催について
  - (2) その他

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について
  - (1) 資料に基づき当局説明  
[長谷川環境部長]
- 2 事故原因(全般)について
  - (1) 質疑・応答

○日沖委員 前回の委員会から継続するようなお問いかけになるわけなんですけれども、前回の委員会のときに岩名先生の方から、このプロポーザルのですね、各企業の提案の中でいただいとる資料にもそうなるわけですけれども、富士電機を除く他の参加してきた企業さんはすべて、どこもすべてが何らかの防災対策なり、リスクマネジメントについての考え方なり、これ含まれるわけですね。貯蔵槽について。しかしながら、富士電機さんだけがそういう対策というものがまったくない貯蔵槽が提案されてきておるわけですね。そのところを岩名先生が前回の特別委員会のときに突いて聞かれたわけですし、また、新聞なんかにもそこところがなぜだということで、なぜそれなのにここに決まったのかということがですね、問いかけられとるわけなんです、前回の答弁ははっきりとはその理由を示していただけなかったように思うんですが。

前回の答弁ではとにかく企業庁としては、その発火するとか、発熱するとか、そしてまあこういう事故に、大事故に至るような危険性があるとかいう認識はまったくなかった、危機意識はまったくなかったんだということで、聞かせていただきましたし、また、プロポーザルということで富士電機さんにも全部任せであったんで、なぜそういう構造になったのかよく分からないというような答弁もいただいておったわけですけれども、しかしながら、さらに、今回のこの中間報告の資料の中に添付もいただいているわけなんですけれども、さらに加えてですね、この今回のプロポーザルで提案してきてもらった富士電機以外のところは全部何らかの防災対策が、考えが含まれておったということと合わせて、今回この中間報告の中にもありますけれども、よその県の、三重県と同じメーカーのサイロがよその県に2つあって、そちらの方には同じメーカーやのに、スプリンクラーが設置してあるとことかですね、窒素ガスの充填設備が設置してあるとことか、あると。

これだけですね、やはり富士電機以外のメーカー、富士電機以外の参加してきた企業さんは何らかの防災設備を考えておられましたし、そして、三重県の企業庁の施設と同じ貯蔵槽を造ったメーカー自体もですね、よその県では同じようなものを造るにあたってスプリンクラーなり、窒素ガス充填設備を設置しておるといふこの現状の中でね、なんで三重県だけそれがならぬという危機意識というものが、貯蔵タンクに、貯蔵槽に反映されとらんのかというものは、まったくこんだけいろいろ資料をいただいて、こういう状況をみせていただかなかたですね、より分からないんです。

この三重県の貯蔵槽を造られたメーカーさんは、よそでは防災対策ならぬ貯蔵槽に対して取っておみえなわけなんです、なんで三重県で造るときだけはですね、それは富士電機さんなり、企業庁なりがですね、いらないんだということで省いて造ってくれということでもあれば、そういうこともあるのか分かりませんが、自然に考えればですね、やはり、造るメーカー側なり、プロポーザルに参加しておる企業側なりは貯蔵槽に対して、何らかの防災設備をしっかりとって当たり前なんだという意識で、これ、あって当然のような環境に思うわけですね。そのところを何で三重県だけがまったくそういうものを施さずに、これできてしまったのかということ、とにかく企業庁さんが任

せてあるんだということであれば、任せてあったので分からないんだということであれば、そしたら富士電機さんの方で何らかの、なぜ三重県のこの貯蔵槽だけがですね、こういうその無防備な形で出来上がってきたのかということの説明もいただきたいですし、ここのところを是非我々にある程度理解ができるように、一連お答えをいただきたいというふうに思います。

いただく資料を積み重ねれば積み重ねるほど、なぜ三重県だけまったくこういう危機意識というものが反映されない、こんなタンクになってしまったのかというところの疑問がどんどん、どんどん膨れてきますので、その辺も一度、前回の委員会から引継ぎの話になりますけれども、是非よろしく願いしたいと思っております。

○濱田企業庁長 きょうお配りした説明資料の26ページ、27ページをお願いしたいと思います。企業庁のこの説明資料の26ページ、27ページをお願いします。よろしいですか。

プロポーザルについての結果的な、今後検討せんなん反省点にもなろうと思うんですが、プロポーザルを経て契約がどうなっておったかという部分でいきますと、まず第1章の通則のところの4項のところに、下から3行ぐらいに、富士電機乙ですけど、「乙が提出した技術提案書に特別の定めがある場合を除き」、ごめんなさい、技術提案書によってこの第2章の第2条にいう、「技術提案書に従い」この設計施工するんだと、こういう話がありまして、その下の8条ですと、「富士電機は技術提案書に従い、自らの載量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする。」とあります。

そして、その下の、リスク分担のところに、その設計リスクによる、「受注者の設計ミスであれば、乙がそのリスクを負担する。」と、こういうようなこう考え方になってます。

それから、その27ページのこれ、さらにいきますと、施設の管理運営に関する契約の基本条項、一番上の55条の4項に「富士電機は管理運営期間中、乙の費用負担において、技術提案書に従って、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行うとともに、安定的な電力の供給に努めなければならない。」という規定がありまして、同じく、リスク分担については設計リスクというものを設けております。

それから、次の28ページへいきますと、同じくこの設計の一連の話の中で確認仕様書というのがございまして、ここにもですね、「本書は、三重県RDF焼却・発電施設整備事業の締結にあたり、受注者の技術提案に基づく確認仕様書とする。」と、こういう形で富士電機が提案する確認仕様書という契約になっております。

それから、その一番下に、労働安全衛生というところにも8項にありまして、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとする。」というような規定もございまして。

それから、機器整備、29ページの方へいきますと、機器整備の項で、この枠の一番下のところに、ア、イ、ウ、エ、オ、カがありまして、防災設備一式とこうなっております。こういうこう形が、契約の形になっておりまして、委員おっしゃるようになりますね、富士電機の技術提案にまるっきり委ねるという格好の契約であることは間違いありません。そしてそのリスク分担もそのように決められておるということでございます。契約上はこうなっております。そこから出発しての対応でございます。

こういう結果を招いたときに、このプロポーザルをやり方がどうであったのかというのですね、今後安全という部分からは十分検討しなければいけない項目だという反省はございます。

それから、そのあとは温度計を設置したり、あるいは、仕様について、これはもう自分で手で持って測定をすとか、そういう対策は講じるようになりましたが、設計の段階の話は契約はこうなっておりまして、結果としてはスプリンクラーであるとか、そういうふうな防災の設備はなされていなかったと。

それについての富士電機の考え方については、RDFというものは、そういうところまでのものという認識がやっぱりなかったというような主張でございます。

○日沖委員 そういってお話は、前の委員会のときにもおおむねいただいたように思いますし、富士電機さんにもそういうRDFというものが、そういう危険性のあるものだという認識がなかった、そして、企業庁としては契約の中でですね、おおむねほとんどが富士電機さんに委ねてあるんだということで、そういう話も前にもいただいたわけなんですけど、それはそれとしてですね、今回の事故に至る経緯の中で、何があったんだということを我々は知りたいたいですから、もう一度繰り返すことになるわけですが、このいただいた資料をそれぞれ検証を我々なりにさせていただくと、やはりその危険性がまったくないRDFだというふうに、いくらここでそういう認識が当時あったといってもですね、しかしながら、よその提案してきておる企業さんはもうすべてがですね、何らかの防災対策をその貯蔵槽であっても、とらなあかんのやという提案をしてきておるわけですし、そして、これもまた繰り返すになりますけれども、

ども、そちらからいただいた資料の中にも載っておるように、同じ多度のRDF設備の貯蔵槽を造った、造られた同じメーカーさんがよそで造られた、よその県で造られた貯蔵槽についてはスプリンクラーなり、ガスの充填設備なりということを含めてるわけですから、やはりいくらか危険性に対する認識がなかったとここでいわれても、やはりこちらの方がこのRDFを扱うその常識からいって、非常識やというふうにはしか考えられないんですね。他でもそういう三重県のように貯蔵槽には、なんら防災対策というものが施されていなかった施設がいくつかでもあればですね、それはまだまだこれから発展途上の施設やからということ、理解もできんでもないんですけど、しかしながら、これまでいただいた資料を総合するとですね、この三重県の多度の施設だけ、そうなので、やはりこれ以上企業庁さんが任せてあるんで、答えられないということであれば、富士電機さんからですね、どういう形、この三重県だけ、三重県の施設だけという形にしてしまったんかということを引きつけてほしいですし、おそらくその、他の企業さんが防災設備も入れた提案をしてきてみえるわけですから、いろいろ情報交換なり、当時のそれぞれの提案してくる企業同士の意見交換もあるでしょうし、この貯蔵槽というものを造るについて、どうだったんか、当時。当時の常識がということがですね、やはり我々ちょっとやっぱり聞かせていただきたい部分でございますから、企業庁では答えられないというのであれば、企業庁長さんも疑問を持ちませんか、これ。なんで、お宅こういうまあ、あとの祭になってしまってますけれども、なぜ他のところはこういうふうになって、防災設備ついとるのに、なんでうちの貯蔵槽だけこんななんですかという疑問を持ちませんか。その辺もあわせてですね、必要であれば、やはり富士電機さんからのコメントもいただいて我々にも知らせてほしいですし、今一度お答えいただきたいように、お願いします。

○濱田企業庁長 私もこの契約条文全体にわたって、このような形になってますので、当時のものにもいろいろ聞いてみました。なぜこういう提案の形になっておるのかと。委員おっしゃるような疑問の点もありますので、聞きましたが、やはり、プロポーザルというところで、その当時としては全面的に技術提案を受け止めると、こういう話であったことしか、実は私の耳には入ってきておりません。

富士電機のほうにもそういう話はいたしました、RDFの今、現在ですね、持っておるような話の認識ではなくて、平成7、8年ごろに行なわれた調査ではですね、そういう話はあまり想定できなかったというような主張でございまして、この点については今後、先ほどいきました技術提案のその内容と、それからリスク分担の話を含めて、相当の議論をしていかなければならないというふうな受け止めております。

今、私のお話できる内容は、それしか持ち合わせてございませんので、申しわけございません。

○日沖委員 このままいきますと、いつまでも平行線になるわけなので、まだまだ後に、この点の疑問は残しながら進めてかしていただくことになってくるんでしょうけども、とにかく、今一度繰り返すになりますが、当時、富士電機さんとしてはそういうその意識を持ってなかったしというような話を聞いたということで、企業庁長のほうから聞かせていただきましたけれども、しかしながら、何度も言いますけれども、他の提案してきている企業さんはそういうことを想定してか、どうしてか分かりませんが、何らかの防災対策を施した貯蔵槽を提案してきているわけですし、三重県の貯蔵槽を造ったメーカーさんも、他の県では防災対策なんらかを施したものを造るとるわけですから、やはり世の中のRDFの関連の施設に携わってる企業なり、メーカーさんなりというのは、何らかのこういうものを造る時には、そういうものをつけるんだというのは常識だったんじゃないのというふうに我々は思うわけです。資料を見せていただくと、なぜ、だったら富士電機さんだけがなぜその、富士電機さんの下で貯蔵槽を造っているメーカーさんでさえ、よそでは防災対策やっているわけ、防災対策したものを造るとるわけですから。何で、富士電機さんが受けたこの三重県のやつだけですね、他の企業なり、メーカーの考えとは違う、まったく違う意識の危機感はずっと感じないものに、造ってしまったんかというところは、やはり企業さんに任せてあるといってもですね、疑問を持って、今からでもいいたいどうやっただんやということをやったり聞いてですね、報告を今、今報告いただいただけの報告では、ちょっと我々まったく疑問が解けていけないんで、企業庁さんから聞いていただいても、われわれにもうちょっときっちり報告をいただきたいなというふうに思いますので、きょうのところこれ以上お聞きできないのであれば、お願いをさせていただいて質問を終了したいのですが。

○濱田企業庁長 私自身もそういう思いもありますので、何度か話し合いはしてます。ただ、契約上はこうなっておったという事実の上になつて、今後の展開もありますので、私もその部分ではできるだけ情報を集めてやりたいという思いはあります。

ただ、現在のところ、そういう話の段階で止まっております。さらにそう努力します。

○日沖委員 はい、お願いします。

○水谷委員 今、日沖委員に関連する質問を1件と、私の方から2、3件ちょっと質問をさせていただきます。

ただ今貯蔵槽の防災設備の件でいろいろありましたけれども、この前の答えがありましたこの貯蔵槽のタンクの4基を造る当初予定であった。これは1基にした。こういう理由がありまして、この前の資料の20ページに変更理由という形で、定期点検等に必要となる貯蔵容量に変更がなかったもので、問題はないということで、4基から1基にして採用したと、このように述べられておりますけれども、それでその設備投資変更額が、貯蔵槽の変更でゼロと。プラスマイナスゼロという形になってますよね。これにつきましては、通常我々素人が考えても、当然4基造るものを1基にすればですね、値段的には安くなるというふうには私は考えるわけですよ。なぜこれを1基にしたかというのはいくらもう一度、いただきたい。

それと、やっぱりこれ安全性を見た場合、いくら貯蔵槽といえど、4基とはいわなくても2基ないし3基あったほうが、当然のことながらバッファタンクとしての役目を果たし、安全性が高まるというふうには私は考えるんですけども、この辺をひとつお聞きしたい。まずひとつよろしくお聞きしたいと思えます。

○濱田企業庁長 前回お渡しした20ページにですね、この点についても私も当時の書類なり、あれを全部捜せという格好で打ち合わせ記録からすべて、ちょっと書類が混乱しとるところもありますが、できるだけのことを捜しまして、協議経過なんかも見えておったんですが、ここに書いてあることが記録としてのすべてになってまして、装置としては掻き出し装置付きというのでですね、装置が前はなかったという格好で、いわゆるRDFのブリッジ化というのがある程度想定されてくるという話もあってですね、この掻き出し装置はつけたと、こういう話で、収支としてはその変更はゼロという格好になっております。

それ以上のところは、私が捜した記録の範ちゅうでは見当たりませんでした。そういう協議記録があります。ですから、この協議については県も当然知っておってですね、協議したという話になってます。

○水谷委員 そういってございませうですけども、要するに我々が通常考えた場合ですね、4基タンクを造る基礎と、ね、土工事からすべて入れたらですね、当然1基にした方が安くなる。というのは、一般的常識というふうに思います。その辺が、まあ、掻き出し装置をつけられたことによつて、プラスマイナスゼロになったのかどうかわかりませぬけれども、企業庁長そういうふうには思いませんか。

○濱田企業庁長 そういう部分も含めてですね、私、協議内容を調べてみたんですが、私が先ほど答弁したようなことの協議記録でございました。

○水谷委員 先ほど日沖議員さんもおっしゃってましたように、やはりその辺のね、詳しいことがわからなければやっぱり富士電機さんにも、よく調査をしていただきたいというふうに思います。これにつきましてはこれで終わりたいと思います。

もうちょっと2、3点。よろしくお聞きいたします。

○田中委員長 はい、お聞きいたします。

○水谷委員 事故が発生してから約1カ月を経つたわけですけども、冒頭にですね、一番最初に日沖委員が言われてましたように、遺族に対するその補償とかいろんなことについての意見が当初ありましたけれども、それもインターネットで紹介されてまして、そういったことについてまあ、私が非常にこの中の委員の中では、ある1人の方の遺族の自宅に非常に近いものですから、まあいろんなお話を聞いてきたわけですけども、また、こう非常に残念だという気持ちで、遺族の方がおっしゃって見えるんですけども、要するに企業庁、三重県、あるいは富士電機さんに対して非常にだんだん、だんだん納得がいけないという気持ちが出てきております。これはですね、やはり亡くなった方あるいはけがされた方につきましては、非常にRDFのこの発電所といったすばらしい設備を、自分たちが一生懸命こう事故を処理しようということで携わってきたわけですけどもね、結果的にこういった大惨事になったわけですけども、そういった遺族の方の意見としましてはやはり息子が、あるいは親がこういった仕事をしてきたのであるから、できる限り早く原因究明をしていただきまして、安全な設備等問題ないというなかで、やはり再開をしていただくのが、亡くなった人へ対するまあ、ひとつの恩返しあるいは義務じゃないかろうかということをお聞きされるわけですよ。

その中で、やはり、もう1カ月経つたわけですからね、三重県として亡くなった方、遺族の方、あるいはそのけがをされた方に対して、何らかの見舞い金なり補償なりのことをその後ですね、考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいんですけども。

○濱田企業庁長 まあ、知事の方も含めてですね、今あるいろんな制度を中で検討はされておりますし、私自身もそういう話の中でできるだけ最高のものをお願いしたいというものは、後々の話は別としてですね、知事宛にはお願いはしました。南川様、川島様の所へは私も先般お訪ねいたしまして、今委員のおっしゃったような気持ちは十分受け

止めてまいりました。そういうような意味で、今、ここでこれをこうしますというところまでのものはありませんが、気持ちとしてはですね、いつもそういうことを考えておるということでございます。

先般も、いろんな話の中で、いや何も知らないよ考えてないよみたいな受け止め方をされておるような場面もありました。そういうことではなくて、やはり、一番ご遺族がおっしゃったのはやっぱり、消防という使命感の中で行われたことが結果としていい方向になっておるというようなことについて、随分お話をありました。そんな気持ちは私も十分受けとめて参りたいと思えます。

○水谷委員 まあ、そういうことで、やはりどうしてもそういった姿勢をきちっとした形で示していかないと、遺族に対する不信任というのは募る一方で、ましてやこれは三重県とは直接的には関係ないのかもしれませんが、富士電機さんにつきましては、社長ぐらいがあいさつに来てほしいんじやなろうかというようなふうにも思っていますので、この辺も、そういった形であつていただけるのであればありがたいというふうにも思うんですけども。

○濱田企業庁長 私お会いした後にですね、こういう状況でありましたよという話は、富士電機の方へも、やはりもう少しきちっと考えられたらどうですかという話は申し伝えました。

○水谷委員 なるほどね、はい。非常に日が経つのが早いものですから、その辺、是非ともですね、早急な対応を是非お願いしたいなというふうに思います。それから、これ地元、東員町との環境保全協定書というのがありますよね。これが私ちょっと入手したんですけども、第6条に操業停止等という条項がありまして、要するに、乙、乙というのは企業庁ですね、は、こういった事故等によって公害を引き起こすようなおそれがある場合、故障、破損、その他の事故が発生した場合には直ちに操業を停止し、甲、東員町ですね、及び関係機関へ報告するとともに、原因の究明に努めるものとする。乙は操業再開した時は速やかに甲に報告するものとする。とこういうような条文があるんですけども、これは東員町長とですね、企業庁長の濱田さんの中で締結をされてるわけですけども、これはもちろん濱田庁長もご存知ですよ。

○濱田企業庁長 手元にも持ってございます。

○水谷委員 これにつきましてですね、東員町の方からまあ、お聞きしたんですけども、なんらこういった報告がなかったと、住民からの報告で我々はおかしいということで飛び回ったら、こういったことがあったというような報告を受けているんですけども、これは事実ですか。

○濱田企業庁長 その報告というのはいずれも、多度町さんと桑名市さんとそれから東員町さんと、三協定でございますので、いつの時点でという話まではあれなんですけども、時点、時点でどのよう内容の報告という話まで、これ規定してませんので、ですから、もし落ちるとするような話でしたら、私自身も東員町長さんとも現場でもお会いして記憶もありますし、いろんな格好での話ではありますが、ここでいう管理に関するような、テーブルについての話がないというような意味でなら、まだそれは行われてないと思っておりますので、そういった疑念を持ってもらわないようには今後対応したいと思います。

○水谷委員 8月の14日に起きた事故の件につきましては、どうも、あとで連絡いつたのかどうか分かりませんが、住民からそういう音もしたという報告があつて、どうも行ったようです。だから正式な形で企業庁からは報告が行ってなかったように思いますので、この辺はですね、やはり協定書がある以上はきちっとした形で守っていただきたい。これはやっぱり住民に対して当然のことながら不信任を抱きますので、その辺を是非実行していただきたいと思えますので。

○濱田企業庁長 あの後すぐにですね、連絡の文をきちっと作りまして、また今現地の分もつくつてますので、現地本部の連絡体制とか、マニュアル的なものも早速作りました。今後、そういう状況が生じないように最大の努力をしたいと思えます。

○水谷委員 もうひとつだけお聞きします。これはまあ、それぞれ地元企業庁から説明会を開催していただきましてですね、本当にありがたうございました。ただ、内容的にいろいろな意見を聞きますと、どうも責任のある回答のできないばかりの出席であつた。だから、なかなか話をしても、今の中間報告が出てない状況での説明会でありましたので、非常に難しいと思えますけれども、その辺の企業庁としての責任者のやっぱり出席を住民が求めておりますので、その辺につきましてなぜそういった方がとりあえずは説明会に出たのかということをお聞きしたいです。

○濱田企業庁長 まあ企業庁としては、現地の責任者という格好で、あれからすぐに企業庁のマネージャークラス2人を現地に配置しまして、そして、個々については私としては、相当の判断と現地対応をせんなんことがよくありますので、それとある程度いろんな技術も持った知識もありますので、これであなたたちがそこで責任を持ってやっ

てほしいと。そうすると、やっぱり現地の方のいろいろな意味での窓口ですね、これからの。そういう部分でも繋がるでしょうというような意味合いが非常に強ございました。

それと、あの時点で、私もずっと答弁の話は当然報告を受けてみてますが、仮に私が出席したとしてもですね、ああい程度の話であつたらうと思います。それと、私自身の出席をいろんなところで言われます。正直言って私の気持ちはいろいろありますが、やはり判断せんなん時期の問題と、ひとつは物理的な問題もありました。ただ私は地元との話はやっぱりポンと行ってですね、するよりは、やっぱりもっときちっとした密接な関係を築いていく必要があるなど、そんな気持ちが強いものですから、今現在ですね、管理職におる2名をそこに配置して14名の体制を作って、そういう受け止め方ができるようにという企業庁の力を総力をそこに結集せないかと、こんな思いがありましたんで。

それと、私自身がですね、出席した話といたしましては、桑名広域の全員協議会という話の中で、これには桑名広域関連の全市町村長さんが出席していますし、それから議会の代表の方全部が出てます。そこへは是非という話がありましてですね、私そこで説明もし、そして1時間50分間ぐらいだったと思いますけど、そういう場面へは行ってお話もさせてもらいました。

そういうことで、状況を見ながらは対応しますがですね、こないだの時点では私、かなり技術的なことも含めてきちっと説明する必要があるんじゃないかなということでの話でしたので、資料なんかはできるだけ丁寧に分かるようにしてほしいというようなこともして、やらせてもらいましたことは御理解いただければと思います。

○水谷委員 せっかくのね、やはり説明会に地元の町会議員、あるいは自治会長、すべてが参加をされてですね、非常にこう期待をして説明会に出られた人ばかりなんですよね。そういったところで非常に後でそういう批判が当然ありました。企業庁長のやっぱり出席を求めて是非、きちっとした形での説明会にしてほしいと、こういう強い要望がありますので、今後は是非ともそういうことにつきましての対応をね、よろしくお願ひしたというふうに思います。以上で終わります。

○岡部委員 この施設につきましてはですね、いろいろ取りざたされておりますけれども、私は初めから安全性に欠けた技術的なものがあったというふうに、認識をせざるを得ないと思うんです。県の特別事故調査委員会の方から原因の究明が、こないだちょっと発表されました。厚生省のごみ処理施設性能指針によってやられたと思うんですけれども、果たしてこれがそのような形で取りざたをされておつたのかどうかというのは、少しこう疑問に思うわけです。

まず、7名の委員の皆さんがみえましたけれども、この前少しお話がありましたけれども、3、2、2のいわゆる拳手で行なわれたと。できればその、誰と誰が3で誰と誰が2か、教えていただければありがたいなと。それがひとつ。

そしていろいろ事故原因で取りざたされておりますけれども、これ、生ごみについては要するに水分が含まれるいわゆる腐敗菌の増殖しやすい、いわゆる好気性、嫌気性の持った施設ということが当初からわかっておると思うんですね。好気性については約60度、嫌気性については100度以上の高熱が発生するということは、もう当初から専門家であればお分かりいただいておりますが、そんなふうにするんですが、そこで、水を含みやすい、いわゆる吸水性のある施設についてはいわゆる今、日沖さんがおっしゃったように、いわゆる保管庫、これは密閉式でなければいけないのと違うかなという気がするんです。

密閉式でないと、いわゆる外からの空気が吸いやすい。当然水分がたまる。水蒸気がしてメタンガスが発生する。爆発に繋がる。こういうようなことで、この施設そのものが当初からそういう、いわゆる機能を持っておつたのか、いわゆる乾燥装置あるいはガス抜き機能をもった保管庫であつたかどうか、というのを先にお聞きをしておきたいなと。まず、それをちょっと2つをお聞かせいただきたいなと思います。

○濱田企業庁長 投票の話についてはですね、あれははじめに決めたいと思います。最初は無記名でですね、最後のところは無記名で投票するという格好になっておまして、そのように投票したと思います。それから、結果については、この今回の表に整理させてもらっております。投票方法とか方式ははじめに決めておいてですね、その決めた手順に従ってやったということでございます。

それから、今の部分の具体的に技術的にですね、ちょっと答えがもてませんので、また調べて御返事させてもらいます。

○岡部委員 その辺がですね、一番ポイントになってくるんですよ。それで、なぜかといいますと、いわゆるこの施設については危険性、いわゆる危機管理の大切な施設やと思うんですね。で、そういういわゆる、もしそれが確立

してなかったら、設置しなかったらこれは設備不良ということで、消防法に抵触してくるんですよ。この施設が消防署の方でいわゆる許可がおりたのかどうか、なぜ認可をしたのか、許可をしたのかということに繋がってくるんですよ。ここの部分が一番大切になってくるんですよ。そしてから、もうひとつですね、いわゆる可燃性の大量保管の設備については、これは保健所の認可がいると思うんですが、保健所のいわゆる設置認可と許可認可というのは下りてるんですよ。

○小林総括マネージャー お尋ねの消防なんですがございますけども、このRDFにつきましては、消防法でいいます危険物等に現在指定をされておられません。例えば紙とかそういうものが、そう指定されておるんですけども、RDFについては指定されておませんが、現在のこの爆発事故を受けまして、どうしようかというふうな今検討が国の方でされようとしております。

それからその先ほど先生おっしゃられたどういふふうなその、密閉式とかガス抜きがどうかという話でございますけれども、確かにタンクそのものの構造につきましては、まあ密閉式ということでございますが、この富士電機そのものがプロポーザル時に前回はコハラ先生からちょっと指摘がございましたけれども、このいわゆるタンクの防火対策としてはサイロ内の空気を吸引することで、まあ、その、還元雰囲気にするのと、サイド外壁に断熱材の施工とかそんなふうなことを書いておまして、なかなかこれ理解のしがたいような内容かと思っておりますけれども、要はこの防臭対策も兼ねてそのサイロ内を無酸素状態にするといいますが、そんなふうな感じのことをここに触れておるのかなと、そんなふうな解釈をいたしております。

○岡部委員 そうすると消防の方については、今国の方といわゆる協議というか、それによって最終的に答えは出るんですよ。

○小林総括マネージャー 私どもの今、貯蔵槽の現況でございますけれども、ちょうど昨日からテレビ画面も流れておりますけれども、上の切り取り作業を行なっております。ちょうど4mと6mにしまして、やっております、昨日ちょうど4枚取れたという状況でございます。したがって、まあこのタンクそのものはこれから撤去をしていくということでございますので、これからタンクそのものをどのような構造にいたしますか、あるいはまた、タンクと違う方法で行きますか、いろんな検討があると思うんですけども、そのときにはある程度国の方も、急がれまうということになりますと、このRDFそのものについて消防法上でどういふ扱いになるかというようなものは指導なり、あるいはまた決まったものがでてくるのかなとそんなふうな、今のところは考えております。

○岡部委員 この辺をですね、はっきりしないと最終的に国の指針、いわゆる国が進めた施設として国の方にもかかってくると思うんですけどね。この辺をきちっとやはり整理をしておいていただきたいと思います。それから、特にですね、この施設については、いわゆる持込みするRDFの不揃いのものがあると、こういうような発生しやすいということになるんですが、搬入された時のいわゆるそのチェック機能というのはどんなふうなされておるのか。

○濱田企業庁長 一般委員長のほうからも指摘がありましたので、13ページをお願いします。その前にですね、16ページをお開きいただけますと、写真をつけてございますが、これは1月9日にですね、担当会議に示した写真でございます。もちろん現物も見せましたが、当時作られたRDFはですね、この真ん中あたりの搬送コンベアで運んでいるときにこんな状態になるようなRDFでございました。

もちろんその頃は、それぞれの施設もですね、稼動して間もないということもあつたと思います。そういうことで、これをどのように改善するかという話は、我々としても今はストップすべきでなかったのかという強いご批判もいただいておりますが、この当時はですね、やはりこれは速く改善してきちっと市町村のごみ処理が困らないようにというところへ非常に意識がいておつたというのは事実でございます。

それでこの状態でしたので、これを改善するためには、単に言うてしるだけではいかんと。これは施設もそうですし、それからその施設の運営の仕方ですね、メーカーとも協議せんなん。こういうふうな話がありますので、そういうことから、市町村とともに取り組んできたわけでございます。

そして、その17ページを見てもらいますと、以下2月の14日にまた、この状況を見てさらにやったとかですね、それから5月にも行いました。その、するたびに確かに物はだんだん、だんだん改善されてきました。そういう話の中で、我々も目視という格好になってますが、実は市町村からのですね、運び出しは3月に1回の報告になっております。まあ、考えますれば、毎日製造するものが3月に1回という意味はですね、やはり、当初の時からやはりお互いが協力関係をきちっとしてですね、かなりそれぞれが注意義務をきちっと果たそうと。でなかったら、毎日あるいは作る毎の報告でなければだめなわけですが、RDFでもいいところをとってやればですね、悪意を考えますればそんなことになりませんから、そういう意味じゃなくてやっぱりそれぞれつくるところがですね、やっぱり自分たちの

注意義務をきちっとやってもらうためにということの意味合いもありまして、おたがいが協力してやってきたという経過でございます。

ただ誤解がないように、だから県は関係がないのだという意味じゃなくでですね、いっしょに取り組んでいかなきゃならんという意味で、こういう改善をずっと取り組んできました。それから、特に20ページ、19ページに桑名広域清掃事業組合の性状改善の取り組みとありますが、この話でもですね、実は桑名広域はほぼ半分がその生産量を持っていますので、このRDFの性状には非常に大きく関与するということもありまして、12月から性状改善に話し合いながら取り組んでまいりました。

そして、いろいろ報道されておる話の中で、19ページが一番下のところで、1月の27日から2月1日にこの屋内で高さ3mに積み上げて、この桑名広域の製造したRDFの状況を見ましたら、こういう発熱があったというようなことで、もう少し早急にこれ取り組む必要がありますねというような話し合いをしてきました。そして、この20日の20ページの次のページの一番上に先般もありましたが、県の方へいろんな提案したけれども、何もしてくれなかったようなお話がありますが、これがこの2月の話でございます。これはやっぱり、消石灰の添加の議論がありました。こういったこともあったのも事実で、県としても消石灰のあり方の部分は、まあそれぞれ集まった中ではいろいろ議論があったと。ただ、それとは別個にですね、やはり、メーカーとしての機器の成型をもっときちっとせないかんのじゃないのという、先ほど見てもらったような話がありましたんで、それはそれとしてですね、だから、放るんじゃなくて、成型機の成型もきちっとしてくださいということで、15年2月にそのうちの1台を交換しました。そしたら、そこから出てきたRDFはですね、非常に状況のいいものだったと。それで、3月末までにすべての成型機が交換されてます。

その結果をもってですね、4月5日から18日まで発熱の炉試験をずっとやりました。この試験の結果はですね、異常な数値はひとつもなかったと、こういうふうな話で、この時点でかなり改善されたと、そして、そういう話をしながらもですね、カルシウムの添加部分なんかを調整しながらさらに一層取り組んでいただいたと、そしていままでは直接投入でしかできなかった桑名広域の話が4月21日以降はですね、貯蔵槽へ投入しつつやっても大丈夫だろうと、こんなような話になってきたということで、まあ、各市町村も懸命に取り組んでいますし、県としてもそういう問題を解決しながら、いっしょにやってきたということもございますし、それから18ページの方へ戻ってもらいまして、実は、目視という話だけになってますが、その中でもですね、少し形状がずっとそういうふうな格好で続くようなものについては、また個別にですね、文章もあるいは物も採取したサンプルといっしょに送って、こういう状況ですので、さらに改善してほしいと、このような話でまあ、全部が混ざり合ったものになりますので、全部がですね、やっぱり力を結集してやっていただくとこんなことで、今も取り組んできておるといってございませう。

ただ、今回の結果を踏まえてみればですね、やはりこういう状況、ある一定の部分であればですね、これからは搬入ができないとかですね、それからその基準をもう少し明確にするとか、ご指摘いただいたようなことは当然検討せんなん課題かと思えます。

○岡部委員 それで今ですね、取り壊しが始まってますね。非常にややこしくて、施設については県やと。サイロの中身については富士電機やと。委託の関係でいろいろあるかと思えますけれども、この取り壊して、取り壊した時のその費用はどちらが負担するのか、あるいはまた、再度そこへですね、新しく設けるのか、別のところにまたやるのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたい。

○濱田企業庁長 費用の部分についてはこれは当然先ほどいったような契約内容に従ってですね、これから決定していくことになると思います。当然我々としてもですね、こういう契約時のこのぶんについてはきちっと対応していただくという気持ちであります。それから、今後のこの部分についてはですね、知事も申しておりますように、やはり、白紙のところからという話になればですね、白紙は何もせずに放っておくという意味じゃなくて、我々としては知事がきちっとご判断できるような状況をですね、早く整えるということだと思いますので、それと先ほどの中間報告の話にもありましたように、その他の施設も放っておけば錆びたりですね、あるいはまた別の二次的な具体的なことは分かりませんが、ことになるかも分からないということでの、その話だと思いますので、そこはこれからのご指導をきちっといただいて対応することかなと。ただ、現在はですね、貯槽を通してやる方法とあと、今までも貯槽を使わない時は直接投入でやってまして、貯槽がなかったもですね、そこへ貯蔵しないという方法ならばですね、施設は一定の点検をすればこれは物理的には稼働するという状況にあります。

○岡部委員 最後に1点。間違ったらごめんなさい。聞くところによると、いわゆる富士電との委託の間で委託料が10年間にわたって建設費の方に含まれて済まされておると聞いておるんですが、その辺は本当でしょうか。

○濱田企業庁長 おっしゃってる意味がちよっと理解しがたいんですが、建設費の、委託料でなんかカバーしとると、こういう意味でしょうか。

○岡部委員 いわゆる10年間の県と富士電機の委託契約の委託料が、建設費の中にすでに盛り込まれて処理されるというふう聞いておるんですが、それは本当でしょうか。

○濱田企業庁長 これは委託も、いっしょのプロポーザルの中に入ってますので、それは契約の中に入っています。もちろん建設費はいくらですよ。それから委託料はいくらですよ、というのは既にお渡しした契約書の中にずっと盛り込まれております。

○岡部委員 それは管理に対する委託料ですか。

○濱田企業庁長 管理運営をですね、建設したところが管理運営をするという、一括のプロポーザルになってますので、そういう意味で管理運営経費でございます。

○岡部委員 そうすると、こういうような結果になってですね、いわゆる修正はするんでしょうか。そのままですか。

○濱田企業庁長 その辺は今後の、原因のあるいは責任のという話でですね、話し合いが行なわれなければならないことと思っております。

○岡部委員 終わります。

○西塚委員 契約の関係についてお尋ねをしたいと思えます。温度センサーが設置されておるといふふう聞いておるんですが、これは当初から温度センサーが設置されていたんでしょうか。

○濱田企業庁長 あ、後で。

○西塚委員 確認仕様書によりますと、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとするという項目があつてですね、防災設備一式を備えと、こういうふう確認仕様書ではなっておりますが、その際の防災設備一式というのほどの程度のことを想定されておったんでしょうか。

○濱田企業庁長 その部分になるとですね、一番最初に日沖委員が話した契約のところへ戻っていきまして、我々としてもですね、その部分をもっとクリアにならないかという部分でですね、やっておるんですが、契約書にある限りの範囲以外はですね、まだ今のところ掘んでおりません。

○西塚委員 契約書ではですね、技術提案書、おそらくその確認仕様書などに基づいて設計をするというふうになってますね。設計施工に関して、契約を履行しなければならないというふうに言われておつてですね、富士電機が技術提案書を持って責任を持って設計を行なうものとする、というふうにかかれておつてですね、確認仕様書の中で防災設備一式という表現があるわけですが、そうするとその企業庁としては、なんか契約結んだだけで、内容についてまったく検討しなかったということになるんでしょうか。

○濱田企業庁長 こう、なんというんですか、貯槽という意味じゃなくて、火災報知機であるとか消火器を設置するとかですね、常識的なものは当然あるんですが、この一式の貯蔵槽の部分の話は、先ほどいったように、例えば温度センサーなんかは取り付けられていないという格好になります。

○西塚委員 その設備についてはですね防災設備一式を備えと、これが契約の内容ですわね。温度センサーは後で付けたと、なんか断熱材を回りに張ったということなんだけど、それがその防災設備一式ということの判断だったんでしょうか。

○濱田企業庁長 技術提案書の話はですね、そのようになっておるといってございませう。

○西塚委員 労働安全衛生の項目でですね、爆発や火災が発生しない構造にするというふう明記されとるわけでしょう。それがですね、今おっしゃられることとどう考えても理解しがたいんですが、もう一度お願いします。

○濱田企業庁長 私もそういう点は、そういう観点から今後のいろんな話し合いは強くそういう分を踏まえて、やっていきたいと思っております。

○西塚委員 この機会にやっていくんじゃなくて、契約してですね、設計をして建設したわけですので、その時点で契約を履行されるものかどうかということが大切なんじゃないでしょうか。

○濱田企業庁長 先ほど申しましたように、私も結構長いこと県行政に携わつた中でですね、こういう形のプロポーザルの契約内容に触れたのは初めてでございます。そういうような意味合いで、先ほどからですね、契約内容はこうなっておる事実はどういかなんかともしがたいですもんですから、私自身もいろいろな思いがありますが、そこはきちっと踏まえてですね、行かざるを得ませんし、いろんな話を聞いてきますと、要するに出来上がりが一式を、まあそれを買えば問題がないんだという格好の、まあ平たく言うところそういう形の思想でずつと来とるんですね。そういう意味で、いろいろ個別個別に見るとですね、たくさんやっぱり問題を含んだ格好に結果としては随分いろいろあるなということで、そういう認識を踏まえてやらざるを得んと思っています。

○西塚委員 そうするとですね、任せてあったんで契約内容はどうか別に、出来上がったものが正しいものと、契約に基づいて出来上がったものやという認識だったということなんでしょうか。

○濱田企業庁長 今回の形としてはですね、そういう契約の形ですね、もちろんまだ形としてはまだ受け取ってない形になってますので、そういう部分を踏まえて今後でもやれる部分はいろいろできるだけの努力はせながらと思っておりますが、いずれにしても、少し契約内容の総点検を、それから専門家の方にも意見をもう一度聴取しながら、進めていかないかんと思う点が多あります。

○西塚委員 くだいようですけども、今あなた、まだ富士電機から県が引き継いでいないと、だからこれからでも直すものは直すというふうにおっしゃるわけですけども、もうすでに昨年の12月1日から現実には稼働しておるわけでしょう。だから、その引渡しが終わって現実に、その正式に終わったか終わらんかは別にですね、現実にはもう昨年の12月1日から引き渡してもらって管理運営を富士電機に任せてやってきたわけですので、その契約内容に従ってですね、12月1日現在の時点できちっと出来上がっていないや行かんと思うんですが、その辺はいかがですか。

○濱田企業庁長 RDFの燃焼という部分についての、こういう構造物があるとかですね、安全審査的なことは当然やっております。そういう中で、これでRDFの燃焼は大丈夫だねということは確認したうえでRDFの燃焼行為は行なったということでございます。

○西塚委員 今企業庁長がおっしゃるのは、発電所の施設の方ですね。ところでその、確認仕様書ではですね、わざわざそのRDF貯蔵設備について防災設備一式という表現まで入れておいてですね、なんらそれがなかったということについてはですね、これは契約違反ということになるのかどうか、確認させていただきたいと思っております。

○濱田企業庁長 我々としてはですね、今いくつかの先生がおっしゃるような思いも含めてありますが、個々の点については原因究明、あるいはその責任も含めて本当の意味で、正直言います、これは今後きちっと主張すべきは主張してですね、やっつけていかなきゃならないことだと。それから企業庁自体の契約のあり方の部分も含めて、その反省も含めての当然ことでございます。

○西塚委員 私の、契約のあり方というよりも、契約したものが履行されておるかどうかというチェック体制が、欠けておったのではないかと、こんなふうには思っております。是非富士電機との関係で、きちっとしたけじめをつけてもらいたい、こんなふうには思います。

それから、もうひとつだけ。日沖議員や水谷議員からも遺族に対する対応の関係で、少しお話がありました。まあ、お葬式に出ただいではですね、そこまではまあ誠意もって対応していただいたんですが、それ以降ほとんど対応できてないということなんです。桑名市では、自分の直接職員ということもありますので、公務災害補償法であるとかあるいはその自前の条例や規則などに基づいてですね、対応していただいておりますと、この9月議会に予算も提案されているんです。過去にそんな例で、例があったのかどうか別にしてですね、私は気持の問題だと思っております。遺族が今随分思いがあるみたいなんですけれども、そういう意味でいきますとですね、早急にくらぐらぐら、どうなのどうかということ私は言うつもりはないんですが、知事交際費の中から、見舞金を出すとかですね、そういう対応はできないかとか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○濱田企業庁長 まあ、先ほど申しましたように、今現在の制度でできる話は、最高のものをお願いしたいということは私も文章を含めてですね、知事にはお願いしました。それから気持の問題というような意味合いではですね、まあ先般、9月10日だったと思いますが、私自身ですね、お訪ねをし、話も聞かせていただきました。直接的な心もきちっと受け止めてまいりました。今企業庁の中でもですね、そのお金の額というのではなくて気持で答えられる方法はないかということや、職員個人も含めた部分での、そういう取り組みもですね思っております。そういうことでございます。いずれにしても、気持としては常にそういう気持を持ちながらですが、今現在企業庁としてという部分はこうだという話はいえる状態ではありませんので、知事の方へは制度的な部分でお願いしたいということだけは申し伝えたくてでございます。

○西塚委員 気持ちは十分にあるということなんですけれども、ただですね、先ほど企業庁職員個人的にどうかという話がありましたけれども、私はそういうことではなくて、やっぱり三重県なり、企業庁なりの組織としてきちっと対応することが大切ではないかと思うんです。

桑名市の消防本部では、消防葬を計画されておったそうです。いろんなことがあってですね、遺族の方がわかまきりがなかなか解けないということで、消防葬そのものも延期されている状況がありますので、制度の枠を超えてでもですね、早急に対応してもらいたいと要望しておきたいと思っております。終わります。

○木田委員 さまざまご意見に対してですね、答弁があって、どうもかみ合っていないような感じを受けるんですけども、この問題につきまちは県民の皆さんもかなり関心がありまして、いろんな人と話をするんですけども、その人たちの認識というのは、RDFというのはすばらしく先進的な技術だというふうに思ってたけども、実は何もわかってなかったんやなというのがですね、県民の皆さんの、私も含めてそういう認識じゃないかなというふうに思っています。もしそうであるならですね、それをそういうことを前提にしないと、答弁がかみ合ってたかのじゃないかなというふうな気もするんですけども、簡単な、単純な質問なんですけども、そもそもこのRDFでいうふうな発案とか、それを採用したその過程と申しますが、どういう根拠でそうなったのか、というところから考えるといかんかのじゃないかなというふうに思います。

それで、それによってですね、プロポーザルを受けてそのプロポーザルの判定する能力というものが果たしてそのときに県にあったのかどうか、そこら辺の疑問をお聞きしたいと思います。これは日沖議員さん言われましたけれども、なんでそういう防災施設のないものが選ばれたのかということにもね、そういうことが通じるのではないかと。今、この2点につきましてですね、RDFの考え方の発案、採用、それからプロポーザルに対する判定能力、その点についてお聞きをしたいと思います。

○濱田企業庁長 RDF化構想の方はまた後で、環境部さんから答えてもらうかわからんですけども、プロポーザルのときの委員の話ですが、まあ、委員の中には特に3方入ってまして、私が知っておる話の中でもまあ、永田先生がおられたり、森先生という方がおられたりして、この方たちはかなりその部分ではいゆる、そういう意味での専門家というふうには我々も認識しておりました。かなり技術的なご質問を随分されておりましたので、私どもだけではそれはできない話でございますが、そういう専門家含めての検討の中でされたというふうには認識してあります。

○田中委員長 RDF化構想について、環境部長お願いいたします。

○長谷川環境部長 これまでの経過と申しますが、その取り組みの内容だけの説明しかできませんが、平成4年度に企業庁が全県RDF化発電構想を提唱いたしております。平成5年11月に三役調整会議が行なわれて、RDF化ごみ発電構想の導入が決定されたという経緯がございます。それでいろいろあるんですが、平成8年11月に副知事を委員長として関係部局長を入れた三重県RDF化構想推進委員会が設立されております。

環境部はRDF化構想の推進が資源循環型社会に寄与するため、ごみの持つ微量なエネルギーの有効利用と、ごみ処理の広域化を進める有効な手段であるとともに、ダイオキシン対策を進めるうえでも有効であることから、RDF化構想を推進して参っております。以上でございます。

○木田委員 その通りだと思うんですけども、いいところばっか見てきたわけですよね。そういう中で本当にこのRDFの問題というものが分かってなくて、そしてそのままやって来てこの事故に繋がった。そういう中で、今企業庁たびたび言われますけれども、私にも思いがありますけれども、と言いつつながら答弁されるのはですね、そういうことだと思っております。元が、元がしっかりしてないのに、今の問題についてですね、しっかりした答弁というのはわたしはできないんじゃないかなと、そんな感じがしております。まあ、この最終的な決定は北川知事がされたというふうなことでいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 これは最終的にはですね、個々のプロポーザルの決定であるとかですね、これは企業庁が行ないました。

○木田委員 まあ、そういう委員会とかですね、企業庁とか、部長会議とか当然あったと思うんですけども、最終決定は北川知事がこれで行こうということを決めたということ認識していいんでしょうか。

○濱田企業庁長 先般もお話しましたように、この施設はですね、一般会計の施設とそれから企業会計の施設があります。そういう意味では一般会計の意思決定の部分ではですね、これは知事からの予算もいただきましてしておるとい意味では、その部分は知事でございます。

○木田委員 先ほどですね、再開に向けて知事が判断できる状況をつくっていくというように、企業庁発言されたと思うんですけども、具体的にいうとどういう状況にしたら知事が再開をするというふうに考えておられるんでしょうか。

○濱田企業庁長 こう、いくつか中間報告の中でもですね、ご指摘されております。このご指摘された内容が全部クリアした状態では当然ありません。そういうものではですね、ひとつひとつ点検していく必要があると思いますし、その点は私どもの方では貯槽以外のですね施設についても言及されています。そういうような部分についてはやはり放置しておく、また別の問題も起こす可能性もありますので、そういう意味では別の部分の点検とかそういうことをやっぱりきちっとやっていかないかんのではないかと。まあ、貯槽をどうするかとかが違ってくるかとですね、そういう話はやっぱり専門家の意見とかそういう部分を踏まえて、やっぱり今後検討されていくことになると思います。

○木田委員 ということは専門家の意見を聞いて再開した方がいいという答えが出てきたら、そういう状況になったというふうに判断していいんでしょうか。

○濱田企業庁長 我々として、今まで、今現在指摘されておること、今後、今は不明だけれども、検討中のもの、それを含めて、やっぱり問題をご提示いただいた話をクリアするという話がないと、やっぱり安全確認がされたというふうにはならないかなと思います。

○木田委員 もう一度最初の問題にちょっと戻りますけれども、契約にこういうふうになっているという説明がありましたけれども、確かに契約は大事だと思います。それは契約書に従って履行してもらうということも大事だと思いますけれども、最初言いましたけれども、プロポーザルがあってその判断能力が本当に果にあったかどうかということを考えて、やっぱり本当の責任というのは、受注者よりも発注者の方によりあったような気が私はするんですけども、その点についてのご見解をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 このプロポーザルのときの趣旨はですね、やはり民間のそういう技術提案を高く評価して取り入れたいと、こういう思想が非常に強くあったと受け止めています。ただ、今後の部分で、安全云々の話になりますと、まあそういうチェック体制がまたできましたよという話でいいのかということについては、この事故後の話はまた別の観点から行なわれて当然なんではないかなと、そのように思います。

○木田委員 確かに、そういう民間の技術とかの方がですね、先に進んでいる場合が多くてですね、それ以上に、発注者側がというのは難しい面あるんですけども、やっぱりそのあたりを十分にこれからも考えていかんとまた同じようなことが起こる。判断できないわけですから、どちらがいいか、判断できないのに決めなければならないということですね、そういう私は思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○濱田企業庁長 やはり既にいくつか開発された事例と、それから新しい取り組み事例はですね、やはり分けなければならぬかなと。なるべく民間の力を活用する思想はやはり大事なことではないのかと、ただそれが全部右へならぬ式でいいのかという話の課題であろうと思いますので、その部分は十分受け止めなければならない課題だと思います。

○木田委員 最後の質問ですけども、発熱の問題が起こってきましてそれから後ですね、そのタンクへ向けてRDFを投入するといいますか、貯蔵するというか、そういうことは全然なかったんでしょうか。

○濱田企業庁長 きょうの資料にも書き、今までも発表しましたが、7月2日の日に節籠においてあった部分を一部運び込みました。ただ、当時としては比較的発電が順調になっておりまして、貯槽の中には400トンぐらいしか入ってなかったというところですね、これを今後、こう、合間合間に運転していくという趣旨で少しづつ運び入れたと。

その入れた部分はですね、まあ4カ月少し経った分です、これならば問題がないんじゃないかというふうに判断してのことだということに、私も報告を受けました。そういうことで、300トンぐらいそこへ入れたということで、ですから、燃えた14日時点では700前後のRDFが入ってあったんじゃないかということで、トンでなせば2000トンぐらいが満杯でございますので、その時点としては非常にこう満杯の状態ではなかったということから、まあそれがすぐに発熱してきてという経過の部分はやはり、これからもう少し我々も解明していただきたい面がありますので、今後もその辺が議論されていくと思います。

○木田委員 量は少なくともですね、やっぱり発熱してからでも入れるというようなことはやはり、やっぱり危険性が分かってなかったんだなという感じを受けます。最初言わせていただいたように、最初の時点からちょっとRDFに対する知識とか認識に問題があったということ、反省もしていただいて答弁してもらったことによっても、こ

れから建設的な議論ができるんじゃないかなというふうに思います。責任は皆さんだけにあるんじゃないかとですね、議会にもあるわけですから、そのあたりは、と、私は思うんですけども、北川知事だけではなくて、議会にも、それから職員の皆さんにもあるわけですから、そういう最初の問題からきちっと認識せんと、どうしても責任逃れの答弁になると思いますんで建設的な議論にならないと思いますので、その点を要望しておきます。終わります。

○三谷委員 日沖委員や岡部委員、今木田さんもいろいろおっしゃってましたけれども、皆さんの思いがいろいろ切り口違いますが、最初から富士電ありきのプロポーザルではなかったのかという、そういう思いがあるんですよ。きょうの朝日新聞ですが、今度の万博の政府館、技術提案も入れた総合評価でということをやっても、それでも談合の話があつてですね、もう一週調査し直しているという話ですね。

県の方にですね、7名の委員で実際技術的なことがきちっとわかる人がまあ、学識経験者であつて、あとの行政とかそこら辺の者はなかなか新しい技術のRDF等のことが理解できないというような中で、第1回目の三者に絞るときには1番点数の低かったところが結果としては、そのプロポーザルが採用されているということに関しては、やはり、さっきの岡部さんじゃないですけども、2、2、3のですね、じゃあ誰が3を入れたのかというぐらいは是非知りたいところなんです。企業庁長は当時は談合はなかったという認識ですか。

○濱田企業庁長 私自身のことは自分でははっきりわかりますので、私はどこからもそういうお話をですね、受けたことはありません。

○三谷委員 当時ですね、ちょうどその富士電に決まる直前ぐらいに、荏原はですね、桑名広域でRDFのプラントを取ったと。で、石橋がですね、愛知県の知多でしか向こうの方のご処理の方へ行くんで、ここは富士電だということで業界調整がついたという話はざっと流れましたよね。

それから、桑名広域の荏原が取る、元々当時は日立グループが本命やと言われておつたんですが、その下をくぐって荏原がとつてですね、その戻りに荏原の孫請けに日立が入って、またこの日立の今回問題になっておるサイロも日立にまわったというような、そういう話があつたんですが、企業庁長ご存知ですか。

○濱田企業庁長 私はまったく知りません。

○三谷委員 結局ね、純粋な技術的な話は学識経験者の方にやっていただければいいんですよ。だけど、こういういろいろな話、こういうものをきちっと整理して、県民の目から見るときにきちっと説明ができるようなことを行政の方が責任を持ってやるというのが、プロポーザル本来あるべき姿ではないかと思うんです。そういう技術的なこともきちっと理解できない人たちが1票を入れてですね、3票だからこがなってきたというようなそういう経緯があるものでね、やはり富士電ありきのそういう話ではないのかという、そういう疑問がどうしても消えていかないところがあると思うんですよ。

だから、そこら辺のプロポーザルのあり方そのものもやっぱりこの際、もう一週考えていただくということが必要だと思うんです。

それから、もうひとつ、さっき話がありました。水谷委員から話があつた、サイロが4つから1つに変わった理由、4つが1つに変わった理由、もう一週企業庁長教えてもらいませんか。4つから1つ。

○濱田企業庁長 先ほどもご答弁しましたが、先般書いた部分が報告に。私ももっといろいろなことがあるんじゃないかという部分で、当時の打合せの議事録なりですね、何なり、ほとんど全部出し出せというような話で、見たんですが、報告したのがこのようなことなんです。それでこのように書かせてもらったということで、ですから、4つが1つという話と後で新しい思想が出てきたといえ、RDFのブリッジ化が少しあると、そやで、そういう部分は掻き出し装置もいるわねと、そんなような話がかう、富士電機のほうからの提案があつて、それで当時の担当名かがですね、それをずっと聞いて、いいのかなというような格好でですね、協議記録がなされておまして、内容はこうでございます。

○三谷委員 私がですね、関係の方からいろいろ聞いてますとね、4つから1つになった最大の理由はね、用地の話だという話があるんですよ。つまり、4つ、1つにしなければ用地におさまらなと。だから、4つを1つにしたんだというようなそういう話があります。そういうことを聞いておられませんか。

○濱田企業庁長 それはないうででございます。見てもらったら分かりますように、用地は比較的まだ少し余裕を持った形で作られておりますので、そういう記録もありません。

○三谷委員 そうすると今あそこ土地はですね、発電所の建っておるとか、サイロが建っておる所の所有者は桑名広域ですか。県ですか。

○濱田企業庁長 桑名広域から県が借り取る形になっています。

○三谷委員 買ったんですか。土地。

○濱田企業庁長 いえ、借りておる。

○三谷委員 借りておる。借りておる。あの土地のこともいろいろ裁判になったり、いろいろ、ごたごた、ごたごたしてすわね。あの中に例えば無償貸与の土地だとかですね、いろんな土地の問題があって、それあたりでは全体の工事が遅れたということですか。

○濱田企業庁長 それも一因だったように記録をされてます。あと、施設の許認可の話なんか一部あったりしますが、まあ、直接的に動き出したのは土地の取得の話が大きかったように、記録されております。

○三谷委員 そうするとあそこはもう、桑名広域からずっと県がずっとこのまま借りていくという、そういう形ですね。

○濱田企業庁長 当初予算はですね、計上してあったわけですが、その話が決着つかないということで、その時点になったらもう一度、再度、買取りの格好の予算を組もうということで、いったん議会にお諮りして減額させていただいております。

○三谷委員 ですから、土地の問題もそうですし、それから施設の問題もそうですし、ダイオキシン規制の12月という期限があるものですか、すべてを見切り発車でやって、試運転もせずに、大急ぎでやってきたというそういうところに、今回の原因のひとつがあるというふうな認識がありませんか。

○濱田企業庁長 調整期間が短かったということは事実だと思います。ただまあ、発電の事故なんかをいろいろ見ていきますと、比較的こう注意すればですね、防げたんじゃないかというような事故も相当ありまして、そういう要素も強いねと。期間が短かったからそうなんだということだけでは、いけないよという話をしてですね、それで、それと、確かに12月1日ところへこちらの施設だけじゃなくて、RDF化施設自体もですね、やっぱりそこへまあ駆け込んだということで先ほどのような、成型が十分いった格好じゃないところから出発したとかですね、いくつかの要素が重なったことは事実でございます。

○三谷委員 プラントの話もそうですし、土地の話もそうですし、今、企業庁長がおっしゃった成型の話もそんなんですね。ここでも桑名広域の成型機全部入れ替えとるでしょ。これ、要は。荏原がとった経緯はどうでもよろしいけども、結局非常にお粗末というか、技術的に未熟な段階ですべてがスタートしているというようなことは、多分いくですよ。機械全部入れ替えてね、やり直さないかんというのはこれ異常ですよ。しかもこれ、同じ御殿場では訴訟問題まで荏原のやつ起きてますよね。だからこういうふうな全体見えますとね、すべてが未熟なままにきちっとした十分な準備をせずに、見切り発車で今回のこの事故につながってきたというのはそんな感じがしてしょうがないんですが、そのあたりの認識ありますか。

○濱田企業庁長 我々先ほども言いましたように、12月1日のダイオキシン規制というのは相当強く頭にあったのは事実でございます。そして、できるだけ発電条件を整えて、そして市町村のごみがまあ、今はこんなと同じようなことが起こりますので、最大努力しようとしてみんなで取り組んできたという結果でございます。まあただ、そういう話の中でもですね、いくつか指摘いただきたいとるようなことをすべきであったというようなことは、多分いくつかあると思います。時間がもっとゆっくりしておつたらということもひとつであると思いますが、複数のものが全部よってしまつたのと、やっぱりそういう意味で危機管理というのを考えるときに個別個別に考えた話ではいかんのだなという、そのトータルの危機を全部総合して考えてなけりゃあかんという反省もあります。

例えば私の方の施設だけを見てですね、総合でのその危機管理を考えても、外部から来るその部分ですね、そういったことも踏まえてやっぱりスケジュールを調整すべきであったんじゃないかというようなことは、振り返ればあります。

○三谷委員 最後にしますけれども、企業庁長のご説明だけでどうしてもやっぱり納得できない部分ありますし、それから、今までいろんな審議全体を聞いてましてもね、富士電を含めた業界側の理屈というか、理由でね、行政の方が振り回されているというか、上手に踊らされているような感じがしないわけですよ。ですから、そのあたりのところは、これからまだ委員会続きますから、もう少しこっちは調べてね、きちっと庁長のご見解も聞いて

いきたいとは思いますが、いろんな課題がたくさんあるということだけは覚えておいてください。すみません。終わります。

○永田委員 委員の方のご意見聞いておりますと、大体ひとつ絞られてきているように思うんですが、きょう配られましたね、この専門委員会の調査報告書。まあはっきりと貯蔵槽については製造メーカーやサイロの種類が同一でしたと、管理方法は受入基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行なっていると、はっきり、これもいいよこれ正式に中間報告出されましたね。これ。これはもう、認めざるをえないんですね、これ。企業庁長どうですか。

○濱田企業庁長 それは事実だと思います。

○永田委員 そこでちょっと、前回ね、特別委員会でも岩名委員から指摘があったと思うんですが、またしもこの今回報告書でA案とかB案とか、書かれておるんですが、もうここに至ってですね、社名入れてもいいんじゃないですか、これ。どうでしょう。お答えください。

○濱田企業庁長 この1ページにですね。

○永田委員 企業庁長ね、この報告書でまたこれA案とかB案とか、これ書いてんですよ。

○濱田企業庁長 ご指摘を受けましてですね、第1回目の審査提案でC提案が6、E提案が5、H提案が7と、あとのところはそれとはほとんど入ってませんので、そういうような意味合いからですね、このそこまでの、要するに評価されなかった内容という部分が、明らかにいくつか書いてありますので、そこを配慮させてもらったということでございます。

○永田委員 もういいんじゃないですか、これ。A案、B案、こんな。そんなこと言っていないで、もうはっきり、三谷委員からねえ、ちょっと生々しい話も聞きましたし、もういいんじゃないでしょうか。言ってくださいよ。これ、書きましようよ。でないと進みませんわ。それから、前回、ちょっと指摘したと思うんですけどね、きょうちょっと話しありましたけれど、技術提案は一切任せであるということですね。そして新聞報道によりますと、企業側は我々は私どもは、RDFの専門家ではないということをはっきり言われたんです、これね。そこら辺、これ真実なんですか、これ。ちょっとお聞かせください。

○濱田企業庁長 どのような部分で、あれしたということなんですけど。そういう意味での専門家というようなですね、ことは、私言わなかったつもりなんです。いわゆるRDFという部分をですね、この技術を買うというような意味合いでプロポーザルという方式をお願いしましたと。そういうようなことを中心にご説明したと思うんですが。

それで、富士電機さんの方が専門家ではないと言って、そこでですね、お話が出てきてですね、まあ、ああいう報道になりました。当然、我々の方もですね、RDFについては、いくつかの財団へ調査をお願いしたりして、そういう意味での調査内容なんかを通しての話は、当然一定の勉強はするわけでございます。ただ、RDF自体の直接ですね、なぶって研究して、そういう意味での専門家ではないという認識はありますけど、専門家のいろんなところの部分は、当時企業庁としても調査委託なんかは出しておりましたんで、そういう部分の範ちゅうではですね認識はあったと思います。

○永田委員 どうもそこらへんがですね、その認識の甘さだったのかなということも、思いをせざるを得ないんですが、それと、この審査委員会ですね。富士電機さんも招聘もちょっとこう揉めとつたようですが、本来ならば、この審査委員会もね、私はきちっと本当ならば当委員会にでていただきたいのが山々なんです。たまたまこれ見ますとですね、濱田さんも審査委員会1名でいらっやいますから、そこら辺の中身についてはお分かりだろうと思います。

さて、そこでですね、防火の問題、あるいは監視方法の問題とか、消火の問題。この問題について審査の過程、例えば提案内容の評価項目というのがありますね、これ。この中に、あんまりこの危機管理的なこの関心をもつとか、消火とかそんな問題をですね、どうも評価項目の中で、議論あったかどうか、そこらへんどうでしょう。

○濱田企業庁長 ここに書かせてもらったようなことがほとんどその内容だったと、私も印象があります。貯槽の中ですね、防火設備がどうのこうのという議論は、記憶にもありませんし、あとでこれ見る限りにおいてもありません。

○永田委員 正しく、この貯蔵槽の問題が今回の問題でありますから、これ見ても大体明らかだと思うんですが、この辺の認識の甘さに起因がしてなりません。これはね。従ってですね、どうやら行き着くところはこんなことで進められたことに起因するのかなというふうにも思うわけですが、その専門家である3教授ですね。これを消火あるいは監視そういった技術的な問題については、どうだったでしょうか。

○濱田企業庁長 発電の効率でありますとかかなり技術的な部分の議論が体制を占めとったと思います。そういう意味で先ほども申したようにですね、消火設備云々の話はそれほど問題として、捉えてなかったんじゃないかという印象はあります。

○永田委員 大体こう、聞いててなるほどと思わせていただきました。従いまして、ひとつまあそこら辺の、いろいろ最後にいろんな問題を極めていく中でひとつの大きな汚点であったなあと、このようにも思わせていただきます。最後にちょっと、確認させていただきますが、今ちょっと岡部委員、それから三谷委員からありましたけれども、3対2対2のこの内訳は明示していただくんですね。

○田中委員長 あの、プラントの話でしょう。提案者の。

○永田委員 提案者の名前ははっきりしていただくんですね。

○濱田企業庁長 議会の強い要請ということならばですね、それぞれの会社の方へ確認します。情報公開の話の中でも少し。私先ほど言いましたように票が競っておるとかですね、話ならばいいんですが、ゼロ票とかですね、ゼロ票とかですねそういう話のときにどうなのかなと。

○田中委員長 いいとおもうけどなあ。永田委員お願いします。

○永田委員 もうこんなん、ちょっとなんや、ちょっとあまりうざうざと聞けなかったんですが、もうはっきりいってくださいよ。するか、せんか、ってここで。

○濱田企業庁長 前回の岩名委員の話を受けてですね、票数なんかをきっちりおいてしたとき、ゼロ票とかですね、いう話がありますね。ここらは何も配慮しなくていいのかなということで、もし審査にですね、例えば4票とか、3票とかいうふうに競った場面なら私は当然いるだろうなと、こう思ったんですが、そういう気持ちだけです。もし、ゼロ票の場合でもというという話になればですね。

○田中委員長 それでは三重県の情報公開条例に従って、公開できる部分につきましては積極的に当委員会に公表をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 それから、その3票、2票の内訳ですか。

○永田委員 明らかにしてほしいんです。

○濱田企業庁長 これは無記名でという話になってまして、記名はされておられません。

○永田委員 無記名。うーん。そうですか。ちょっと残念ですね。ですから、ちょっとあの、もう最後ですが、ちょっと1件だけ。岡部委員がちょっと申し上げておったんですが、委託料ですね。委託料、今ちょっと、問題になりました。この委託料の額が分かれば聞かせてほしいです。

○濱田企業庁長 先般お配りした契約書の中にですね、ずっと書いてございます。

○田中委員長 資料に記載していただいておりますということですね。

○濱田企業庁長 はい。

○永田委員 はい、分かりました。

○田中委員長 それでは、暫時休憩といたしたいと思います。再開は午後1時から行いたいと思います。ではよろしくお願いたします。

(休憩)

○田中委員長 ご質疑、ご質問をお願いします。松田委員お願いいたします。

○松田委員 今まで何回かこう委員会開かれまして、重複のある分は流れるのご容赦をいただきたいと思いますが、まず、企業庁長の午前中の答弁。また今までのご答弁をずっと聞かせていただいておりますですね、いわゆる富士電の方にプロポーザルというきちとした契約をして、審査をして、そして決めたことであると。それに委ねたということだと思います。もちろん自分は知らないということではないんでしょうけれども、まあ、富士電の方が後はうまくやっていたはずであると。そのように、私は聞こえるんです。本来ですね、午前中、木田委員が質問をされましたのちちょっと関連をするんですけども、まずこの事業がですね、当初、田川知事さんから計画をなされたこと、こう聞いておるんです。で、まあ、企業庁から先ほど長谷川部長も言われましたけれども、まあその時代が変わってきてですね、循環型を環境との循環型を目指してということで、もう一度これが目の目を見たいということなんですけれども、基本的に考え方として、いわゆるその、一廃、廃棄物を処理をする、循環型にする、その副産物として売電があるという考え方なのか、売電ありきの話なのかですね、一連ちょっと環境部長と企業庁長にですね、その辺のところの入口論なんですけどね、どうだったんかというのを一連ちょっと聞かせてもらいますでしょうか。

○長谷川環境部長 ただ三重県ですね、今のこのRDF化構想事業というのは、当然RDFの処理の受け皿が発電施設とまったく直結しておりますので、それはもう切っても切れないものだというふうに思いますが。最初の計画からですね、この要するに、RDF化施設は26市町村の7施設を整備していくのと同時にですね、発電施設も同時に整備をされているわけですから、これはひとつのセットといえますか、一体的なものとしてのRDF化構想の中の流れでなっていると思います。

○濱田企業庁長 資源循環型社会を目指すという話の中でですね、企業庁に担う役割は発電というところをまあ、受け持ったということで、基本は資源循環という思想からというふうになってます。

○松田委員 私、今回の事故はあくまで企業庁ベースと言いますが、ベースと言いますが、売電を中心にするところが主体になったから、この事故は起きたのと違うかなという気がするんです。例えばですね、今、長谷川部長が言われるように、同軸とせめて同軸ということであればですね、例えばその事故になったときに、RDFがいっぱいあった時の事故のいわゆる想定とかですね、例えば広域との事故になったときの契約でも、事故になったときのところなんか全然ないんですね。するとごみをどうするかというものの発想に立っておればですね、こういうかかる事故のときでもきっちり処理はされたんと違うかなと、このように思うんですね。

ですから、もう1回お聞きしますけれども、その辺のどこかがでしょうか。

○長谷川環境部長 私もその当時の、推進の窓口でやっていたわけではないんで、しかとは言えませんが、この当時の環境安全部が中心になっておったRDF化構想というのはいずれ、ごみのRDF化の推進と地域におけるRDFの利用促進と、利用しきれないRDFの受け皿としてのいわゆる企業庁の発電を活用するというような構想であったというふう聞いております。

○松田委員 また後でこれいろいろ議論が、おそらくこれどうだったのかなという議論になってくると思うんですが、まず、そのときにですね、まあプロポーザルでまあ、審査委員会ができました。それまでですね、事務局とかそのプロポーザルでいろいろ審議会やってこれできたわけですけども、これ事務局はどこが受け持ったんですか。

○濱田企業庁長 企業庁でございます。

○松田委員 企業庁。するとですね、例えばこの審査委員会の評価方法というふうなこともこれ一番最初のベースのものが出てきますけれども、それが事務局案とこうなってるんですけども、事務局というのは企業庁ということをお考えたいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 はい、企業庁の事務局が作ってですね、もちろん専門家の方にも意見は聞いたようには聞いてますけれども。

○松田委員 そのときにまあ、審査委員がですね、7名がみえて、そして集まられてもちろん事項書なんかでもですね、これ事務局、いわゆる企業庁が作るわけですね。まあ、作っていくわけですね。まあ、その事項書によって進められていくわけですけども、そのときに、企業庁の意思といえますか考え方というものが知らぬ知らぬ間にですね、委員にまあなんというんですか、波及していくということはないんでしょうか。

○濱田企業庁長 あの、確たる答えは言えませんが、原案を作ったのは企業庁でございますが、いろんな意見を、プロポーザルのときの意見はかなり専門的なご意見があったように記憶しています。

○松田委員 基本的に2人の方が亡くなりました。このプロポーザルは、これ結果論から逆算していったら、これ間違ってたど、失敗だったと。2人の方が亡くなってるわけですから、安全管理とかですね、十分効力があつたか、考察していたか、事故が起こらない対策を十分まあ、考えていたのか、そういうふうなものを欠落しておたからですね、今回私はこの事故が起きたと思うんですね。

例えばですね、今の県の発注方法なんか見ると、県土整備部でも農林部でもですね、必ず実績とかそういうふうなものが入ってくるんです。実績、トンネル掘るにしても、こういう実績のあるところへしかだめだとかいう、ハードルが必ず付いてくるんです。だけどこれ結果的にですね、このプロポーザルで決まってきたのは富士電とあって、何も実績のないところに落ち着いてしまったわけですね。という、日ごろ県が推し進めている行政とこのプロポーザルの審査会が決めたことと大きく違うんですね。その辺のところ、企業庁どう思われていますか。

○濱田企業庁長 同じような実績と言う、トータルの実績の議論はなかったと思いますが、当然このボイラーの燃焼の形態であるとかですね、それを採用するボイラーの運転実績があるとかですかね、そういう形での実績議論はあったと思います。

○松田委員 時間もあれですので、富士電はいわゆる同業者ですね、同業者とかいろんなその立場の人から聞くんですけどね、富士電に決まったときですね、そんな馬鹿など、全然実績がないとこやないかと。もちろんそのときにプロポーザルの時点ですべて、富士電さんもしわける権利があるわけですから、決まって別に富士電さんにそれは罪はないわけですけども、一般常識からしてですね、そんな馬鹿など言うことだったんですね。例えば、プラントなんてこれ日に聞くところによると、丸投げしておるといふようなことなんですけども、その事実というのはいくら委員の方聞かれますけども、企業庁長は認識されておるのでしょうか。丸投げという認識されておるのでしょうか。お聞きします。

○濱田企業庁長 プラントの部分で日立金属がかなり主体的にその、その部分については関わっておるということ、認識しています。

○松田委員 丸投げになってないかどうか、というのを聞きしとるんですが。

○濱田企業庁長 そこまで確信は持っていません。

○松田委員 これからじゃあ、それは丸投げかどうかというのは、今から調査をされるわけですか。

○濱田企業庁長 どういう手立てがあるんかは、含めて考えます。

○松田委員 ちょっと違う観点からなんですけども、今、どなたかが今、きょう質問されました。要するに、例の貯蔵槽ですね。貯蔵槽、これがはじめ、当初10基あったのが4基とか、4基が1基になったとかいうような、まあそういうことを経過を聞いておるんですけども、もう一度申しわけないんですけども、4基から1基になった経過、簡単でよろしいですからもう1回教えていただけますか。

○濱田企業庁長 何度か同じ答弁で申しわけありませんが、変更事由としてですね、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があったので、掻き出し装置が設置される方式へ変更したいと、こういう申し出がありまして、ついては4基から1基へ変更をしたいというこの提案がありました。そして、貯蔵槽の方式は掻き出しの装置が設置される方がよいというふうな、その提案を飲みまして、企業庁としても承したと、こういうことになってます。

○松田委員 よろしいですか。すると、4基から1基になるという提案が富士電から来て、そして、それでやってくださいといったのは企業庁で、ということですか。

○濱田企業庁長 提案に対して了解してます。

○松田委員 と言うと、要するに最終的には企業庁長の責任で持って、そのように変えてくださいということ、言われたんは企業庁長なんですね。最高責任者としては。

○濱田企業庁長 形としてはそうなりますが、要請があつてですね、元々の技術提案の形がですね、プロポーザルの格好をとってますので、そこで特別におかしいという話がなければ、多分その全体としての技術提案として受け止めた、私はそういうふうな思います。

○松田委員 詳しく僕も調べてないんですが、設計変更の場合は契約書です。設計変更する場合は富士電側から企業庁に申立てというか、申し出をしてそれが承されなければ、設計変更できないということになっておるんですけども、それはご存知でしょうか。

○濱田企業庁長 これは契約前ですね、プロポーザルの提案の変更でございます。

○松田委員 うむ。

○濱田企業庁長 プロポーザルでですね、提案しとった提案内容を変更したいという格好のものでございます。

○松田委員 するとですね、ここでいろんなプラントか、いろんな変更されるのは別に富士電からあえて言うてもらわなくてもいい訳ですか。いちいち、まあ一応親切で富士電がこう、変えさせてもらいますと言って、言いこまされたけれども、そういう必要はないんですか。

○濱田企業庁長 これ必要はあると思います。

○松田委員 どうも言うことが分らん。じゃあ契約にはないということですか。

○濱田企業庁長 契約はその後で契約しています。

○松田委員 わかりました。はい。企業庁の話を聞いていますとね、富士電が要するに、契約書の場合は安全管理も全部富士電に任せてあるからというご答弁を、終始、私は聞いておつたんですけども、最終的に4基を1つにしてくれというのは今お聞きしたら、企業庁長やないですか。

○濱田企業庁長 ですから、プロポーザルのときの変更があり、先ほど、何項目もありますけど、当然そこには設計予定金額の話の変更もあると思いますので、そこは話をきて当然だと思うんですが。

○松田委員 それなら、僕はこういう委員会でもね、私がおの指示をしましたと、最終的に、意見を求められて、4基を1つにしましたという、僕は答弁があつてもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○濱田企業庁長 何度か言いますが、全体との枠組みがですね、技術提案という格好で受け止めておつて、その技術提案の話の中でですね、この技術提案のこの部分をこういうふうに変更したいと、こういう提案内容でございます。

○松田委員 私、これ聞いていたら多分遺族の人、怒ると思うな。申しわけないんですけども、僕はこれからこの委員会で、やっぱり事実をきちっと認めて出してきて、そやな、この委員会がですね、次の事故、更なるまた次の事故に繋がらないようにする、僕は委員会だとう思うんですね。ですから、何も企業庁長にね、今悪いからどうやというんじゃないで、やっぱり事実関係としたら、僕初めてですよ。今、4基を1つにしたという命令というか承したよというのは、今僕はここで初めて聞いたんですよ。多分委員の方、皆同じやと思いますけども。僕はそのようなことははっきり言っていた方がいいと思います。

次に入らしていただきます。前の委員会で質問でたんだどうか分かりませんが、ごみの、これ朝日新聞の9月の14日ですけども、いわゆるその、一廃できたごみをですね、いわゆる有価物に変わつてということでこれ書いてあるんですね。いわゆる一廃を富士電が一廃の処理のいわゆる許可がないもんだから、お金で売つてですね、トン当たり200円で売つて、そしていわゆるごみ一廃をですね、有価物に変えてまあ、処理をしたということなんですけれども、これについて、ちょっと部長のご意見をお聞きしたいんですけども。環境部長にお聞きしたいんですけど、これはやっぱり違法なんですよ。

○長谷川環境部長 廃棄物処理法ではですね、法の解釈ですけども、有価物でですね、売られて富士電機が有価物で買われてそして処理をするものはですね、産業廃棄物であることは間違いございません。

○松田委員 例えば県民局あたりでね、各出先なんてそんな指導してませんよ。例えばいろんな廃棄、産廃業者とかそういうのが窓口訪ねて、これと同じこと言うたら全部ノーと言ってますよ。全部ノーと言うと。それと部長の言うことと、いわゆる窓口で言うとの指導と全然違うんですけども、もう1回お聞きしますけども、違法じゃないんですか。

○長谷川環境部長 私はですね、委員の質問に対して要するに、企業庁が、企業庁の市町村から委託を受けた、委託処理を受けた廃棄物を、企業庁が富士電機に試験的に有価物として売つて、試験的に処理をするということがね、それが要するに緊急避難的にそのときやられたというんであればですね、その範囲、まあ、極端なことを言えば一廃

棄物としての灰の処理の施設の整備が遅れてますよね。現実的に。その中で、そういうことが法的に解釈すればどうかということに関しては、その法の解釈からいけば、それは有価物で処理された場合の最後は、灰は産業廃棄物になるということを事実を言っているだけで、その方がいいのか悪いのかという判断はしていません。

○松田委員 企業庁長は長年その環境部長をやられておりました。これは違法ですか、違法じゃないんですか。

○濱田企業庁長 私も今の環境部長と同じ考え方でやりました。

○松田委員 このときに、このときにですね、いわゆるこういうふうな処理をするぞということを、環境部には一応尋ねましたか。こういうやり方でやりたいけどもということを、環境部に聞かれましたか。問い合わせをされましたか。

○長谷川環境部長 私どもの担当に、企業庁から話がありました。それで、ひとつは、試運転期間中に富士電機が燃料として企業庁から購入するという事と、市町村の了解のもとで富士電機に売却しているという2点の確認がなされて、産業廃棄物としての取扱いを了解したというふう聞いております。それ以外の事実は一切分かりません。

○松田委員 私が聞いた話ですとですよ、これは違法ですと1回言うたんやな。環境部が企業庁に。違法ですと。で、企業庁は違法といわれながらもやめてくれということやけども、押し切って企業庁がやったと私は聞いておるんですけど、その事実はありますか。ありませんか。

○濱田企業庁長 そのやり取りは、実は私知りませんが、話はですね、その3,790円の引き受け料の話から出発いたしました。そして、ただだと言うとった話ですね、市町村の方は3,790円をまあ、ご了解いただきました。

そして企業庁としても3,790円の話の中ではですね、灰処理が遅れるという話もありまして、予定した金額よりは高い経費につくなという話が、そこに客観的にありました。それで、当時、各方面からいろんな意味での経営収支の改善とかそういったものを求められました。そういう中で私も富士電機、中部電力にもですね、他の部分で少しご協力いただけないかというようなことで、協力もいただきました。そして、富士電機にもですねこういう状況もあって、やっぱりここは一定の期間、暫定的な灰を処理する期間というのは、16年の3月までの話ですが、期間を区切ってですね、協力していただきたいという話で、じゃあそのRDFを買いましょうという話になって、200円で買いとっていただきました。

まあ、そのときの我々の話としては、しかし一番残念なのは、やっぱり資源循環という格好を目指してましたので、できるだけその線に沿いたいなあという話でしたが、少しありませんでしたんで、結果的には埋め立て処理のような格好になってます。ただ期間を定めてそういう格好で、協力してもらって処分したいなあという話でございまして。

○松田委員 よう分らんのですけども。言葉尻を取るとりはないんですけども、今企業庁長はしりませんでしたと、こう言われた。ありませんでしたか、ありません。なかったか、あったかと僕は聞きましてんですけども、知りませんでしたとおっしゃった。あったかも分らんけど、知らんだか。要するに、あった事実はあったけれども、自分では知らんだということですか。

○濱田企業庁長 私自身はですね、こういう格好で有価物という話の判断をしましたので、まあ、これで暫定的な期間の協力を得て、やれるんだろうと。当時それ以外の方法も確かに一處か、産廃かという議論よりもですね、その処理ができるかできないかというところの方が問題としては大きかったように思います。

○松田委員 これ以上話させないけれど、環境部長にお聞きします。ではですよ、こういうふうな非常手段だと、こう言われた。同じようなパターンがこれから大小に関わらず出てきたときに、環境部としては許すんですね。このやり方を。

○長谷川環境部長 もう少し、説明いたしますと、平成15年の第1回の定例議会で、田中委員長がこの問題の質問を本会議でされております。そして企業庁のRDFの焼却灰を岐阜県の産廃業者で処理していることについてですね、循環型社会に逆行してはいるのではないかと、それから、なぜ一般廃棄物が産業廃棄物になるのかという質問をされました。それでですね、企業庁側は富士電機に支援してもらおうということでRDFを企業庁から有価で買ってもらい、後は廃棄物処理をしていただいていますと、セメント資源化に役立つまでの間の暫定的な処置ですということ、私の方からもですね、また委員長の方からご指摘を受けましたので、環境部は企業庁と連携してきちっとやりまわすということをそのとき答弁をいたしました。ですから、そのあと、この暫定的な処置が延々と続くというようなことは困るので、おっしゃるとおり、環境部の姿勢として、このような一般廃棄物が産業廃棄物にですね、こう有価で

ね、一部売られたら変わるということに対しては必ずしも好ましいことではないので、これについては一日も早くですね、一般廃棄物としての処理なり産業廃棄物としてのきちっとした処理の形を、整えていただきたいということで、うちの職員は企業庁の職員と協議しております。それが、この今の流れの中で、このようなことが続いているということ、廃棄物処理法上の解釈で有価で取り引きされて、処理されれば産業廃棄物になるということですね、その法律上の問題であってですね、それが実態論的に好ましい動きであったかどうかということは、緊急避難的な面ですと、一次的にはやむをえないかなということは私は判断しましたがけれども、このことはあまり好ましくないということとは判断しております。

○松田委員 古い話やけども、江川があの日入団といっしょやなこれ。話は。本当に。だけどね、本当県民の人ね、そういう産廃業者でもね、指導受けたところなんか本当にね、馬鹿な県やったら許せんのかと。これね、僕、事故の原因でこと違うかなと思うんですよ。企業庁長には申しわけないけれどもね、環境部長やっとならしてですよ、こんなもん違法ってわかったことですよ。100%。分かったけど仕方がない、自分とこの庭で起きたことやから、しゃあないでということ、盲点を突いたと。分かるとるから盲点の突き方も分かるとった。としか考えられやんのやけど、もう1回企業庁長聞かして。

○濱田企業庁長 先ほど答弁させてもらったように、期限を定めてですね、やったのは事実です。で、早く資源循環の形に戻したいと、いう形はもう基本的にもってます。そういう意味で、今は成立していますけれども、連日、藤原町さんとかですね、地区の方とお話して、それが成立しました。そういう意味では先ほど環境部長が答弁したような形での状況が整ったということでございます。

○松田委員 もう一度聞きますけど、期限が限られたら環境部長、いいわけですか。期限を限ったとかそういういろんな条件さえ整ったら、このシステム自体、許せることなんですか。違法なんですよ。

○長谷川環境部長 なんて言うんですかね。その実態としてですね、県がやったら、企業庁がやるからいいとか悪いとかという判断はしてませんし、当然我々ですね、こういうことは現実、その灰が出てきて灰がどう処理されるかということの中で、当然環境部の役割としてもですね、この企業庁が富士電機に200円で、有価で売らなければ、売らなければという売らなければならないことがなければですね、当然一般廃棄物としての灰が出てきますので、その灰処理を県外を含めて一般廃棄物としての処理をしていただく業者をですね、当然今回のごみ処理もいっしょですけども、捜してそういうことに対して協力するというのが環境部の役割でございます。そのとき、そういうような協力もしたわけでございますけれども、かなり高額であるとかいろんな理由もあったか、また担当に会ってですね、説明させてもよろしいですけども、そのようなことの中で、要するにやむを得ずそのときはですね、このようですね、廃棄物処理法からいけば一応産業廃棄物有価で取り引きされたもので、試験的に使うといわれればですね、なおかつ市町村の同意も、関係市町村の同意も得られているということであったので、環境部の職員はですね、それはそういうことでできるだけ速やかに正常な形に戻すようなことを、企業庁に要請して、そしてそのときは終了という事実はございます。

これが私、環境部長として好ましくないのかどうか、といえば、好ましくありません。

○松田委員 この辺にしときますけども、おそらくねこういうことをしていると、県の環境行政っていったいどうなつたんのやろと、不信を僕はねこの事故は事故ですけども、この事故に波及していっぱいですね、僕出てきておると思うんですけど、一番困られるのは、困るのはね、これ今からの窓口ですよ。おそらくこれを持ってきてね、いっしょやないかと言われたらね、それに要する時間というのは説明、だつて間違っているものややってしまつたらね説明するわけやから、曲がったやつを曲がってないという説明するのやで、普通の10倍、20倍説明するわけですよ。そしてもっと信用をなくしたということやと思いますから、後きちっと対応していただきたいですし、違法だったのかどうかというのはやっぱりきちっと終わったあとでも、僕は違法なら違法と、はっきりするべきやとこう思います。それをひとつ要望しておきたいと思えます。

もうひとつだけすいません。今回の事故ですね、いろんな影響を受けた方がいると思います。例えば1例なんですけども、広域からこう、運んでるわけですね。これ1回ストップしてしまつて、京都やいろんなところへ今持つていかないかん。すると、広域でですね、運送を任せられたようなところは業者もまた用意してですね、まあ、資本投下してですね、さあこれからやっといこうといつたときに、全部それが切れてしまった。それによって破綻してですね、経営が悪化してきたと、いろんなね、運送業だけにこだわらず、いろんなところでいっぱい影響が出てきとると思うんです。この辺のいわゆる影響というのは、把握されてますか。企業庁長。環境部長かな、これは。どちらやろ。環境部長かな。

○田中委員長 それぞれの観点で、環境部長から。

○長谷川環境部長 いわゆるその、RDF化。いわゆる発電所に関しては、生ごみベースで400トン。RDFで200トンというのが、日々処理をされていたということの中で、発電所が止まっておりますので、生ごみ処理とRDFと両方で処理をして、それぞれの自治体で可能な限りやれる、現にRDF化をもうしている市町村もございますので、その辺の処理を県外も含めて、受け皿を求めて私がおみ処理対策本部長として、日々、陣頭指揮をとって、日々のごみ処理に困らないように、やるということはやっております。その中で松田委員おっしゃる様に現実的に県外企業とか従来の、そのひとつの仕組みが崩れておりますので、県外企業へ行くときに、そういうような従来の仕組みの中で、もの事がうまく収まっているかということに関しては、少しはそういうような地元、例えば運送業者が多度へいくのであれば、自分とかが受けて配送できたけども、県外へ行く場合は、運送業者がその受け手の処理する会社の車両でしか受けないというようなこともあり、その辺で少しそういうような従来の仕組みが崩れていったというような実態は聞いております。

それは何とか、改善ができないかということで、申し入れているところは事実でございます。

○松田委員 できたらね、そういうところの窓口というか、どこへも行きようのない窓口、相談窓口でもいいですかね、一遍聞いたってほしいんですね。そしてできるだけ県が協力したって貰って、協力できるところはしてあげる。広域に言うところは言うてあげるといことをねやっぱりしてあげてほしいんです。まあ、民・民の話だからということだね、先方を通してということ言えば言えますけども、やっぱりね、県が起こしたといいますか企業庁が起こした事故ですから、それに起因したことです。やっぱり県民の皆さん、やっぱり信頼を受けようと思ったら、そういうこともやっていただきたいと思えます。

それともう一回最後になりますけども、僕は今のそのごみの問題でもそうなんですけども、何か自分とこでルールをつくってやっていく。企業庁もですね、こうやってしたら有価物でええやないかと、本当にね、考えられないことをやって、そのががががが推進していく。そういうことが、日常的にそれで当たり前だということがですね、今はこう、浸透というか、企業庁中にそういう雰囲気になったときにね、僕は例えばもう上に任しときゃええやないかと、こんなことは考えんでもええやないかというところでですね、僕はその事故が起こった可能性も実はあると思うんですね。その辺のところ。例えば県の、この組織でもですよ。フラット化と、本当にこれでフラット化です。管理体制でできるのかなと、こんなもやっぱり見直さなあかんと思うんですね。ここで言ってもどうかが分かりますけれども、そういうなことも含めてですね、やっぱり考えていかなあかん。

委員長これ要望なんですけども、そういうフラット化とかそういうのも含めてですね、また一遍議論をしていただければと思いますので、ご要望させていただきます。

最後に、これですね、田川知事からきてですね、前の、野呂知事の前・北川知事がですね、いわゆる情報政策、環境政策という2本柱で来たわけですね。そして、情報先進県、環境先進県とこう、三重県は言われたわけですね。まあ、そういう流れであったわけなんですけども、企業庁長、前知事から何かこの事故について、連絡とか電話とかありました。

○濱田企業庁長 受けておりません。

○松田委員 はい、以上です。

○田中委員長 引き続き、ご質問、ご質問お願いいたします。

○貝増委員 2、3お伺いするんですけども、やっぱり何回この委員会開いてもらっても、企業庁長のあまりにも理路整然としたパーフェクトで、小さな声での答弁がゆえに、逆に、県の責務というのは一議員としてより疑義が生まれるわけで、その点から2、3点お伺いさせていただきます。

プロポーザルの件からいきますとですね、いろんな声出せ言うたって、前の堀田庁長あるいは安井庁長のときは、全部資料を議会へ出していただいていたと。それがきょうのこの特別委員会になってくると、情報公開制度しか出せない。各委員みんな、このうち半分は以上は所管事項で経験しますけど、皆書類持っているはずなんですけども、正規の委員会でこういった書類のひとつも出せないといったところですね、不信を感じるんです。プロポーザルのときでも、いろんな経過を聞いた。でも、県が企業庁は富士電機に任したプロポーザルのその説明を受けた、全部逃げ道がある。でもそれはチェックできなかった、技術集団が企業庁じゃないんですか。人数もしっかり各分野でおるのに、そのプロポーザルの県としての受け皿のチェックはなぜ今になっても、あの時しなかった、できなかったということ表明できないのかと、それについてまずお伺いさせていただきます。

○濱田企業庁長 先進的な技術ということですね、こういうプロポーザル方式を選んだということが、先ほどから何度かご説明させてもらった通りでございます。ただ、先進的な技術があるゆえに、そういうプロポーザルでよ

かったのかという問題については、先ほど申しましたように、こういった分についての他の民間活用の形とは違った形が必要であったかなという反省はありますということは、先ほど答弁させてもらったところであります。

○貝増委員 それもう、まどろっこしい話じゃなくて、本当に本音で申し上げてほしいと、例えば地元説明会でも知事は一番最初に頭を下げて、悪かったと、県の責任やと言われてるのに、現場責任者が現地の対応も部下任せやと、この辺本当に一番の被害者は誰言うたら、県民なんですよ。そこをやっぱり執行部として加味して、ひとつひとつの突発委員会では胸襟を開いてしゃべっていただきたい。そして、それが情報として出ることによって、先ほどの各委員さんから言われた泣いてる人、苦しんでる人、いろんな分野でも、あっ、県はそこまで進んできた、ね。光明が見出せるんと違うやろかと、その辺を反省して言ってほしいんですが。

あなたが環境部長のとき、同時進行で県土整備でも資料が流れてます。そのときのRDF焼却発電施設を改めて見ますと、経費の節減、建設コスト・維持経費コストの低減を視野に入れ、契約交渉に入ると。当然今まで言うたように、防災あるいはリスク管理は全部受けつら負け、受注業者に任せると。この辺をまだまだこれこれといういかなければならないんですけどもね。そうしたときにですね、今回また新たな資料を頂戴してはつきりすることが、発注は企業庁が丸投げしたと、まあこれはしたとします。しかし、一連の12月の起動してから各固形燃料・RDFがおかしいと気がついてから、いろんな担当者会議、理事者会議、何回もやられています、ここにいうとおり。でもそこには、現場を委託した先の富士電機ですが、入ってない現場責任者が、これ、企業庁はうちが管理していると、一番大事な事故の原因になる、なつたかも分らないその辺のことがなんで稼働現場の人も入れてないか。役人だけで、関係者だけでどうのこうの言って処理してきたことについての経過を説明してください。

○濱田企業庁長 この会議へ出ている企業庁の職員と、それから委託しておる富士電機の関係者とは当然いろんな話はしています。そして、ただ、事故原因となったところの話はですね、そうだったかどうかは私のほうは富士電機はそういう主張はあろうと思いますが、私の方はそうであるとは認めておりません。

ただ、各市町村の担当者との会議は、やはり先ほどのような状況を踏まえてですね、やはり県から、県と市町村の側で解決すべき問題であろうということで、こういう協議会を開いております。ただ、始めの時には、この1月の9日のときですね、このときは全員寄って議論いたしました。こういうところから出発しています。このときは確かに出ておったと思います。

○貝増委員 その後はなんで、ね、熱が出た。例えば桑名広域でもこれ3m積んだら100度越したと。そういう資料までどんでん、会議に出ていると。じゃあこれを止めることによって各地域の持込された搬入されたRDFについて、あれ現場では誰もチェックしてないんですね。企業庁、桑名広域のごみの搬入者のチェックはあっても、地元を入れた7カ所からの搬入、あるいは貯蔵槽にどれだけ、この車から積めとか、それ全部運転手さんの判断ですよ、あれ。地元ゲートチェックをしなかったと、これも大きなやっぱり事故に対する原因や思うんですね。そういうことについて、その辺の桑名広域の中には企業庁の現場事務所として途中から1人入れて、2人プラス事務員1人、3人体制でありますけれども、あの人たちは裏へ出なくて、現場に出ず、事務的なことしかしてなかったんです。何のための出先現場事務所だったんか。頻りにこの12月から小さい事故、あるいは8月14日の爆発までの間、何回もあって会議もやっていたのに、企業庁として本部のシンクタンクが誰もそこへ乗り込んでもなかったと。その辺の対応は企業庁どうでした。

○濱田企業庁長 例えば灰の処理についてもですね、まったく放置してあったというんじゃないかとあとあとチェックしてこういう文書も送りましたということも、先ほどご説明させてもらった通りでございます。まあ、四六時そこに立ってというようなチェックじゃないですが、ただ、これも基本的には先ほど申しましたが、結果としてその方法がよかったかどうかということは考えなんです、協調体制をとりながらいわゆるその安全注意義務というものを励行してもらって、各市町村の方もですね、そのRDFの形成を、成型をよくするというような部分については、調査してもらい、それで取り組みもしてもらったということなので、決して企業庁の担当がまったくそこに閉じこもりきりでも何もしなかったということではございません。

○貝増委員 後で先輩が大きな質問されますので、最後にさせていただきますけれども、そうですね、各委員言われましたけれども、協定書、11月15日、20日、29日、ね。多度町、桑名市、東員町等、個別に組まれた。あるいは広域組合との搬入上限の協定書も組まれている。これ、文書をつくただけで、ひとつも実践されてないということがこの間の説明会を通じて地元住民は、市町民ともピークにきくと。まだ今にたつても現場責任者の企業庁長は現場引き上げたら、一切表に出さないと。この協定書に対する約束したことを、言葉の使い方は別として、判断は別としてやっぱり水谷委員が言われたように、第6条の、一遍ストップをかけるという一時的初動判断がなぜ企業庁長としてできなかったか、その辺を教えてください。

○濱田企業庁長 これは14日の事故を言っておるのでしょうか。

○貝増委員 も含めて。今までのね。14日でもいいですよ。

○濱田企業庁長 19日のときはですね、私飛んでいってすぐに。

○貝増委員 14日ですよ。

○濱田企業庁長 14日のときはですね、これ止めるような認識は現場に聞いたところなかって、それで熱風であるか、爆発であるかというような議論もありました。私がおのときの聞いた話では、現場の責任者は爆発音はなかったと、こういうことでしたということ、強い熱風という表現をさせてもらった。それでそういう部分で、この施設を止めるという、貯蔵槽以外のところですね。その部分についての不具合は、生じてませんでしたので、施設の稼働を止めよと、こういうような認識はございませんでした。

○貝増委員 発注は一体で出しておいて、発電施設はいいからと、あるいは熱風で穴があいたと、あれは完全に爆発ですわ、あれ。ね。1m50以上の大きな穴があいてるのを見て、それで夜中に大きな音ポン言うて、ね。鳴ってる。朝一番に行っていたのは、当然業務で行かれた。でも後は会議は県庁でしなければならぬ。現場の若い人はうろろして、何にも指示できない。本庁から呼べと言われても、誰も来てくれません。そんな状態が続いた。やっぱりその初期対応、庁長が現場から離れるときには、やっぱりなぜ他の技術者をその場に置いて指揮判断をできる人間を置かなかったか。あれが二次災害を起こした原因やと思うんですけどね。

○濱田企業庁長 先ほど申しましたとおりですね、施設の機能としてはまあ私の分にされた機能というのは承知してましたんでですね、特にその後の状況を見てですね、19日のときは状況は異なりました。19日のときは行ったときに、けが人のことを訪ねて、そしてすぐに施設の稼働は止めたかという話はさせていただきます。

○貝増委員 きょうはこれ以上聞いても多分、企業庁長はだんだん言葉が小さくなって言葉選ばれるもんで、私は質問をこれで終了させていただきますけれども、また次回もごきますもんでね、以上、終了します。

○西場委員 この問題ですねいろいろ問題が残ってくるんだらうと思いますけれども、今の時点で重要な話ばかりしてきたことは、RDFなりRDF発電のシステムそのものが決して安全でなかったと、こういうことだと思っております。RDF発電は決して安全でなかったと。それが今いえる結論だと思っております。この安全でないRDF発電、あるいはシステムをこれからどうしていくのか、このシステムそのものを葬るのか、あるいはそれを安全に変えて継続していくのか、このために原因究明をしなくてはならぬし、そして、我々この委員会のこれからの質疑も深めていかねばならない。まあ、こういうことだらうと私は考えております。

先ほど来、いろいろ話があったんですが、元々その今RDFは先進的な技術だと、今、企業庁長も言われて、これを、ある意味では盲目的に信じてこれを進めてきた。それには環境先進県として三重県の県政を進めていくというその大きな流れの中で、その目玉的にこの事業があったと、こういわれるところですし、私もそう思います。そんななかでのこだわりが、逆に大惨事にまで至ってしまった、こういう状況にありやあしなしか。こういう点が非常にこう、大変気になりますし、その辺のところの今までの経緯の中であるいはそれぞれのその部局の判断の中でこういった意識がどこまで作用したのかと、このことについて、私は今一度それぞれの立場あるいは代表してでも結構ですが、聞かして貰いたいなとこういうように思いますが、あまり時間ありませんから、いろいろそういった疑問点なり、申し上げたいことをちょっとまとめて申し上げます。

このRDFのこの安全の配慮が欠落しておったと。特にその他県でも同じような施設があるのに、本県のみがその関係者の安全意識が非常にこう、希薄でなかったのかということがよく言われたり、新聞に書かれたりしておるわけですが、その原因として考えられるのは何かと、こういうことを先ほど来のまあ、環境先進県のこの意識の中で改めて考えてみますと、とかく最近B/Cいわれますけれども、そのコストそのものをいかに低く押さえるかというところの意識が、安全をしのいで行き過ぎた面があったんじゃないか。

あるいは12月1日に規制が始まるというその時間的なことに追われるがゆえに、そういうことに繋がったんじゃないかと、こういう、より安く、より早くという意識が結論としてこういった爆発事故に繋がっていったんだというようなことにはなっていないか。あるいはその辺が多分にどんだけだったのか、まあ、こんなことをいろいろ4基の設備が1基になったというような、それぞれの提案の結論を導く前提に下地になったんだと、こういうことになってくるとこの構想なり県の方針と相まってですね、企業庁の基本的な姿勢というものが大変重要になってくるんだらうと、こういうふうにも思いますし、コストの面では、これは岩名先生の発言にも確かあったかと思いますが、3,790円、これに至るまでに既に無料化であったのがそうなったんじゃないかという中で、企業庁も厳しいそのこれからのその運営を強いられると、そういう面があるだろうし、また、何もかもをそういうことの受け入れ企業に任

してしまう、丸投げであったのかどうかというところまでの表現は別にしましても、そういう状況にしていかなるを得ない、そのコスト面のあるいは急ぎすぎるそういった効率主義一辺倒の、こういったやり方がこういった状況を作り出したと、こういうことになってくるんじゃないかという思いがいたします。

もうひとつは、私どもにRDFの専門家がないということに富士電が言ったやら、あるいは企業庁も言ったやらというような、そんなことを側聞いたしますけれども、平成4年からできた三重県の構想が今日もう10年近くかけてやってきて、専門家がないということでは、専門家のレベルにもよりますけれども、そんな容易く言えるもんじやないと思っております。しかし、考えてみれば、今時点で、長年携わってきた人が今の時点でその安全性や技術に対して物を言える立場に現在おられるかどうか、その人事面での配置とか、あるいはそのRDFの発電の運営に関してですね、そういう言葉が出てきたときにその言葉をきちっと受け止めて、それを事業なり運営に反映していくという状況にあるのかどうかという、こういったことも大変気になるところであります。

長年のその今までの取り組みの中で、必ず私は専門家に近いそうした技術やそういった人材は三重県にたくさんおっただらうと、その中にはこういった我々にはなかなかその当時、今まで安全面での議論がなかなか聞こえてこなかったけれども、そういった安全面に対するこうした方がいい、こうなると危ないという声があったはずだ。それをきちっとその実行までいたしめられなかったシステムとして、あるいは人事としての問題がなかったのか、こんなことについても聞かせてもらいたいと思います。

とりあえずそこまで。

○濱田企業庁長 私自身もコスト意識は当然持っております。ただ設計段階も終わってましたんで、我々はその後の、例えば灰処理の運営の問題であるとか、そういった部分については随分、意を用いたつもりでございます。ただ、先ほど言ったようなコスト主義が前面に出すぎて、今回の分になったのではないかというようなことは、我々もこの施設が、設備がついてないとかですね、そういうような面からはもう一度検証する必要があるという格好では見えていますが、今のところ、この部分はこうだったということまでの記録は見当たりません。

この後の人事面での話はですね、おっしゃるような部分をやっぱり必要と思っていて、私も1名途中で異動させたのは、非常にその当時から深く関わってですね、そういう意味での勉強もよくしておるといって50代の職員を1人配置させていただきました。ただそれまでの経過の中でですね、今までの配置がすべてそれでよかったかということについては、途中異動の中で少し大幅な異動があったりしたことも事実でございますので、これからの意を止めなければならぬ点かと思っております。

いずれにしても、経費面だけでですね、この安全性との問題がどうであったかということはこの原因の話とも含めてですね、我々ひとつひとつ点検せんならん課題であると、そのように思っています。

○西場委員 12月1日の規制の開始に間に合わすために、急ぎすぎた、こういうことについてのその迅速な対応というのはなかったかどうか、この点についてはどうですか。

○濱田企業庁長 この点につきましては先ほども申しましたように、12月1日の施設稼働には、是非間に合わせたという思いはありました。これはRDFが市町村から出てくるという実態があつてですね、ただ、そのために安全の部分をもっと無視してやったということじゃなくてですね、安全点検の部分については、どうかということをはきちっと点検しながらやったつもりでございます。

ただ、途中で発電のプラントの部分でいくつかの故障が起こったということですね、そういう計画が少し狂わされたということもござります。

○西場委員 確認のためにもう一度聞いておきますが、そのタンクを1つにしたあるいは、当初プロポーザルで提案のあったいろんな安全設備のいくつかあるいは全部が、実際建設できなかった、しなかった、こういったことは急ぎすぎあるいはコスト主義、こういう中で影響したとは考えられない。

○濱田企業庁長 そこまでの部分ですね、この部分がという確信をもってまだ私答えられません。

○西場委員 環境先進県を標榜する県政に忠誠を尽くすあまり、このことに支障があつてはいけぬ、事故があつてはいけぬ、問題があつてはいけぬという意識が事故にまで、発展してしまうべく以前にいろいろ対処しなくてはならないというその積極性に、ブレーキをかけたということにはなっていないですか。

○濱田企業庁長 私庁長になってですね、一番先に前任者から言われたことは、灰処理の問題が滞つてますと。これを解決してください。その前にですね、市町村との間の引き受け料の話が解決されてませんと。大きくはこの2点と



次に、爆発事故が起こった日ですね、我々は県土整備、そして企業常任委員会の視察でこの現地にいたわけですね。そして、庁長もおついでですね、爆発の直前、私は質問していたと思うんですね。そのときに富士電機の責任者に対して、あなた方の会社はこの施設を造るのに、どういう今までのわが国における経験ありますかと、問いましたよね。したら、まったくありませんと、平気でまあ答えたわけですがね。私はまあ唖然としたわけですが、このような会社ですね、プロポーザルであろうが何であろうがね、契約をするという異常さ。これはですね、ちょっと私は許せないというふうに思います。まあ、日沖委員も指摘をされておりましたけれども、安全対策をプロポーザルの審査の時点でも持っていない。そういう富士電機を指名したことに対してね、県の責任は感じてないかどうか、ちょっと企業庁長。

○濱田企業庁長 プロポーザル方式としては、ひとつの方式だったと思うんですが、先ほど申しましたように、新しい事業をするという観点で、その他の部分といっしょのプロポーザル方式でよかったのかという観点がひとつですね、それからもうひとつは先ほど申しましたように、プロポーザルの中でもかなり先進という話の中で企業にですね、委ね、ある意味では過ぎ、過ぎたという部分があるのはこの契約上、明らかであろうとは認識しています。そういう意味では反省はあります。

○岩名委員 いや、反省じゃなくてね、私は、県は県の責任だと思うんだけど、あなたはもうどう思うかと言っとるんですよ。

○田中委員長 企業庁長、簡潔にご答弁お願いいたします。

○濱田企業庁長 具体的な部分についてはそれぞれのところでいろんな意見をききつつとてくると思いますので、それをききつつ受け止めたいと思います。

○岩名委員 これね、企業庁はね、県としての責任を認めようとしてまったくしてない。そして、富士電機はまた一方で、私は富士電機の人の話を聞いたことがないんで、分らんが、まあ、自分の責任を認めようとしないう部分が非常に多い。こういうことではね、県民がたまったものじゃないし、犠牲者の方々にも浮かばれないと私は思います。委員長にお願いしたいんですが、この際に、富士電機の責任者をね、一巡参考人として招致をしていただいて、我々からもですね、一巡いろいろとお尋ねをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中委員長 委員の皆さん方、今、御提案をいただきました富士電機さんの方からも、多岐にわたっているとお伺いしたいことがあるということでございますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声、複数あり)

そうしましたら、詳細につきましては正副委員長とて、ご一任いただきまして、打ち合わせさせていただきますので。

○岩名委員 委員長、ちょっと注文よろしいでしょうか。異議なしなんです、というのは会見なんか見ていると、東京から来た常務かなんか知らんけど、今、現場の状況を知らない、それは向こうの勝手ですが、それ以外ですね、問題になっている契約上の担当者だったり、それから現場の責任者など、そういう人たちが必ず来てほしい。複数でも可能だということで、常務来てもなかなか要領を得ませんので、契約上の問題に熟知している人とか、現場の事故の部分の管理官含めてですよ、わかっている現場責任者それら含めて複数で結構ですから、お願いいたします。

○田中委員長 正副委員長にご一任ください。お願いいたします。引き続き岩名委員お願いします。

○水谷委員 今、岩名委員が言われましたように、富士電機を呼んでいただくのは非常にありがたいと思いますけども、まあ、いろんな意味でですね、県民感情等を察知しますと、非常にこれに携わった一番の責任者というかね、そういう方、前、北川知事もですね、そういう形では是非ともですね、参考としてですね、お聞きしたいんですけどもいかがでしょうか。

○田中委員長 一応、じゃあ、正副委員長にご一任ください。

○水谷委員 はい、分かりました。お願いします。

○田中委員長 岩名委員、引き続きお願いいたします。

○岩名委員 それとですね、私は今回のその事故後の対応についてもね、私は企業庁の対応は非常に悪かったというふうに思います。ひとつの例を言いますとね、これは素人の考えかも分かりませんが、最近タイヤ工場が火事になりまして、その消火もやっぱり水でやってたんですが、結局化学消防車が出勤して泡消火をしたということテレビで

報道しておりました。私はこの爆発の翌日にですね、一向に火勢が衰えない。そういう時期に、副知事からですね、電話が何かの要件でありました。そのときに、あなたどこにおるのやと言ったら、現地におるということだったんで、私はそんなもの水かけててもやね、あの火の勢いを見ていると、これはプラスチックが燃えているんじゃないかと、一般廃棄物やないやないかと、だから、それはそれとしてですね、三重県には四日市には特に化学消防隊がおるんで、泡消火も持っているんだから、それを呼んだらどうやという話をしたところやね、これがまたやね、結局消防庁に頼んで呼びまして、消防庁から今係官が参りましたというから、係官が来ても火は消えないじゃないかと私は、その場で怒ったわけですがね、それでね、そしてまあ、名古屋から消防車がくるよ。化学消防かと言ったら、普通の消防やと。こういうふうな対応にしてもですね、私は非常になんとなく、その、備えが全然できてないというふうに思えてならないわけであります。これはまあひとつ愚痴として聞いてもらいます。

そして、次にですね、今行き先を失ったRDFの処理代金の問題も、これ非常に大きな問題だと私は思うんです。これについて、今日までの状況の中でどの程度の金がかかっているのかを、委員長通じてですね、ひとつ我々にも示していただきたい。これ後で資料としてね、お願いできませんか。

そして、最後にね、松田委員のさっきのご質問に関連してですね、ちょっと私も古い県会議員として申し上げておきたいことがあるんですが、この事業を始めようとしたのは企業庁なのか、環境部なのかというご質問がありましたよね。なんとなく分かりにくい答弁であったように思うんだけど、これはですね、そもそも平成4年に何か新しい方針が出されたという、先ほど報告ありましたが、もうそれ以前から昭和の時代からこれは相当企業庁がですね、熱心にやっていたことなんです。私は唯一反対しておりましたので、私のごへも、何となく執拗に企業庁からですね、理解をしてくれという要請がございました。ですから、これは明らかに当時の通産省、通商産業省の外郭団体でありますNEDOがですね、これは厳しくそのまあ売り込んできたひとつの事業であって、それに乗った当時の企業庁がですね、これを何とか火力発電事業もなかなか採算が合わなくなってきたり、電気料の人間をですね、どうしようかというようなかから考えられた事業であることを、ここではっきりと申し上げておきたいと思えます。そういう発想の中で、これは行なわれたことであって、当時私も議論のひとつとして申し上げたことは、まずは一般廃棄物については市町村の専権事項ではないのかと。それに県がなぜ手を突っ込んでいかなきゃならないんだと、ね。こういうですね、やはり役割分担を超えたことをやったことが、こういう惨事を引き起こす大きな原因になったんじゃないかと。この辺の原点に立ってですね、私は考えなければいけないし、今後の対応についても考えていってほしいと、このことを申し上げておきたいと思えます。以上。

○芝委員 はい、そいじゃ、質問させていただきたいと思えます。まず、庁長ね、庁長先ほどの答弁の中で、よく出てくるのは、主張すべきは主張して、今後議論していくとか、そういうような部分を受け止めていきたいという、まあある意味では、主体がなしにね、対象の相手をぼかしながらというか、意識しながら、もしくは今後の進展を意識しながらの言葉が非常に多いんです。今までのすべての説明だけど、今回の企業庁の体質と、今回の事故に限らず、今までの体質も含めながら皆さんから全体的に、この委員会からでも県民からも指摘を受けているのは、説明責任がなっていない。このことははっきりいえると思う。もうひとつは情報公開になってない。この大きな2点の元に、あると思うんです。不信任感。そこところがまず、今回の事故を契機に体質改善ももっていかないとね、これは困ると思ってるんだけど、なかなか庁長の口からそんな言葉が出てこない。非常に残念に思ってます。

おそらく、庁長が今いう、主張すべきは主張とか、議論していくとか、どうこうというのは、今後の進展を含めながら時には対象が契約委託先の富士電機であったり、消火にあたってもらった消防署関係であったり、司法当局であるんだらうと、それは推測できますよ。しかし、今ここへ来ればね、さっきからいろいろありますように、企業庁としての責任、もしくは県にもある。その責任は絶対に免れない。これは委員会の恐らく皆さんの思いであろうし、県民の思いであります。

しかし、今言ったように、そこの責任は認めた上でいろんな契約上の問題、いろんな部分の民法上の問題、法律の問題も含めて主張すべきは主張するという、部分でやってもらわないと、何もかもがですね、同じ感覚の部分でやってもらったら困る。だから、私は言いたいのは、説明責任は十分果たし、情報公開もする。そこで、改めて企業庁としての責任は取りますよと、その部分がひとつあって改めて主張すべきは主張すべきは議論すべきという問題に分けないと、大変なことだと思えますから、まず最初にそこに主張しておきます。

そのなかで、私は今回の一連の部分をですね、大きく3つの形態というような感覚で捉えて、まず、質問をさせていただきたい。そのひとつというのは、先端にひとつの原因があってそれはすることは大変難しいと、複雑な要素から構成されていると思うんですね。事故全体。一連の流れが。その中で、まずひとつはRDFの性状の問題、これがひとつだろう。要するに、6つの施設から出てくる部分の性状の問題、過程の問題、先ほども議論されておりました。これがひとつ。

もうひとつは要するに、契約から、プロポーザルから契約に至って、建設されて、あとの安全管理の部分の問題がひとつ。もうひとつは、いろんな形で発熱して、発酵して発熱したり、爆発したり、発火したりという部分の対処の問題。そこで、けががあったり、死亡があったわけですけども、大きくはこの3つに分けて議論するべきだろうと、私自身は思っておるんです。

その中でまず一番目の部分で、お聞きをしたいのは、RDFの性状の問題。この部分については、県の事故調査特別委員会の方から報告書にも上がっています。それを引用するとね、RDFの形状や水分について県内の製造施設からの報告、報告だけであるけれども、顕著な差は認められないというコメントが出ていますね。ところがきょう、ここに企業庁からね、一連の報告を貰った分については誰が見てもね、顕著な差があると思えやんわけですよ。顕著な差があるとしたら。今は、時間がたった今は例えばこの部分とは6月のデータだろうと思うんですが、6月のデータを元にした調査委員会というか、総論だと思うんですけども、6月の部分も大事でありますよ。大事であるけれども、それも調査委員会なり、企業庁なり、県が行ったデータや検査じゃなしに、それぞれの施設がそれぞれのところへもって行って、それぞれのところのやり方でやったような感覚もあるんです。同じところでやっていませんから。同じ試験槽の中でやってません。そのものでこの調査委員会の検査の総論付けだけでも、少し私は疑問に思っているんです。

それ以前に、ここにも今日報告いただきましたように、去年の12月から既に運び込まれてるなかで、度重なって桑名を始め、各施設に改善要請をかけている。この事実とね、報告とがこれでいいのかという部分。この調査委員会の管轄は県のほうですけどもね、その部分が一番大事な部分であるのに、結論付けは6月の持ってきてもらって、報告してもらったデータをもとに、もう正常で差異なしという部分の結論付けの部分から議論を出発してもいいのかどうかという思いがあるんですよ。この部分について県としてはね調査委員会の報告をどう受け取ってます。これでいいとしているのか、報告は報告ですよ、こんなもの。いや、やっぱり現状に差異があるのかという、そういう認識から。

○長谷川環境部長 7ページのRDF化施設と他県施設とのRDF性状比較ということで、県内の7施設と他県11施設のいわゆる水分、灰分、可燃分、いわゆるTRの基準はクリアされているし、他県のものとは顕著な差は認められないという報告でございますので、要するに、他県でそういう発熱とかいろんな事故が生じていないのに、三重県ではなぜ生じた、起こったのかということに対して、まずRDFの性状を比較したということでございますので、これはこれで意義があると思います。

○芝委員 その比較したデータは一応、何月時点のもの。総論的に。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 市町村のほうのですね、RDF化施設が14年12月前後稼動でございますので、それから以降のものでございます。基本的にその14年度の部分とそれから15年度に入った部分も一応ございますけれども、両方と取っております。

○瀧田企業庁長 私のほう、出したのもですね、12月の23日の発熱の部分がありましたんで、1月ごろはこうでした。桑名広域の部分でも4月の何日にはこのようなところで改善しましたと、そしてきょうも資料として出させてもらっていますけれども、企業庁自体が分析した資料もつけて今はこういう状況でございますと、そういう部分の表を現時点でこう見れば、大体言ったような状況の話の中にあると、こういうことでずっと経過を説明させていただいております。

○芝委員 そうすると、ちょっと整理させてな。12月以降からRDF入ってきている。専門委員会報告としては、去年の12月時点もこの6月時点もすべて一連の部分のデータを見ながら差はないという結論付けになっていると認識していい。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 市町村のほうですね、大体、3カ月に1度くらいしかこのデータというのを残しておらずに済んでしまったものですから、そのデータをもとに比較をいたしておりますので、必ずしも毎月チェックをしたとかですね、そういう意味合いではございませんので。

○芝委員 ようわからんのやけど。極端なことを言うと、例えばこの写真の16ページのね、桑名のこの製品なんていうのは、非常に誰からも見ても、綿化度というか、粉化度というんですか、この部分は劣ってるんだとこう思ったりして、改善要請をかけてますけど。これをよく見て、よその他県と一緒に判断したわけやないんではないかと、改善の要請をかけた、よくなってきたある程度のももの6月時点かなんかと思ったんですが、その時点を見て調査委員会は差がないという判断をしたでしょう。以前のものは差はあると考えていいんではないかと。そこをはっきりしてください。まず。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 調査報告書7ページは、あくまでも県内の7施設と他県の11施設を比較をいたしております。その中で見ていただいたら分かりますように、粉化度については他県の施設の。

○芝委員 いつの時期やと聞いておるの、おれは。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 時期的にはその同じような時期で比較しております。

○芝委員 同じような時期。桑名のRDFでもね、去年の12月の部分のデータと今年の6月のデータとは違うと思うんですよ。だから、事故調査委員会っていつのデータをもって調査をしたというの。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 桑名の分については、平成15年の2月のデータでございます。

○芝委員 2月。機械を替える前。替えてから。桑名の。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 一部その機械を入れ替えている時期かなと思います。

○芝委員 ちょっとその、個々、個々それぞれの施設の出したデータの年月が私は把握してないで、分らんのですけども、いずれにしてもね、県下の同じ部分のRDFは、顕著なその差はないと、他県と比べてはないし、県の中でも差はないと、こういうコメントが入っている。ところが今まで以前、企業庁からのコメント等ではですね、以前はそのここに報告あるように、その原形をとどめないもの、崩れてるものもあったりとかですね、いろんな問題が、大いに不良品が含まれてたというコメントがあった。そのときの部分のデータも調査委員会には提出をして、調査委員会はそのときのデータも入手してこんな結論になったかということ、私は聞きたかったんであってね、その観点はどう。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 大体その施設については稼動しました直後といいますか、15年2月前後ですね。その辺のやつを主に調査をいたしておりますので、それで言いますと、今現在のデータと比較したというわけではございません。

○芝委員 ままあしたわけ、今現在の新しい、改善された後の部分でやったというわけじゃないということね。私はその中でね、事故調査委員会の部分のデータは非常にデータ不足、気の毒にデータ不足だったんだと、こう思っておるんですよ。現状はもっともっと改善する前の部分というのは、データももっと悪くて劣化しとった、悪かったんだらうとこう思う。そのときの運び込んだものがタンクにあったからねその現実と、いや最近の新しいデータ集めて調査委員会がこれは他と変わりませんよ言った部分とは、まるっきり異なるという思いがあるんで、この部分をきっちり修めやなかんとは思ってはおるんです。これがひとつ。

そのRDFの受け入れ問題。その中で、事故調査委員会がコメントを出してます。委員長はコメントされている中でもね、「関係者から聞き取りの調査等々について、できればしたいけれども、捜査権もなく相手もあること。それから警察消防との関係上、難しいものがある」。それは分かるんですが、そういうことと、いずれにしても関係者間の聞き取りの調査もしたい。委員長要望しとるんです。併せて企業庁には運転時や保管時のデータ提出も求めたい。こういうコメントが載ってます。それから、当然ながら、この調査報告書にも事故前の状況等の詳細なデータが確保されていない。ということなんです。非常に、先ほどからコメントの部分を含めて県の責任にないような部分をいわれるんですけども、調査にまず、この事故調査特別委員会の調査に県としても企業庁としても、十分協力し、データの提出、先ほど言ったように、説明責任と情報開示、これの部分を果たしてますか。まず、その感覚から聞かしてください。県と企業庁。

○長谷川環境部長 この1カ月足らずの中で、4回委員会を開いてですね、県外の稼動している3施設の実態も調べ、それから実証実験も三重大学や他の企業等でやり、いろんなものを事務局で可能な限りのことをやっております。ただ、おっしゃいますように、委員長の報告にもありましたように、いわゆるデータ、事故前のデータについては日々RDFのいわゆる貯蔵槽への動き、搬入とかいろんな動き、どこのがどのような動きであるとか、量的にとかですね、その当時の湿度とか温度とか、そういうものは客観的に調べられますので、いわゆる吸湿度、吸湿が高まるような夏場でございましたので、どうなっているとかそういうデータはですね、可能な限り全部出して協力しております。ただ、その実態的に事故が起こったときのデータというのは十分なものではないので、最終報告に向けてですね、そのデータを踏まえて究明をきっちり回ると言うことを委員長は述べております。

○瀧田企業庁長 企業庁としてもですね、少しまどろっこい感じになりますが、現場事務所のほうが少し立ち入りができない状態になって、結果としてそういう状況が出づらいつら部分があるかも分かりませんが、基本的には職員ですね、そのときの情報を状況を集めようとして、懸命に取り組んでおります。いろんなご指摘を受けてますので、基本的

には我々の方も調査委員会で明らかにしていただきたい気持ちの方が他よりももっと強うありますので、今後についてはですね、十分対応していけるように努力します。

○芝委員 企業庁、今のコメントよう聞くと、今まで十分協力しなかったと、これから十分協力しますというような解釈でよろしいですか。

○濱田企業庁長 正直言いまして、職員も私がこれ以上して大丈夫かなというぐらいですね、懸命にやっております。そういうな中でなかなか、こう書類として整備されてない部分があったりするのも事実でございます、そのお叱りを被っておりますけれども、協力しようという気持ちはこれは今までと変わりません。

○芝委員 企業庁、ここは、こここそ言うんやったら、気持ちやない、気持ちやない。するか、せんか。出すか、出さんかですよ。もう何日経つとるとおてもんの。整理したいなん、いらんわけですよ。あるものを事実の経過とともに出せばいいんですよ。出されれば、それが調査委員会であろうと、警察だろうが、どこだっていっしょなんですよ。その部分がないから、調査委員会の委員長が敢えてコメントせんなんというここに問題がある。そう思いませんか。

○濱田企業庁長 環境部も十分。

○芝委員 環境部関係ないやろ。

○濱田企業庁長 いや、企業庁自体はそういうつもりでそれを取り組んでおります。

○芝委員 取り組んでおりますし、僕は取り組んでなかったからこんなコメントとかそういうことになっていく。取り組んでください。違いますね。その部分については。

○濱田企業庁長 取り組みます。

○芝委員 はい。それで、今まで、プロポーザルの件とか契約の内容、設計変更とかいろんな部分で、でてきました。当然事故調査委員会の部分も含めてそのほぼ最初の原因、まあ爆発原因、発火原因のこととは行かなくても、大きな原因の部分は絞り込まれたと、こう思っております。その中で、当然、企業庁としてはね、庁長はその説明の節々にプロポーザルだから、委託してるからという部分が、前段に私はあると考えているんですけど、感じ取れるんですけども、しかし、それはあるでしょうけれども、設置者として委託者としての責任、指導、管理。この部分は絶対に責任は免れないと私は思うんです。

当然ながら、企業庁の管轄すると言わしている県の責任も逃れられない。その部分においては、契約実行したが知らんが、その部分は別として、まず、企業庁はプロポーザルの選定の部分をした、それから設置している部分の責任。管理者としての責任。指導。能力。いろんな部分での、責任問題は、逃れられないと、こう思うんですね。現場へ直接関係なかったから、責任はないと言わせないと思う。

その中で、事故以来、相当月日が経つわけでありましてけれども、企業庁の中で今回の事故に対して、今いった観点から、責任問題を議論したことはありますか、ありませんか。

○濱田企業庁長 私、それぞれですね、言われとる部分についてはきちっと受け止めるつもりです。自分で評価することではなくてですね。

○芝委員 企業庁長受け止めてじゃなしに、私言っているのは、例えば県にはいろんな問題起これば、県の懲罰規則があります。そのときは当然ながら然るべき機関を開いているんな問題を検討します。1回、2回でも。1回でできるときもあれば、2回もあるでしょ。すぐに方向性は定めても実行しない場合もあるでしょう。当然県も聞きますが、企業庁の中でそんな例えば懲罰規定のようなものはあって、それに沿った検討会的なもの、結論はなくてもいいですよ、まだ。そんなものは開かれたか、開かれてないかということを知りたいです。

○濱田企業庁長 聞いておりません。企業庁にですね、として、これが責任があるという部分については当然施設の長としての、これは私の責任に帰属すると思えます。

○芝委員 そこですべては私にあるからというのではなしに、きちっとした懲罰規定あるんですか。ないですか。まず。懲罰規定。

○濱田企業庁長 企業庁の中には。

○芝委員 県に類するの。

○濱田企業庁長 はい、同じような規定がございます。

○芝委員 その中で、事があればね、開かんなん文になつてるわけでしょう。すべてが対処終わってから開けという文になつても、そこは庁長の判断ですよ。誰がどうかというではなしに、自分ひとりの責任じゃなしに、いろんなことであるんなものに責任があると思うんです。まずそこで、いろんな問題、まず、結論出すまでのそういう部分は召集して検討を今からしていく。そこでも情報収集もしていくということの分をすべきだと思うし、併せて、県としてもね、そういう検討に入るべきだと思っているんです。県の懲罰規定にあわしながら。

県民に安心、安全を守るという、前提のための行政でありますから、そこに多大な負の部分があったわけでありまして、当然私はそこに対象になってくると思うんですが、庁の動きと県の動き、その考えをもう一度お聞かせください。

○濱田企業庁長 私は今の時点よりですね、少し、もう少し原因究明の部分とかいうものを待つ状況です。

○芝委員 県は。

○長谷川環境部長 県の場合は企業庁長にあたるのは、当然知事になりますので、総務局が懲罰の所管部門でございますので、当然その旨伝えます。

○芝委員 伝えるというか、まだ開いてないということね、現実には。そういうもんはね、設置してないということですね。

○長谷川環境部長 やってないと思います。わかりません。

○芝委員 でも私は結論的なもの、中身のその議論までにはまず、開くのは知事であるし、設置するのは知事であるし、企業庁においては庁長なんですよ。そこですぐ結論が出るものでもないけれども、やっぱり設置すべきだと、県民に企業庁にもそれなりの管理と指導と行政上の問題の責任はあるということを示すためにも、すべきだと思うんですが、庁長その辺はどうですか。先ほどから、原因究明が先や。それは当然先せんあかん。しかし、まず設置をするということがね、企業庁にも委託責任がある、管理行政指導責任があるということの、まずはいろんな問題他にもあると思うんですが、まずはその明示にもなると思うんですが。そんな考えはありませんか。

○濱田企業庁長 現時点では考えておりません。

○芝委員 はい。それじゃ、いつになったらそんな部分は設置、現時点じゃないということはいつの時点なら、それが可能なんですか。

○濱田企業庁長 今後の原因の究明とかですね、そういう部分をもう少し見極めないと、職員も懸命に我々日々の仕事に、さしてしますので、そういう状況もお汲み取りいただきたいと思えます。

○芝委員 私、事故の処理の仕方には2つあると思うんですよ。すべてが終わってからねいろんな責任問題の部分はきちっとする。そういう形。もうひとつは、事故の原因究明とかいろんな部分をしながら、原因究明を続けながら、やっぱり、その原因究明ができていんな体制が立ち上がった中でその実行というか実施はそこだけでも、向かってこういう方針でありますよ。要するに、退路を絶つてという感覚はないけれどもね、青木さん、ちょっと名前を出すと、ちょっと事情はおかしいけども、そんな感覚的なね、話の部分でやっぱりあると思うんですがね。今、青木さんやない、野中さんやっとな。退路を絶つてというのは。失礼しました。

いずれにしてもね、県民から見ても、我々この委員会にしても、議会からしても、県から見ても、県並びに企業庁にならん責任の部分というのは、避けて通れない。この思いはあると思うんです。その責任のどういふものかというのは、これから議論ありますけれども、その部分でやっぱりそんな部分をですね、設置をすると、具体的な議論は先送りにしてくけど、まずは企業庁責任ありますよということは、やっぱりひとつの誠意の部分であるし、また犠牲、今先ほどあったように、遺族の方とか、被害に遭われた方も、患者の方への誠意でもあるし、姿勢やとこう、思うんですけどね、もう一度庁長、じゃあ事故の原因があるで究明するって、それいつ頃になるんですか。

○濱田企業庁長 私としては、やっぱり私以外の部分に関わる問題については、やはり職員の士気の問題もありますので、現在は考えておりません。

○芝委員 士気がどうこうするから、その部分ないというのではなしに、やっぱりね、今は庁長一人の問題だけではなしに、やっぱり全体の信頼を県に対する行政信頼を取り戻すという意味でも、企業庁の英断も私は必要だと、当然ながら、先ほどおっしゃったように、県の部分でも知事でも結論は先になつても設置をして、県にも責任ありますよ

という部分を見せていくのも大事なことでこう思っていますから、もう一度是非再考してほしいと思う。これ以上言っても多分変わりはないと思いますから、再考してほしい。こう思っています。

それで、先ほどから、議論されとるその責任問題の部分でありますけれども、当然ながらまあ、先ほど庁長、先ほどずっとですね、プロポーザルでやりましたよ。委託してますよ。とこの話をしてます。当然そのところは企業庁の責任あるけども、受け入れ側の部分にも大いに問題はあるだろうと、こう思っています。そのところ、責任問題についてはこれはまた、事後の主要的な問題でなしに、警察の捜査権の問題やなしにですね、民法上の問題の責任の追及はこれからなされるなあとこう思うんですけども。

じゃあ企業庁として、今後、富士電機に対してどういう考えしてる、望んでいくかということをはっきり足を固定しないと、対応は取れないわけですよ。要するに、具体的に言うと、契約上、先ほどから主張されているその契約の問題。委託してますから、変更であろうが、なんであろうがすべて通る。原因は富士電機にあるんだ、だから、裁判をしても民法上に従って、契約の部分の履行を求め、責任を追及していきますよという、姿勢をとるといふ部分がはっきり分かれば、それはまたこれからの進行の方法も考えられるし、その辺の部分まず、今の現在のお考えからお聞かせください。

○濱田企業庁長 契約に基づいてですね、きちっとした対応が取るのは当然のことと思っております、それは進むようにします。

○芝委員 契約上の部分を最大限のバイブルとして企業庁は法律、契約上に基づいて然るべき手法に打って出るという解釈でよろしいですね。

○濱田企業庁長 そういう状況しかですね、方法がないときはそうなると思います。

○芝委員 時はとはどういうこと。今、考えはどうなんですかと聞いているんですから、どうしようという方向性を教えてください。

○濱田企業庁長 相手が私のほうの主張を今、反対とかいう話でないもんですから、契約はこうなってますね。と。リスク分担はこうなってます。だからこうしてくださいという主張をします。

○芝委員 当然その決断をする前には、相手との交渉があって、その結果次第ということを言われたいと思うんですが、そいじゃ、事故があって今までの分、当然現場での鎮火的な部分ありますけども、当然富士電機との部分の責任者と関係者との話し合いはされてるのが常識だと思っておりますが、何回されて、どんな話をされましたか。

○濱田企業庁長 日々ですね、現場それぞれでやっていますが、場面場面ではそれはできます。たとえばRDFの処理、これするときですね、これはあなたの所の部分ですね。契約こうなってますねえ話ありますが、相対として向き合ってますね、まだ調整した状況にまでは至ってません。

○芝委員 事故の後処理の問題と原因究明と同時進行でやったり併せて、富士電機さんと企業庁との考えの相違、ここを整理して議論をしなくちゃならんということは、やっぱり早急にせならんと思うんですわ。ある意味では、現場ではだんまりで、うちはこうですよ。じゃあ富士電機はそのまま、はいわかりましたといってるはずがないと思うんです。当然反対も異論もあろうと思うんですね。その整理が大変大事になってくる。その中に、そのあとの部分で、然るべき手段が出てくると思うんですがね、おそらく、一般から見ると今までの流れから推測すると、いろんな部分で主張が受け入れられない部分が出てくる、場面ができてくるんだと思うんです。いろんな方でその分ご紹介ください。

○濱田企業庁長 当然そういうふうにするためにはですね、こちらの考え方もきちっと整理をしてですね、法的に。また、法律の専門家の指導も要ります。そういうような意味での準備は当然のことながら、我々やっています。

○芝委員 そういうようなことでなくて、そういう準備をしているという解釈でよろしいですね。法的な整理をしなから。

○濱田企業庁長 当然どの方法をするにしてもですね、その考え方は整理は絶対必要でございますので、そういうことはやっています。

○芝委員 いやいや、考えは当然そうだと思いますが、今最後の部分で、してますということですから、弁護士を入れて弁護士と相談しながら、そういうことを取り掛かったという解釈をしてよろしいですか。

○濱田企業庁長 当然こういう状態になればですね、法的な専門家の指導を仰いでいます。

○芝委員 で、それはそれとしながら、富士電機とは場面場面です話だけであって、例えば、正規にどこでもいいですけども、寄って、この問題どうだという企業庁と富士電機との部分での直接の正式なそういう交渉といましようか、話し合いの場は、正式には開かれてないんですね。場面場面、現場でやるだけという話で。

○濱田企業庁長 全体としての話はないですが、例えば、こないだのように、窓ガラスが割れましたとかですね、近所の方の。そういうような大小あるわけですね。そういった部分についてどうしようかというような、これは当面すぐにやらんん話ですから、そんなものは当然そのたんびにですね、話し合っています、基本的な部分での話はまだでございます。

○芝委員 まあ事故対応、事故処理的なもの、そんなものは当然の話であります、根本に関わる、先ほどから言われている設計変更であったり、契約上の不履行であったり、そんな部分の、大原則の話し合いの部分はね、当然私はもう、あってしかるべきだと思ってるんです。で、その部分を整理しながら当然ここにも報告があって、その上で両者の話し合いがつかなければ、理解を得られなければ、法的手段に出て行く動きがあるんだらうと、こう思っておりますけどもね、ないという、今のところは解釈でします。

それでね、もう一遍、以前からも議論になってました、その議論をするとき、交渉するとき、それから法的裁判に持っていくときね、先ほどずっとでていきますけども、あのRDF施設の先ほど岩名先生の完了行為じゃなしに、引渡しが遅延し延ばしになってましたね、引き渡し、要するに引き受け、要するに完成したという部分での、それはもう既に実施されて、まだないという前の設問のままになっておるんですけども、今もその状態変わりありませんか。

○濱田企業庁長 はいその通りです。

○芝委員 でもその法律上から考えるとね、要するに、すべての運営と設置はプロポーザル、富士電機に任じたよと、管理も運転もそうですよ、現物をまだ支障があって受け取ってませんよとなってくると、非常に富士電機の責任というのは重大になってくるわけですよ。重大に。社会的信用も含めながら、で、おそらく、施設の改善とか改修とか、どうこの部分以外に、恐らく今後裁判の争点の中でも今、各7ブロック施設、27、6市町村が費用負担の問題、今特別に支出しているこの費用負担の問題が当然県に持ってもらうべきだと、こういう話が今のところは来てます。県ということはイコール企業庁になっていくだろうと思いますが、その問題もかかってくるからね。早くやっぱり両者が話し合いをすべきだと、おそらく、企業庁側の主張が違う。主張を受けられるところもあるし、富士電機側の言ってることとおそらく食い違いがいっぱい出てくるんだらうと、こう思うんですね。その部分も整理しながらやらなあかんと思うんですけども、早急にそんな場を持つお考えはありませんか。正式なそういう交渉の場。

○濱田企業庁長 これについてはですね、いろんな法的な整理、あるいは手段、とるべき方法、いろいろありますので、そこはちょっと専門家とも相談しながら進めたいと思っています。

○芝委員 整理も大事ですけどね、今先ほど、誰かも言われました。富士電機さんはね、現場の記者会見等々ではそれは頭下げたかは知らん。けれども、正式なところで正式な部分で今の状況からだけ行くと、プロポーザルで取った、あとの運転管理もして、まだまだ引渡しもせずに富士電機のもんすという、法律上のものから考えればね、議会に来て謝ったわけでも、県民見て謝ったわけでも正式なもの何もないわけですよ。そんな部分の指導とか、要請もしてないんですか。そっからまず始まってテーブルにつくというような部分は企業庁から仕掛けやなあかんじゃないですか。そんなお考えありませんか。

○濱田企業庁長 まあ先ほど申しましたように、状況の整理をきちっとした上でですね、これは専門の弁護士もお願いしますので、そこも相談をして進めたいと思います。

○芝委員 この議会でも知事からですね、しあわせプランの部分の説明があって、来年の4月から県民に向けて発表していくか、実施したいと言われましたけれども、この問題がね、解決せずしてそのプランを発表しても、極端なことを言うと、県民は白けますよ。我々でも含めて。早急に庁長、時間がない、それがひとつ。こういう背景。

もうひとつは、各市町村が困ってるって、現状から。時間がないから、整理してどうこうと言われても、ある意味では併行に並列して進行するような形をとっていかないと、いろんなとこにひだり大きくなるばかりじゃないかと思うんですけども、その辺の部分、もっと早急に急がれませんか。

○濱田企業庁長 相手方の訴訟の案件ばかりじゃなくてですね、そういう現実的な対応の方法として対処する方法はないかというのはまた別途考える必要があるとは思っています。

○芝委員 まあ、あまりきょうのところははっきりした態度は見えませんが、いずれにしても、時間をかければいいという問題でもない。で、とにかく、整理したり取り繕う必要ないわけですから、あったことは事実のままど

こへでも出せばいいし、相手にもぶつけられればいいわけですから、その部分で早急に対応をまずはどうしてほしと、こう思っています。

それから、これは私も先ほど岩名先生から提案がありました。これから、実況見分とかいろいろな分についての確認の問題、おそらく富士電機を呼んで、富士電機さんを参考に招致したとしたら、いろんな部分で意見の、考え方とか、意見の食い違いが出てくるかと思うんですね。もう一点は例えば消火の方法とかいろんな部分も含め、先ほど萩野さんからありましたけれど、燃えているところ上へ登ってもという話もあったりするので、現場ですと、最終的にこの今の契約上の問題もありますけれども、一連の去年の12月以降からずっと起こってきて、現場の部分で、いろんな部分、性状についても後の高熱になってきた、発火したいろんな部分を含めながら、一番現場で責任を持って指揮したしたのは富士電機側か、庁側か誰なんですか。そこは。

○濱田企業庁長 日々の具体的な作業は富士電機にやってもらっています。

○芝委員 いやいや、日々の作業じゃなしに、性状あかんよ、桑名さん直しなさいよ、どこどこ直しなさいよ、というような部分で、最終的に指示を出している。決定している。それから去年12月の分でも、発熱があった部分、それからその後の部分でも含めてですね、いろんなその現場、そのときそのときの場面での決定を下している、その最終決定者は庁が下したんですか、富士電機が下したんですか。

○濱田企業庁長 内容によって異なりますが、入口までの部分は例えば、RDFの搬入にかかるような話については富士電機のほうから私の方へ話がありました。そういう話も受けてですね、そしてもちろん現物を見た上で先ほどのような取り組みをやってきたと。その結果が、まあ4月ぐらいにかなり改善された、こういうことでございます。

○芝委員 それは性状の話ですな。その後の、いろいろ去年の12月から高温とか発熱とか、発火してます部分ですね。そうすると対応します。その部分の最終的な指揮者は誰だった。どっち側だったんですか。

○濱田企業庁長 そっからの管理運営の部分については富士電機にやってもらっています。

○田中委員長 管理、聞いてへんやろ。まあまあ、芝委員。すみません。

○芝委員 普段の管理運営じゃなしに、発熱した。そいじゃあ、消火でしろ。消防署へ連絡しろとか、いろんな部分の作業ありますね、その非常事態に対する指揮、最終決定者はどっちがしたのかということ聞いておるんです。

○濱田企業庁長 その時点までは富士電機のほうで。

○芝委員 その時点というのは。

○濱田企業庁長 その事故のおこる部分ですね。

○芝委員 はい、までは。

○濱田企業庁長 そこまでは富士電機のほうですと、こういう消火をやる、そういうような格好で掻き出し作業をすとか、消火をすとか、そういう話は具体的にはしてありました。で、我々の方もですね、現場のものがおりますから、部分部分の相談はあったことはあります。ただ、先ほどどなたか、お尋ねありました、消火のときの決定の話の中にあつたか、なかったかという話の部分なんかはですね、その部分は聞いてなかったと。それ私、もう仕方ない、事実行為ですと、確認できてることをお話ししていただいています。

○芝委員 よく分からんけど。まあその報告があつたか、それが決定したかどうかという判断も、今後の難しいことだと思うんですけど、その辺も私は矛盾すると思うんです。プロポーザルで移管もしている。移管して、すべて富士電機です。まだ現物も完了しません、受け取ってませんというんだしたら、まるっきり企業庁、形だけですべて後の消火活動も全部富士電機だと言うとるけども、そこで企業庁も入っているわけでしょう。そこら辺の部分の矛盾というのはどう考えとるんですかね。

○濱田企業庁長 現場にはですね、人も張り付けて日々の行為、連絡なり連携なりのものは、必要な部分は取ってますし、それから、資格で仕事をしている部分もありますので、例えば、電気主任技術者であるとか、ボイラータービンの技術者であるとか、そんなような業務は当然個別にはあるにはあります。ただ、運営管理一式については委託をするという話の中で、まあお願いする体制がプロポーザルの体制でございます。

○芝委員 庁長、例えば先ほど富士電機さんの関係者の参考招致という話ありましたけど、現場の消火活動とか対応の部分について、現場で責任者がおった、庁長、庁からも出向しとったというのは、そういう現場の責任者当時の部分、爆発当時の部分を含めてやっぱり参考人として出られる状態にありますか。行政から正式要請があれば。

○濱田企業庁長 難しいんじゃないかと思えます。

○芝委員 どういう意味で難しいんでしょう。

○濱田企業庁長 現在警察の、私も詳しくはあれませんが、いろいろ聞き取りが始まっております。

○芝委員 そういうやろと思ったんですけど、警察当局としては、私も直接聞いたわけではないんですけども、聞いてもらうことには一向に捜査に支障はないし、やぶさかではないというコメントもあるみたいですが。それは濱田庁長が鑑測の部分とか推測の部分で先行した部分で言っていることだと思うんですが。その部分は警察がいいといたら、別に問題はないんですか。そんだけのことでしょ。だから、基本的に、現場での富士電機とのやり取りがどうこうという部分も、今後参考人招致したら富士電機からのもん、我々も聞きますよ。一方的な話になってないから、おった庁の現場の責任者、庁長おったわけじゃないですから、一緒に出てほしいなと思ってるんですが。それが不可能というのは、警察のその捜査上の問題だけというのだったら、警察が捜査上の問題がなければ出てきてもらえる可能性はあるわけですね。庁長としても、了解いただけますわね。

○濱田企業庁長 まあ、私としては今の部分、まあ内容によりけりだと思えますが、例えば今言ったようなですね、消火の話云々なんかの話はこれはどうなのかなという気がします。それで、まあ、現場、例えば富士電機の責任者も今入院しています。それから、そういう意味でメンタル的な部分を随分強うございます。だから、聞かれる内容にもよると思えますが、私としてはできるだけ避けたいというのが気持ちです。

○芝委員 はい、これ以上議論をしとって平行線になると思いますが、いずれにしても私もがね、委員会ではっきりしていきたいというのは、今も申し上げましたように、爆発事故に至った原因を多岐にあるだろうと。その部分のカチッとすること。それから爆発を起こしたり、発火したときのその対応がよかったのかどうか、これは当然、司法当局の分のまあ辞めときますけども、そこ部分にもやっぱり我々は目を向けにやらないと思ってますし、果たして白紙の状態、先ほど誰かもしわれましたけど、白紙の状態、そいじゃあ西場先生もいわれたようにね。まるっきりこのシステム全体を、自体を灰にするのか、いや、安全構築ができて、二重にも三重にもできて、さらに再度立ち上がりしよかという部分も含めながらね、やっぱりこの委員会でもいろんな部分の考えをまとめなくてはならないと思ってますから、いろんな意見が必要だと、こう思っていますんでね。とにかく、説明責任と情報開示、それから捜査上の問題については、私は問題ないと思って、思っておりますんでね、その辺の協力がたまたま庁長のほうもよろしくお願ひしたいと、まずきょうは以上です。

○田中委員長 山本委員、お願いします。

○山本委員 いろいろ庁長のお話を聞いていくと、なかなかなか、こう、だんだんこう、富士電さんに、富士電さんにといいことで、何でも意味では契約上で富士電さんにといいような形で、どんどんこう受け止めていくわけですけども、実際それは富士電さんが出てきたら、これまた両方の意見を聞いてみたら、こういうところもやっぱり食い違いあつたかという話にもなっていくんじゃないかと思うんで、まあ、出てこられる出てこられないはあれですけども、楽しみにさせていただきたいと思うんですけど。

まず、あのね、今の何回でもお聞きするけど、やっぱり責任の問題ですけど、なんかそういうことについては、善処しながら考えていきたいとか、いろいろ答弁はされるんですけど、今回、7名の死傷者が出る、犠牲者が出ましたが、7名で亡くなられた方とそれからけがされた方が出ましたよね。そういう面で、こういうような大きな事故に発生をしたことについて、じゃあ企業庁なり県としては責任を感じてみえるのか、感じてみえないのかちょっとそれだけ、どっかで結構でございますけれども、真ん中の話はいりませんけれど、ちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長 企業庁のこれが責任だというふうに、それぞれが判断されたことについては、私本当に受け止めますし、施設の長としてですね、今の状態、いろんな発言が難しいございますけれども、私個人は非常に厳しいものを自分に課しています。

○山本委員 厳しいものを感じるとというのは、ちょっと分かりにくいんですけど、いや、責任を感じとんのか、感じとらんのかちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長 その部分については、今そういう意味での原因究明をきちっとやってもらってますので、その及ぼす話がありますので、私、そういう言い方をしておりますんで、施設の長としての企業庁長としての立場というの

は、もし企業庁にかかる責任分野については私が全面的に当然受け止める立場にあると、そういう意味では私自身は日々、本当に厳しく受け止めて行動しています。

○山本委員 7名のこの死傷者が出ましたんやからさ、ね、いろいろ結果はそれはいつかは出るかは分かりませぬのやけど、今そういう7名の皆さん方のいろいろそういう犠牲者があって今日があるということを考えたとき、あなたは責任を感じますか、感じませんか。

○濱田企業庁長 今まで言ったように、この施設、県が企業庁が設立する敷地で起こった事故でございますし、直接的な従事というよりは消防という形の中で起こった犠牲でございますので、そういう意味では非常に通常でないものを感じます。

○山本委員 それはその辺にしておいてね、それじゃあ、プロポーザル方式について、ちょっと私はね前もお話をさせていただきましたように、ここへ至った経過というのはなかなかやっぱり、僕もいまい腹に入らんわけですけど、特に先ほど誰かお話がございましたように、まるで、実績のないここにこう落ち着いたという面、ここへ決まったということでは、大分私もある意味では理解をし難いところがまずあるんですけど、まず、1点目は先ほどかいろいろお話がございましたように、4つのタンクの構想があって、それを1つの大きなタンクにしたということ、いろいろ経過説明はありましたけれど、それについて、例えば企業庁として、4つはあったんやけどやっぱり1つにした方がよかったとか、やっぱりあれは4つにやとくべきやったかなという、そんなところちょっとお伺いします。

○濱田企業庁長 技術的な検証は、私のところではちょっとできませんが、集中して大きなタンクと小さいタンクの差は、こういうふうな事故が起こったときに、たとえば取り出しの作業であるとか、そういった部分については大いに差があるなど、これは作業しとるときの実感としてはまあ皆さんも含めてですね、お持ちじゃないのかなと思います。私もそのように感じます。ただ技術的な差がどうかということについては、まだ私がこうだという検証は言えません。

○山本委員 4つの方がよくなったなあというような気持ちが多分にあるんやと、こうやって私は理解させていただきまうけど、これもやっぱり最初のプロポーザル方式の中の富士電の提案の中にもありますように、4つということて来ましたからね、それをいつのまにか知らんけど、1つに変わったと言うことで、少しこう不信はあるわけですけども。

それとね、RDFの今の貯蔵の施設について、現在はどうやってなってますの。あのタンクのなかに2,000トンはあるでいいんですけど、それ以外にはどんだけ貯蔵をできる能力をもっています。

○濱田企業庁長 基本的には、あそこ以外は少し倉庫的なものはありますが、基本的な部分では貯蔵施設じゃございませんので、いろいろな作業をするときにというための施設でございますから、2,000トンのところが、貯蔵。あとはまあ、貯槽としてですね、次もう燃やす直前のところの、あれはまあ貯蔵槽とは、言えないと思います。

○山本委員 契約書の中にはさ、1カ月は富士電機の敷地のところで貯蔵できる施設を持つと書いてありますんや。それはどうですか。

○濱田企業庁長 プロポーザルの時にですね、発電なんかが停止したとかあるいは定期修理とかですね、そういった部分のときにどうするんだという話に対して、富士電機の方でカバーできますわというような趣旨の、プロポーザルのときの発言もありましたし、記載されたものもあったと記憶しています。

○山本委員 それじゃあ、現在はその不測の事態があったときの貯蔵している場所というのが、富士電機は持つとるんですか、持つとらんのですか。

○濱田企業庁長 それが富士電機として契約して借りた四日市の倉庫であるとか、鈴鹿の倉庫ということになります。

○山本委員 それどれぐらいあります。

○濱田企業庁長 量に合せてですが、鈴鹿のやつはもう全部運び終わりましたので、ありません。四日市が。

○山本委員 能力です、能力。能力いうんです。能力。鈴鹿と四日市で見て能力。

○濱田企業庁長 一番最高が入ったときで、2,300と思います。

○山本委員 ここには当初はさ、契約の中では1カ月程度は不測の事態に対応できると思うんやけど、今聞いたら、2,300トンやったら、例えば1日200トンやから、30日やから6,000トン保管する場所がなければならぬに、それはどう思いますか。

○濱田企業庁長 そういう状況になったらですね、施設を拡充して確保してもらえないと思います。仮倉庫です。専用施設ではありません。

○山本委員 今回のようにして、こういうなったときには、当然その施設を使って6,000トンは保管はしてかなあかんわけですわ。それがなくていいですやんか。だから、これ契約は、当初の契約からどンドン、どンドンこうやって後退していつておるんですわ。変わってつとるんですわ。それともひとつは、燃焼。僕はここでね、まず富士電機がなぜ実績がないかというのが不思議に思うのは、発電機はいわゆる自分とこが専門ですわ。それからいわゆる燃焼装置ね、それとやっぱり貯蔵槽、これ3つを分けていくと、燃焼槽においてはフラフの、前言いましたように、RDFのこのここにも、1ページにこれございましたように、フラフのRDFの燃焼施設、これがやっぱりE提案の中で外国でも採用されて、日本でも実証実験が行なわれとると、書いてあるわけですわ。これがやっぱり最終的にはこの、僕はE案に行ったんやないかこう、思つとるんですよ。ほんじゃ、富士電はこのフラフの燃焼装置を国内どこかで現実的にやつとるんですか。

○小林総括マネージャー 現実的な話でございますけれども、フォスターウィーラー社というの、部分が入ったります。で、国内にも他にはあるというのは聞いておりますが、まあ私、現実的にはどこにあるか、分かりませぬけれども、あると聞いております。

○山本委員 燃焼施設をですね、例えば、外国のええもんを持ってきてここへ据えるというようなことだけではあかんのですわ。それでまた、富士電機も自社でそういうような燃焼のデータがあるということであれば、またあれですけど。今、どこにあるか分からん、何なにがわからんって、こんなことね、まずこの、燃焼装置についてこういう具合に選定が至ったというのは、僕はちょっと不思議でたまらんわけですわ。まずね、それから今度はタンクについてもどうですか。当初はですね、おそらく4基いて、僕は当初のタンクの4基がどういう構想かということ聞きかかったんやけど、例えば北海道の牧草のサイロぐらいのもってきとったかも分らんのですけど、まず、そんなものを持ってきたら、だから北海道の牧草のサイロでもですね、やっぱりあれは穀物を入れたり、乾燥を入れたり、草を入れるわけですから、いわゆるその温度の管理をしたり、それからそのためにはやっぱり施設を持つとるわけですけども、そういうにはいろいろこう、いくとですね、その、発電の燃焼装置すらそうやってよから買って持ってきて自分とこでも、実証の実験がしてない。それからこの、タンクについても今回大きな問題になった。ずっとこう3ついくと、得意なところは発電機の装置しかないわけです。そういうものをね、今回やっぱり選んでしまった、これはやっぱり僕は県なり、それからなんですかね、選考の審査委員の皆さん方についても、僕は多分やっぱり責任があるんじゃないかと思えます。

ですから審査委員さん、審査員の皆さん方にはね、そういうわけにはいきませぬからあれですけど、やっぱり県はそういう面から見たら、発電その今回の施設については、多分このよそから借りたものを引っ付けて装置を造ったような気持ちがするわけですけども、そういうものを造ったということが今回の事故の原因にも、一部で繋がってきたんやないかと思えますよ。そんなことを私は少し分析したときに、企業庁さんのそのなんですかね、考え方をちょっとお聞きします。

○濱田企業庁長 そのことが直接的に事故の原因と結びついたかどうかというのは、ちょっと私にはお答えがちょっとできません。そこらの部分について、ただ、外国製のもんでもですね、そういうものを取り入れて、それを技術者なんかを雇い入れて、することはよくある手法ではないのかなと。当時はそういう話がされとったような記憶はあるんですが、まあ、いろんなところと組んでやられることがよくある仕事の処方だと思えます。

○山本委員 私はね、一つ一つのことを言うんやなしに、そういうようなある面では施設を引っ付けたようなものを、今回選ばれたということについて、私のこの思いというのかね、理解をしているそういう考え方について、庁長さんどんなお考えをもってみえますか。

○濱田企業庁長 山本委員を説得するだけの意見は持ち合わせておりません。すいません。

○山本委員 それとね、もう一つだけ。朝から話に出ましたな。取り壊しのタンクの費用ね、庁長さんはふわつと言われたので、なかなか理解しにくいのやけど。要は取り壊しのタンクの費用というのは、契約に基づいて富士電さんが払うということで、理解していいんですか。

○濱田企業庁長 具体的な部分は契約書に従って判断しますということで、今はちょっと止めておきたいと思います。取り壊しだけじゃなくて、あとの建設の部分であるとか、さまざまところにまで影響を及ぼすと思います。

○藤田副委員長 1件だけ、私も質問させていただきます。いろいろとさまざまな事故の原因があるわけでありまして。かなり審議されたと思いますけどね。やはり、その原因の明確化、そういうものをちゃんとしないと、原因究明というものがしっかりできないと私は思います。

その中で、委員の皆さん方がさまざまご質問されていることと関連するんですけど、やっぱり三重県が別に不当な責任を負う必要もないし、しかしとってですね、責任転嫁をするということはいけな。そういう原点に立ってですね、進めていかなければ方向性でないと思うんですよ。

そこでね、この前の9月の5日にね、資料いただきました。契約のところ、この資料の7ページ。RDF運営協議会理事会決議というところで、7ページのところにね、この注意義務というのがあるんですね。三重県のところですね、真っ白なんですよ。企業庁、ここ大きな問題だと僕は思うんですね。一番後ろ、大分と前の資料ですけど、概略版いただきましたよね。企業庁と市町村の役割分担、こういう資料でいただきました。これはね、これから責任の明確化という意味でね、どうしても僕は尋ねていかなければいけないと思うんですよ。

企業庁見てくれましたこの資料。企業庁と市町村の役割分担。注意義務のところ、市町村のほうはですね、平成13年11月22日、RDF運営協議会技術部会で協議したRDF搬入条件を遵守すると。年間4回云々って書いてあるんですよ。三重県の方がこれ真っ白なんですよ。これはなんか意図はあるんですか。まず、お尋ねしたいと思えます。

○田中委員長 資料分かりました。資料。9月5日に配布された企業庁からの、9月5日の日の委員会のときに配布された資料、説明資料。お手元、その7ページ。

○藤田副委員長 県の方が真っ白なんですよ。

○田中委員長 企業庁ですね。

○藤田副委員長 ああ、企業庁の方が、分かりました。これはなんか意図があるのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

○濱田企業庁長 いろいろあったと思います。県の方もいろいろ、契約書的な部分にはですね、いろいろ書いてあるんですが、ここは、この市町村が持つてくる議論があったときの、3回の議論ありましたね。3月に1回、もっていきまよと。言うあの話のときの注意義務のところだけこへ載せたと思います。それ以上の意図はございません。

○藤田副委員長 富士電機との契約のこの咀嚼版じゃなくて、本文ですか。そのね、202ページに注意義務というのがあるんですよ。こっち側のほうの202ページ。企業庁、これ見ていただきたいんですけども、ここには4条の1項に、まあ、乙とは、企業庁は当該事業の履行にあたっては善良な管理者として、注意義務をもって遂行しなければいけないというような、4条1項ということがはっきり明快に書いてあるんですよ。4条1項。分かってくれました。そのようなやっぱり県が注意義務を、善良な注意義務というか、管理者としての注意義務をちゃんと遵守しなさいというようなことを書いてあるんですよ。そういうのを書いてあるにも関わらず、ここに真っ白というのは、どうも僕はおかしいんじゃないかなと思うんですよ。この辺ちょっと説明いただきたいんですよ。

○濱田企業庁長 その点については、申しわけありません。そういう意図ではなかったんですが、原文をつけたほうがよかったですか。

○藤田副委員長 そういうことがね、僕はね、やっぱり責任というものを追及するというより、明快にしていこうということが原因究明になるわけですよ。ここだけ書いてあると、市町村にどうも性状の問題なんかでもね、誘導するというような形に取れても仕方ないですよ。やはり両方ちゃんとそれを管理していく義務があるということの中で、本質論を明快にしていかなければですね、芝先生もいわれたように、責任問題をはっきり認めたらうてやはり相手の契約問題もすべてそういうものを究明していかないと、やはりこういう形で、正に我々議員に配る咀嚼版がこんな形であるということは、これけしからんことやなと僕は思うんですけどね。

○濱田企業庁長 きょうお渡しした説明資料の14ページに、少しこのところがもう一度再掲させていただきます。ちょっと説明が足りなかったと思えます。きょう、企業庁版の14ページでございます。これをもうちょっと

きちっと書くということですね、前は非常に粗雑に書いてありましたんで、全体に。その中では4条を1項、2項、3項、全部あげさせていただきます、乙（企業庁は〜）という表現もさせていただきます。

今回ですね、市町村のあれを全部集大成して、整理しなおしなさいという話の中で、そういう部分がもうちょっときちっとなるようにというような意味合いで。

○藤田副委員長 はい、是非ねこういうものが9月5日に出て、きょう資料が出て、というような形ですよ。ですからね、やっぱり責任を明確化してですね、そこでやっぱり原因究明をしていくということ、やっぱり現地に立ってやっていただきたい。そういう意味で、大きな基本的な問題、そういう本質論がすぐこのRDFのこの事故の原因に繋がっているような、私は気がいたすんですよ。

技術的な問題、システムの問題、そしてさまざまな問題ありますけどね、それは整理しながらやっていただかなければなかなかこれ、次の方針を出さないと、市町村のそういうごみの問題とかあるいはさまざまな問題がこれから山積してある中でね、もっとそういう明確な追求の仕方ができるようなことを是非これからもどんどんやっていたいただければ、本当に同じことがこの中でぐるぐる回るだけで、次へ進まないと思えますので、そういうものをちょっと指摘をするという意味で、質問させていただきます。是非そこら辺だけはしっかりやってください。

○田中委員長 他、ご質疑ございませんでしょうか。すいません1点だけ。すいません。よろしいですか。ちょっと議論をお伺いさせていただいておまして、根本的な部分で1点だけ、改めて確認させていただきたいなと思っております。

お盆過ぎに、8月19日でしたですか、死亡事故がありました、ずっとさかのぼっていくと、去年の12月、発熱が起こったというのが一番顕著な例で、それが発端なんだろうと思えます。そのときにどういうふうな対応をしておったか、このことが事故に繋がった、いや、事故を未然に防げたということが読み取れるんじゃないかと、このように思えますので、確認させていただきたいのですが。

12月の23日だったかと思いますが、貯蔵槽に熱を帯びている。これ、発見したのはどなたやったんだろう。貯蔵槽、熱があるよと発見したのは、どうぞ。

○濱田企業庁長 富士電機が点検に回って行って、発見したと。こういう報告がありました。

○田中委員長 それはどこへ報告があったの。

○濱田企業庁長 現地の駐在やね。

○田中委員長 現地の。

○濱田企業庁長 企業庁の現地駐在へも連絡はありました。

○田中委員長 富士電機から企業庁の現地駐在。そのこと、企業庁が聞いたのはいつ。聞いてない。聞いている。

○濱田企業庁長 ええとですね、この22ページに記載させていただいていますが。

○田中委員長 どの22ページ。

○濱田企業庁長 きょうお配りした22ページの上から2段目のところでございます。12月23日に富士電機から県担当者にあったのはその日の6時ごろでございます。

○田中委員長 新聞にはさ、あつごめん。この資料では11時30分に発見されて、6時に県の担当者というのは現地の担当者のことなの。それとも、こちら津での。

○濱田企業庁長 この日は休日、23日は休日。休日でしたんで、本庁の担当の職員のところへ連絡が入ったと思えます。

○田中委員長 が、6時ごろ。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 はい。で、それを受けた人はどのように対応したの。

○濱田企業庁長 この発熱があったという話で、(燃えてきるとかそんな話あった。)状況としては熱が出てきたという話があって、それを監視してますわということであったと思います。

○田中委員長 じゃあそれを取り出して水をかけよといったのは誰なの。かけてもいいですね、とか。例えばかけるとか、勝手にかけたよとか。誰かが意思決定してこんことには水かけてないですわな。ごまかさんといってくださいな。

○濱田企業庁長 ごまかすつもりはありません。その頃のRDFの管理自体は富士電機がやってくれてまして、監視点検してそして、状況がこういうことだという報告があったということです。それから。

○田中委員長 企業庁の現地の担当者にあったんですね。

○濱田企業庁長 現地というなら、その日は休みでしたんで。

○田中委員長 だれもいなかったの。

○濱田企業庁長 ええ、現地はおりません。休日はおりません。

○濱田企業庁長 ほして、その連絡が本庁の担当の方へ入ってきました。

○田中委員長 本庁の担当のとこへ。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 本庁は休みじゃなかったの。

○濱田企業庁長 いや、携帯電話。携帯電話です。

○田中委員長 現地を飛ばして、その本庁のご担当者のところへ電話、あったんや。それを受けた本庁の担当者はどういふふうに対応したの。だれが受けてくれたん。そのほうが早いわ。その人に伺った方が早いやから。

○濱田企業庁長 きちっとした記録がここに、手元ありませんので、お届けします。

○田中委員長 事故が8月の19日に起こって、それからですね、事故原因を突き止めて、県民の信頼を回復せんなんということを私たちは、県も企業庁もでしょうし、議会もでしょうし、環境部もだと思ふの。それを今、ちゃんとした資料ないとか、詳しいことはうる覚えやとか、そういうことで本当に濱田さん、あなたは事故の原因を究明しようという、それ姿勢なんやろか。

はい、それちょっとお待ちください。それ、資料すぐ出しますで、びゅっと出してきて、質問にトン、トン、トンとこたえられな、あかんのじゃない。どうぞ。

○濱田企業庁長 この22ページにですね、まあなるべくそのような意味合いで。

○田中委員長 じゃあだから私は聞いとんのや。22ページでは分からんから。だれがいつ受けたんやって分からんから、聞いとんのや。どう対応したんやって。誰が水かけよと言ったの。かけてもいいという許可、だれが与えたの。だれが新聞記者に対して、操業に危険性はないと言ったの。

次回の委員会までに、詳しく提出をお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

#### 【委員協議】

#### 1. 次回の開催について

正副委員長一任。

なお、調査事項については、富士電機を呼んでの参考人招致

#### 2. その他

#### 【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月19日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019201

問い合わせ先: 県議会事務局

電話:059-224-2877/ファクス:059-229-1931/E-mail: gikaik@pref.mie.lg.jp



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

# 三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年9月29日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

## 平成15年9月29日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録 (開会中)

開催年月日 平成15年9月29日(月) 自 10:00 ~ 至 12:00

会議室 第601特別委員会室

出席委員 15名

委員長 田中 覚 君

副委員長 藤田 正美 君

委員 日沖 正信 君

委員 松田 直久 君

委員 水谷 隆 君

委員 芝 博一 君

委員 三谷 哲央 君

委員 貝増 吉郎 君

委員 木田 久圭一 君

委員 山本 勝 君

委員 西塚 宗郎 君

委員 萩野 虔一 君

委員 西場 信行 君

委員 岩名 秀樹 君

委員 永田 正巳 君

欠席委員 1名

委員 岡部 栄樹 君

#### 出席者

矢内 銀次郎 富士電機(株)環境システム本部長

真中 浩 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクトGM

佐々木 英雄 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクト

羽部 徹夫 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクト

赤松 和彦 富士電機(株)環境システム事業部 担当部長

三宅 雅人 富士電機(株)法務・知的財産権部 参与

山口 和男 富士電機(株)中部支社 副支社長

加藤 光彦 富士電機(株)中部支社 公共営業第2部環境システム課 担当課長

福留 巧 富士電機システムズ(株)中部支社ソリューション&サービス営業部 部長

松村 寿則 富士電機システムズ(株)中部支社

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者 10名

#### 議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関することについて

2 委員協議

#### 【会議の経過とその結果】

#### 【開会宣言】

1 RDF貯蔵槽の事故に関することについて

(1) 質疑・応答

○三谷委員 新政みえの三谷です。新政みえを代表いたしましていくつかの質問をさせていただきますので、お願いいたします。ただ限られた時間でございますので、ご答弁の方はできるだけ完結、明瞭にお願いを申し上げます。それでは時間もありませんので、一つずつお願いします。

まず最初にRDFの性状についてお伺いをいたします。

富士電機さんはRDFに関してプロポーザルに参加されるときに、県からRDFとはどういふものであるかについてどのような説明がありましたか。まず一つ。それから御社独自でRDFそのものの研究というかそういうものは行なわなかったのか。RDFの性状も知らずして、設計とか施行が本当にできるのかというふうなご批判もあるわけですので、そのあたりのご認識はどうなっておられるのかということ、それから12月の23日に発熱してから、RDFが発熱発熱するということがお分かりになったと思うのがその後どのような作業をしてみえるか、まずはそこからお願いいたします。

○福留参考人 契約前に公募時にRDFに関する説明があったかということに関しては、サンプルの提示がございまして、安定度の性状、三重県企業庁で実施されたサンプルテストの結果データの提示がございました。それから研究する気だったか、またはどういう体制で望んだかということですけども、現実的に富士電機もこういう技術にしまして興味をもちましたけれども、その当時の技術として富士電機では不十分とそういう判断の元に、RDFの燃焼経験のあるフォスターウィラーというボイラー会社といっしょになって、本件の対応にあたりました。

次の質問に関しましては、真中の方から答えさせていただきます。

○真中参考人 設計施工に関してどう調べたかという質問、当時我々の知り得るRDFというものについてはNEDOと三重県企業庁殿とNEDOによって調査されたRDFについての調査書があり、それを我々入手いたしまして、それに基づいて設計方法を進めさせていただきました。

また、プロポーザル以後我々が設計試作する際、三重県におけるRDFのサンプル、成分のサンプルについては企業庁のほうから入手し、反映させていただいております。その際、具体的には長期保管がきく、におわない、発熱しない、及び形状が硬くクレヨン状であるということを確認させていただき、また、サンプルの見る限りそういう状況でございました。

12月以降の件についてご説明させていただきます。12月下旬から1月にかけてRDFサイロ内の発熱発火物、これについて私も自己消火において全量約2,000トン入っていたRDFを全量排出し、鎮火をさせておりますが、このRDFの発熱の原因については我々がまだ正式な回答はできませんが、その当時、発熱から化学的变化で発熱に至ったものであろうという予測はさせていただきます。しかし、この最終判断については調査委員会のほうの結果に委ねさせていただきたいと考えております。

そこで、その全部を鎮火した以降、我々は次の対策を講じております。一つはRDFが再度熱をもった場合、即、早く排出するような方法ですけども、まず熱をもった場合どうチェックするかという、サイロの下部にエスケープ側、全周状に12個の温度計、そして内部にコーン、センターコーンというのがございますけれども、センターコーンからサイド側に6個の温度計をつけて、その温度計を自動的に計測し、監視させていただいております。また、上部から監視するという、内部に人が入ったりすることも考慮し、COの計測、一酸化炭素の計測を継続して行っております。

問題は、じゃあそれでよかったのかということでございますけれども、当時、失礼しました。一つ説明が抜けてございました。その後、大量にRDFをサイロ内に貯槽することを避け、何らかの温度の異常があった場合、早急に排出するように、400トンから600トンのRDFで運用を継続しておりました。以上でございます。

○三谷委員 RDFが排出できるような体制にしたということに関してはまた後で質問をさせていただきたいと思えます。

そうするとですね、当初県が提出したサンプルのRDFでは、発酵発熱はしないという、そういう認識で設計をされたということなんですか。

○真中参考人 そのとおりでございます。

○三谷委員 次、質問させていただきます。県の説明によればプロポーザル時に、建設から管理まで一貫して富士電機にお願いしているといっているが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○山口参考人 はい、間違いありません。

○三谷委員 そうしますとね、未だ富士電機から施設の引き渡しを県は受けておりません。これの要因というのは何かというのを一つお伺いしたいのと、それからそういうことを考えますと施設の管理責任は契約上も、現状から考えても、一義的にはすべて富士電機にあるというふうに考えても間違いありませんか。

○山口参考人 まずはプロポーザルということですね、今回の発注方式はされております。プロポーザルというのは、私どもは発注者から与えられた条件のもとで具体的な設計施工、それから管理運営を提案、それから受注側はそれに基づいて運用を行うというふうになると思っております。

従来の発注方式というのは両者の協議でそれぞれの仕様を決めておりますけれども、プロポーザル方式で特に重要なのは、その当初の発注の条件をより明確にすること、あるいはその途中の段階で変更のある場合には、それを明確にして受注者側に与えるということ、これがより重要であるとともに、この決定が大切だと認識しております。

それから、まだ、引き渡しから行われてないという見解につきましては、真中の方から説明をさせていただきませう。

○真中参考人 これにはちょっと経緯がございます。

○田中委員長 簡単にお願いします。

○真中参考人 12月1日企業庁殿は稼働を発表いたしました。しかし、実態は我々は1号のボイラー、1缶のボイラーがやっと火入れを完了し、RDFの燃焼に入るという状態が12月1日の状態で、稼働ということは我々はやれない状況でございました。その裏にはダイオキシン規制の云々というお話があったというふうに思いますが、実態はそういうことでございます。

全部の試運転が終わりましたのは、今年の3月20日。そして、4月29日に電気事業法に基づく安全管理、自主検査というんですか、安全管理自主検査を完了し、そこではじめて引き渡し、引き渡し条件が整ったということになります。ですから、3月20日までは少なくともあれだけの規模のプラントですから、多くの調整事項がございます。ボイラーの燃焼においても、タービンの負荷遮断においてもいろんな電気装置制御の調整事項がございます、その間におけるトラブルは調整試運転における調整事項と我々は理解しております。その辺が12月1日に稼働して、調整試運転によるトラブルを運転中のトラブルと捉えられますと確かに企業庁さんとしては受け取れないという理解になるのではないかと思います、我々は調整試運転内のトラブルと理解しております。以上です。

○三谷委員 そうしますと、3月20日までの色々な一連のトラブルというのは、それは事故等ではなくて、あくまでも試運転上の調整事項だというのが富士電機の見解だということですね。

県の方の都合で12月1日に無理して、実態的に稼働させたんだというご認識ですか。

○真中参考人 そのとおりです。

○三谷委員 施設の管理責任等は富士電機さんの方にあるということについて、これは。

○山口参考人 管理責任は私どもにあると。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。RDFを有価物とみて富士電機さんが購入されて、処理をしたという。つまり、RDFの所有者は富士電機であり、その管理責任も富士電機であるというふうに私どもは考えておるんですが、それは間違いありませんか。

○山口参考人 そのとおりです。

○三谷委員 そうすると、施設の管理責任は富士電機さん、そこで燃やしてるRDFも管理責任は富士電機さん、ということですね。

○山口参考人 燃やしているRDFについては、受け入れたものに対する管理責任は私どもにあります。ただ、品質その他についてはリスク分担上、企業庁さんの責任であると。

○三谷委員 受け入れるにあたって、こういうふうなRDFでなければ困るよということは、例えば桑名広域とかRDFを作っているサイドにはきちっと伝えられていました。

○真中参考人 12月に実際、RDFの貯槽にRDFを受け入れた際に、それは確か去年の11月頃から順次運営を始めましたが、当時かなり質が悪く、見た目ばらばらであったりフラフ状であったり、一部は固まってクレヨン状のものもございましたが、質が悪いということで再三にわたって企業庁さんに品質改善要求を行っております。

○三谷委員 RDFを一般廃棄物を有価物として購入する、産廃物として処理をするという一連の経緯が違法行為、又は脱法行為ではないかという指摘があるんですが、こういうことの認識とか、それからこういうふうな処理の仕方をしなさいというのは、だれから言われました。

○加藤参考人 昨年11月に、企業庁さんの方から、本来太平洋セメントにセメントの再資源化ということで計画されておったんですけど、住民合意の遅れにより、12月1日からの太平洋セメントさんでの灰処理ができなくなったということで、プロポーザル時の始期を変更したい、それで1年程度富士電機で灰処理をしてほしいという要請をされました。私どもとしてはそれに従い、産廃処理をしたという経過でございます。

○三谷委員 企業庁の指示でそのようにされたということですか。

○加藤参考人 はい、そうでございます。

○三谷委員 それが法律上、非常に問題があるというふうにはまったく認識はありませんでしたか。県の方からもそういう説明はありませんでしたか。

○加藤参考人 法的な面に関してはですね、企業庁さんからそういう要請をいただいたときに、私どもとしては、県の環境部も了承しているということございましたので、問題はないと考えて実施しました。

○三谷委員 次の質問に代わらせて頂きます。貯蔵サイロを4基から1基に変更しているのですが、その経緯等をちょっとお伺いしたいと思うんですけども。4基から1基に変更するにあたって安全上の検討というのは富士電機さんはされたんか、どうか。何故こういうふうな変更をしたかとか、本当のところの理由というのをも一つ教えてください。

○真中参考人 プロポーザル時は4基の貯槽でございました。確かにそのとおりでございます。それ以降、契約前に我々は現在のアトラス型のサイロに変更しました。その最も大きな理由はRDFの安定排出にありました。前、4基の場合は非常にブリッジがしやすく出にくいという欠点を持っていましたので、安定したRDFが排出できるという意味で欠点としました。

またそのときに当然、防災ということも我々検討させていただきまして、どういう防災をとるかについて検討し、最終的には桑名消防に出向き、RDFが不燃物であるという確認と、各法律をみましてそこには消化設備がいらぬという、不要であるという確認を取らせていただいて、例えば内部における注水、スプリンクラー等についてはあえてつけておりません。その理由としては、当初我々先ほど冒頭にも申しましたとおり、RDFが自分で燃えたりする

ということが考えてませんでしたので、したがってそういうものをつけることによって誤動作によって、全部ができなくなるといふ危惧があったので、そういう設備をつけませんでした。

○三谷委員 これはプロポーザルで技術提案ですよ。ですから、技術提案をされたところが、こういうふうには4基から1基に変えたとしても防災上の問題は無いと、安全であるという判断をされたということになれば、結果からみれば4基から1基に変えたということが今回の一つの大きな原因にもなっているわけですので、富士電機さんの技術提案そのものに大きな瑕疵があった、または責任があったのではないですか。その認識はありませんか。

○真中参考人 現在事故原因を調査中で、我々が今ここで瑕疵があった、ないかを判断できない状況でございます。その答えはできかねます。

○三谷委員 これは先ほども言いました技術提案です。結果としてですね、企業庁が富士電機さんの技術提案を承認しているわけですね。ですから、富士電機さんの見解としては提案者側の責任がより重いのか、それとも承認した企業庁の方の責任が重いのか、これのご判断をください。

○田中委員長 矢内参考人お願いします。

○矢内参考人 事故原因がわからない段階では、同等だと思っている。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。富士電機さんのプロポーザル案で、防災設備一式となっておりますが、富士電機さんが考えておられる防災設備一式とはどんなものなんですか。

○真中参考人 防災という意味には広い意味がございます。一般的には地震、台風による災害、そして中の一つに火災というのがあります。今回問題になっているのは火災という問題であると思います。火災については先ほども何度も説明しましたように、当初から我々は自己発熱して燃えるという前提にないということ。それから事前に、関係各所に確認し、許可を取っている。そして、誤動作等で不具合が起きないような確認をして設置をしているわけですけれども、問題は12月以降、いろんな問題がでたとき、以降については先ほどお話ししましたように、とりうる防災としては温度計の管理、COの管理、そして実はいつでも水をまけるような状態にしておく、放水銃を準備しておかねばならない。そういう準備を全部していました。

○三谷委員 今おっしゃったような、防災上、12月以降の防災対策、それは十分であったというご認識ですね。

○真中参考人 今考えますと、それが十分であったかということについては、非常に私どもも反省しているところがございます。

○三谷委員 契約では、技術提案書に従い、設計施工するということになっていますね。ただ防災設備が不備であったということは受注者側の設計ミスであると、また受注者側のそういう判断が間違っていたということになるのか、それとも企業庁の方がそういうことに関して具体的な指示があまりなかったんで、そのままいってしまったというのか、どちらなのでしょう。

○真中参考人 原因究明が明確にない中で、非常に答えにくい問題です。一応、RDFサイロの中にスプリンクラー等のものを置かないということは、企業庁にも説明しておりました。また、例えば火が出たとして、検討というのはその時点ではまったくやっておりません。燃えないという前提でどうしても進んでおりますので。

○三谷委員 燃えるということが分かっていたら先ほどおっしゃったようなことをされただけですね。後のことはありませんか。

○真中参考人 この以降にやったことが何点かございます。RDFの供給及び品質の確認、品質の責任を負うという企業庁さんに対して、品質管理をゆだねざるをえない状況にあったため、我々は度々品質改善をお願いいたしました。また、RDFを受け入れる施設、企業庁の所有である施設を弊社が運営を受けておりますので、12月以降、新たに受け入れるということに対してはそれなりの改善要求を出すとともに、受け入れないという場合も発生しております。

2月26日にRDFを受け入れたんですけども、桑名広域のRDFに対しては2カ月間受け入れを拒否しています。理由は成形が十分でないことと非常に温度が高いということで、受け入れを拒否し、4月確か22日頃だと思えますけれども、企業庁から成形が終わったと、きちんとされているという要請と、我々も目視確認というふうには現物を確認して成分分析、水分等確認して、受け入れを始めた。また、受け入れに際してはやはりごみという環境問題、ごみの問題、ごみ行政という問題を、だいぶ圧力があがりまして、早期に受け入れるということをさせていただいた。しかし、受け入れた後は、温度監視その他を十分に行ったのが実情です。

○三谷委員 圧力ってなんですか。圧力があつたんですか。

○真中参考人 圧力というのは間違っています。早期に受け入れなきゃいけない状況があったと。失礼しました。それ訂正してください。

○三谷委員 時間がどんどん過ぎていきますので、もう少し簡潔にお願いしたいんですが、このサイロに関して、メーカーに丸投げというご批判も一部ではあるんですが、その点どう考えるのかということと、その同じメーカーが、他県でとられているサイロでもっと十二分の防災設備を整えられているケースがありますね、そういうことについて、富士電機さんとしてどういうふうに考えるか、その点ちょっと簡単に。

○真中参考人 確かに他県は大牟田、石川、福山等同じ形のサイロを採用しています。我々それに対して、比較等いたしました。決して劣るような状態ではないと理解しています。というのは、新聞等によって報道されていますが、大牟田においては常備のスプリンクラーはついてございません。ただし、そのかわりCOを測り、また、メタン濃度を測っているのは事実です。我々12月の経験から、上部に水を撒くスプリンクラー、まあ放水銃というのは構造上、不可能でございますので、例えばそういう装置をつけてもそれが動きまわるとRDFの上部に水がかかると同時に、そこに水道ができて内部に水が浸透しないということを我々深く経験しております。そのため、内部におけるスプリンクラー等の設置はあえてしておりません。温度管理及び品質のいいRDFを入れることで、発熱しないということが最も大きなポイントになるかと思えます。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。平成14年の12月の23日の対応等をお伺いしたい。県の説明によりますと、11時すぎに発熱して富士電機さんの社員の方が巡回して発見し、18時ごろに企業庁の職員の方の携帯に連絡をとったということなんですが、また何故そんなに連絡が遅かったんですか。それから企業庁のだれに連絡をされて、例えばそこで放水をされるというようなそういう指示は、一体だれがされたのか、またそれから地元への例えば多度町とか、そういう地元への通報などの連絡体制とかそういうふうな話を聞かせてください。その点ちょっと聞かせてください。

○羽部参考人 発見直後企業庁の現地駐在の方には、連絡しましたが、携帯電話が通じないということで、連絡ついたので要するに18時ごろになりました。その後、連絡ついて、ファックスで状況等をお送りしました。それから、多度町等への連絡ですけども、それは私どもとしてはルートというものがなくて、私どもが連絡をするとしては企業庁しかルートとしてなく、多度町等への連絡はしておりません。

○三谷委員 企業庁の誰に連絡されたんですか。

○羽部参考人 最初に連絡したのは企業庁の多度町駐在の林主幹、その後、まあ何回か連絡したんですが、連絡がつかなくて、本庁の井上副専事に連絡がついたのが、確か夕方に近い時間だったと思います。

○三谷委員 放水等の指示はだれが判断して決められましたか。

○羽部参考人 その当時の所長だった工藤の方だったと思います。実際には、ホースでもって放水をしました。

○三谷委員 私どもがいただいています三重ごみ固形燃料発電所緊急連絡体制表という資料によりますと、管理運営委託業者が富士電機さん、三重県RDF発電所所長の犬貫さんですかね、ここから、事故等対応関係機関、警察、病院、消防、三重県企業庁、それから多度町駐在、そこから県の市町村というふうなことになるとるんですが、この犬貫さんはきょうはお越しになってませんが、入院でもされてますか。

○真中参考人 体調を崩して、入院中でございます。

○三谷委員 警察、病院、消防等のこういう連絡は、この犬貫所長のほうから連絡というふうになってますが、この10月23日の事故のときは犬貫さんの方からそういうふうには全部、警察、病院、まあ病院はともかくとして警察とか消防等の連絡はされたんですか。

○真中参考人 当時は建設と試運転が同時に2つの、並行して進んでいた関係で、保安業務に関しては犬貫でした。建設で工藤所長が別にいました。工藤から関係各所に連絡入ったというふうには考えております。

○三谷委員 またそれは別の機会でもう少し、お聞きする、調べさせてもらいたいと思いますが、事故以降、市町村との間で担当者会議等が開催されているという説明をきいておりますが、富士電機さん当初は出席をされてましたが、途中からは富士電機さん出席されていないというふうな話も聞いておるんですが、何故途中から担当者会議の方、出席されないんでしょうか。

○真中参考人 これは、我々出席する立場はオブザーバーということで、企業庁から要請がない限り、そういう会議には出席できません。

○三谷委員 管理責任の、第一義的な管理責任は富士電機さんですわな。一番の管理責任者が担当者会議に出席をされてないのは、企業庁の判断で出席、オブザーバーなしとされた、それに間違いありませんか。

○加藤参考人 RDF連絡協議会というのがございまして、そこが、そういう方がRDF製造の自治体さんとのやり取りがあるんですけど、私の立場としますと、主体は企業庁さんでございまして、企業庁さんから出席の要請があれば、出席をする。私の記憶ではですね、2度ほどその会議に出ていると記憶しています。

○三谷委員 RDFの性状改善等も再三申し込まれているようですし、非常に大事な会議だと思んですが、今のご説明ですと、当初1、2回はいったけれども、その後企業庁の方から出よという連絡もないんで、そのままにしたということで、本当に間違いありませんね。

○加藤参考人 12月の事故以降、ちょっと記憶がはっきりしないんですけど、確か2月と記憶しておるんですけど、RDFの改善されていないんで、私どもとして各自自治体さんからRDFをサンプルとして、提示して改善要求を一応、企業庁さんともどもお願いしたという経過がございます。

○三谷委員 次の質問をさせてもらいます。あまり時間がないんで。

7月の19日に鈴鹿の倉庫で発熱をして、発火をしていますが、発電所のサイロのRDFは27日に発火しているんですよ。7月のうちに、この間大分時間があるんですけど、先ほどのご説明で400トンから600トンぐらいに押さえて、搬出できるような体制にしておたとおっしゃっていますが、19日に鈴鹿で発熱してですね、何故発電所のサイロから搬出、全部RDFを取り出すというそういう作業はしなかったんですか。

○真中参考人 鈴鹿は保管している場所でありまして、サイロの中に入っているRDFとは若干保管しているものが違っております。そのため、鈴鹿が発熱したから、サイロに入れていたものが発熱するというそういう考えには至っておりません。

○三谷委員 ちょっと記憶違ったらお詫びしないかんですが、鈴鹿にある、4カ月から5カ月置いておってですね、もう大丈夫だからということでその一部を多度のRDFのサイロの方に移す。つまり同じ物が鈴鹿と発電所のサイロの中にあつたんじゃないですか。鈴鹿のほうが発熱しているのに、向こうはなぜ発電所から取り出さないのであるかということを知っているんです。

○真中参考人 鈴鹿で発熱した箇所というのは、一番質としてはよくないRDFのところから発熱したと。サイロに入れていたのは我々が2月26日以降、受け入れをした、安全であるという理解の元に貯めていたものであって、若干違うと思います。

○三谷委員 富士電機さんが安全であるという理解で入れられたRDFが発酵、発熱したということになれば、富士電機さんの認識が間違っていたということですか。

○真中参考人 その点が今非常に分からないところです。失礼しました。本当にそれが発酵発熱したかは調査待ちということですよ。

○三谷委員 7月27日、発電所のサイロで発熱して、そのときに冷却とかいろんな一連の管理責任上検査やられておりますが、これはあくまでも富士電機さんの判断で、放水、水をかけたりして、されておって、県が企業庁、消防との相談とか連絡とかはどうなっているんでしょうか。

○真中参考人 いったんRDFがサイロの中で発酵すると非常に面倒なことになるといえるか、12月の経験でよく理解しております。そのため、我々は400トンから600トン貯蔵し、なんらかあつたらすぐに排出作業ということとすぐに準備をしておたわけですけども、27日、我々が放水を、若干もう燃えてたんで企業庁に連絡し、水を使いますよということを決め、少量の放水をし、かつ大量の放水をする場合は企業庁にももちろん報告する、また当然放水するためにはRDFの中に一部穴を開けたり、注水口を確保したりということで、持ち主の企業庁に確認しなきゃいけなかった。だんだん火が強くなりまして、これはもう手におえない、で、大量放水をしたんだということで、再三お願いしましたが、放水をしますと汚水が出て、調整池に入って困るということだった。水は極力使うなという指示。また、その経過において、とうとう我々も手におえまないと。今消防を呼んでいただきたいという要請をいたしました、企業庁さんの方からちょっと待てという、待ったの指示が出てきました。

○三谷委員 そうすると、管理の責任者は、最終判断は企業庁ということですか。富士電機さんではないんですか。この緊急連絡体制表を見ても富士電機さんから消防のほうには連絡することになるとるでしょ。違いますか。それはどちらなんですか。

○真中参考人 ちよろちよろの火というのは非常に我々消しやすいんですけども、その時点では当然何らかの不具合が起きたら企業庁と相談しながらやるのが事実です。また、大きくなった場合は、直接消防の方に連絡することになりますが、消防が来ますと大量の放水を使いますので、汚水の問題があるので、十分配慮するように企業庁から言われている。その汚水タンクを準備したり、いろんなことをやって調整池に水がいかないようにし、準備します。大量放水いたしますともうそれもなく調整池にどんどん流れるということで、消防への連絡というのは、今回の消火に対する消防への連絡というのは一応企業庁に承認をもらったんです。

○矢内参考人 管理責任は確かに私どもに責任がありますけれども、この設備自体の所有といたしますか、それは私どもとしては企業庁さんにあると思って、一応そこの了承を得てというのを大前提に考えております。

○三谷委員 施設はまだ県の方には引き渡してないですよ。最終判断は企業庁がするの、富士電機さんがするの。富士電機さんでしょ。

○矢内参考人 最終判断の実質は企業庁に。

○三谷委員 またこれやってると、これだけで時間かかってしまうので、次に移りますが、8月の14日の事故、これは富士電機さんからこれは爆発やなしに、熱風の吹き出しだと聞いていますが、今でも、8月14日の事故は熱風の吹き出しだと認識ですか。

○真中参考人 私どもは熱風の吹き出しとも、ガス爆発とも水蒸気爆発とも結論を出しておりません。

○三谷委員 私どもは現場で富士電機さんから熱風の吹き出しと言う説明を受けたんですよ。今の話ですと、水蒸気爆発だかガス爆発だか熱風の吹き出しだか、結論出ないといったが、その結論が出てないことを我々県議会の方には説明された、その点お願いします。

○真中参考人 そのときの説明が不適切だったかもしれませんが、一応爆発音もなく、今のところはなんらかの原因で熱風が吹き出たという以外説明ができなかった。

○三谷委員 8月の14日の事故の対応、指揮命令系統、これは緊急連絡体制表のとおりというふうに理解をしてよろしいでしょうか。午前3時過ぎにですね、事故が起こって桑名消防に4時45分、消防から警察の方に連絡がいつているということで、これ大変対応が遅いと思います。12月の教訓がここに生かされていないんじゃないかという感じがするんですが、このあたりの指揮命令系統と、責任の所在、どうお考えですか。

○真中参考人 私、当日そこにいなかったもんですから、正確なお答えできませんが、私が聞いた話で申し訳ありませんけど、事故後怪我した人への対応のため、てんでご舞いになっていて通報が遅れたというのは事実でございます。また、通報については、富士電機の当時の運転員、保安運転部の運転員の方から消防の方へ連絡いってということですよ。それが非常に遅れたというのは事実です。

○田中委員長 三谷委員に申し上げます。申し合わせの時間が3分程度となっております。

○三谷委員 そうですか。そうしましたらですね、じゃあ、14日の対応等、これは富士電機さんの責任でおこなっているというふうに理解してよろしいんですね。

○真中参考人 そのとおりです。

○三谷委員 私のほうから最後の質問にさせてもらいます。14日から19日まで、19日の事故までの話は、この間も一貫として管理責任及び対応は富士電機さんが責任を持って行われたということですね。

○真中参考人 14日の事故から消火については消防の方に一任しております。消防の方に、また、処置に対しては企業庁と相談しながらやらしていただいております。

○三谷委員 14日の事故から19日まで発電の運転を継続していますが、発電の運転を継続するという判断は企業庁がしたんですか。それとも富士電機さんですか。

○真中参考人 RDFの貯槽というのはボイラー発電所から隔離されていますので、たとえサイロが事故を起こしても発電は継続できるというシステムになっております。そのため、継続しております。

○三谷委員 地元との協定書の存在はご存知でしょうか。

○真中参考人 サイロが事故を起こした場合、ボイラーも止めるという協定について、私は知っておりません。

○三谷委員 事故とその後、いろいろごみ処理等さまざまな諸費用が発生しておりますが、このコストの負担は富士電機さんの責任が明確になれば、明確になった責任の範囲内できちっと負担をしていただける、そういうお気持ちですか。

○山口参考人 これは今後関係者と相談の上で決定していくことを考えております。

○三谷委員 私からは質問を終わります。関連は時間ない。

○田中委員 はい、時間ない。申し合わせの時間が経過しましたので、岩名委員、よろしく願います。

○岩名委員 それでは私からお尋ねいたします。富士電機さんは爆発直後の記者会見で、RDFの専門家でないというような趣旨の発言をされております。また、私も、8月の19日の爆発当日現地を視察していたわけですが、そのときにも、富士電機の代表の方がですね、RDFについてはまったく経験がないと、こういうことをおっしゃっていたわけですが、それならば何故、平成11年のプロポーザルに応募をされてきたのか、その辺のところをちょっと教えてほしいんです。

○福留参考人 その当時RDFを利用した、また、燃料とした商業施設としての発電所というものが実現しておりませんでした。ただし、その当時フォスターウィラーという会社がアメリカ国内で商業運転を実用化している会社がございまして、その技術を有効に利用した形で俗にいうJV形態をとりまして、本県に関しての応募をしております。

○岩名委員 県の選定委員会の評価ではですね、富士電機はRDF焼却炉に実績あるということになっているわけですが、それでもRDFの専門家ではないということなんでしょうか。富士電機はRDFの焼却炉施設があるボイラーを提案をしておるわけですが、RDFの経験があるのはボイラーメーカーであって、富士電機はRDFについては素人ということで、判断してよろしいですか。

○矢内参考人 言葉で言った言わないという話ではないんですが、今、富士電機はRDFの専門家ではないということとございまして。多分それは私が言った中のことだと思うんですが、私はそういう言い方をしておりません。私はRDFの製造について、性状等については私どもは専門家ではございません。この範ちゅうは企業庁さんをお願いしております。私どもは発電プラントについては、これは専門家でございますよということとございまして、要するに、性状品質について企業庁さんをお願いしている件があるというしております。

○岩名委員 RDFに素人である富士電機が、ごみ焼却炉の納入に実績はあるんですか。

○真中参考人 焼却炉と言う意味では我々は富士電機は炉を造っておりませんので、当然経験ある炉メーカーと組んで入札するという形になります。

○岩名委員 RDFについては素人であり、ごみ焼却も知らない富士電機はですね、何の技術的リアクションをもってプロポーザルに応募したんですか。

○真中参考人 確かに、そういわれる面はございますけれども、実態としてはこういうプロジェクトというのは、大きな発電所というのは、いっしょに組んでやる、会社、富士電機というのは電気系統及び発電プラントというのは経験ございますけれども、サイロとかボイラー、燃焼技術というについては、例えばチヨダ、組んでいますチヨダ化工建設、これはエンジニアリング、設計、施工については有名な会社ですし、実力もあります。そして、炉についてはRDFの炉という経験は日本にもありませんし、初めてそういうので経験があるフォスターウィラー社と組むことによって、十分に能力的には到達できるものと考えております。

○岩名委員 若干異論ありますけれども、さらに質問ありますので、先へ進めます。契約書によると、富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却発電施設の設計を行うと、こういうことが書いてあります。施設の設計にはほとんど富士電機の考え方が反映されていると私は考えるわけですが、しかし、実際には、凍結対策が施されていないなど、基本的なミスが重なっていると思います。このような事象についてどのように考えておられますか。

○真中参考人 確かにご指摘のあった凍結対策というのは、十分でなかったのは事実です。また、当時の温度というものを想定しておりませんでした。これは事実です。しかしながら、発電という意味においては我々は多くの実績を持ち、十分な実力を持っていたと思います。

○岩名委員 契約書の確認仕様書に、労働安全衛生という項目がございます。ここでは労働安全衛生法に基づくほか、安全衛生的な作業環境を確保できる施設とする、と定められております。さらに、爆発や火災の発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとすると定められているわけですが、これまで労災事故や爆発事故があったが、こういうことについてこの項目とのかかわりはどのように考えられますか。

○真中参考人 当初から我々が入手したサイロからまたRDFが、あのような状況になって爆発するというのは、RDFというものが安定したものであるという理解の上から設計施工しておりましたので、まったく考えておりませんでした。非常に残念なことでございますが、実態としては貯めるものによって、相当サイロというものを改造せざるを得ないというふうに理解をしておりました。また、当初からもしそのようなことが分かれば、当然、あのようなサイロというのは設定しないわけですし、誠に残念なことだと思っております。

○岩名委員 今、そういうことが分からなかったというようなお話がありましたけれども、他社の提案ではですね、RDF貯蔵槽の防火対策は、火災報知器とか温度計とかあるいはCO計とか、散水装置、いろいろな提案がされているんですが、何故富士電機はそのような具体的な提案がなかったんですか。

○真中参考人 先ほどご説明したように、受け入れ側でRDFが長期貯蔵に耐えられる、発酵しない、臭わない、また形成されていると、きちんと形が整えられているという前提で設計しております。そのために、中に入れて放水銃をつけたりしますと、別のトラブルが出るという意味から、我々はつけておりません。また、消火に関しては設備に関しては消防との打合せを行って、このRDFが不燃物であると、自己発火しない不燃物であるという前提で消防にも確認しながら許可をいただいている、今までの経緯がございます。

12月それが崩れ去ったわけですが、その後においては温度計の監視やら、温度計の監視が一番ベストであろうということで、もしなにかあったら下から注水でとにかく早く排出すると、ボイラーで燃しきると考えておりました。

実際にRDFの中にもし水を撒いた場合、上から水を散水した場合、これはRDFが完全に固着して排出できなくなりますし、水を撒くことが室下部において燃えている、例えば発火しているということに対して、上からの放水はまったく効かないというふうに我々は理解しております。

○岩名委員 燃えないという前提でやっていたということですが、RDFは燃料として作られているわけでも、字のごとく燃えるということであってですね、元々はごみでありますし、当然何らかの原因によって燃え出すかもしれないと考えるべきであり、そういうしるべき安全対策を施すべきではないかと私は思います。安全対策を疎かにしたのか、まったく必要でないと考えていたのか、無駄と考えていたのかいづれでしょうか。

○真中参考人 我々安全対策をしなとか、無駄だとか、する必要がないというふうに聞いていただくと不本意でございますが、我々は安全であるというものに対しての対策というのは、実質やっているつもりでございます。やっております。ただし、RDFがサイロの中であのような形で原因は明確ではございませんけれども、内部でRDFが詰まった内部で自然発酵して、発火するということに対してはこれはそういうことが事実ということが正式に出ましたらば、サイロの形をすべて変えて別の安全対策をせざるを得ないと思います。

冒頭言いましたように、我々RDFは燃えない、自然発火しないという前提で組まれてましたので、そのような対応をさせていただいたというのが実情でございます。

○矢内参考人 基本的には自己発火しないということで当初の原則で、基本はそうでありました。まあそういう意味で、今いろいろご指摘ある中では、やはり12月経験したあともそうかということとございまして、基本的にはRDFは、RDFというものは自然発火しないというのがRDFであって、するものはRDFと呼べないんじゃないかというようなことと思います。その意味で12月の経験後、私どもは設備について先ほどから何件かしゃべっておりますけれども、基本的にはやはり品質を本来の自然発火しないものにしていただきたいということで、要するに品質管理を改善してくださいということをしました。

それから、それに対して、ほぼ毎月ぐらいの頻度でサンプルテストをしております。それから、入ってきたときには形状、臭気、温度、乾燥度合い等をこれは目視確認を必ずしております。それから成形の不十分なRDFの受け入れというのは拒否もしております。これは具体的には桑名さんのところで崩れているとか温度が高いというものについては、受け入れ拒否をしている。要するに貯槽内への受け入れ拒否をして、直して品質が改善されたというものと

で入れるようにしました。さらには先ほどいきました緊急時に対しては量を減らしておこう、それから基本的には温度で監視しよう。それも24時間監視、8時間監視というようなことをやってきました。

それから、起きたときはそれを優先的に掻き出そうという対応、それから消し方というのはその火が出ているところに直接やるのが一番いいというのが12月の経験ですから、火元消火に務める。そのためにホースや消火設備を用意しました。さらには定期的にはやはり空にしているということ、私も4カ月に一遍は空にしようという。それから何か起きたときに搬入しないといけないんで、その置き場所がやはり臨時的に必要なからということで、一次的保管倉庫を作ってくださいというお願いをして、まあちょっと違っていただきましたけど、低くて使えなかったんですが、そういうこともお願いしました。

ということで、12月以降については私も考えることを、かなりなことをやってきております。そういう意味で現在やってきた対応というものについて多少、他の発電所等正確に比較していきたいと思っています。

○岩名委員 三重県以外の、全国における3施設におきましても、貯蔵槽における発熱対策というものが施されているわけでありましてね、ですから、熱を帯びるという前提で動いているわけで、それをどうして参考にされなかったのかなあということが一つ。もう一つは、これは先ほどもご説明ありましたように、当時の通産省がNEDOを通じて、全国的に普及を図ってきたものだと思うんですね。その原点は何かといたら、ドイツがお手本だったろうと思うんです。ドイツはもう既にこの方式は撤退をしておりますけれども、我々が調査に先年行きましたときにやはりRDFが燃焼をするという前提で、窒素ガスを照射するとかですね、あるいは炭酸ガスを照射することによってそのいわゆる貯蔵槽の中の火を消すと、こういうことが行われているという説明を受けてまいりました。

ですから、そういう皆さんも、富士電機はアメリカのみならず、世界中にいろんな技術連携を持っておられる会社だと思いますので、どうして、そういうことを研究あるいは勉強されなかったのか、非常に残念に思いますが、その点についてどう思われますか。

○真中参考人 12月の時点で我々も、窒素による消火というのにトライしています。またはCO<sub>2</sub>を使うことによる消火のトライ、またドライアイスを使って直接消火してみようかというようなことを経験させていただいております。

結果的には、内部に熱を持ち外部に炭化物を作ったRDFの塊には、ほとんど効果がなかったというのが実態でございます。我々は12月何をしたかという、そこで炭化物の中に壊して直接注水してそれを冷やすということを徹底して行なったのでございます。

サイロの構造上、4000立米で非常に通気性がいいというわけじゃないですけど、密封構造といいながら完全密封ではございませんので、大量の窒素ガスを入れるということに対しては設備上ちょっと難しい問題があり、かつ先ほどお話しました炭化物を作って直接中を冷やしきれないという問題から、水が最適であるというふうに考えました。

○岩名委員 次にですね、先ほど三谷委員からもご質問がありましたけれども、RDF貯蔵槽のタイプを、契約前に、これ契約前というところがちょっと私、引っかかるんですが、なぜ変更されたのか。それは答えは先ほど来、お話がありますので、もう結構です。貯蔵槽のタイプを変えてもですね、4基のままであれば1基に何かが起こった場合でも、1基づつ対応ができて、だれが考えても1基よりも4基造ってある方が安全対策であり、また、点検等についても非常に便利であるということが分かるわけですが、これはおっしゃっているように、取り出しが楽だからとかほかの以外に、私はどう考えても何か原因があるように思うんです。例えば私が考えたのは、例えば施工費が安くなるとかですね、そういうことがなかったのですか。

○真中参考人 当然変えるについてはコストの比較というのは行なっております。プロポーザル時4基のサイロから1基に変えて、コスト的に随分下がったんじゃないかという懸念、当然受けられると思うんですけど、ざっくり言って、本体の値段は若干下がります。しかしながら、1基にすることによって土建の土木費用、杭の量、土建のコンクリートの量等が大幅に上がり、また、据付上大きいドンガラですから、工事費がかさむということで実態は4基に比べてコスト的には上がっております。

○岩名委員 貯蔵槽を1基にしたことですね、トラブルに対する備えが一層には必要になったのではないかとと思うわけですが、ここで契約書の確認仕様で、RDF貯蔵設備の欄にですね、防災設備一式となっているんですが、これは先ほどもちょっと説明ありましたが、これは具体的には何をしたのか、どのような災害を想定してそのような設備としたのか、それは防災設備としてどれぐらいの効果があるものなのか、簡単に教えてください。

○真中参考人 非常に難しいご質問で、どう答えようか悩むわけですけども、防災設備というのは先ほどお話したように、火災だけではなく、地震、気象上の台風等の災害も含めてですけども、その中に一部火災というものがございまして。

繰繰したように、最初からRDFが燃えるという前提にたっていないませんでしたので、そういう意味での防災設備というものは、外部には準備してはいたけれども、サイロの内部には設けていなかったというのは事実でございます。あの設備自身は、大きな地震や風災が来ても倒れないような防災設備としては火災を除いて、内部の火災を除いては完璧だったというふうに理解しています。

○岩名委員 施設にトラブルが発生した場合は富士電機の自社工場に1カ月程度、RDFを保管できるということがプロポーザル2回目のときで、3社に絞られてからだったと思いますが、プロポーザル時に説明をされております。それは事実ですか。

○山口参考人 事実です。ただし、このトラブルの想定は、私どもの責任においてのトラブルで、そういう停止の状態が出て、RDFの保管が不可能になった場合ということで想定しております。その提案です。

○岩名委員 皆さんの責任とおっしゃるけども、皆さんが管理責任があると先ほど言っておられるんですから、この一連の事故は皆さんに責任があったと私は思いますが、それなら何故貯蔵槽が発熱したときや、機械のトラブルが起こったときに、倉庫ではなしに、工場でRDFを保管しなかったのか、今後は工場で保管する予定でもあるんですか。

○山口参考人 今回の事故はちょっと想定しない緊急の場面でございますので、現状即工場で保管するということではできませんでした。今後についてはですね、その対応も含めて今関係各所と協議している、対策を練っている段階でございます。

○岩名委員 これ、一日に200トンとしても、1カ月とすると30日ですね、6000トンぐらいになるわけです。相当な量ですし、まあしかし、こうして約束をされた以上はですね、提案内容に責任を持っていただきたいということ申し上げておきたいと思っております。

それから、次にですね、ごみの固形燃料についてなんですけども、発電所に隣接する桑名広域清掃事業組合がですね昨年の12月に異常発熱があってですね、その事故後、1、2カ月かけてRDFのいわゆる熱とかそういうものに対するいろんなさまざまな実験をされたというふう聞いておるんですね。それでですね、RDFに含まれる消石灰がその発熱原因になっているということ突き止めてですね、企業庁に報告をしたことが分かっております。

これは8月25日に桑名市議会より抗議文書が県に提出をされていることでも明らかであります。このことについて企業庁から富士電機は何か説明、あるいは問題提起がありましたか。

○羽部参考人 企業庁からはこの件については何も聞かされておられません。

○岩名委員 ああそうですか。爆発原因は究明中ということでありまして、明確にお答えなれないと思っておりますけども、爆発前後に繰り返してRDFへの放水をされていたわけですが、このことは今でも有効であったと判断をされているかどうか。このことは消石灰に水をかければ熱を生じると、これ我々小学校時代から習ってきたことなんで、そういうこととまあ素人考えを併せてお尋ねしたいと思います。

○真中参考人 消石灰に水をかけると大量の熱が出るというのは事実上ちょっと間違いがあると思います。生石灰、生の石灰においては非常に危険であるということは理解しております。また、消石灰をRDFに含ませるというのは2つの目的があって、一つは形状を硬くすること。一つは腐敗を防ぐこと。これが2つの大きな目的ではないかと思っております。

現在、我々の知る限りでは生石灰は使われず、消石灰だと。ただし消石灰も100%完全な消石灰がないため、一部生石灰が残りが、それが発熱するということは聞いておりますが、それが大きな原因だかは今現在、分かっておりません。

○岩名委員 私、スポーツ関係の団体に関わっておりますが、現在でもですね、スポーツ石灰といわれるまあ消石灰ですけども、このラインを引いたりするものですね。これでも雨の日にはその上をすべると、必ず火傷になる。これはもう明らかに我々は現地で見ておりますので、間違いございませんのでね、そういうそのなんとと言うんですかね、思い込みとかね、そういうことも私はこの事故の引き金になっているのではないかと、こういう心配をしているわけでございます。

それではですね、次に平成14年の12月23日の異常発熱を受けて、その後RDF貯蔵槽に温度計を設置したが、何故そのときに同時に散水装置やあるいはCO計等も設置しなかったのか、これについてちょっとお答え願います。

○真中参考人 CO計については計測するということによっております。それから温度計も計測する。ただし、内部における散水設備というものについては我々の12月の経験上、非常に意味がないということが一つございまして、取り付けを断念しております。また、そのときにCO<sub>2</sub>を噴射する装置等も当然、我々計画を入れましたが、取り付けの場所の問題、最初からそういう構造になっていないということで取り付けを計画しましたが、難しい問題と26日以降、再度確認されたいRDFが大分たまっておりまして、それを早く受け入れなきゃいけないという状況からそこまで、ヌトゥーの噴射口までつけるに至っていないというのは事実でございます。

じゃあ何故、水を噴霧する装置はないんだというのは先ほどもお話したように、上部からの放水はまったく効きません。今回我々が4月19日以降、消防も上から水を打っておりますけれども、実態として数千トン打っても内部の火が消えないというのは実情でございます。一番いいのは、やはり下から細かく注水するのが最もいい方法ではないかと思っております。ですから、あとはもう構造を変えるしかないということになると思います。

○岩名委員 3月に、労災事故を起こして指名停止になっておいて、そして人身事故への注意は十二分にされているであろうし、企業庁からもそのような指示が出ていたのではないかと考えられるわけですが、それにもかかわらず、次に熱風事故が起こった。こういうことについて、富士電機はどのような労働管理をされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○山口参考人 現地の所長以下安全教育を定期的に行う。それから連絡体制、その他を含めまして安全教育を十分にやっておったつもりでございましたが、結果としてはそれが十分でなかった、残念な結果だったと思っております。

○岩名委員 次に消防との関係のことをお尋ねしたいと思います。8月14日の事故以後、RDF貯蔵槽の管理は消火活動を含めて富士電機が行っていたと思うんですけど、消火方法については消防との間でどのような判断がされていたのでしょうか。

○真中参考人 桑名消防とは打合せを持ちまして、消火方法については我々が過去やってきたのをこうしていますと、それから、非常にRDF自身が水をかけても消えにくいというのは事実でございます。で、14日の事故も原因がまったく我々もつかめていません。今後、消防のほうでは是非それを念頭において検討していただきたいということで、我々、小さな火の消火というのは我々もできますけれども、ああいう状態で内部でなんらかの異常があったときには我々も非常に危険と判断しまして、消防の方にいい消火方法を取っていただくというふうに一任した次第です。

○岩名委員 8月19日、爆発の前日、すなわち18日にRDF貯蔵槽の上部から2本のホースで放水したと聞いておるんですが、これはどの、どなたの提案によるものなんですか。

○真中参考人 これは消防の判断で決定されました。

○岩名委員 消防だね。8月19日にですね、RDF貯蔵槽の上部から放水を2本から4本に増やし、貯蔵槽の下部に穴をあけたと聞いているのですが、穴をあける、それが事実かどうかと。それから貯蔵槽の内部に可燃性ガスが発生したことが確認されている時期に、パーナー等を使ってタンクに穴をあける作業をしていたということは、まあ常識ではわれわれ考えられないわけですが、この穴をあけることについてだれが提案したんでしょうか。

○真中参考人 桑名消防から2口を4口に増やしますと、かつ、その量では不足なので、サイロの中部からさらに放水をしたいというご要請受けました。については、横から放水ができるかというご質問があり、私は口頭で横には穴は開いておりませんと、もし開けるのであれば、ガス溶断しかありませんと、明確にお答えしました。それに対して消防の方でガスであけていいということで具体的にガス溶断という作業が始まりました。

○岩名委員 今も申し上げましたように、可燃ガスが発生しているというところであたがそういう判断、まあ消防の判断ですけれども、それに基づいたといえどもですね、そのときにそういうパーナーを使って穴をあけるといことについて抵抗はなかったんですか。

○真中参考人 私消防を信じておりましたので、消防から開けてくれといわれたら私は分かりましたというしかございませんでした。

○岩名委員 少なくとも、我々とは違って、皆さん方は専門家なんですからね、今申し上げたような常識的な分かるようなことを、消防がいったからやるんだと、このようなことが今回の事故を大惨事に対してすべてを物語るっているのではないかという気がしてなりません。以上で私質問を終わります。

○田中委員長 自民党・無所属議員団、時間が残っておりますので、質疑質問続けます。山本委員お願いいたします。

○山本委員 それではちょっとお伺いさせてもらおうと思うんですけど。特に所有、建物というんですか、施設の所有面で少し、契約書に基づいてちょっと確認をしていきたいと思うんですけど。まず契約書の30条のところに、乙は工事完成をしたときはその旨を甲に通知しなければならない。これはいいんですけど、甲、いわゆる企業庁は甲は検査を行うものと定めた職員、いわゆる検査員は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、富士電機の立会いの上、技術提案に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査完了し、当該検査の結果を富士電機に通知しなければならないと、この行為については、行なわれておるんですか。いいんですか。

○山口参考人 4月の29日に、法的な引き渡しの手続きはすべて完了しておりますが、その時点で検査の申請を何回か企業庁さんにはお願いしておりますけれども、この検査がまず行われておらないために引き取りができないということでございます。

○山本委員 その今度は下の31条に、契約代金の支払いというのがあるんですね。これは富士電機は前項第2項、いわゆる、私が今話したような検査に合格をしたときは契約代金の支払いを請求することができると、前項の規定による請求があった場合は、請求を受けた日から40日以内に契約代金を支払うということがあるんですけど、富士電機さん、支払いを要求したんです。

○山口参考人 今回の請求は、部分払い、前払い含めまして何回か分けてございまして、最終のおっしゃっておる完成のこれに対する請求はまだ竣工検査が完了していないということで口頭ではお願いしてありますが、正式には提出してありません。

○山本委員 それでは富士電機さん工事代金の内のどのぐらいいただいとるんですか。いわゆる契約金額に対して、今工事代金はどのぐらいいただいとる。企業庁から、いわゆる果から。

○山口参考人 正確にはあれですが、灰処理の関係がですね、これは来年度の3月竣工ということで、その代金をまだいただいております。それから現状はプラントが完成するまでのところですね、1.4億がまだいただいとない分。トータル的には、全体が6.4億の中の1.4億。これがまだ。

○加藤参考人 建設の契約は確か6.8億ということで、そのうちの8億4千万が先ほど申しました灰処理施設ということで、これは来年の3月の一応工期になっておまして、残りの約5.9億強ですね。うちの1.4億がまだ検収が上がってないと、というのが実情でございます。

○山本委員 検査員の完了検査も終わっていないのに、金はこれずっと渡さるわけですね。ですから先ほど聞いたった、聞いてますと、所有権は多分もう果のものや、企業庁のものや、と発言があったんですけど、こういうことを捕えて多分もうあの施設については企業庁のものやという判断をしてみえるんですか。

○山口参考人 ちょっと質問の内容が理解できないところがあるんですけど。部分的には、すべてその時点時点で検査を受けております。検査を受けた時点でその支払いを請求して、いただいとるということですよ。

○山本委員 それじゃあ、もう一度お伺いしますが、管理運営については富士電機さんがおやりになってみえて、それからあの施設については、あの持ち物全体はどことが持つておるという理解をしています。

○山口参考人 現状、引き渡しが、最終的には引き渡しという書類が完結されないうり引き渡しということになっておりませんので、現状は富士電機の持ち物ということに、引き渡していない以上そういう格好になっております。

○山本委員 さっきのずつと結果からすると、ちょっと。例えば真中マネージャーはすな、あれは多分もう企業庁のものやとお話してみえた。今の山口副社長、いわゆる事務所の副社長やとやっぱ富士電機のものやとしてみえた。ちょっとどちらかはつきりしてもらえませんか。

○三宅参考人 法的には契約的にはまだ引き渡し済みでないで、当然にまだ富士電機のものであるけれども、やがてこれは、すぐ、じきに引き渡すことを予定しているものであるから、実質的にはその施設の所有的な問題については、勝手にこちらでどうこう。例えば勝手に消火水をかけて例えばかけるとかですね、そういったこともできませ

んし、いろいろなその改造についてはやっぱり実質的な所有者として、企業庁様のお断りがあると、そういう認識でございます。

○田中委員長 山本委員に申し上げます。申し合わせの時間が後3分程度となっておりますので、よろしく申し上げます。

○山本委員 じゃお理解としては、一応富士電機さんがまだ所有していただいておりますと、こういうことで理解させていただきます。もう1点はね、部分使用という条項があるんです、これは33条ですけどね。ですから、企業庁が引き渡し前にその工事目的を全部、または一部を富士電機さんの了承を得て使用するという、こういう部分引き渡しという条項があるんですが、契約があるんですけど、今回のこういう使用についてはそういうところに該当するんですか、しないんですか。

○山口参考人 灰処理の部分を除きましては部分引き渡しという格好になります。仮に引き渡しができればですね。

○山本委員 部分引き渡しではなしに、部分使用してあろうということではないんですか。部分使用です。引き渡しではなしに。部分使用です。

○山口参考人 部分使用ということで、そういう認識でございます。

○山本委員 もう結構です。はい。

○田中委員長 それでは引き続きまして、無所属MIE、永田委員お願いいたします。

○永田委員 それではちょっと。今までお聞きしております中で、確認等を含めまして、順にお伺いしていきたいと思っております。まず、三谷委員の質問の中で、責任は同等という発言がありましたね。どっちが責任あるんだということで、責任は同等だというご発言があったんですが、これについてもう少し一巡、掻い摘んで、見解だけ聞いてみたいんですが。

○三宅参考人 このプロポーザル方式の流れにおきまして、当然に当社側が設計、施工、管理等について責任を負うべき立場にある。しかしながら、このプロポーザル方式を含めましてすべて契約に、こういった当然前提となる条件の元で、我々はその条件に対してきちっと適切な設計、施工、建設、それから管理といった、そういった行為を行う義務があるという意味において、当社において、当然契約上、そういった義務を負っているということでありまして。

しかしながら、その責任と言われる意味は、このたび、当社としてはまだ原因究明、実際にこのたびの問題が本当にその我々の設計、あるいはそういう管理で防げたものなのか、あるいは片や、他の施設等でもですね、いろいろそれぞれ、まちまちな設備をそれぞれつけておられますけども、その効果の程も結局はその原因を究明しなければ分からない。実際にこれについて何がいばばん万全の対策なのかということが今わからない状態でありまして、そういうことを含めて例えば先ほどのアトラスの選定につきましても、実際そのときの使用実績ではRDF発電所のサイロについてはアトラスしかなかった。大牟田さんのですね、しかなかったということもあってですね、他にサークルフィールドを選定している実績はない状況において、あるいは目詰まりを下部です、ブリッジを起こす危険があるといった点について、その点について、じゃあ4基一巡に起こったらどうなるんだとかですね、必ずしもその1基で危険分散していることになるのか、あるいはその中には、コンベアが3つ付いているから危険分散になるとか、いろんなそういう専門業者である長府さん、日立さんの方に確認しながら、あるいはフォスターといったそういう技術的には世界トップクラスの技術を集結して望んだところが、結果的にこれだけの大変申しわけない事故が起きてしまった。

しかし、その責任についてですね、果たして全部その設計管理だけで防げたのか、あるいはやはりどうしてもRDFの品質で対応すべき問題なのか、そこについてはいまの時点では、原因究明が出されていない。まったくこの対策はまた根本的に変えなきゃいけないのかもしれない。そういったことが当然再発防止にも結びつくので、軽々にこちらのすべて事故についての責任云々ということは、今の段階で申し上げることはできないという時点において、同等と。要するにその同等というのは、当然これについては、このたびの事故というのはRDFだけでは起こらないし、貯槽だけでも起こらないし、消火活動だけでも起こらないと。この3つの活動が組み合わさって起きてる事故でございますので、これについてのその責任云々については、原因究明をきっちりした上でやると、判断すると。評価すると。ということが今後、日本のためにもなることであって、その上で今の時点で同等ということが使われたというふうに理解いただきたいということでございます。

○永田委員 ええ、理解しました。どうもいろいろ今までの中で、お聞きいたしておりますと、RDFが燃えないという観点と、実際にこれ燃えてしまっていると。どうもなんかここにですね、非常に大きな私は、見解の相違があっ

たんじゃないかとおもうんです。だからこういう結果になったと、そう思えてならないんですね。したがって、そのプロポーザルの条件の中に、燃えないという条件があったんですか。ちょっとそれだけ。

○真中参考人 NEDOの資料によると、発火しないというふうに明記されております。ですから、我々は平成7年度のNEDOの調査内容、これは企業庁さんが実質補助金をつけてやったものですけども、その中に明らかに書いてございます。ですから、我々は、燃えないもんだという前提の理解で自然発火しないという表現がされてますので、我々はそれを元にあのようなサイロを選定させていただいたということでございます。

○福留参考人 少し補足させていただきますと、企業庁によるプロポーザル方式の応募要領を入手した段階では例えばRDFは自然発火するから注意しろとか、こういうことに配慮しろ、または発熱する、発酵する。こういう表現は一切記載されておりませんので、我々の知識の中にはそういう条件、設計に盛り込むためのそういう条件が排除されております。

○永田委員 我々このプロポーザルの持っておるんですが、確かに明示はないように思いますが、発火しないという明示は。今お聞きしますと、NEDOの資料によるとこういうことですね。どうもそこら辺が食いちがったように思えてなりません。まあしかしその、いろいろ見てみますとですね、ほとんどの提案書の中で消火設備がうたわれているんですね。で、E社というのがあるんですよ。これはおそらく御社のことだと思うんですが、あまり消火設備について書かれてないんですね。これどうでしょうか、見解だけ。

○三宅参考人 当初公募時においてはそういう前提、予見のもとですと、防災設備を決めているというところで消火設備を決めているというところですけど、要は契約的にですね、仮契約時点におきましても、建屋側ですけども、建屋の方の消火設備については消防署と協議のうえ、消防法に準拠して設置するものという条件がついております。従いまして、すべてそこら辺の消火設備の関連については契約に従ってきちんとその後消防署と相談をした結果、指導されたことがこれはRDFは危険物指定可燃物にはあたらないということと、貯槽ですからこれは建築物、消防法上の建築物にあたらぬ。しかしながら、大きいものであると、一応消火の設備は備えた方がいいだろうということで、これについては防火用水槽を設置することということが消防の指導としてございました。

従いまして、私どもとしては、その指導に従って防火用水槽を設置した。その他については消火用ポンプ、ホース、多目的ノズルといったものは設備しているという状況でございます。

○永田委員 まあ、ある新聞によりますと、当初では防災設備を考慮していたが、実施設計の段階で、省かれたという記事があるんですが、これはどうでしょうか。

○三宅参考人 従いまして、その結果、契約時には防災設備一式という表現、で、それについては省かれたわけではなくて、その定義については消防署ときちんと相談をして消防設備を決めると、防火用設備を決めるという理解の元で、その時点でそういう定義でございまして、その後、実質的に消防と協議して決めたということで、これ自体変更ではなくて決定がそこで行われたというふうに理解しております。

○永田委員 そこで、先日、中間報告が出されました。これもご覧になったと思うんですが、その中で、本県施設と他県施設の相違についてというのが、項目があるんですね。それを見ますと、他県施設が既にもう運転しているわけですから、ここらのご調査はどうだったです。

○真中参考人 他県についても当然我々調査させていただいております。いろいろと書かれている、また新聞記事等で書かれていることについても重々承知しておりますけれども、我々が現時点における防災設備としては決して遜色のないというふうに理解はしております。

○永田委員 その中で、貯蔵槽については製造メーカーやサイロの種類は同一でしたが、管理方法は受入れ基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行っている。と、こう書かれているんですね。こういうところは明らかでございますが、いかがな見解ですか。

○三宅参考人 まず、事故調査委員会から弊社に対するヒヤリング等は明日予定されておまして、まだ、私どもとしては説明をきちんとしている状況にない状況で中間報告書はまとめられております。その上で、実際にそれぞれの設備あるいは管理方法がどうであったかという点については、私どもも正確には私の範囲ではまだわかっていないんですが、ただこの時点でその、実際の本当の実質的な意味での安全対策の有効面で、どれだけの優位さがあるかといった点につきましては、もちろんそれぞれのきちんと施策を教えていただいた上で、並べた上で、かつ原因究明の結果、何が原因であるかということが判明した上で、原因が分からない状況において対策が有効であるかどうかということ論ずること自体が、時期尚早と考えておりますので、したがってそういう意味においては今の時点ではなんとも判断したしかねる状況でございます。ただこちらとして言えるのは、その12月の火災経験から一番有効と考え

た安全対策を実施したけれども、結果として事故防止たるものには至らなかった、その問題は本当に設計、管理運営側にあるのか、それともやはりRDFそのものを根本改善しないといけないのか、そこら辺は今後の原因究明の結果、何が原因で何が有効な対策なのかということがわかった上で、はっきり判断したいということでございます。

○永田委員 御社にとりましてはこれは始めてのお仕事だと思うんですが、そこで非常に参考にされたフォスターウィラー社ですか、アメリカの。このノウハウはいかがだったでしょうか。

○真中参考人 フォスターウィラーのノウハウというのはごみを固形化したり、フラフ状でごみを燃焼させるというノウハウを我々はいただいております。ごみの保管についてのノウハウについては、フォスターウィラーからいただいております。

○永田委員 そうしますと、国内の先進地のノウハウしかなかったんですね。そういうノウハウからして、発熱、発火、このことはいかがだったですか。

○真中参考人 われわれが知り得た知見、予知できたというデータ、即ちプロポーザルから設計段階においては、我々も調べましたけれども、RDFが長期保管ができないんだ、RDFというのは発火するんだ、RDFがガスが出るんだということについてはまったく我々得ておりません。また、そのような文献もありませんでした。

○永田委員 どうもそこいらが一つの大きなポイントになるように思えてなりません。それじゃあ次に移らせていただきますが。

先日ですね、特別委員会の答弁の中で技術的な問題についてはもう一切、受注者の富士電機さんにもう、何ていうのか、まあ平たくいえば、おんぶにだっこだと、こういう見解だったんですが、それはいかがです。

○真中参考人 RDFの品質を除けば、我々が責任を、設計上、きちんとやっているというふうには理解しております。また、我々がきちんと管理しなきゃいけないというふうには考えております。

○永田委員 そうしますと、貯蔵槽については除かれていたんですね。

○真中参考人 あ、ちょっと今よく質問がわからないんですけど。貯蔵槽を除くって貯蔵槽は当初、先ほどお話ししたように、長期保存がきく、燃えない、固形化されているという前提での貯蔵槽を設計いたしました。しかし、我々が責任を持つ範囲の中に、RDFの品質までは残念ながらリスク分担の中に入れておりませんので、じゃあ本当のRDFがどうなんだといわれますと、残念ながら我々の中では、コントロールし切れないというのが実情でございます。

○永田委員 はい、分かりました。一つ、消火の方法について、三重県は石油化学コンビナートを擁しておりますね。かなりその面ではノウハウあるんです。実際大火災も起こしている経験もあります。そのような知識からすればですよ、消火に水をということは考えられんと。ほとんどは窒素ということがあるわけですね。このときには、そういう方法については、論じられなかったんですか。

○真中参考人 消防の話の中では、窒素については論じられておりません。

○田中委員長 永田委員、申し訳ありません。申し合わせの時間がそろそろ参りますので、簡潔に。

○永田委員 もう少し。そういう幾多の経験はこの四日市の北勢地域持っているんですが、そんな中で、タンクのそういう火災が起こした中で、タンクの上部に、消火のために人を登らすという指示はどうだったんでしょうか。どういう決断で、どういうふうに指示がなされたんですか。そこがちょっと。

○真中参考人 消火という面では、消防、桑名消防署と打合せして消火方法については、そちらに一任申し上げますと、是非消火していただきたいということでお願いしたわけですけども、その以降について、具体的にどこに口をつけるとか、放水銃ですね。放水銃をどうつけるか、何本でやるか、またどうするかについてはこれは消防のほうからの決定事項で、我々に流され、そして実施されていったというのが実情でございます。

○矢内参考人 先ほどから14日以降の消火についてありますけども、まあ、我々昨年12月、それから7月、いろいろ自力消火に努力しましたが14日の経験。あるいは爆風があるということはまったく予想していなかった後、この消火についてはもう全面的に消防さんをお願いするしかない、まして、消防さんの横の繋がりを、全面的にお願いしようということで、16日我々としても決めまして、あれは土曜日ですか。月曜日朝、真中が消防署へそういう意味でお願いに行った。その後はその指示に従って全部やっているということです。

○永田委員 そうしますと、タンク上部に人を上げるとかあるいはタンクの下で消断ですか、というようなことの作業の決断は、今、消防署というご説明でありましたから、それでよろしいですね。

○真中参考人 そのとおりでございます。

○永田委員 はい、もう時間ですね。終わりにします。

○田中委員長 申し合わせの時間が経過いたしました。以上を持ちまして本日の調査を終了いたします。参考人の皆様方には長時間誠にありがとうございました。

#### 【委員協議】

1. 今後の委員会の進め方について

2. その他

#### 【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月29日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019202

問い合わせ先: 県議会事務局

電話: 059-224-2877 / ファクス: 059-229-1931 / E-mail: [gikaik@pref.mie.lg.jp](mailto:gikaik@pref.mie.lg.jp)



Copyright©2016 Mie Prefecture, All Rights Reserved.  
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



# 三重県議会

Mie Prefectural Assembly

三重県議会 > 県議会の活動 > 委員会 > 委員会会議録 > 平成15年度 委員会会議録 > 平成15年10月8日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

## 平成15年10月8日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

### RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年10月8日(水) 自 午後1時3分 ~ 至 午後5時2分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚 君  
副委員長 藤田 正美 君  
委員 日沖 正信 君  
委員 松田 直久 君  
委員 水谷 隆 君  
委員 岡部 栄樹 君  
委員 芝 博一 君  
委員 三谷 哲央 君  
委員 貝増 吉郎 君  
委員 木田 久主 一 君  
委員 山本 勝 君  
委員 西塚 宗郎 君  
委員 萩野 虔一 君  
委員 西場 信行 君  
委員 岩名 秀樹 君  
委員 永田 正巳 君

欠席委員 0名

出席説明員

〔企業庁〕	企業庁長	濱田 智生 君	
	総括マネージャー	小林 和夫 君	
	〃	藤田 輝也 君	その他関係職員
〔環境部〕	環境部長	長谷川 寛 君	
	総括マネージャー	小川 治彦 君	
	〃	松林 万行 君	その他関係職員

傍聴議員 1名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 4名

議題又は協議事項

- 1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について
- 2 今後の対応方針について
- 3 委員協議
  - ・委員長報告について
  - ・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

- 1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について
  - (1) <一覧表1~5を総括して>
    - ・プロポーザル契約について
    - ・消火設備などの防災対策について
  - (1) 当局説明〔濱田企業庁長〕
  - (2) 質疑応答

○永田委員 確認したいな形になりますけど、非常に不可解だったのは、RDFが燃えないという見解の上でいろいろ事を進めたということなんです、それはどこで聞いたっていうと、NEDOって、こう言われるんですね。NEDOの情報のもとにやっとならんと。ここでまあ、一遍、再度ですね、どうやらこちら辺がちょっと見解の相違になってくるんじゃないかという気がしてならんのですわ。それでもう一遍ちょっと、企業庁はこういう契約、プロポーザルで契約のもとでどういふような見解を持っておられる、もう一遍ちょっとその。今も概略言われましたけども、もう一遍そこら辺だけ伺っておきたいなと思います。

○濱田企業庁長 NEDOのものは公表されておりますから、当然だれも見ることができたと思います。ただ、プロポーザル時に企業庁がNEDOのものを示して、これによって設計提案してくださいと、こういう話はありません。したがって、参考にはする、しないはそれぞれのメーカーですけども、富士電機さんの場合は、JVじゃなくて富士電機単独でございます。ですから、燃焼の試験であるとかそういったことはフォスターウイラー社の協力を得たとしても、その責任、知見というものは富士電機として出しておると、こういうようなものでございます。

それで先ほども申しましたように、やはりNEDOの調査においても、やはりそのときの知見としては燃えないというような話があっても、やはりもともとはごみであるという認識から、ごみピットと同じ程度の消火の設備はするべきやと。そういうことは同じペーパーにも書かれておるということを私、説明させていただきました。

○永田委員 はい、もうそれで結構です。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 今の企業庁の説明で、これは全国で最初のことなので高度な技術が必要であったと、こういう今、話があったわね。それにしてもこの今、富士電機が1、2等で「我々は専門家ではない」と、こういうことをはっきり言ってるわけだよね。専門家でない者をあなたが、高度な技術を必要とする企業庁が、なぜこの人たちを対象に私はそのプロポーザルをしたのか、ちょっとわからないんだよね。

それであなたの言葉の中にはフォスターウイラー社っていういろいろ出てくるんだけど、これはアメリカのことであって、RDFそのものの質も全然違うというふう聞いて、何よりも富士電機は初めてのことで専門家ではないと。私がああ当時、現地であなたたちは幾つこういう事例が、事例があるんですかと聞いたら、全然ありませんと、初めてですと。というようなことを言っている所に、あなたたちはなぜこういう大事な仕事を選定したのかです。これはもう不可解で、とてもわかりにくいんだけど、これについて説明してください。

○濱田企業庁長 我々専門家でないという表現のときに、故意かどうかわかりませんが、「今」という言葉が実は入ってしまっています。「今、専門家ではない」と。これを私もちょっとこの記録が間違っていないと非常に不可解不本意なことだと。この燃焼のデータなりそういうものについては、これは先ほど申しようにJ・Vじゃなくて富士電機としていろんなものを収集して、それをプロポーザルの場へ上げて、そして提案したとこういうことでございますので、いや、そうでなかったという話については、これは企業庁としても、今後そういう部分については十分相手方と話し合わなければならない最大のことだと思っています。今のところ、非常にこういう発言については我々としても不本意である。

○岩名委員 確かにこういう事故が起こった後に、我々は専門家ではないという逃げ口上とも取れる発言だと思うんだけど、そういう責任感のないところへ県が選定をしたという経緯は非常に問題だと私は思うんで、その点をちょっと申し上げておきたいと思えます。もう別に答えはよろしい。

○芝委員 プロポーザルの中身じゃなしに、プロポーザルの定義を一遍提示してください。正式の定義を。プロポーザルとは何ぞやという。というのは、設計変更やったりとか消防署とか不燃物どうこうという解釈の前に、プロポーザルの部分というのはどういう条件で、どういう発注の仕方をして、どう決定してってという大きな部分の、細かい部分じゃなしにプロポーザルとは何ぞやと。その部分が一番大きな問題やと思うんですね。議論の取っかかり、一番入り口として。

○小林総括マネージャー プロポーザルにつきましては、私どもがいろんな仕事、発注をいたしますときに、非常に困難な仕事というふうなものがあるかと思えます。この焼却発電につきましても日本で初めてといえますかそういうものでございますので、私どものいわゆる発注者側の方でいろんな仕様をつくりまして、そしてその仕様で私どもが設計ができるというふうなものでないものという非常に困難なものと、そういうふうにご考えています。

具体的に申し上げますと、私どもで例えば焼却発電いたしますのに、いろんな設計の仕様の条件といえますか、あるいは規模でございますか場所でございますか、そういうふうなものは私どもで与えられますけれども、そういうふうな目的に対して、その目的に合致したものをつくっていただく。それには私ども県サイドとしては技術力がございませんで、そういうものについては民間の技術力、あるいはまたその経済性もあるかもわかりませんが、合理的な方法、それを加味したものを設計していただく。その方法の一つとしてプロポーザル方式があるのかなとそうにご考えております。

○芝委員 そのことで私も勉強になるんですが、きちとした法解釈があるんだらうと思えます。できたら、後ほどそのプロポーザルの定義。今の解釈の部分じゃなしに定義の部分をお願いしたいと、これが1つ。

それからもう1つ、今説明の中で、皆さん方には技術的なノウハウもなければ知識もないと。その困難な部分を私たちの使用勝手のいいように、使用目的のために設計してやってもらうのがプロポーザル、まあ、大体こんな形の答弁されましたね。今言われたようにまさにそうだろうと、根本の精神はそう思うんです。そのときに、使用勝手のいいもの。すなわちそれをどういう形で皆さんが考え、どう定義をしていくか。プロポーザルの部分について、どういう条件設定をして条件を与えて、その条件をクリアすることがこのプロポーザル、今の言う、皆さん方の今の答えになってくるんだらうと思うんです。

富士電機に与えた条件の中で、いろんな条件がもろもろあろうと思うんです。項目の中で。技術的な項目とか現場的な項目は別にして、RDFに対する認識、とらえ方。特に安全性の問題。その部分についてどうプロポーザルで提案してましたですか。ちょっとそこを教えてください。プロポーザルとして、RDFの安全性の問題。タンクをどんだけにせよとか発電どうこうをどうせよというんじゃなしに、RDFについてはこういうものがRDFですと。そのプロポーザルの条件提示、どうなってます。当然あるでしょう。

○濱田企業庁長 先ほど応募者の資格要件という話の中で、5点、資格、こういう方でない応募できませんと、こういう話をしたのがまずその基本の部分だろうと思えます。そのうち、今お尋ねのところには一番関連すると思うのは、厚生省の策定した「廃棄物処理施設整備国庫補助事業にかかるごみ処理施設性能指針」というのがございまして、これに適合する技術資料等が提示できると、こういうようなことになっております。その部分が一番関連するのかなと、そういうことであります。

○芝委員 はい。その指針に適合するデータが出せるとこという意味ですな。その中身わからん、ちょっとくたいて教えてください。具体的に。

○小林総括マネージャー 公開募集要領を11年の11月にいたしておりますが、その公開募集要領の中にRDFの性状につきまして参考値を挙げております。その参考値につきましては、この平成5年、6年で、NEDOから委託

を受けましてその調査した中の部分ということで、水分でありますとかあるいは灰の分、灰分でありますとか、可燃分でありますとか、それから元素の素性であるいはかさ比重等につきまして、それを変動幅、なんぼからなんぼという変動幅を入れましたのと、それからその平均的な基準値を参考として提示いたしております。

それで、提示をいたしておりますけれども、この文章の中に「供給できるRDFの性状を保证するものではない」というふうな、「供給できるRDFの性状を保证するものではない」というふうな文章も入れておまして、くどく申し上げますが、5年、6年で得られた調査データの変動幅、幅を広く入れまして、そしてその平均の基準値を入れて、かさ比重等あるいは水分灰分等を表示をいたしております。それで、あくまでもその性状を保证するのでない、と、そういうふうに表示しております。

○芝委員 そうすると性状値をそうやって幅広くデータ提示をして、性状について保証できないということをおっしゃると。企業庁としてはプロポーザルのときからRDFは安全でないということを認識しとったという部分で解釈でいいんですか。

○濱田企業庁長 そういう部分でなくて、その実験ですな。

○芝委員 どういう意味ですか、そしたら。今の部分というのは。

○濱田企業庁長 実験でつくられたRDFというのは、品質の一緒のものでないというふうな部分の意味で、こういうRDFからこういうRDFというふうなものがという意味でございます。

○芝委員 はい、わかりました。それは性状部分、あくまでデータであって、安全であるか安全でないか、もしくは燃える燃えないかっていう部分については言及しとらんということによろしいですね。

○濱田企業庁長 それから先ほどの質問にちょっと答えてませんので、その前に性能指針の中でどういうことが言われておるんだというお話がございましたけれども、わかりやすくという意味ですんで、少なくともその実証の施設でRDFの燃焼をして、そしてその燃焼をしたデータ、こういったものが提示できる社というふうなことで。だから、実証試験が必要でございましてそういう意味合いで言いました。

○芝委員 はい、わかりました。それじゃ、その実証データ、総括した表を見せてください。当然出てくるんでしょ。そういう企業を選んだわけですから、実証データが企業庁へ行ってるんでしょ。なけりゃそれは契約までいかんでしょ、実証データが出てなけりゃ。それ1つ。

それと、要は先ほど説明された性状に対する部分についての説明でいろんな数字は言われましたけれども、それは安全とか燃える燃えないの部分には言及してないって言われましたけれども、基本的に、この委員会でも企業庁は正式コメントとして、「私たちが安全なものであって燃えると思っていなかった」とこの場で言われましたわね。当然今も、一連の事故が起こるまではそう思っていたし、当然プロポーザルの提示のときでもその認識はあったとこう思ってます。その部分は今のプロポーザルの中で提示をしていなかったんですか、今聞くと。何も出てこないじゃないですか。RDFは燃えないものですよ、もしくは燃えるものですよ。安全ですよ、安全でないですよというこの部分というのは、どこかでプロポーザル提示しとるんですか。プロポーザルの条件の中で。今聞いた中では出てこない。

○濱田企業庁長 プロポーザルの前提条件としては掲げていません。ただ、向こうからのそれぞれの提案の中にはそういう安全対策というのは当然記載されておると。

○芝委員 一連の今までの立場の主義主張の違い、いろんな部分の違いというのは、一番の元はそこから始まっていると思うんですよ。企業庁も「安全だ」、ある意味では。そして燃えないものという認識のもとに、自分たちの困難な部分を都合いいような形で設計してもらってプロポーザルって提案をした。受け手側もその認識でやった。その部分が出てるから、すべてが以下狂ってくるんであってね、当然それを十分にこたえなかった富士電機も悪い。当然プロポーザルとしてRDFの安全でないかもわからない、燃えるかもわかりませんよという条件提示をしなかった。むしろ反対に安全ですよ、我々もらった資料で安全ですよ。恒久的に固定して貯蓄もできますよと。燃えまじよというようなことは書いていなかった。その部分があるきり最初の部分で違うんだから、今日に至って一番最初の問題が出てきたと思うんですけどもね、そこについて、企業庁は責任の問題については認識してますか。

○濱田企業庁長 プロポーザルの性格の中で安全の点検は要らないとかそういうことじゃなくて、当然。

○芝委員 違う、違う。そういう意味じゃない。プロポーザルの中で、プロポーザルで言われたように、条件提示があって初めて例えばどれだけの能力のもの、どれだけの規模のもの、どれだけの容量のものとかいろんな部分の条件

はあって、条件に当てはめて具体的にそれぞれの技術力で、各それぞれの技術力でそれを設計し具体化していくわけですよ。その与えた条件の中に企業庁も燃えますよということは言っていないし、向こう側も危険であるということも認識していない。お互いの認識がそこで図らずも一致してるわけですよ。今になってそれが私は一番の欠落だったと思ってるんですけども、その部分、その部分が認識がなかったということは事実、今までの発言でも、企業庁も。その部分の最初の一番スタート台の部分についての認識のずれ、知識のずれっていうのはどちらにもあった。出す側にも受け側にもあったから、今日をむかえたと思ってるんですけども、その部分についての責任感を持ってないかと聞いたらんですよ。

○濱田企業庁長 ちょっと前提の説明をさせていただきたいんですが、プロポーザルの話の中で我々も未知の部分もあるということで安全対策も含めてプロポーザルの提案をさせていただいておるんで、それはそれぞれの施設のデータとか知見をもとにして出されるということでしたし、我々が過去に知り得たNEDOなんかの話によると、貯蔵性に優れ、あるいは通常ですと燃えない5カ月の実験結果があるねと。そういうことは我々も承知しております。ただ、それを前提としてやってくださいということを、だからプロポーザルでは提案してない。

したがって、それぞれの各社からは、やはり燃やすものですから、それは。だから当然どの部分も多少の差はありますけれども安全対策あるいは防火対策が提案されてきると。富士電機についてもそうであったと、こういう認識でございます。

○田中委員長 芝委員。簡潔にお願いいたします。

○芝委員 はい。もういちごっこになってしまうと思うんですが、私はその最初の企業庁の認識の不足、知識不足のどこにも責任の半分はあったらと思うんですが、こんな思いはしてます。安全対策って全体に対しての安全対策は当然ありますけども、そのプロポーザルは与えられた条件に対してこたえるのも一般的なプロポーザルの受け取る形でありますから、そこで危険性がある意味では事前に通知しなかった、認証しなかった、提案条件の中に入っていない企業庁にも半分の責任があるんじゃないかと。まあ、ここはこれで終わります。

○田中委員長 時間の都合がありますので先に進めさせていただいて。また後ほど総括して御質問いただきたいと思うんですが。

②<一覧表6・7を総括して>

・RDF品質管理について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○西塚委員 RDFの受け入れの関係で少しお尋ねしたいんですが、7月の末から発熱してきたということなんですが、その当時サイロに受け入れておいたRDFというのは、いつごろからそこにサイロへ搬入されたものなんでしょうか。

○濱田企業庁長 7月の末のころは比較的新しいRDFだったと思います。ただ、全般話しましたように、一部倉庫に保管してあったものをそれに追加して入れたという部分はその2月ごろのRDFだったのではないかとこんなことでございまして、数量としては全体の管理をするために、2,000トンの貯蔵槽でございますが、500ないし600トンというところで運営管理しておったということでございます。

○西塚委員 そうすると、鈴鹿が四日市の倉庫にあったものの一部が入って、2月ごろのものが入っておったということなんですが、それをその入れられた責任って、どこの責任でそれは入れられたんでしょうか。サイロに。

○濱田企業庁長 管理は全部富士電機がやっておりまして、そういう意味で富士電機が主体的に判断しながら貯蔵槽へ入れたり、それから直接投入したりというような方法をその当時は取っておりました。

○西塚委員 そうすると、富士電機の主張はRDFの性状に基本的に問題があったのではないかとこういう趣旨だと思うんですけども、そうするとあのサイロに当時入っておいたものは、4月以降の桑名広域にしても性状のよくなったものが入ってあって、それで一部その2月ごろのものを入れたっていうのは富士電機の責任で入れたと。こんなふうに解釈したらいいわけですね。

○濱田企業庁長 やった行為としてはそういうことでございます。

○貝増委員 若干似てるんですけど、企業庁長、今の富士電機との関連で1点伺うんですが、三重県RDF運営協議会つくって、製品についてはチェックしようと。富士電機はこへ書いてある答弁をしていると。再三申し入れてきたと。搬入材料、RDFのチェックをしてくれと、品質を高めてくれと。これは自分たちのせいじゃないと、県サイドだよと言われたときに、ぜひ環境部と企業庁の中にはこの協議会をつくったときに技術部会を立ち上げて、7つの箇所で行われるRDF。施設メーカーも違う、そして搬入のタイムラグもある、それらをその技術部会で徹底的に協議しましょうと言って立ち上げたはずなんですけど、そこでなぜこういう問題が、稼働してからでもRDFのチェックをし直せと、品質を上げろという委託先の富士電機からそういう問題が出てきたかと。これはとりもなおさず県の方の問題あるんじゃないかなろうか。市町村に対して瑕疵責任があるんじゃないかなろうかと思うんですが、企業庁いかがですか。

○濱田企業庁長 RDF化施設自体は市町村が建設してある事業ですから、そういう面での品質管理をしなされるのは、まあ現実にはメーカーがやると思いますが、やはりメーカー、桑名広域の例を見ても、我々、メーカーがやる調整が不十分じゃないのかなというようなこともありまして、メーカーもそれを認めて一部いろんな成形機の部分を取り替えた、こういうような話があります。そして4月の20何日以降の分については随分よくなったと、こういうようなことでございまして、そういうこともあるのかなとは思っています。

○貝増委員 若干違うんですよ。私、あなたが環境部長のときの企業庁長と、あるいはその部局と打ち合わせをしたときに、搬入先は7カ所から入ってくると。みんな同一メーカーでつくってない。これについて協議しなければならぬと。当然発電所のスイッチ押すまでにそこを徹底して合わさないことには問題生じるんじゃないかなろうかというのが内部から出ると話なんです。でも、それが、そのために協議会の中に技術部会を設け、市町村担当者、そして各7カ所のメーカー全部やめて製品の統一化と安全性を確保しようというための技術部会は実際どのように動いていたかということなんです。

○濱田企業庁長 そのことについては技術部会が立ち上がりまして、これはもう当然そこに参加する市町村も当然同じように入ってきて、そして先般もお示ししましたTRの形のものをつくらうというようなことで、技術部会で決定された事項でございまして、その決定された事項についてそれぞれが自分とこのRDF化施設でそのような性状のものができるように。これはもう、それぞれの取り組みではないかと思えます。

そして、その部分で確かにスタート地点では少しばらつきがございましたので、そういう部分について富士電機さんの方からもう少し改善をという話いただきました。その部分については我々も、それぞれの技術部会で定めたようなことに向けてやっぱりきちっとやるべきではないかということで、メーカーにも話して、それで取り組んだと。そういうことで改善効果は当然出てきたと、こういうことになっております。

○貝増委員 こんなことばかりで申しわけないんですけど、やっぱり環境部、企業庁。この統一見解の2つを見ましても、片方は管理は明言なし、片方はリスク分担上県の企業庁の責任あるいは指導をお願いしているのに返ってこない。でも、今、企業庁はちゃんと技術部会でもメーカーも集めてやっていると。そこが例えば12月の起動したときの一番最初のときでもやっておれば、ここまで大きくならなかったんちがうかと。春先の品質が悪かったと。ここが全部尾を引いて今日まで来た。その辺いかがでございますか。

○濱田企業庁長 先般のこの委員会の中でも詳しく報告をさせてもらったと思うんですが、何回かに分けて性状に取り組んだと。そしてこの少なくとも4月以降の部分は、まあ桑名広域が一番多いもんですから、量的には。そういうような意味合いでは4月以降という言葉を使うんですが、それ以降の部分はRDFが相当性状が改善されて、そして富士電機も入れた判断の中で貯槽への投入もよした、こういう話がおとるということが事実の経過でございますので、我々としても確かに機械から修繕しないとできませんので、今日言うて明日というわけにいきませんが、そういうことの中では急いで成形を改善するという取り組みがそれぞれのところでやられてきたということ御理解いただきたいと思えます。

○貝増委員 1つだけ、もう軽く。最後に確認だけさせていただきます。貯蔵槽の中の、貯蔵槽の施設、そして中身。これの管理責任者はだれなんですか。別々に。

○濱田企業庁長 受け取って、受け取っていないにかかわらず、仮に管理の譲渡になっても、それを運営管理していただくのは富士電機にお願いしてあります。

○貝増委員 はい、わかりました。

○西塚委員 ちょっと飛んでしまいましたが、今、西塚議員の言われた部分についてちょっと関連させてください。非常に重要な問題かなと思えます。つまり、鈴鹿の荷物を直接タンクに運ば入れたのが富士電機がすべて関

与したと、こういう問題です。これの表によると、この「2月19日～28日点検のため発電停止」という項目がありますが、このときにその寄ってきた荷物を鈴鹿と四日市の倉庫に入れたと、こういうように今まで聞いてるわけですね。それでずっと2月から7月までその倉庫に置きっぱなしにしておいたわけですね。このことも企業庁が関与せずに富士電機がやっとなったかどうかということも少し後で答えてもらいたい。これ一連を全部どこが中心でやっとなったかということについてお聞きしたいです。

それで、7月20日にそのうちの鈴鹿の一時保管庫のRDFから煙が出たとうなるわけですが、それまでに、これちょっと8月27日の新聞記事を今見るとんですが、7月の2日に、どこやら書いてあったな、7月2日に倉庫での保管は費用がかかり、何カ月も異常発熱が起きず危険性はないということから、貯蔵槽に搬入することを認めた、決めた。こういうことなんですね。これがあって、1、200トンの鈴鹿の荷物のうち300トンがタンクに入れられる、残りの900トンは鈴鹿に置いてあるとういう状況になって、7月20日に鈴鹿の方で異常発熱がしたと。7月20日に。だもんですから、貯蔵槽への移入はストップになった。それでわずか1週間後にタンクが発熱するんです。

ということはその流れから見たら、その鈴鹿の荷物のRDFがこちら、倉庫の方でも発熱しとるんですから、同じようにタンク内で発熱したというのは見てごく自然の流れになるんですけれども、そういう意味ではこのタンクに再度入れよという、入れたという部分というのは非常に重要だと思うんですね。

これが今先ほど西塚さんの質問に答えられて、企業庁長はすべて富士電機だとういうふうに言われましたが、もう一度確認したい。これは企業庁は関与してないかどうか。

○濱田企業庁長 管理自体は何カ月も放りっぱなしということじゃなくて、一定の人が常時いろんな意味での監視しながら保管しとったというようなことは聞いております。それで、それは富士電機が管理しておりましたと。それでそういう話の中で、先ほど言いましたように2、000トンの貯蔵ができるタンクですね。これが比較的こう、稼働しかけて300トンぐらいの話になったと。順調にいけば1日RDF燃やすのは200トンぐらいまでいけますので、通常やったら600トンとかそういう部分はそんなに大した保管の量には普通はならないもんですから、保管してあったということはいずれはそれを燃料にしようという意味で保管してありますので、ある程度量が少なくなったところで、保管の部分をそんなに貯留しないだろうという考え方だったと思うんですが、これで移して徐々に燃やしていこうと、こういう考え方で移されたと思います。しかし、そうした途端にそういう鈴鹿での発熱がありましたので、そこからの新しい投入はすぐにストップしたとういうような経過でございます。

○西場委員 いや、経過はわかりましたけれども、その一連の動きの中でそれを指示し、実際それに手を加えてきたのはどこがやったんですか。

○濱田企業庁長 主体的な判断は富士電機がやったとういうふうに私聞いております。

○西場委員 そうすると企業庁はそれについて何ら報告なり相談なり、そういうものは受けずに流れてきたんですか、それは。

○濱田企業庁長 事後も、事前の場合もあるかと思いますが、事後も報告はそれぞれの業務の日誌で来たり、こういうことはありますよという報告は受けることがあります。

○西場委員 報告は受けたんですね。

○濱田企業庁長 このことは受けました。

○西場委員 このことで、もう少し詳細に調べてもらいたい部分がある。それは、なぜ同じ荷物ののに四日市倉庫のRDFは発火をせずに、鈴鹿倉庫のRDFだけ発火したんか。答えられる。

○濱田企業庁長 何カ月後かの話で起こったということについて、その時点でわかっておりましたら、その投入ということは富士電機もなかったであろうし、我々も止めたと思います。まあ、そういう意味ではわからなかったということです。

○西場委員 鈴鹿の荷物と四日市の荷物とどこがどう運ったんかということについてのデータは今からでも調べることはできるんですか。

○濱田企業庁長 ある程度のは運び込んで出して、運び込んで出してとういうようなこともあったようですので、この何トンがどこでいつという話まではちょっと把握できるかどうかはわかりませんが、一定の傾向までは、一定のこういう部分の動きの中ですとういうところまでは富士電機に確認すればわかると思います。

○西場委員 今までの議論なり説明の中での経緯の私の一番関心事ではありますが、7月に発火した直接の原因は、やっぱりその鈴鹿の倉庫に一時保管されておいた1、200トンのうちの300トンがその中に投入されたのが、その原因の元になつてるとではないかという私は疑いを強く持っております。そこで、そういう意味においては鈴鹿に置かれておいた、あるいは四日市倉庫に置かれておいたRDFの状況とかその問題についてもう少し調査してもらって、報告してもらうようにぜひお願いをいたしたいと思いますが。

○田中委員長 はい。委員の先生方、今の西場委員の御提案、資料要求させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○田中委員長 それでは企業庁長に申し上げます。鈴鹿の倉庫の状況並びに中身、搬入先等お調べいただきまして、当委員会に報告をお願いしたいと思います。

山本委員、お願いします。

○山本委員 桑名広域のごみが、稼働時には少しく品質的に悪いという話はいろいろお聞きをするんですけど、ほんでもあれは2月の末に悪かったもんですから、成形機を9台替えて、あれは業者持ちで替えさせたわけですね。それはまあ4月になって、それ以後は桑名広域もごみもよくなったわけですね。そうですね。

それで今、鈴鹿の倉庫にいわれる1、200トンですか、それでRDFを保管してたと。その大半のごみとううのは、ある意味でどこから発生したごみなんですか。

○濱田企業庁長 先ほどそういう御質問、調査をせよという話ですので、どこまでが、富士電機のデータを繰らないとわかりませんので、できるだけ調べて先ほどの委員長の指示に従って報告いたします。

○山本委員 今はわからんですか。

○田中委員長 いや、だから調べてくれる。

○山本委員 いや、だから今はお知りにならんわけです。

○田中委員長 西場先生の質問ではお答えいただけてないんで、それで資料要求させていただいたんで。

○山本委員 ああ、そうですね。はい。そういうことで。

あと、確かにそのごみが悪いというのはそれで何ですか、その鈴鹿にあったごみっていうのがやっぱりある面で発熱の原因やったっていうのは、いろいろ一連の話を聞くとやっぱりそうかなってうう理解をするわけですけど、7月の10日ぐらいにそのごみをRDFのサイロの中に入れ始めたわけですね。その入れ始めたことによって、中に発熱が発生したとういうことになってきたわけですけどね、例えばもうそのときには、このごみは大体安全やったとういう、こういう意識でそのサイロの方に入れかけたわけですか。

○濱田企業庁長 先ほども御答弁させてもらったように、4カ月あまり異常とううんですか、そういう状態が確認できないとういうことで、まあ、ある程度少量ずつ入れれば大丈夫だろうとうう判断だったと思いますが、そういうことで富士電機が焼却用に移したとういう話でございます。

○山本委員 はい。じゃあ、もう1点だけ、ほんじゃ。そのぐらいの判断をするんですしたら、やっぱり富士電機だけ自分で判断して中へ投入したとううことはちょっと考えられやんのですけど、事前に企業庁として、じゃあそれを入れませよとううような報告を受けましたんか、受けませんでしたんか。

○田中委員長 山本委員に申し上げます。全く重複、先ほどの西場先生のお話にしてるんですよ。

○山本委員 いや、もうちょっと聞こうと思ってですね。

○田中委員長 ああ、なるほど。

○山本委員 はい。

○田中委員長 では、重複部分については簡潔に御質問させていただきたいと思うんです。企業庁長、お願いいたします。

○濱田企業庁長 片っぱの貯槽の状態に左右されとるんですが、いずれは持っていききたいという話はある、その状況を見守ったと。そういう意味では聞いているという話になると思います。

○山本委員 ちょっともう一度教えてください。

○濱田企業庁長 いずれはですね、もう何カ月かたつんで、その貯槽の方へ持っていききたいという話は我々の方も聞いておったとこういうことでございます。

○山本委員 そうすると例えば7月の10日か15日ごろから入れますよという報告はなかったということですね。事前には。

○濱田企業庁長 入れ出しましたという報告はあったというふうに、私、報告聞きます。ただ、その前に、近いうちに入れたいという話は、先ほど、あったと。それで入れ出したときの直近は報告としては聞いてなかったようですが、その後入れ出しましたということは聞きましたとこういうようなことでございます。

○山本委員 ほんじゃあ、もう結構ですわ。重複するということでしたら。

○岡部委員 私はその品質そのものが各施設、入ってくるところから若干違うと思うんですね。それで、その鈴鹿とか四日市のあれも今挙がってますけど、私は運んでくる場所の製品は、メーカーはみんな違うと思うんですね。一緒のところもあるかわかりませんが、でも、そのRDFの製品をつくるまでの過程で、いわゆる容量とかいろんなものがメーカーによって違ってくると思うんですね。

それからもう1つは、いわゆる消石灰で固めてやる場合、それからそれをなおかつ温風で処理する場合、2通りあると思うんですね。それを調べないことにはどれかということはおわかってこないと思うんですね。ですから私は、それ7カ所ですかね、今、搬入は。その7カ所のうちをどういう方法でやってるかを確認しないとダメやと思うんですね。

それで、温風のところの製品は今まで全国で事故がないと思うんですね。だから消石灰のところは今も起きたと。だからその辺をきちんと、どこいわれる搬入先のやつが消石灰で温風を使ってるか、その辺も調査、資料の段階で。鈴鹿と四日市だけなしに、運んで、持ってくる場所の製品の内容を皆調べていただいた方がええんやないかと思えます。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃりますように、RDF化は7団体でございます。それで、このRDFのつくり方で、いわゆる生石灰の部分と消石灰と2通りでございますけども、三重県の7団体も全部消石灰のタイプになっております。それで消石灰ということですので、水分を飛ばしますのは、油等をたきまして、その熱で水分を飛ばしてやっておると。それで、静岡等で事故がございましたのはいわば生石灰を使ってる部分で、その生石灰に水を加えましてその温度でもって水分を飛ばすという形ですので、全部同じタイプになっております。

○岡部委員 その温風ですね。まあ、私は専門家でないんでわかりませんが、その辺をもう一度メーカーと本当にそれでいいのかどうかという調査を私はした方がいいと思うんですが、企業庁のお考えはどうですか。

○田中委員長 小林総括マネージャー、そのデータはお持ちじゃないですか。7つの搬入先から、プラントのメーカーなりどういうやり方でRDFが成形されているかというデータはお持ちですか。

○小林総括マネージャー メーカー名につきまして申し上げたいと思います。

○田中委員長 いや、そういう資料持ってるは。

○小林総括マネージャー 今持ってますといえますか、ちょっとメモ書きがございませんか。

○田中委員長 いや、持ってはんのやったら後でちゃんとちょうだいよ。こういう形で成形されて届いているよという。

○小林総括マネージャー あの、そういうものではございません、すみません、委員長。

○田中委員長 はい。

○小林総括マネージャー 7団体がございます、7団体につきましてどのメーカーがつくったかというのは、今、私、メモ書きで持っております。

○田中委員長 どういう成形のやり方というのは持ってない。

○小林総括マネージャー 成形のやり方につきましては、聞いておりますのは先ほど申し上げましたいわゆる消石灰のタイプでございます、それで、その油等で水分を飛ばしてますと。それで海山町さんにつきましては、できたRDFを燃やして水分を飛ばしてますと。ほかのところは油等で水分を飛ばしました、そのように聞いております。

○岡部委員 私はですね、海山町のやり方が正しいのかなと思うんですね。なおかつ後で温風で水分飛ばしますから。それをしないとかダメやないかなという気がするんですが、どうですかね。

○田中委員長 小林総括マネージャー、あと、成形のやり方等について一覧表を当委員会にお出しいただけますようお願いいたします。

○小林総括マネージャー わかりました。

○田中委員長 それでは時間の都合も。

○三谷委員 もう1点だけ確認させてもっていいですか。

○田中委員長 はい。

○三谷委員 簡単に。当初桑名広域のRDFの性状が非常に悪くて、2か月サイロに入れるのがとまりましたね。そのときに直接、先ほどの御説明で、一部を除いて直接焼却炉に入れて燃やしましたと。この直接焼却炉に入れて燃やした場合、富士電機の方から事前にこういうRDF、非常にできが悪いけれども、直接焼却炉に入れて燃やしてもいいだろうかというような相談が企業庁の方にありましたか。それともなかったですか。

○濱田企業庁長 先ほど言いましたように、これが悪いという話ですね、戻すときは明確にいつか確認しましたということがありますので恐らく何らかの話があったと思うんですが、12月の初めのころは、どこのものも相当やっぱり成形を必要とするなというような部分が多かったのは事実でして、それでやっぱり言ってますように、桑名の分がつくってすぐに持ってくるというようなことで、温度自体も通常のとこより20度くらい高いわけですね。そんな状況もあるし、そこらの話がよく、まあそういう状況もあったし、それからRDFの性状自体も少しやっぱり成形機が十分うまく調整できてなかったなということがありましたんで、あのころは結局3者が寄ってこれ見ながら、私も見してもらいましたけど、こんな状態やなあというような話がありましたんで、一定の共通の認識はあったと思います。

○三谷委員 そうすると3者というのは、富士電機さんと企業庁と桑名広域とこの3者が寄って、このRDFえらいつくりが悪いけどどうしようかと。それで、もう直接入れて燃やしてもこれは問題ないやろうという、そういう相談もあわせてそこでされたわけですか。

○小林総括マネージャー すみません、9月19日の特別委員会のときの資料の19ページでございますけども、そのころに15年の1月27日から2月1日にかけて、桑名広域さんで製造されましたRDFにつきまして、その桑名広域さんの場所で、屋内で高さ3メートルにRDFを積み上げて、1月の27日から2月1日まで温度変化を見ております。それで1月27日にRDF積み上げ開始しました温度が約25度でございます、29日にそれが水蒸気発生等もありまして温度が約88度になりまして、2月1日には温度が約100度以上で、もう温度計が100度のものでしたので振り切れたという事実がありまして、これにつきましては富士電機と企業庁と桑名広域さんと現場で確認をしたと、そのように聞いております。

○三谷委員 はい、もうこれで終わりますから。私がそういうことを確認したいのは、例えばそういうRDFの専門家じゃない方ばかりが3者集まって、非常に性状の悪い、できが悪いRDFを直接投入するというその最終判断は一体だれがされたのかなっていうのが知りたいわけです。

○濱田企業庁長 先ほど言いましたように、当初のころはそういう状態を手探りでやったことは事実ですが、ただ、何というんですね、温度の監視とかそういった部分は十分注意しながらやりました。

それで先ほど言いましたように、素人といえどもRDFの研究者とかそういう意味での集団ではございませんが、やっぱり当時からRDFにかかわって、そのように富士電機もやってますし、我々の方もNEDOの実験の結果とかそういうものとの相違とか、そんなものはこう見ながら。

そして、あるいはごみ。やっぱり基本はごみですので、そういう認識で、桑名広域の方なんかも現実に日々ごみを扱ってますので、7組合の方が寄ったときでもやっぱりいろんなお話も出ますし、そういう意味では日常ごみを扱

とる方たちにも寄ってもらって協議を重ねてきたということでございますので、まるっきりわからないものばかりだというような話じゃなくて、日々ごみ扱っておることの本当の現場の方のいろんな意見聞きながら、それであの現場で何度か話したとこういうことでございます。

○三谷委員 はい、結構です。

③<一覧表8～10を総括して>

・施設の所有者としての管理

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○芝委員 今の中でね、庁長。引き渡しの云々の話の中で、富士電機さんは1号の火入れを完了してまだ調整中。稼働とは言えないという認識を示されとるんです。そういう状況の中で、今も企業庁長が受け渡しをされてないような状況と今も状況言われました。にもかかわらず、12月1日に本稼働、稼働を発表された理由というのをもう一度言ってください。

○濱田企業庁長 この間の富士電機さんが我々としてはという発言がありましたけれども、やはり先ほども言った、前提の話として契約を結び、工期に間に合うということがまず前提になっておりまして、その話が少し遅れてくるという話の中から、しかし、市町村のごみ行政の混乱もあるから、それはできるといって話でその施設が整備された。そういうことで、我々としてはそこで火入れがして、RDFが処理されてくという意味でスタートしたという発表をさせてもらったわけでございます。

○芝委員 契約上の話はそうですね。ところが今も言われたようにまだ引き取れない状態、なおかつ富士電機もまだ試運転中の部分のまだまだあれやし、火入れ式も1号しかしてない状態の中で、あえて企業庁が、それじゃあ現状が確認できて初めて性状の部分で確認、設計と言っています部分で、工期は無理としても、普通なら遅らせてでも本格稼働するのが普通じゃないですか。ある意味では我々から見ると見切り発車にしか見えません。見切り発車にしか。条件はそろうた上での稼働と思ったんですか。

○濱田企業庁長 RDFの処理をする、そういう意味での稼働の条件はできておると。

○芝委員 はい、わかりました。周りの状況、ダイオキシンとかいろんな部分、それから市町村の関係の部分から稼働をせざるを得なかったという解釈でよろしいですね。大事な部分で条件が整わなくても。

○濱田企業庁長 富士電機からもそのような報告を受けたとこういうことでございます。

○芝委員 企業庁が本格稼働したって発表したのはね、条件、受け渡しは済んで、工期の中でしたから、工期が来るからってな部分。やけれども、富士電機の中の実態は1号機に火入れしたままであるし、まだ本格稼働ではないという認識がある。しかし、周りダイオキシン規制の問題とか市町村からRDFができて上がってくるっていう状況で、状況から判断した稼働であったんですね。要するにすべての状況が、企業庁が思っている部分ですべての部分で、試運転も終わり、正常稼働もしてる、何もかも条件整備がそろうた上での本格稼働っていう状況じゃないし、現状稼働。現状に押されての稼働という認識でよろしいんですねって聞いてんの。企業庁の認識を聞いてんの。

○濱田企業庁長 全部が終わってないという話はそうでございます。

○芝委員 結構です。

○岩名委員 履行期間を2回延ばしているというのは我々にとって異常に思えるんだけど、今の話の関連だけでも、これ、どちらが責任があんのかということ、そのぐらいのことは明確にしたいもんだと思うんですね。こんだけの委員会やって。それで、おたくはこれは責任はないと思ってるわけですか。どうですか。

○濱田企業庁長 2回目の部分は明確に灰水洗設備がこの16年の3月までかかるといってございまして、それ以外の施設については16年の3月までということではございませんのですが、この、先ほどもちょっと言いましたけれども、施設整備については、土地造成の遅れということを富士電機側も言ってます、そのことについては土地造成が遅れたという部分はこれは事実でございますが、その部分でもって完全にそれができなかったのかどうかということまでは少し検証したい部分があります。

○岩名委員 普通の商取引なんかから考えますと、あなたが言っているように、向こうは土地の造成が遅れたからというその突発的な問題が起こったら、そこで契約というものは修正をするなり何かをそこでやらないと、行動を起こすべきだと思うんですよ。ぼくが言いたいのは、あなた方は履行期間をこう何回も延ばすと。それはもし企業の責任であれば、ここでペナルティーをかけるべきだと思うんですよ。これが常識ですわ。そのペナルティーをかけてないということは、あなたたちが責任を認めているということと解釈してよろしいな。

○濱田企業庁長 履行期間が守られなかったということについては我々、非常に不本意に思ってます。それで、それが全部ペナルティーを付けていないということについては、これ事実でもってペナルティーを付けてませんので、かけなかったということについてはですね、やっぱり、ということいろいろ御批判ある部分についてはこれは県が受けなきゃならないと思いますが、私としては、商取引のこれだけの大事の施設について、契約期間が履行できないという話がやっぱり出てくるということ自体については非常に不本意でございました。

○岩名委員 ですから不本意だけでも、我々県民サイドに立って考えると、約束を守らないところに対してまともな金の払いはできないわけだし、やっぱりペナルティーを付けて損害賠償はその時点できちと請求をする、そういう毅然とした態度がなくて、今までなれ合いですべて企業と企業庁がなれ合いでやってきたために、こういう事態を招いたんじゃないかと私は思います。まあ、それで結構です。

④<一覧表11・12を総括して>

・12月末の発熱時の対応について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○三谷委員 最後、その関係機関との検討会ですね、この間富士電機さんは、私どもはオブザーバーなんで、県の方から、企業庁の方から出席要求がなければ出れないんですよということで、企業庁の当初の説明では、最初は出たけどその後富士電機さんは来ませんよということなんですが、やはりこれだけの大きな事故っていうか今まで予想していなかったような事態になってくれば、常識的に考えて、管理責任者が富士電機であるならば、その管理責任者が常にそういう会議にも出席をしてその都度その都度の意見を述べ、またそれぞれの方々の意見も聞き、管理運営上きちとやっていくっていうそういう対応を取るっていうのが常識だと思うんですが、これはなぜその後出席要求はしなかったんですか。

○濱田企業庁長 当初したときに、相当内容的にも説明していただきました。そして突っ込んだ議論がそれぞれされました。その後は個別個別のRDFの状況、同じ性状改善の話だったんで、特に改めて出席求めてということはないんですが、今から考えればしつこいほどいろんな部分で連絡調整をやった方がよかったんじゃないかと、それは思います。ただ、そのときはもう同じ性状改善ということで、取り組んできてどここの部分がまだちょっとだめだねと、こういうふうな継続的な話でしたんで、特に出席を求めなかったとこういうふうな話でございます。

○三谷委員 前にもちょっと御質問させていただきましたけど、やっぱりこの12月の23日の事故のときのこの後の対応がやはりきちとされておれば、今回のような大きな事故につながらなかったんじゃないかという思いは各委員の先生方もみんなお持ちだと思うんですよ。そのときにこういう、その後の対応が非常に何というか軽い対応でずっとこう進んでいっているというところに、それぞれの管理責任者も含めて責任感の欠如っていいですか、事態をきちと認識するという判断能力といいますか、そういうものが欠如してたんではないかなとそんな思いがしてます。それはもう今言ったって繰り返す言になりますんで言いませんけれども、そこら辺のところの認識がやはりちょっと違うんじゃないかなとそんな思いがしてます。いいです、終わります。

○西場委員 先ほどの説明の確認をさせてほしいんですが、12月の発熱事故の後、先ほど来のお話のようにまた3者で審って、いったん外に積んだやつで温度計が振り切れたようなRDFもいったんタンクに戻すんですね。あつ、戻さない。ああ、そう。

○濱田企業庁長 基本的に悪いRDFについては散水なんかの処置をして、焼却を処理しております。

○西場委員 別の焼却。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 それで、その後12月時の発熱時以降、いったん2月にタンクの中は全部空にするんですか。

○濱田企業庁長 一応全部いったん空にいたします。

○西場委員 それはいつの時点です。

○濱田企業庁長 終わったのは2月ですね。

○西場委員 この点検の前か。

○濱田企業庁長 2月の26日です。

○西場委員 2月の26日に全く空になるわけですか。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 そこていったん縁は切れるわけやな。一つも残ってない状況からまた始まるわけやね。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 はい。

⑤<一覧表13を総括して>

・7月27日異常発熱以降、消防への出動依頼について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○岩名委員 さっき岡部さんもちょっと話が出たんだけど、消石灰についての問題なんだけども、私は今回のこの爆発は消石灰によるところが非常に原因としては大きいとは個人的に考えております。それで12月の異常発熱から約8カ月ほど大爆発までの間あるわけなんですけど、ここに名古屋大学教授のカワモト先生が書かれているものが、これは読売新聞に掲載されておりますけども、コメントとしてね。この先生は無機反応化学の先生らしいんですけども、消石灰と二酸化炭素が化合し炭酸カルシウムと水になる化学反応では、相当量の反応熱が出ると。熱が分散せずこもる構造になっていけば、かなりの高温になりうると、こういうことをおっしゃってんですよね。

それで、ほくは再三言っただけでも、小林総括マネージャーは生石灰だと消石灰だと、それじゃないからいようなことを言うんだけど、ここではっきり消石灰についてのこういう見解が出ている。それでね、そういうことはもういいかげんにやめないと、あなたも言うことをね。学者が言っただけだから。

ですから、それに水をかけると。今放水の問題でいろいろとこれ議論してんだけど、それを水をかけることがベストだとあなたたちはその時点で考えてたわけなんだよね。ところが、この異常発熱したときに、12月になぜこういう専門家の学者に相談しなかったかと私は思うんだよね。これは悔やまれる。それでこの8カ月の間、あなたたちはそういういろいろな対応は自分たちでしたであろうけれども、専門的な知識を得ようとしたかもしないか、これについて答弁してください。

○濱田企業庁長 12月の23日からの一連の部分について、かき出して放水するという形で一応全量を取り出してやったということの安堵感で、その次の対応が、その経験というのが少し頭に残り過ぎたかなという反省はあります。その時点では、我々常に安全処理ということは随分心がけては話はしたんですが、今おっしゃったような感覚での強い話というのは、そこまではさせていたできなかったです。

○岩名委員 だから、それはもうあなたたちの怠慢。それは企業庁だけじゃない、その仕事を引き受けている富士電機においても同じことが私は言えると思うわけですけども、もともとと云ってのようにこの技術はドイツから来たんであって、ドイツは窒素ガスや炭酸ガスによって火をこの貯蔵槽内でばっと消すという装置が付けられているんですよ。しかし、この提案書を全部見ても、プロポーザルの見ても、どこもそういうことを書いてないんですよ。そのこと自体がこれ日本中でそういうことやらなかったら、これからどンドンこういう事故が発生してくると私は個人的に思いますが、こういうことを我々が言っただけでも、あなたたちは本当にそうだったのかどうか、ドイツではどうだったのかという調査をしたのかどうか。これもう事故発生してから1カ月以上たつんやわね。

だから、どうなんですか。そういう本来の、水をかけたとかかけないとかの話ばかりして、これ問題点をすり替えるわけですよ、あなたたちは。しかし本来やらなくてはならなかったこと、これはドイツ等々のそういう経験あるところに関心を持たないんですか。

○濱田企業庁長 そういう対応はできておりません。

○岩名委員 ですからそういう、ぼくはこういうものをただ単に押しつけてきたNEDOに大きな責任があると思っています。このままでいけば、全国に3カ所4カ所あるこの同等の施設は必ず問題をほらみ、必ず事故を起こしているだろうと私は思いますよ。ですから、もっとその根本的な問題についてこれ今対応して、そういうこと聞いてですね、よく、へりくだって聞かないとだめですよ。聞いて、そしてどこが間違ってたかということをやっぱりさかのぼって究明すべきであるということを私は申し上げておきます。終わり。

○松田委員 確認だけさせてください。ずっとこのお話を伺ってあって、一番話がこれ食い違っているなと思うんですが、この消防の出動依頼についてですけれども、もう一回聞きますが、大量放水させてくれという、その担当者レベルでもそういう話は富士電からなかったんでしょうか。

○濱田企業庁長 私の配下というんですかね、企業庁の職員で現地におる者に確認した結果です。

○松田委員 するともう、ここは富士電がうそを言っていることになりませんか。

(「それはわからんぞ」の声あり)

○松田委員 まあまあ、企業庁さんの話でいくとそうなるで。

それでもう一つ、今企業庁長が言われました、日常にいわゆる汚水流出を懸念をしてということではもう日々言っているという話。まあ、いつでも言っていると。富士電側にですね。地元の人々の方々に汚水を流してはいけないということ。

○松田委員 まあ、それでいいですわ。ちょっと確認だけ。すみません、まあ、はい。

○田中委員長 その汚水の、いいです。

○松田委員 いいです、すみません。違う場所でもしたもんで。

○田中委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○田中委員長 西場委員、お願いいたします。

○西場委員 今の岩名先生のお話ですけども、12月のその事故が起こった後、何もなかったのかと。かき出して安心したから何もなかったと、あなた答えたんですよ。本当にそれが企業庁の回答であれば、これは大変重要な問題、発言だと思えます。

○濱田企業庁長 その前にちょっとあれしましたんで。富士電機からの事故対応の後の措置として、先ほど言いましたように温度監視をすとか、CO2の検査をすとか、そういうような管理ということは報告受けましたんで、何もなかったという意味じゃなくて、そういうようなことまでの認識でいきましたと。ただ、先ほど岩名委員から御指摘いただいたような、もう一つ前へ進んで根本的な問題としてとらえた対応ということまではやれてませんと、こういうような意味合いでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○西場委員 私は非常にその発言は残念だと思うな。庁長の認識がそうなのか、企業庁全体が事実そうであったのか。今まで安全だ、燃えないと思っておったRDFが突如こういう発熱したという非常に衝撃的な事件が起こった中で、これに対応する危機意識を持ってどうしたか、あるいはどうしようかという議論とか取組が相当私は行われて、なおかつそれを越えて次の7月の事故が起こったというようなことになるのかなという思いもしておったけれども、今の発言で聞く限り、そういうことであれば非常に遺憾に思う。

○濱田企業庁長 細切れで言ってますんであれですけども、申しわけございませんが、そういう認識で我々が一番力を入れた部分はRDFの性状というものを改善しようということで、企業庁の取組の部分はそこへ中心が置かれたということでございます。そしてその後の貯槽の管理であるとか温度の管理であるとかいうことは、富士電機が先ほど

言ったように温度計を設置するとかそういうような話になったと。ただ、御指摘いただいたような、そのもう一つ前に行く根本的な対応というのが、これはどちらもされなかったなということでございます。

○西場委員 もう最後にしますが、ならばその性状回復についての、まあ、前にも説明なり資料あるんかもしんけれども、もう一度、どういようにどう改善されたかということについての明快な説明なり資料をもう一遍説明理解を求めたいと思いますね。後でも結構です。

○田中委員長 はい。後刻その資料をお出しいただくことをお願いいたします。芝委員、後でよろしい。

○芝委員 ほな、よろしいですわ。

◎〈一覧表14～18を総括して〉

・事故後の対応について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○日沖委員 1つ質問申し上げて、そしてあと1つはお願いも含めたお話をさせてもらいたいと思うんですが、この8月14日の第1回目の爆発から19日のタンクに登って消火作業をしていただいて、死亡事故という大惨事に至るまでの最後のところで、これいま一度、この14日の4名の負傷を出したという事故のときに、ここで事態というものもを深刻に受けとめて、このタンクに安易に近寄ってええんやろかというような意識を持ってもらったら、このとき最後に思ってもうとったら、2名の死亡者を出さず済んだんじゃないかという、このところ最後にもう悔やまれて我々もならないわけなんですけれども、今までにもどこかの場面で同一するお答えをいただいとるのかもわかりませんが、いま一度確認しますが、企業庁としてその14日に、初めの説明では熱風というところで大変一生懸命力説してみましたが、熱風やろが爆発やろがとにかくRDFが噴き出して、けが人も出るというようなこういう深刻な事態を、報告を聞いて、これはちょっと簡単に近寄ったらあかんのやないかとか、えらい事態やなどか、そういう意識を持って臨まれたのかどうか。どうこれ感じられたのか。

そして、19日にタンクに登って消火に当たっていただいておった消防士さんが亡くなられたわけなんですけれども、これ登って消火して、上から水かけてええかどうか、企業庁としては関与しておりませんということなんですけれども、関与しておらんと言うたって、これ14日に既に4名の負傷者を出しておるような大きな事故起こるわけですから、このタンクの上へ登ってええかどうかということは私らは関係ありません、関与しておりませんが、そんなことでともそんなコメントで我々は済むとは思わないんですね。それでそこを、その14日の事故を受けて企業庁としてどうしようと思われたんか、任せてあるで関係ないわと思われたんか、そのところを正直に一遍聞かせていただきたい。そして今に至って、その14日の事故後の19日までの間の反省もあつたら聞かせていただきたいというふうに思います。

それとこれはお願いなんですけれども、実は南川さんと川島さんが亡くなられて、企業庁としては誠心誠意、本当に御迷惑かけたということで御遺族の方々に対応していただいとるんだというお話は今も言われましたけども、実は、四十九日も終わられてお客さんも少しは落ち着いとるだろうということで、タベも私、南川さんが同じ自治会なんで、改めてのお参りもさせていだいてきたわけなんですけれども、率直に申し上げて、全く人としての誠意を感じられないという率直なお話を賜ってまいりました。

それで、こういう大惨事を起こしてしまつた中で御迷惑をかけたお宅へ訪問する行為とかそういうことはなかなかやりにくいですが、何と申し上げてええのかわからないかもわかりませんが、しかしながら、私がお邪魔しておる南川さんのお宅が言われるには、1つは企業庁さんにおかれて先般もお悔やみ訪ねてきていただいたと。しかしながら、もうお一方のおうちと間違えて来られたというふうに言われておられました。

そんな、県のつくられた施設で自分とこの大黒柱が亡くなられた。県の大惨事に消火活動に当たってあって、自分の夫が、また息子が、また頼りにしとる父親が亡くなられた。そういう家庭へ行かれるのに、片方の方のおうちと間違われとるという。そんな、それぐらいしか私の夫というのは価値がなかったんですかというふうにも、大変もう言っておられました。それで私も本当にかわいそうに、なつともかわいそうにですね、思われ、ちょっとすみません。なりませんでしたんで、でも、どうか、その司法による責任というものはこれからどういようけれども、素直にですね、やっぱり大事な人を亡くされたお宅に対しては、県としての責任というものを素直に感じて訪問をしていただきたい。

これは富士電機さんは今日は見えませんが、富士電機さんにおかれても、今日は見えないんで申し上げることができませんけれども、富士電機さんも来られたときには、帰っていくときに、もう車へ乗り込んだ途端に何か笑みを浮かべたような表情をしながら帰っていかれたと。全くもう悔しくて、もう言葉もありませんと。もう日々寝ることができませんと。もう帰ってこない者も思ってもしょうないですけども、しかしながら、うちの主人の価値というのは何だったんでしょか。やった使命というのは何だったんでしょかということ、もう割り切れないという思いですね、本当にもう、昨日はかわいそうに思いました。

どうか人として接したってください。そんな自分の責任がどこまで及ぶか、自分の言うことがどうなるかとか、もう遺族のとこへ行ったらそういう計算はやめたっていただきたい。企業庁長も行っていただいたらいいですけども、遺族の方から、あなたは計画の当初からこのRDFの計画に、RDF発電の計画にずつかかかってきていたんだとった方ですよねと問いかけても、すいません、すいませんと言われるだけで、具体的ないんなその質問の答えを避けておいでやというふうに遺族はおっしゃってられました。

もういろいろ申し上げたら、これきりがありませんけれども、やはり一番の信頼回復の第一は亡くなられたこの御遺族、両家の御遺族のやはり信頼を回復する。そして、けがをされた方々の信頼を回復する。そして、地域の住民の方々の信頼を回復する。これが順番やと思いますんで、どうかですね、ちょっと興奮して、まあ地元の方で興奮して申しわけなかったですけども、そこどころ何か温かみのある誠意を示していただきたい。償いをしたっていただきたい。これも1つお願いをさせていただいて、1つ目の方はお答えをいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○濱田企業庁長 少し私からもお見舞いを申し上げた時の話をさせていだきたいと思えます。

私も南川さんのお宅を訪れたときに、私の方が玄関口です、どうしても私の方の頭が南川さんの頭より非常に高い位置になりました。それで随分頭を下げてその状態は変わりませんでした。そうした中で、先ほどのような間違つたような話がありまして、私はもう本当に申しわけないと思ひ、思わず土間に土下座しました。そして、人としてという話ありますが、私も人の子でございますので、当然自分で本当に申しわけないというつもりは自然に出ます。その話がありまして、ただ、1点、あなたは途中からの企業庁長かどうかという話は、確かに私聞かれました。それで、私はそれには私は途中で出すことは言いませんでした。きちつと答えたのは、自分で意識して答えたんですが、今、現に私はこの責任者である企業庁長でございますのでということでは答えさせていただきます。そういう意味で、途中からしか知らないとか、そういう物の言い方はしなかったということだけは、させていただきますと思います。

いずれにいたしましても、非常に御遺族の気持ちの中で、まだまだ我々受け入れられておるような状態ではないということは、まさしく体で感じておりますし、先般もお訪ねしたときもやはり同じでございました。ですから、やはり人としてというあの部分は、私も今後そのことは本当に自分の肝に銘じて対応させていただきなきやらないと、このように思っています。

それと8月14日のことも、私知らないよとこういうような意味合いで取られるんじゃないかと、これは先ほど言いましたように、だれが上部へ登るよう指示したかということについて、私自身明確に把握してませんというような意味合いからは、警察の捜査等も入っておることでございますので、自分で確認できないというような意味合いからは、直接事実関係は承知しておりませんとこういうことを言わせてもらいましたので、どうぞ御理解いただければと思います。

それから8月14日から何らかの措置をという部分については、私もそれ明けて土曜日、日曜日と状況は見に行きました。ただ、そういう結果からすれば悔やまれますが、私もその貯槽のすぐ近くへ行って、随分こつ眺めたりしてとつたような認識であったことが悔やまれます。そういうことで事実としてはそういう状況の御報告でございます。

○日沖委員 えらい興奮して申しわけなかったんですが、いま一度、その14日の爆発の事故について、本当にこれ重大なことだということに感じられなかったんですか。企業庁として、もう一度。

○濱田企業庁長 私もその日、連絡を受けてすぐ現地へ行きました。それでそのときも自分の口からも確認したんですが、爆発ではないのかとこういうような話をしたら、いや、爆発ではないという話は現地の管理者が言ひまして、そこに作業に当たっておった方が、爆発音はしなかったとこういうような話をしておりました。そして熱風という言葉聞きまして、聞いたような感じで報道はさせていただいたと。中間報告の話の中でも爆発という表示じゃなくて熱風という話は、どの程度の調査の部分かわかりませんが、表現されております。

いずれにしても、そういう認識が問題あったのではないかなという話でございますので、その後、先ほども申しましたように私2度ほど状況を見に行ってきたときに、受けた事の重大さを認識できずに、先ほどのけが人が出たということで、このときはちょうどお盆でしたんですけど、富士電機の幹部に私自身電話しましたんですけど全然つながらずに、そして何とか連絡を取りまして、15日にこちらへやっと来ていただいたと。その中で今後の安全な活動についても、先般来た矢内専務にも再度十分注意してやる必要はあるのではないかなという話もさせてもらって、現地へも行ってきましたけれども、この後の対応として、先ほどのいろいろ御指摘いただいておりますことまで話はしなかったということが経過でございます。

○日沖委員 とりあえず、また。

○水谷委員 一、二点、ちょっとだけ聞きたいんですけども、タンク上部に登って消火を指示したのはというところがありますよね。そこで、消火方法については消防署に一任してやってた。その中で、この前の富士電機さんが見えたときに、消火方法の一つとして、タンクの下部に4つの穴をバーナーであけた。これは消防署が指示をして、オーケーをもらったということで穴をあけたという事実があるんですね。それで一番最初の委員会で私がその辺を企業庁さんにお聞きしたときに、事実関係としてあったことしか書いてないというふうにおっしゃいましたわね。これは今でもそういうことなんでしょうか。

○濱田企業庁長 私自身がこういうことを確認はしておりません。それで、この時点でだれがどうしたかというようなことは、既にいろんなところで事後調査という角度から尋ねられておりましたんで、私が消防の人にこれはどうだったんかとか、そういうふうなお尋ねはしてないということで、私がこの事実関係はこうであるというようなことは把握してないのと言えませんが、こういう話をさせてもらったんです。

○水谷委員 現在はどうなってるわけでしょう。

○濱田企業庁長 現在も、私から確認したことはございません。いろいろまだ、こういうことがされたということ、この間の委員会の話であるとか、それから現地確認して、ここにこういうふうな、何というんですかね、ガスでの穴はあけられておるとか、それはもう確認できますので、それは先般入れるようになりましたんで、私自身も見てきました。

ただ、それをだれがどの時点でということについては、やはりこれは重大なことではないのかなということで、私からというんじゃなくて、捜査なりそういった部分の中で聞いてもらう事項かなということでの認識で、自分がだれがだれに命令したかというような問いかけはしてないと、こういう意味でございます。

○水谷委員 常職的に、やはりその作業をするとき、当然企業庁の方もあそこにおられるわけですか。そういったことについての事実の報告はなかったんですか、全然。

○濱田企業庁長 この、何というんですかね。その全部なかったかというのと、詳しい話になりますけれども。

○水谷委員 いや、その部分だけです。お聞きしてんのはね。

○濱田企業庁長 この、だれが登れという話は承知しておりません。それから1つありました、いわゆるガスバーナーでどうこうせよという指示の部分についても、企業庁が先にこういうことですよという話での報告を受けてはなかったということでございます。結果としては知っておりますけど。

○水谷委員 やっぱり私ずっとこの委員会出さしてもらってまして、どうもその辺の体質的なものっていうか何かわかりませんが、やっぱりすべてをさらけ出して、いかに早く解決するかと、原因究明するかということもきちっとしていかないと、ずるずるずるずるいってなかなかこれ。我々委員会でどうのこうの言うわけじゃないんですけども、いろんな形でいろんなところでいろんな議論をなされているわけですよね。そういったところでこういった問題をすべてやっぱり出して原因究明していかないと、困るのは市町村なんですね。一般の人が困るんですよ。ごみがたまっていく一方で、なかなかいろんなお金がかかると。そういった点にしても、まだどういったことで契約していくかという話も全然できていないわけでしょう。だから、その辺をぜひともいろんなことをやっぱり、もう遅いんですけども、どんどん出してやっぱり解決をしていただきたい。

そして、先ほど日沖委員さんからもお話がありましたように、遺族の方も。私どもはたまたま川島さんとこと近くですもんで、四十九日の法要後でお参りに行って来たんですけども、やはり日に日に涙が出るという話、御両親が言ってみえました。それで、新聞を見てるとなかなか糸口がつかめていかないと。だから非常に残念だということも言ってみえましたので、その辺をなるべくこう出していただいて。

私思うに、やっぱりこれ企業庁ももちろんのことですけども、環境部としてもやっぱりこれ、スクラムを組んでやっぱり解決に向かっていかないと絶対に長引くということ、これはもう歴然としますわ。環境部長と企業庁は別に仲悪くないでしょう。うまくいってんでしょ。その辺をきちっとやっていただきたい。そうすることによって、先ほど日沖委員さんもおっしゃったように、遺族の方への一つの大きな誠意を示すということになると僕は思うんですよ。それ、ぜひお願いしたいと思います。

○山本委員 ちょっと今の水谷委員に関連して。そうするとまずタンクの上へ登るとということについて、事前に企業庁、タンクの上に登るということも、下から穴を開けるということも事前に企業庁は知らなかったわけですか。企業庁長は。連絡受けてなかったですか、それ。

○田中委員長 明確に御答弁いただきたいと思います。

○濱田企業庁長 事前に連絡は受けておりません。

○山本委員 ほんじゃあね、小林総括さん。マネージャー。私たちは現地に19日の日に発熱について調査を受けました。そのときにあなたの全部の説明の後、企業庁長もみえたかわからんですけど、「この火災については一両日中に鎮火します」と自信あるように言うてみえた。その根拠はどこから出てきましたん。

○小林総括マネージャー 19日の日に視察をいただきました。そのとき私とその御説明をさせていただきました。その前日の18日ですけれども、上から水をかけるというふうな話を聞いておりました。当日19日もちようど昼の合いでございましたが、現場を見ておりましたらホースが2本上っておりました。それで、その午前中にちょっと水をかけたんやというもそのときに聞いておったわけですけども。

それで、私の認識、個人的な認識と確かに申し上げておるんです。個人的な意見と申し上げたんですけども、この12月23日の去年のものにつきましては、水をかけまして消火ができたことを思っていました。そういうこともございまして、今回の部分、ずっとこの8月14日の部分からは下の方から水をちょこちょこかけておったというふうなことでございまして、じかになかなか水が当たらない、まあタンク自身を冷やするという状況もございまして、私自身の個人的な考えで、上から水をかけたらもうこれで取まるのかなと、正直私そう思ったんです。

それでその前日の日に1時間ちょっとでしたか、水をかけられたと聞きまして、19日の当日も午前中かけておりました。それで屋からもかけるという話を聞いておりましたので、ああ、それならもう19日、20日、2日くらいでもう鎮火するのかなと私正直思いましたので、そのような発言をさせていただきました。

○山本委員 状況についてはそれは説明はいただいてそれで結構なんやけど、あのときの発言から言うたら、もうまさに自信があって、私どもがいろいろ原因を事前に並べさせていただいて、あなたのとこから説明を受けたときに、もう明らかに自信があって、二、三日中に鎮火しますと言うてみえたんやから。

僕はそうするとですよ、どっからそういうふうな話の中でそういう報告を聞いて、それをもとにして僕は報告をされたような気がするんですけども、事前にそういうふうな消防関係からとか富士電機からというて、そんな話は聞かなかったんですか。

○小林総括マネージャー 私、実はその18日の日に上から水をかけますというのは、私どもの多度現地のチームの方から電話がありまして、それで知りました。19日につきましても、引き続き水をかけていくと。それで現地に19日に行きましたら、やっぱりホースがこう上に2本乗っておりましたので、ああ、やっとなんだというそんな感覚で現地で確認をさせていただいたということでございます。

○山本委員 もう最後にしますけどね、「ああ、やっとな」というような形の中で、あんなに自信を持って二、三日中に鎮火しますと言うことは。県土整備の皆さん方も全員見えましたんやから、「もう消えるな」という実感を受けたいうんですかね。ああ、水は上へかけてやっとなというふうな形の中で、あんなに自信がなかったと思うんで。まあひとつ、あなたがそういうふうな話をされるんであつたら仕方がないかわかりませんが、私たちは事前にあなたたちがいろんな形で状況をお知りになっておったということは、私はそういう側聞かせていただいて、それじゃあもうやめです。

○木田委員 委員さんのいろんな質問を聞いていると、なるほどなということで、様々な問題があるというふう聞いているわけですけども、やっぱり事故の最大の原因というのは、未知の技術だったということやと思うんですけども、それはもうNEDOにとっても、それから企業庁にとっても、富士電機にとっても、未知の技術だったと。それと同時に、責任はもちろん企業庁、富士電機さんの大きいと思うんですけども、議会もそれから県民も、RDFがこんなに

怖いもんやということを知らなかったと思うんですね。RDFを甘く見ていた。それがやっぱり事故につながったと思うんですね。

まあ、それは今さらもう言っても仕方ないことで、もう済んでしまつたらあれですけど、もう起こってしまったわけですから。ただ、その後の処置がまずかったと思うんですね。それを今の話を聞いても簡単に考えて、先ほどの日沖委員さんの話ではありませんけれども、けが人が出てはまだそんなに深刻に考えてなかったということがこういうことにつながった。

ああいうガスが噴き出た中で、ガスバーナーで穴をあけるとか天井に上るとかというようなことをしたわけですから、本当にそういうふうな自覚がなかったというふうなところがまずかったなというふうに思っております。それについてはもう本当に反省してもらいたいと思いますし、それと私、この委員会で一番感じるんは、この委員会は責任者を見つけるためにやっているんじゃないと思うんですね。それはもうそれこそ警察に任せたいと思うんですね。やっぱり県民の信頼を得るために、それからこれから安全に操業するためにやっとなと思うんですね。そういう意味で、企業庁と富士電機さんの間の責任の押しつけ合いというんか、なすりつけ合いというんですかね、それがものすごく私もうざつと嫌ですわね。

そのあたりを、ここで相手がこう言ったとかこちらがこう言ったというんじゃないなくて、やっぱり両者がもっと事故後も話し合いをせないかと思うんですね。もう何か敵になつてしまったような感じですか。そういう意味で、実際そんな話し合いは行われているんですか。どうですか、その点。

○濱田企業庁長 そういうような必要な話は当然やっております。ただ、主張は主張として、お互いそれもやっています。

○木田委員 ちょっと外れますけれども、ここに遺族の方にあいさつに行くように要請していると書いてありますよね。富士電機さんに。富士電機さんは行かれましたか。

○濱田企業庁長 私が、この話は川島さんのお宅を訪問したときに話がありました。そして川島さんの方からは、富士電機は、あの、富士電機の方でも社長さんという話がありましたんで、そういうような意味合いで、社長さんが来られないという話があって、それで私にそういう趣旨のことを伝えていただきたいというような心情が伝わってまいりました。それで私、富士電機の方に「川島さんのお宅へ伺いましたら、こういう御心情がありましたよ」というようなことを伝えさせていただきまして、私が行けとかそういう命令口調では言ってませんが、そういうようなことがありましたよということは何度か状況を話してですね。まあ、十分そういう意味は伝わっておるとは思います、社長が行かれたという情報は私の方へはまだ届いてはおりません。

○木田委員 今のお話で、実際に要請しても行かれたかどうかがちよつとわからないような状況だと思うんですけども、これが示すように、やっぱり両者がお互いに責任を感じ合つて話し合いをしてかないかと思うんです。自分の責任はこまめで、後はお宅ですと。その線引きをちよつとでもこちらへ持つてこようというようなそういう態度では、やっぱり両者の話し合いもできんし、県民の信頼も得られないと思うんですね。そういう意味でもう強く、責任のなすりつけ合いみたいなのはやめて、そして県民の信頼を得るようなそういうふうな態度で進めていただきたいということを強く要望したいと思います。

以上です。

○西塚委員 一般、富士電機の方に越越しいだいているんのお話を聞かせていただいたんですが、発熱したという発火したものを消火する最善の方法は、サイロから取り出して水かける以外ないと、こういうふうには実はおっしゃられたと思うんです。それで12月の経験の上に立って、窒素ガスであるとかあるいはCO2とかドライアイスと、いろいろ実験やってみた。だが効果がありませんでした。

もう一つは、スプリンクラーの設置がなされていなかったということで話がありましたときに、内部における散水は意味がないので取りやめたと。上部から散水するのはむだであると。下から細かく水を注水するのが一番いいというふうに考えておりますというふうに言い切ってみる。

それで実際には今回の場合、下部から取り出そうとしたけれども炭化して取り出せなかったとおっしゃってはみえるんですけども、このことについて、12月の段階か1月の段階かわかりませんが、スプリンクラー付けるか付けやんかの議論のときに、上部から散水することについてはむだであるとお話というのはお聞きされておったんでしょうか。

○濱田企業庁長 承知しておりません。そういう話があったということ、私ちよつと報告を受けていないんですが。

○西塚委員 先だつての話し合いやなしに、その実験された結果っていうか、富士電機が12月の発熱の結果、自分が考えられたことを申し上げたんですけども。すると、そういう考え方というのは全く企業庁は聞いてなかったっていう判断でいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 先ほど言ったガスの話とか、そういう意味でしょうか。

○西塚委員 いえ、窒素やらCO2やらドライアイス、実験したと。それで、それは効果が無いというふうには富士電機が判断された、その当時。それからもう一つは、スプリンクラーの関係で、内部へ散水することはむだであると。そんなんで消えないよというふうにおっしゃられたんです。

そのことは12月の段階でわかっていたのに、なぜ上部からホースで水かけとることについて、むだなことやっとなという認識に立たなかったのかどうか。それが事故原因かどうかは別にしてです。別に、先ほど小林総括が18日から水かけたんで鎮火すると思つたというふうにおっしゃってみえただけ、富士電機は全くむだやと考えたわけでしょう、それ。その辺ちよつと認識がどないなつたんかなと思つて。

○小林総括マネージャー 私の推測の域かもわかりませんが、この19日の爆発事故がありまして、それで消防さんの方で上からたくさん放水をしていただきました。それで、RDFの塊とかそういうものがあつたんかわかりませんが、その時点では放水をいたしましても中、水道ができてなかなか全部に行き渡らなかつたという状況もありまして、それで上からの放水がうまくいかなかったというふうな結果を受けて、上からの放水というのは意味がないのかな、水道ができてというような発言もあつたようでございますので、そういうふうな話もあつたのかなと思つておりました。

私個人的な意見でございますけれども、やはり上から水をかけて均一に水が渡りますればやっぱり消火はするのかなと、私、今でもそのように思っております。

○西塚委員 もう一度だけ確認させてもらいたいのですが、そうすると12月の発熱事故を受けて富士電機が考えられた内部への散水などについてむだであるという判断を、当時富士電機がされたわけですけども、そういう認識については企業庁に全く伝わってなかったということよろしいですか。

○濱田企業庁長 随分後になって聞いたようでございます。そんなことのトライをしたという話については、2月になってからという話のようでございます。

○西塚委員 そうすると、富士電機からそういう認識にあるということ、2月の段階か3月の段階か、今回のこの8月の事故が起きる以前に聞いていたということでしょうか。

○濱田企業庁長 担当の方へはそのように報告があつたということでございます。

○西塚委員 わかりました。

⑦<一覧表19を総括して>

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○三谷委員 今、企業庁長、貯蔵槽の構造ならば富士電の責任ですと、これはその通りやと思うんですね。構造に起因するならば、その設計、建設、管理をしている富士電の責任やと思いますが、富士電が言うように、RDFの性状に原因があるということになれば、どちらの責任になるわけですか。

○濱田企業庁長 RDFの性状についても、一定の投入する形というのは、先ほど言いましたように12月当初の話でなくて、一定性状改善されたという認識の部分での投入でございましたし、それから先ほど来、倉庫に置いてあつた部分についても主體的に富士電機が管理し、ここでもう入れて大丈夫だろうというような話が事実としてあるということから、それはそれなりそれぞれの判断がなされるのかなと、こう思いますので。まあ、だから私が何割何割というような話はちよつとしくいんですが、そういうことなんではないかなと。市町村のRDFが悪いからというだけで、それは確かに12月時点の話は随分あろうと思いますが、それとこの8月時点の話はやっぱり状況も随分違つて、主体へのかかわり方も変わつてきておることから判断すべきではないのかなと、こう思つてます。

○芝委員 企業庁の話を見ると、企業庁長には責任分担なり過失がほとんどなくて、ある意味では富士電機だけという。私、富士電機擁護する気は一つもないんですけども。その分私はいささか、大いに判断が間違っていると思うんですね。

先ほどからも指摘するように、発注者側として適切な条件が提示できなかったプロポーザル方式の問題がある。それから性状に要望をしたと。各製造者にRDFの性状についての指導もしたと。しただけの形で結果は出てないと私は思ってますよ。よかったですら発火や発熱まで至ってないわけでありますからね。だから、やっぱりしたということと結果は私は別だと思ってます。その部分から含めて、やっぱり企業庁に大いに責任があるだろうと。当然そのものを受けたり施設の管理をしている富士電機にも責任があるだろうと。

というような部分から、今企業庁長は「原因の確定、すなわち今捜査をしている部分があって、そこが確定しないと、責任分担の部分についてはまるきりわからない」というような答え方をされましたけども、捜査の部分というのは、爆発事故なり致傷とそれから致死に至った部分の捜査であって、今回のプロポーザルを提案からずっとした一連の行政上の部分での捜査はないわけですよ。そこまた違うと思うんです。だから、設置者責任、監督指導責任、それからそれを受けた部分の責任。また、製造者の側にもある程度の責任はあるかわからん。その全体の行政側からの責任はどう思っ、企業庁としては思ってるのか。具体的に、総論的に。具体的にではない、総論的に。お考えをお述べください。

○濱田企業庁長 企業庁が設置しておる施設の中の事故でございますので、そういう意味では非常に厳しく我々受けとめております。ただ個別個別の、責任がないなんていう話はないんですけども、それぞれの御指摘いただいたようなことについては、自分の口からああこうと言うんじゃないで、やっぱり一つ一つの起こってきた事象についていろんな厳しい御指摘がありますので、そういうことについては一つ一つを私、厳しく受けとめております。

○芝委員 一つ一つのいろんな部分の議論は当然あります。しかし今、木田委員も言われたように、県民が関係者から見れば、設置者である、また発注者である企業庁の部分というのは、一つ一つの反省すると、例えば言葉はいろいろありましたけども、富士電機さんが原因がわからない段階では、同等の責任がいろんな形で提案者、受ける側、それからあとも含めてあると、こういう認識を私どもは理解させていただきました。

今大事なのは、企業庁として県として、個々の問題もあったとして、また原因究明にもあるとしても、やっぱり富士電機ぐらゐの同等の責任はやっぱりあると認めた上で話をしていかないと、その責任問題はそしたら裁判でもして2年でも3年先でも延ばす気があるんですか。そのぐらゐの思い切った発言はできませんか、もうそろそろ。

○濱田企業庁長 私、一つ一つを丁寧に話をさせてもらっておるつもりでございます。

○芝委員 丁寧とちやう。

○濱田企業庁長 ただ、自身のことに関しては、先般本会議で。

○芝委員 自身のこと聞いたらへんやろ。

○濱田企業庁長 話をさせてもらっておるんで。私、なるべく事実に近い形で一つ一つお答えさせてもうとというようにございまして、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○芝委員 事実は個々それぞれでいいと思うんです。スタンスと申すまいか、立場的な問題を考えて、私は総論としてどれだけの、まるっきり責任はありませんよというある意味では聞こえてくる部分があるんですよ。そうやなしに、やっぱり全体として設置者責任、管理責任、指導責任という部分もある。当然ながら企業庁にもある。ひょっとしたらその一部は製造者にもあったかもわからない。それはもう感覚の中で、企業庁としてやっぱりその責任を認めた上から、今、木田委員が言われたように次の話に進むべきだと思うんです。捜査のことは置いてほしいんです。勝手に進みますから、これは。警察の方で。

そうするとそこがない限り、今回の本会議でも知事が再開に向けて、前提がよけありますけども、条件出された部分がありますけども、こんな条件詰まるわけがないじゃないですか。どうして詰めるんですか。依頼者の企業庁と相反している富士電機と製造者と、お互いがそれぞれ主張している中で、どうしてこの安全基準なんか確立できるの。もうそろそろ庁長、ある程度は思い切った発言があっても、責任問題があっても言及があってもいいんじゃないですか、総論的に。それから始まると思うんですよ。

○濱田企業庁長 一つ一つ私、こう、自分なりに誠意を持って答えておるつもりでございますので、その積み上げの中でおのずと結果は出ると思います。

○芝委員 そしたら企業庁長。一つ一つはって言われるけど、まあ、その総論的な分はもうやめた。そしたらこれから3者のですね、3者というか、その3条件に合わせた部分の調整。いろんな試行錯誤があると思うんです。当然第三者の部分もいるでしょう。学識者のいろんな意見も入れまして、いろんな立場の。けれども主体は企業庁とやっぱり今のところは富士電機やし、7つの施設だと思っ、その今の状況の中で、お互い相反目しとる中で、話が穏便にできるんですか。前向きないろいろ話し合いができるんですか。仮に再開、いろんな条件がそろって再開できるとして、そういう形の中でできるとお考えですか。

○濱田企業庁長 お互い話し合わなければならぬことはたくさんあります。ただ、幾つが御指摘いただいたような部分で、今までどおりでいいのかという部分もあります。そういう意味では、お互い十分話し合いをすること、この事実関係を曲げてどうのこうのという話じゃなくて、やはりそこは大人の話し合いをきちっとしていくということの姿勢は貫きたいと、こう思ってます。

○芝委員 もう一点。私も前に聞きましたけども、木田委員の質問の中で、話し合いを富士電機としてますかって言ったら、してるって話をしましたね。前のときは、今までの事象の個々それぞれにはすることありますけど、総論的に今回の問題について責任よう持たんっていうのか、管理問題についての総論は前の委員会ではしてないと言っていました。それから以降したんですね、そしたら富士電機と。交渉してるんですね。総論的な話ですよ。

○濱田企業庁長 先ほども申しましたように、これ日々の管理の話もありますので、現地の対策。

○芝委員 管理の話は聞いてないんですよ。

○濱田企業庁長 いや、それはその話も含めてですね、私は。

○芝委員 含めてやっとなるわけね。管理の話も含めてやっとなるわけね。

○濱田企業庁長 そういう決め込む話じゃなくて、我々話しせんんことはその時点時点の話で話してますということ、今、責任問題云々の話はこういう場の話でございますから、お前とこの責任はこんだけだねというそういう話し合いはなされておられません。

○芝委員 いや、その最終的な話やなしに、今維持管理の問題じゃなしに、今回の事故に対する前提、性状の問題であったり、管理の問題であったり、ここにすなわち挙げられている相連点の部分も含めながら、両者で話してのどと聞いとるわけよ。

○濱田企業庁長 つい最近の話としては話は止まっておりますけど、例えば調整池の話一つにしても現実にはやっといかんなん話がありますので、そういう部分はこれはどうしようこうしようと。それと当然経費の負担の話とか、そういう話はしてます。あるいは、ある所の物的な損害が出たと。こういうものは放っておいたらいかんねとか、そんな話は。ただ、一定の窓口を、富士電機の方からはこの窓口を絞ってくれとかいろんなことは言われてますので、自由に話し合いをするような形にはなりにくうございまして、どっかという現地中心のことは話し合いはしとるど。

ただ、富士電機がこう言いましたということですが、やはり向こうも「そういう部分の話し合いは窓口を絞って」とか、いろんな話は来てます。そういう意味で、我々まだ本格的に事実関係をずっと整理した上で話しすることも必要でございますので、そこを並べての本格的な話という部分は、そこはされてないという方が正しいかもわかりません。

○芝委員 はい。とりあえず終わりにします。

○松田委員 ずっと初めから、当初プロポーザルから来て何でこの事故が起きたのかということなんですけども、「たら」とか「もし」とか入れたらですね、どれだけでもこの事故が起きなかったことというのは可能だったと思うんですよ。犠牲者も亡くならなくてもよかったです、こう思うんです。

例えば企業庁長、初めプロポーザルのときから言われましたけれども、例えば管理は富士電に任しているからとか、そういうやりとりずっとあったわけですけども、例えば汚水流出なんかしては困るというような大綱をかぶせられて管理だけ富士電に任すと言われても、いろんなことが大枠でかぶせられとるわけですから。やっぱり事業主は企業庁ですから、いろんな部分で富士電が相談に来たり、どうしたらいいんでしょうかという、恐らくその対応の是非というんでしょうか、それはばく企業庁にあってしかりだったと思うんです。

何で事故が起きたかということなんですけども、1つ企業庁にお聞きしたいんですけども、こういういろんなかかる事故のことに、何かあったときに自分たちの責任になったらあかんのとちやうやらかと、それが先に考えることに優先されて、こう、対応がすべて遅くなったのどちやうか。

例えば今、岩名先生も言われましたけれども、専門家に聞きに行くとか、そのトータル的などういふうな方向づけていくかというのは企業庁がぼくはやってよかったと。3者集めてですね、消防も集めて、どんどん前向きにやってって、この部分は任しているからどうなんだという意見も聞いたらよかったと思うんです。

ただ、事故のそういう管理の中まで入ってしまったら、言ったら自分たちの責任にはね返ってくるのと違うやらかという、ぼくは懸念があったと違うんかと思うんですが、企業庁長、一週お聞きしたいんですけども、それはなかったですか。

○濱田企業庁長 責任回避のためにそういう処置を取ったことは、私自身はございません。ただ、結果幾つが御指摘いただいたような結果でございますので、その一つ一つについては十分反省すべきは反省しなければならぬと、こういうことは前から申し上げることでございます。

○松田委員 考え方ですから企業庁長がそのように言われたらそうなんかもわかりませんが、私はこのボタンのかけ違いというのは基本的に、何かあったときに自分たちの責任にかからないようにと、まあ富士電は富士電にしてもそうでしょうし、企業庁は企業庁でそうだったと思いますし、そこに「本当に事故があったらどうしよう」とか「地域の住民の方に迷惑をかけたらどうしよう」という気持ちがあるう一つ越えておれば、ぼくはそういうことはなかったと思うんですね。

ですから、企業庁長は言われたけれども、やっぱり庁益あって果敢なしといいますが、そういうことがぼくはもう蔓延をしようとしたと違うかなと、これが事故の原因ではないかなとぼくは思います。もしこれ御助言あったらもう一度お聞きをしたいと思えます。

○濱田企業庁長 庁益という観点で取られるのは非常に残念なことですが、責任回避のためにそういう対応でなかったということだけは申し上げます。ただ、結果として至らない結果になっておるということは、縷々御指摘として十分受けとめなければならぬと思えます。

○松田委員 何にしても三重県においての大惨事だったと思いますので、組織の改めとかいろんなことも含めて、もう一回全面的に企業庁の考え方も改めていただきたいなと思うしております。要望させていただきます。

以上です。

○田中委員長 7項目に分けて審査をしていただきました。最後に、総合的に御質疑ありましたら、御質疑お願いたしたいんですが。

○永田委員 もう総合的でよろしいな。今、どんどん毎日毎日出るわけですから、今のごみの処理状況、うまくいってんですか。

○田中委員長 それは後の。

○永田委員 いいんですよ。

○田中委員長 2つ目。

○永田委員 ああ、いいの。

○田中委員長 事故原因について。

○永田委員 じゃあ、もうそういうことで。

○田中委員長 はい。岩名委員、よろしいですか。

○岩名委員 はい、もう1つ。これね、お宅の現地調査のこれ何、もらってきたもので、9月5日にもらった説明資料の中に、やっぱり警察なんかもぼくがさっき言つとるように、窒素ガスでの消火はできないかということ提案をしてんだよ、これ。提案してんだけど、消防庁の東京からきたおじさんが量の獲得が困難だと言ったり、上部がない、いわゆるあれが飛んでしめとるから効果がないとかね。あったとしても膨大な量が必要だとか、まあいろいろ

言っているわけだけども、私はもうこれ事故直後の話だけ、前にも言ったけど、なぜ四日市の消防隊を呼ばないの。

なぜ化学消防隊をあれだけ、出初め式見てごらん、すごいぞ、あの、ずっと消防隊。はしご車持つてるし。あんなものが地元にあるのにそれに気がつかんとね。今、松田委員が言われたように、あんたたちは庁益ばかり考えたらへんのかと言われるのはそこよ。ぼくは副知事にそのことをすぐさま言った。そしたらやね、「消防庁呼んでおりますので、消防庁の見解を聞いて」とかそんなこと言うて、来たのは名古屋消防署が来ただけやないか。同じやないか。そんなものは桑名の消防署でも同じことやってるんだからね。なぜそういうもっと多岐にわたって様々な、先ほど来言っているように研究、反省に基づいている職者の意見を聞いたりですね、要請するまでもなく相談にも行ったんか、それ。ちょっと一週聞かせて。四日市の化学消防隊に対して、相談したんですか。

○濱田企業庁長 企業庁として相談は行きませんでした。

○岩名委員 それは富士電とか、その一帯のとこはだれも行っていないやな。災害対策本部も。

○濱田企業庁長 はい。本部も行っておりません。消防庁を呼んで、広域の応援を求めたりしたのは、そういう対応はさせていただいております。この事故が起こる前に応援を求めたという話はございません。

○岩名委員 この事故の前にそれは応援を求めたのは結構な話だけど、なぜ来なかったの。

○濱田企業庁長 事故の前に。

○岩名委員 前。

○濱田企業庁長 前には応援を求めたことはありませんし。

○岩名委員 ありません。

○濱田企業庁長 はい、ありませんしですね。

○岩名委員 「ありません」か。

○濱田企業庁長 それで、事故後は消防庁の方へうちの防災担当の方からいろいろ連絡取っていただいて、それで来ていただいて、広域消防の支援をいただくとかというようなことでの対応はしていただきました。

○岩名委員 あのね、今回の事故はくどいようだけれど、化学反応や発酵のメカニズム、こういうものに無知であったということ認めてほしいんですね、ぼくは。もうこれは県民に対して、そこまで我々はわからなかったんだということ認めて、そして不勉強であったと。またその後の対策も手抜きがあったということをぼくは認めるべきだと思うんです。そうしないと、先ほど来お話するように、これを知事がなんぼ三原則出そうが何しようが、前向いて進むことはないと思ふんですよ。こんな不明瞭な答弁ばかりしとってやで、それで県民に我々が聞かれて説明責任は果たせません。

もうあなたたちはもっと謙虚になって、やっぱりそしてこれをやるにはあのとき、まあ過去の話ではあっても、まああすればよかったというような、もっと化学者の意見も聞いてこないとですね。先ほども説明したように、この名古屋大学のカワモト先生はさっき言っているように、可燃性ガスの発生を促進させて爆発事故を起こすって、きちっと言うとするんやで。言うどんのやからな、だからそういうことをやっぱりわかる人にもっと聞いて、びしっと総括をしてくれることを私は求めたいと思えます。

○貝増委員 簡単に3点ぐらいお伺いしますが、今企業庁はもうすべての面において、報告を受けてない、聞いてない、いろんな言葉で表現されました。その中で、14日の事故のときは早朝行かれた、企業庁として。それでもう、すぐ屋前には本庁に帰られて、翌日も富士電機と対応されてると。でも実際、現地では右往左往してると。担当責任者もない状態の中で、上からの指示もないと。それはなぜ企業庁長は、あの時点で自分とこの技術者専門職を、権限ある人を配置できなかったかと。

それが1点と、じゃあ、そうすると今置かれている現地の、あれ太田君でしたかね、主幹主事。現地事務所。彼は本当に、その消火のときでもすべてに横で何も言えない状態であったと。確認取られてもどうしてもいいかわからない。私にはわかりませんと。そういう返事ばかり現地で出されてましたけれども、これは現地事務所というのは権限なしで、単なる富士電機にすべてを企業庁としてこの施設を委託してきたもんで、管理者としておったんですか。その2点、まずお伺い、教えてください。

○濱田企業庁長 出発当初は太田主幹を配置する以前は1名と、嘱託は1名の話で、そういう意味からは運営管理は全面的に委託するという前提データだ、現地に連絡的な体制がないというような意味合いからの話でございました。

ただ、12月の事故等を受けてこの体制ではどうかということ、以前RDFを担当しておった職員を急遽1名張りつけたところというような話でございまして、連絡体制としては以前よりは強化したという話でございしますが、契約の基本としてはそういう姿になっておったということでございます。

それから知らない何なりという話ばっかという話になりますが、私そういう契約状況の話、事実こうなってますということを引ききかせてもうとって、前半も言いましたように、そういうプロポーザルの方式で本当によかったのかとかいう部分は幾つかは御指摘いただいたとありますが、今後の話としては私、検討しなければならぬことは幾つもあるというふうには理解してます。

○貝増委員 企業庁長、言いつらいやけどそういう面じゃなくて、例えば庁内でも女の子一つの人事でも掌握してるといふ企業庁長さんが、これだけの事故が初めて起こった8月14日から19日までの間でもですね、なぜ盤石な体制を企業庁として陣頭指揮取れなかったかと。その辺を教えてください。

○濱田企業庁長 15日、14日の日に、さらに1人15日の日に「もうともかくあなたはRDFを先担当しとったから、必ず現地に行くように」という指示もし、そして15日のあはれは夜からでしたかね、全管理職を今後の対応がいろんな格好で出るようになるとした場合、現地を知っておかなければいかんということで、交代で現地をあはれは15日か。14日やったね。からの体制で、さすような指示はしました。それで14日の日は先ほど言いましたようにお盆で、富士電機の連絡体制がうまくいわずに、そして何としてもやっぱり幹部を出させなさいという話をしたら15日に来ていただきまして、それで15日にいろいろこちらで幾つか事故対応の話をさせてもうた。

○貝増委員 はい、わかりました。それともう1点だけ。今の話のまた延長線に入るかわかりませんが、2月26日に槽が空っぽになったという、途中で今日も報告がありました、企業庁長からの。タンクが。でも、これから半年間の間にあれだけの量が入ってたと。プロポーザルの条件では、1日100トン、20日分の場所を用意しないと、タンクつくりなさいと。プロポーザル指示、条件に入ってるんですね、あの1冊の中に。県からの条件が。でも先ほど来、企業庁長は1日200トンは入れますよと、そういう話を今の富士電機と企業庁とのこの見解の違いの中で説明されてた。じゃあ、そうなるとくと200トンの問題とプロポーザルの意味と違う時限で、企業庁としては発電量を上げるためにどんどんどん県内のできたやつを全部もってこいという指示を企業庁として出しておったのかどうかということを確認したいんです。

○濱田企業庁長 そういう指示はしておりません。200トンというのは、200トン規模で出てくる場合があるんです。そういう意味で最大200トンぐらいはある程度できますという話を、私、市町村から来るRDFでね、その話をさせていただきまして。そのことで富士電機とどうこうしたこと、私には1つも報告来てません。

○田中委員長 じゃあ、今日はちょっとこのぐらいで。

それでは、次に今後の対応方針について審査いたします。

## 2 今後の対応方針について

### (1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

#### (2) 質疑応答

○田中委員長 環境部さん、補足はございませんか。

○長谷川環境部長 特にないです。

○田中委員長 それでは御質疑をお願いしたいと思いますが、7分ぐらい休憩しましょうか。4時再開とさせていただきます。

(休 憩)

○松田委員 条件が整ったらもう1回稼働するってことなんですけれども、もう1回確認なんですけれども、その発電の部分も含めということですね。

○濱田企業庁長 事故調査委員会の報告では、今度の事故とは直接の関係はないけども、この際に一連の装置を確認した方がいんじゃないかと、こういうような話でございまして、できるだけそういうようにやりたいという趣旨でございます。

○松田委員 すると、発電の方は事故があっても全体の稼働には関係ないということで取らせていただいたらいいでしょうか。

○濱田企業庁長 中間報告の中では貯蔵の事故ということで、それ以外の施設は無関係であるということの認識は持ってもうておるけれども、この際に施設全体として点検されてはどうかという話がありますので、そのようにしたい。特にボイラ一等については先ほどからいろんな議論がありますので、そういう部分でやっぱり点検をしておいた方がいいと。でないと、また動き出して、そういう部分の故障が大きくなったりしますと、当然また同じような問題を起しますので、そういうことで施設を点検、この際にしていきたいと、こういうことでございます。

○松田委員 ちょっと聞いたところによると、発電の方もかなり事故というトラブルがたくさんあると。今もまだ改善をされてないということを知っているんですけども、一応その切り離してということですか。それと事故はやっぱり、トラブルはたくさんあるんですか。2点。

○濱田企業庁長 このことについては、既に御報告させていただきましたように、1月早々は随分いろんな事故があったということで、その改善を加えてきていただきました。そして、一定の運転管理はずっとされておりますけれども、長期に安定してやったという話が、先ほど説明させていただきましたように、冬場の事故があったと。それで我々としては心配もあり、夏場の運転状況というものをやっぱり確認したいということで、そこらが安定運転ができるまでということでもまだ受け取ってないということも含めて考えれば、この際にそういったいわゆる焼却発電施設全体について、主要な部分についてはやはり点検しておいた方がいいんじゃないかというような意味合いでの。でないと、そういう説明もできないとなかなか御理解も得られないんじゃないかと、こんな意味でございます。

○松田委員 要するに、胃がんになってちょうどそのときにみんな一応全部成人病のチェックをするというようなことですか。要は。だから、要するにそのがんの部分さえなくなったら、まあ稼働するっていうか、退院するっていうか。もう1回聞きますけど、その発電のところは関係ないということですね。それでいいんですか。

○濱田企業庁長 逆でございまして、そっち側の部分を一連の装置として確認すると、こういう意味でございます。

○松田委員 わかりました。

○田中委員長 この際、全部確認するっていうことですね。はい。松田委員。

○松田委員 何かそやけど、私何事も言うようやけども、かなりトラブルがあって、その関係者の筋から聞くともう致命的やという、何ていうか、致命的っていう言葉やったかどうかわかりませんが、かなり時間が改善するのにかかるということ知ってるんですけど、企業庁長、聞いてはる。

○濱田企業庁長 富士電機の方からは早く引き取ってくださいという話がありますんですね。しかし、我々そういうことで、やっぱり安定運転ということを確認せんらんというような話で、この際にということで今言うような話をやりたいということでございます。

ただ、そのものすごい事故が、あれがあってというそういう話としては、具体的に富士電機の方からは話はございません。

○松田委員 トータルできちっと稼働してから、安全性を確認してからですね、まあ、その発電所も含めてということですから、完全な形で稼働というか、引き受けるというか、受け入れるというか。そういう形を要望だけさせてもうときます。

○田中委員長 永田委員。

○永田委員 先ほどの、まあ申し上げたんですが、何しろこれ出るわけですし、いろんなこと聞きますけれども、日常どれぐらい出て、どう処理してるんですか、今。ちょっと実情教えていただきたい。

○長谷川環境部長 ごみは当初から御説明してございますように、対策本部をつくりまして、RDFでの処理と生ごみでの処理ということで、受け入れ状況の方が、RDFは少し足りないんですけども、生ごみ状況の方は少し余裕を持った状況で日々市町村の、もうある程度今の段階では、当初は日々どこで何トンというのがなかなか決まらなかったんですが、隣接の市町村なり県外の愛知県なりで一定の量的な受け入れ態勢ができて、なおかつその分別

の方も一部受け入れていただけるような形でしていただいておりますので、日常的には決まったところへ安定的に処理されると。

ただ、今後これからいろいろな要素があるんですが、年末を迎えてごみの量が増えるということも心配がありますので、その辺は日々どんどん隣接県なり現在受け入れていただいている市町村なりに、容量を増やしていただける分は増やしていただくようお願いもしておりますという状況でございます。ごみの日々の処理は現在ではうまくいっております。

○永田委員 それでその費用なんですけど、費用。これはどういう見解になってんですか。

○濱田企業庁長 一般、知事から答弁させていただきましたごみ処理の受け入れ先でかかる費用については、非常に大きなものになってしまうということで、市町村の財政的な負担があるということは知事としても十分認識しとると。我々もそういう状況にあるということは十分知っております。

そこで、その費用を最終的にどこが負担するかということについては、知事の方からも事故原因が究明され、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると考えていますが、議会や市町村の皆さんの御理解を得られるよう、今後責任を持って調整するというような話がありましたんで、企業庁としてもそういう場へきちっと積極的に参加した話の中で今後の対応を考えていきたいと、このようには思います。

○永田委員 まあ、もう時間もありませんから。こういう話、聞くんですが、トン当たり今、平均どれくらいになっているんですか。トン当たり。

○濱田企業庁長 金額、申しわけないんですけど我々、それぞれの市町村からは必ずしも一定の単価というような話ではなくてということ聞いておりますのデータだ、数万円規模のところもあるというようなことでは聞いております。

○田中委員長 環境部長、補足よろしいでしょうか。

○永田委員 ちょっと具体的にいくらか言ってくれ。

○長谷川環境部長 具体的にというのはちょっと非常に難しくございます。生ごみもRDFもトン当たり2万から3万という幅で動いております。それで量的な面で申し上げますと、8月19日から9月末までの実績といたしましては、生ごみで6,219トン、それから、RDFで1,371トンが県内外の市町村等や民間施設へそれぞれ動いております。いわゆるRDFの26市町村から外へ動いているというのは、今の生ごみとRDFはそのような量でございます。だから、その1トン当たり生ごみがいくらで、要するにRDFがいくらということについては、高いところでは2万から3万の幅で動いております。

○永田委員 大体そうすると2万から3万ですね。

○長谷川環境部長 確定はできません。受け入れ側の現在受け入れていただいている現時点では、そのような額で取りあえずお受けいただいているということでございます。

○永田委員 それでちょっとある議員から言われておるんですが、足元を見て今、5万というような話も出てくるんですけど。足元見て。それ事実なんですか。

○長谷川環境部長 ちょっとそれは聞いておりません。

○永田委員 とにかく非常にこれ、ゆゆしき事態になっているような気配もしてなりません。したがって、これはこんなことを長く続けることがとってもこれは無理だと思いますし、今早く、1日も早いそのRDFの処理をすべきだと私は思いますので、要望として3条件が整えばということでございますが、ひとつ鋭意このように作業というか処理ですね、早くひとつやっていただこうように要望しておきます。

○西塚委員 費用の関係なんですけれども、責任分担が明らかにならないという中で、責任を持って調整をすると、こんなふうにおっしゃってらっしゃるわけなんですけれども。ただ、その桑名広域なんかがですと、その建て屋そのものから随分修理しなきゃならんわけですね。そんな費用などもあって、その責任分担が最終的にいつ明らかになるのか、2年になんの3年先になんのかわかりませんが、それまで待ちきれないということもあるわけですので、例えばなんですけれども、県が資金を借り入れて当面貸し付けるとか、そんな処理策はないんでしょうか。

○濱田企業庁長 早くそういう道見つけないかんとこの認識は持っておりますが、今そこまでのまだ調整というんですか、案としてなってません。我々としてもやっぱりある程度忌憚のないいろんな議論もする必要もあって、なるべく近々にRDF運営協議会も、理事会ですか、開きたいと。そして今、日程調整をやっている最中でございます。

○西塚委員 要望にとどめておきたいと思うんですけども、先ほど申し上げたように、長くかかるんだろというのには理解できますので、ぜひ県資金で貸付金なり何なり対応できるように要望しておきたいと思っております。

○西塚委員 今のその責任を持って調整するということが、これ原因が究明されて、その原因者負担の割合で調整すると、こういうことのように理解できるんですけども、それは対象となるのはいろんなケースというのが原因によって違ってくるんだろと思いますが、最大限広がるとどうなんでしょうか、市町村も含まれてくるんですか。

○濱田企業庁長 一般来、話しておる契約上の話という部分になりますと、どういう意図かはわかりませんが、富士電機さんは盛んにRDFの性状という部分にですね、富士電機さんの話の中に、RDFの性状ということが非常に一点に絞られた話がございます。だから、それがどういう展開になるのかということについては、今、私の方では予測はできません。

○西塚委員 よもや、その増加した負担が市町村に返ってくるということは、現在、市町村は露とも考えてないですよ。そういう中で今、3,790円の処理料が3万円でも5万円でも、とにかく量をはかすということで今、日夜努力しております。こういう状況なんですよ。そういうような可能性があるというのであれば、これ状況が一変して、これからの処理をどうするか、負担をどうするかということにつながってくる。

だから、それももう少し、今現在見通しが立ちませぬけれども、責任を持って調整をするという県の責任があるとなれば、それをもってやっぱりもう少し先のこととはいえ、少し現時点でいろんな可能性も含めて話ししないと、これからの対応は必ずずるで時間ばかりたってしまったら、余計泥沼化する様相を呈することになると思います。何かあれば。

○田中委員長 企業庁長、御所見を。

○濱田企業庁長 今、不確かな部分でちょっと発言しにくい部分ですので、今の御意見を十分踏まえて、近々に話し合いという部分はあります、セットしなきゃならんと思っております。例えば企業庁とそれから県との契約はこうですねとかですね。

○西塚委員 えっ。

○濱田企業庁長 企業庁と県との契約は形上はこうなってますとか、富士電機と県の話はこうですねとか、やはりきちっとした話をした上で、そしてこういうものについての状況がありますが、どういう対応がという話をやばり。きちっと事実関係は全部あからさまにしてですね。それが断片的に出ていくと、それがあからさま負担はあるんだとか、ないんだとかいう話になってはいかんとしますので、そこはやっぱりきちりした説明をした上で、じゃあどういうふうに取り組むのがいかにねという話をせなならんと思えますし。

それで先ほど言ったように、これ負担をという話になれば、安全性の確認というのは大前提でございますけれども、やはり確認される話の中でも、先ほど来御指摘いただきましたように一日一日費用がかさみますので、そういう意味ではやっぱり早い対応、できるものは早く対応するというのが基本原則だろうと思っております。そのためには受け入れの側だけではできない問題がたくさんございますので、それも含めて、やっぱり早期に一つ一つきちんと共通認識を持ってやらなあかんということは本当に強く思ってますので、少し遅れ気味な作業で申しわけないですが、我々としてもそう早くできるように頑張りたいと思っております。

○西塚委員 はい、わかりました。現場での多度あたりの状況はもっと大変なんですけども、このようにごみを出しておる26市町村にとってもこの問題、ものすごく深刻です。今までは出てくるごみをどこにどう運ぶかっていうことに専念せざるを得なかったんですから、ここへ来て今のこの負担の先の問題についてもうちょっと。こんな不透明なままでは我々も現地行って話するにしても、この問題で行き詰まってしまうので、もう少しちゃんと材料も出して、そして関係の市町村に対する説明をしっかりとやって、そして理解を得るといえるのか、これからの協議を進めたらうように改めて強く要請しておきたいと思っております。

○三谷委員 3条件が示されまして、これからいろいろ議論が出てくると思うんですが、もし、この3条件というのがクリアされた場合、運転再開に先立って、地元の方々に御納得いただく、これは前提になってると思うんですが、地元の御納得とそれから企業庁のソフト面でのスタッフの充実と、これは前提になってると思っております、もう一度また住民説明会等やられるお気持ちはあるのかどうか、その点、まず。

○濱田企業庁長 どういう手順で進めるのが一番理解が進むのかということはあると思います。そういう意味では、私どももまず該当する市町村の方と十分打ち合わせした上でやりたいなど。でないと、やっぱり一定の説明会だけでは来られる方もやっぱり限定されて、少ない人数しかできないということもございますし、そういうものをどういうふうにかバーしていくかということも大事でございますので、いずれにしても、特に1市2町の担当のところとは十分打ち合わせした上でそういう対応も考えたいと、こう思っています。

○三谷委員 もう1点確認だけ。今の富士電と企業庁さんの契約の中で、この間富士電さん来たときは、もし再開されれば今度の委託契約引き続き私どももやりたいと、えらい意欲を示して帰ってかれたんですよ。今の契約の中で、富士電、委託契約の例えば今、富士電さんになってますけども、これを変更することが契約上できるのかとか、そういうところはどうですか。

○濱田企業庁長 契約変更という項目はございますけれども、やはり先ほど言ったように、どちらの瑕疵責任の議論はやっぱりあると思います。ただ、この中ではっきり言っておるようなRDFの専門家でないとか、そういうふうな主張をしますので、そういう部分なら、これはもうやっぱり任しておけないとか、そんな話もやっぱりする必要が出てくるんじゃないかなと思いますので、もう無条件にという話では今までと何も変わりませんので、そのところは当然今までの御発言も検討した上で、また、我々の体制もこれ幾つか御指摘いただけてますんで検討する必要があるということは、私自身も感じております。

○三谷委員 はい、わかりました。結構です。

○芝委員 庁長、今、三谷委員の質問でも、地元への説明もいろんな部分検討されて、それから市町村へも近々という話でしょう。単刀直入に言うて、今の企業庁長は感覚で行ってもうたら、私は県民に余計不信、市町村に不信が残ると思う。今の体制の感覚で行ってもうたら、地域入って余計地域の人が怒りますよ、不安を持ちますよ。我々がそう思ったら、地域の人もっと怒りますよ。という思いを持つとるんです、私らは。町村集めて、今ずっと委員会で作ってる部分の説明をしたら、町村怒りますよ。というぐらいの感覚のずれがあるということ、お気づきですか。

○濱田企業庁長 ですから、そういうものを早期に固めた上でないと、我々も言うたことが実行できないような話では余計不信買いますので、そういう意味でございます。

○芝委員 それはさっきも言ってますように、説明の中身じゃなしに、姿勢と気持ちと立場の問題です。その部分が見えなければ、いかに契約の問題がどうってことは余り、要するに被害者の方たちも、地域の皆さん方も、市町村も関係ないんです。みんな言ってるのは、県が、企業庁がっていう部分が市町村からも批判の声が聞こえてくる。今の日沖さんなり水谷さん言われたのもそこですよ。だからその基本姿勢の部分を引きちぎって出してやっついていかないと、いかに理屈の説明をしても、地域住民、被害者、市町村納得せんと私は思うんです。その心変わりをして、考え変わりをしてもらってからじゃないと、県を代表して行ってもうても、もっと、むしろ私は火つような感じが危惧してるんですよ。これ、もう忠告です。あえて言いません。

その中で市町村も、今言ったようにその説明の部分ですけれども、責任を持ってその費用負担の分については調整するって知事も言われた。その部分だっただけでああそうやけど、庁長はその中で、事故原因にこう言われるんです。事故原因に基づいて。それを考慮しながら費用負担も考へてる。事故原因というのは、恐らく事故調査委員会の部分っていうのは11月末に出ると聞いてるんですが、その部分をすべてとして判断をするおつもりですか。事故原因の調査結果の報告だけをもとにして、費用負担の割合も決めていくのかどうかということですか。

○濱田企業庁長 私、先ほど申しましたように。

○芝委員 聞こえへんわ。もっと近寄ってもらわんと。

○濱田企業庁長 知事答弁を記録したものを先ほど読ませていただきました。そういう意味で企業庁としても、知事のそういう調整するっていう話にきちっと対応していきたいと、こういうことを答弁させていただいたつもりでございます。

○芝委員 願わくば、本当は責任ある人が行っていたきたい、市町村にも、地域にも、被害者のうちにもと思えますけども、今の体制のままで行ってもうたら、むしろ反対に私は県の信用をまたなくすんやないかと心配はしてるんです。

それでね、庁長。いや、環境部になるかもわかりません。今現在で、今回のRDFの事故が起こって、市町村なりの部分から、平常の部分からいって1カ月総額でどのぐらいの費用負担が増えているのか。これが1つです。もう1つは、事故があった現場の貯蔵槽なり発電設備の部分なりの部分、全体の部分での被害額。それから、となりの広域

の桑名に迷惑かけてる分のこの復旧額とか、いろんな部分の総額的な数字は大体つかんでみるんですか。1カ月放置しとくと、今の状態続くとどのぐらい全体的な費用負担が増えるのか。数字的にちょっと教えてほしいんですよ。量じゃなしに金額で、私は。

○長谷川環境部長 先ほど言いましたように、8月19日から9月末までの実績として、生ごみで6、219トン、RDFで1、371トンが外部で委託処理されてるという実績は、私どもごみの要するに処理の紹介をしている中で、市町村から一応データとしてはいただいております。

ただ、これの金額の算定といいますのは、費用負担の増というのとはもともとかかる費用というのもございますし、ただ、この6、219トンが1トン当たり2万円と計算すれば、1億5、000万ぐらいです。

○芝委員 1億。

○長谷川環境部長 1億5、000万ぐらいです。3万円と計算すれば、2億2、000万ぐらいです。それはその費用とかいろんな一切の調整はしておりません。今かかってお払いするということであれば、それぐらいの額で動くだろうという。生ごみもRDFも2万、3万としてです。両方と。

○芝委員 1カ月で。大体それは。

○長谷川環境部長 1トンね。1トン当たりね。

○芝委員 それで、被害額は。それは費用負担。被害額は。

○濱田企業庁長 被害額については、まだ我々補足してません。

○芝委員 認識は十分ある中ですが、1日、1カ月置くことによって、相当のこれは費用負担の問題が出てきます。必ず第三者が負担できるわけじゃないもんですから。いずれにいたしましても、今関係を2つ3つの部分というのはもう限定されとるわけですね。それも含めながら早急にやっつけてほしい。事故原因の究明も早急に出してもうて、その中で知事が言われた3条件。安全の問題や、事故調査委員会の報告の部分の部分を徹底するとか、貯蔵槽の問題どうするか。直入方式でやるのか、ありますけれども。これ庁長、知事が言われた3条件を、だれが実行して、だれがチェックするんですか。

○濱田企業庁長 これ、知事自身がこういう安全が確認できるということができない限りは再開させないと、こういうふうな発言がありますので、我々そういう材料をきちっと示せるように懸命に頑張るといことになります。そのためには客観的な状況を早くつくるということになると思います。

○芝委員 客観的っていうか、その人的なものの客観的、それとも違う条件で。

○濱田企業庁長 例えば具体的に受け入れはこういう調整をしましたとか、貯蔵はこうしますとか、そういう説明がないと、先ほど言いましたように説明に向いても中途半端な説明でという話になると思いますので。

○芝委員 そういう条件整備はしてもらわんとらんと思う。判断材料として。それをだれが判断するか。知事は方針を決めただけでありまして、だれが判断するかで非常に大きな問題。そこによって、信頼性が揺らぐ場合もある。例えばプロポーザルにした部分で、今いろんな問題が起こってきている。だから立場の人が、例えば知事が、副知事が、部長がという部分で済まされる問題ではないと私は思ってます。条件整備をします中でいいとか悪いとかっていう判断の部分、その部分についてはどう対応されるつもりなんか。

○濱田企業庁長 知事の答弁ばかり引用して申しわけないんですけど、安全性の確認については、県議会を始め市町村、地域住民の方々へ説明申し上げ、再開に向け一定の理解が得られる必要があるということでございますので、まず知事がそういう判断をして自分のところだけというんじゃないで、県議会なり市町村なり地域住民へのその話をやっぱりさせていただくということになるんだと思います。

○芝委員 庁長。第三者機関に依頼するって言うてへんかったか。

○濱田企業庁長 ああ、その意味ですか。

○芝委員 そういう意味だったって、そんなおれらのとこに聞かれても安全かどうかわからへんやないか。

○田中委員長 改めて企業庁長、お願いします。

○濱田企業庁長 先ほど言った一連の施設という部分の話については、やはり企業庁も先ほど、あるいは富士電機についてもいろいろ厳しい御指摘がございますので、やっぱり客観的な話として、この際に第三者的に施設を見てもらうような部分が必要ということで、それは頼みに行くということです。

○芝委員 いや、さっきも聞いた、それは、施設の全体の発電も含めてのそれは当然専門家の部分が必要でしょう。その部分を含めながら、例えば全体のRDFの部分での今回いろんな問題を考慮した上での安全性の確立について、専門的な立場の意見も要る。発電だけじゃなしにね、RDF。

それから事故調査委員会が中間で報告を出したいろんな部分での、保管の方法、いわゆる分離、やります、やったほうがいいですよという方針に対して、こうします、ああします、じゃあ、この方法が正しいかどうかというのを、企業庁が提案して企業庁が判断するんじゃないに、第三者の目が要る。

それから貯蔵槽の部分もなくして直入式にしようといっても、企業庁が方針を考えても第三者がチェックせなあかんと思ってるんですよ。今ある施設だけじゃなしに、3条件すべてを。3条件すべてをチェックして、なお専門家の方がチェックして、なおかつ最終的な知事が判断するんじゃないかと思うけども。その部分をね、企業庁だけでお膳立てをして知事が最終的に判断するっていう部分じゃなしに、もう一つかまसानあかんということをおっしゃっているんです。過去の轍からいって。その考えを聞いてるんです。

○濱田企業庁長 私、先ほどこの前提として話しさせてもらったときに、企業庁だけで対応できることではございません。当然県としても事故対策本部という組織の中でやらんなんことあります。ただ、当面施設を持つところのところが一番汗かいて当然のことでございますので、そういうことでお話しさせていただきますということをおっしゃってました。

今のような状態で、企業庁という名前だけで委員がおっしゃるように信用が置けるかと、こういうふうなお話だろうと思いますので、これはこうしますということについて、やっぱり客観的にお示しすることが、我々としても必要だというふうには理解しています。

○芝委員 じゃあ、最後に要望だけ。先ほど言った、1カ月なら1カ月にかかる負担増の問題の部分、もう少し具体的に言うと。それから被害金額的なものについては、今のところわかる部分について一度数字的に出していきたいなと思います。

○田中委員長 はい、よろしくお願いたします。岩名委員、お願いたします。

○岩名委員 今の話ね、前の委員会でもぼくから要望したんだけど、全然出てこないんだよな、それ。でもね、もうそんなことをやっておらんとさ、出すべきものは出してオープンにしていった方がいいよ。それ要望しとく。

それから、6、200何トンとかいろいろ聞きましたけど、私、ちょっと複数の首長と話し、関係の首長と話したところ、我々はびター文払わないと、こんな金は。原因者は県であるから、もうはっきり言い切ってる。それで、先生方も何とかしていただきたいという要望ですよ。これは容易にこの分はあんなのとこで持つてくれよとあんなら考えているかわかんけど、そういうことにはなり得ないと私は思います。それは覚悟してもらわなあかん。

それから、やっぱりこれいくらでやっているかは知らんけども、ただ、あんなら人の金を使うんだという意識が感じられて仕方がないんだけど、これ県民の血税なんですよ。これを自分たちが原因者であって失敗してるのに、どんどんとこれは湯水のごとく使われたらたまらんですよ。これはもう議会としては認めきれないですよ、この支出に対して。これは今から言っておきます。

それでもうやっぱりね、今回の問題も最後だからぼく言うけど、これ消火設備がなかったというところにはこれは起因しとることはだれが考えても明らかじゃないの。それを何だかんだって、どっちが悪いとかどっちが手抜きをしているようなことを言って、さっきの木田先生の話じゃないけども、責任のなすりつけ合いをやってるのはみっともない。もう明らかにね、ぼくはまあ窒素ガスにこだわるわけじゃないけれども、やっぱり大牟田でも、大牟田の機械にすら付いとるんじゃないですか。それを何にも丸裸で付けてないということは、これはもう当事者の責任以外何物もないじゃないですか。この一点をしても責任が大あります。こういうことをしっかりと県民の前で認めるべきだと私は思う。そうしないとこの話が前へ進んでいかないですよ、これ。

それからさっき松田さんの話にもあったけども、この貯蔵槽は1回爆発したんだけど、この発電設備も私にすればいい加減なものだと思ってるんですよ。これ4カ月で5回止まってるんですよ。そうすると先ほど企業庁長は、今度は再開するときは貯蔵槽をつくらずに、持ってきていきなりほうり込むんだということをおっしゃってたけども、こんな4カ月に5回も停止するような機械がですね、しょっちゅうしょっちゅう止まったら、またそこに野積みするんですよ。

貯蔵槽なしにこんなも再開できるんですか。これちょっとね、私は矛盾を感じるんだけど、ちょっとこれについて言ってください。

○濱田企業庁長 そういう御指摘があると思いますんで、先ほど言いましたように発電の部分についても第三者のチェックを入れたいと、こういうまず1つがございます。そうした上で、それぞれの分散した形の貯蔵の話があると思いますので、そういうことがどの程度可能かということを含めて検討すると。そして、少し言葉が足りませんでしたけれども、その中で100%こういう格好で処理できるのか、8割はできるけど2割は他の方法でせんなどと、そういう話も含めて話し合いをやっぱりやっていかなあかん。そういう意味での検証、検討でございます。

○岩名委員 何かあんなら話聞いていると自分の希望的な観測でいろいろ話をしているようなんだけど、現実には、今ぼくが言っているように機械が故障すればこんなものあなた、貯蔵槽なくしてはとても運営できないんだよね。

それとか、まあこの施設の運転再開についてもこの委員会がある以上この委員会の同意も得てもらう必要がぼくはあると思っておるんだけど、我々としてもそれは容易にそんなもん認めるわけにはいかないかもわからない。そういうことも申し上げておきたいと思えます。

とにかくね、やっぱり責任問題をとにかくもつきちつと明確にしてほしい。それから、今後のお金については、そう容易に議会としては支出を認めるわけにはいきませんよということ。これについてはもっともっと。

あのね、あるところで私ちょっと聞いたんだけど、思いがけないね、この事故以来、思いがけない仕事が入ってきてお金をもらってると。これは貯金しているんだけど、どうやって使おうかなという話もあるぐらいいんだよね。そういうことを言われているようではとてもじゃないけども県民の負担が増大するばかり。理屈の通らない、筋の通らない金は我々は認めるわけにはいかないということを再度申し上げておきたい。

それからもう1つ、知事が、3条件の中にそれは入ってるのかどうかわからんけど、ごみゼロということをおっしゃるわけですよ。ごみゼロを何か実現すると。このことと今回のこの事故との関わりですな。私は私なりに想像していることはあるんだけど、あなたはこう思ってるの。

○濱田企業庁長 知事としては、従来の燃やすというごみ処理と申しましようか、そのままではいかんという強い認識があるというふうにも私受けとめています。そういう話の中で、やはりごみを少なくするというのがもう基本の話だろうということは前提とした上で、そういう取り組みをしながら、当面の課題としてはこういうふうな対応もまた必要だろうというようなことで、知事が言っておるごみゼロの話は、これを再開することによってしないとこういう認識じゃなくて、ごみゼロに向かっての取り組みは今後も強めていくと、こういう認識で持っておると私は理解しています。

○岩名委員 そうすると、県はどこまでいわゆる市町村の専権事務である一般ごみというものに手をつき込んでいくつもりでおらんかね。

○長谷川環境部長 本当の意味の環境先進県というのは、当然のことながら資源として使えるものは、資源として使い切るという方向で行かなければならないというふうには思います。現在のごみ処理の県のこれまでの考え方は、どちらかというごみを処理するという、それが焼却中心になったごみの処理の仕方があって、いわゆるごみを資源として有効に活用していくという部分の考え方が弱かったということで、今後かなり長期にかかるかもわかりませんが、市町村とも話し合いをしながら、まずごみの部分で堆肥として使えるようなものは堆肥として使い、その中で当然のことながら資源として使えない部分についても、企業責任のもとで、企業の原材料の部分からそういうリサイクルできるようなものに転換していただきたいということで、市町村のごみ処理だけを前提にすべてのものを考えるんじゃないで、全体的に産業界も県民も、いわゆるそれぞれの市町村も含めて新しい仕組みを、その方向性をぜひとも近いうちに出したいということで、その方向をきちつと決めながら今回のこのRDFの再開等についても県民の方々にご理解いただくということではなければならないというふうには思っておりますので、どうぞその辺はよろしくお願したいと思います。

○岩名委員 全く、今、長谷川環境部長の言うとおりであって、そもそも私はごみに対する考え方はそれが正しいと思ってるし、そういうやり方をしないのに、いわゆる環境先進県という看板を上げていること自体が私は間違っていると思うんです。ああいうやり方で。だから失敗もした。しかし、ここで環境先進県の看板を下ろしてでも、本来の環境政策に私は立ち入っていただきたい。

しかしそこへ行くまでに、市町村から言わせれば、またこれ方向転換かと。何回おれたちにこういうことを指図してくんだと、こういうことになると思うんですね。その辺でやっぱり誤解のないようにしてほしいし、やっぱり、そのことが貫徹されたときに初めてRDFの発電所は不要のものになるということ、私は願ってやまない。以上。

○西場委員 今ちょっと、岩名先生の関連ですが、そうすると知事のごみゼロ社会を目指すということは、今まで県が取ってきたRDFによるごみを処理していくという方式に代表される県の環境行政の転換だと、こういう理解でよろしいですね。

○長谷川環境部長 先ほど申し上げましたように、長期的な視点に立ててごみゼロということをお願いしておりますので、現在整備された、多額の経費のもとに整備された、いわゆる焼却施設等につきまして、当然、今、日々のごみ処理が問題となっておりますので、このようなものがなくなるとすぐさま切り替えるというわけには参りません。ただ長期的にはもうその、例えばその焼却炉とか今の発電所とか、20年、25年のスパンで例えば更新しなければならぬというときに、それを目指してごみゼロの一つの仕組みを今から考えていこうということで、到達点はそのへんにしたというところで、現行のシステムを今すぐ変えるというようなものを打ち出すというものではないというふうに御理解願いたいと思います。

○西場委員 もちろん私もそういう意味で聞いておるわけでありませうけれども、今、すぐさまRDF施設そのものを無にしていくということについては、現実的な対応として無理があるだろうという認識は十分持っておりますけれども、少なくとも県のこの大きな大惨事、あるいは県政の一大汚点と県知事に言わしめたこの事故を契機にして、県政の環境に対する考え方の基本が変わったと、こういう意味においては知事発言でもありますし、今の環境部長の発言でさらに確認をしたわけですが、そこで企業庁長。あなたはずっと以前から環境部長であり、そして今日企業庁長であり、このRDFを中心に三重県の環境行政、その中の中核におられた人だ。このことについてあなたの見解を聞いておきたい。

○濱田企業庁長 私が環境部長になったときに、今のRDFの事業それから溶融の事業、この話は基本的にはスタートしておりました建設段階にございました。そういう話の中で、私も非常に自分なりに不見識であったと思うんですが、私いろいろ指摘させていただいておるような、RDF化する場合においてもやはり基本の部分は一定の分別を全部無視するというような話では、この話はもう本当に何でも燃やしてしまうという話になってしまうという認識がございまして、そういうことになったんではいかんよということも私も言ってきたんですけど、現実の姿を見ると、こちらへ来て燃やしておるカロリー計算とかそういったものを見ますと、先般、岩名委員からも御指摘いただいたような状態になっておるということもございまして。

そういう面で、やはり燃やす文化と言うんですか、こういうごみ行政の話ではこれはやっぱり今言ったような問題があるなということデータだ、現実対応を今、長谷川環境部長が言ったような視点が必要かと思えます。ただ、一定の例えばダイオキシンに対する効果とかそういった部分は、例えば分散しないとか、特に溶融なんかで進めておった部分については、やっぱりそういう投資効果もあるという一面もございまして。

まあ、そういう意味でのこの際の相互評価というのが要るんかなということ、私としては多々反省点というのがここで見えたということで、事業はスタートしたとはいえ幾つかその時点時点でやれたことはあったんじゃないかというように思っています。

○西場委員 不見識であった、反省点はあったという言葉は聞こえたけれども、あとの言葉数が多すぎて何を言っているのかわからん。私はそんな細々したこと聞いてない。今あったように、今日までのその環境行政の中で、あなたが非常に中心的な立場におられた中で、今日ずっと続けてきて、まさかこんな事故を望んだわけじゃないけれども、結果としてこういう事態になって、そしてそこから見てもう一度この県の環境の方針を変えようという話が知事からも出て、今日の今の状況に至ったところについて率直な心情を伺っているんだよ。不見識であって反省点が多いというのであれば、それなりの誠実な言葉が出ていだろうと。こういうような思いをいたします。

100%発電を続けずに80%続けて20%をその他でやると。こういう今ちょっと説明があったけれども、例えばの話らしいけれども。そうするとこの20%というのは、いわゆるごみゼロ社会のような形の中でRDFにせざる別の方法でやると、こういう意味の意図ですか。

○濱田企業庁長 私、例えば貯槽なしでやるといったような場合に、全量が今までどおり何も変えずにやるということが難しい場面もそれは想定できるんじゃないかと。そうした場合に100%それを今までの貯槽なしの方法で対応できないという場合に、ごみを分別するとか減らすとかそういうものも含めた対応をやったり一緒にやらないと、できない場合がございますよね。そういうような意味合いで、そしてRDF化ばかりじゃなくて、先ほど環境部長も言っていましたけど、じゃあ、生ごみの部分はこういうふうにはできるんじゃないかと、そんな工夫の部分もないと

対応できないようなこともあるんじゃないかと。そういう意味合いで100と0という話にはならない場合もあるんじゃないかと。こういうふうな説明のつもりでさせていただきます。

○西場委員 ということは、今後、発電を続けるにしてもその100%ということではなくて、その中で生ごみを還元していくというようなやり方も取り入れて、長期的にごみをゼロにしていく社会を目指していくということに、そういう方向づけを向いていくという、そういう意味で、理解でいいな。

○濱田企業庁長 先般も言いましたように、企業庁として電気の発電量が落ちたらとって一般の県民の方に御迷惑をかける話はこの事業ではないので、そういうことにこだわりを持ってするようないことではないと。

(「赤字になったら・・・」の声あり)

(「何言うとなや。企業庁やで」の声あり)

○濱田企業庁長 そういう話の中で言っているように、経営の努力はそういう中ではやっていかんなんということでございますので、非常に難しい話になりますけれども、経営努力をする部分は、私、経営努力をし、今言ったようにただ発電量を全部せんなんから何でも持って来いという姿勢では、これは環境行政と話が合わなくなるだろうと。そういうような意味合いでは関係のとこところは話はさせていただきます。

○西場委員 まあ今日の段階やでな、まあまあ、私はこれぐらいにしときますわ。

○岩名委員 ちょっと悪い、これは関連ですから。

○田中委員長 岩名委員、お願いいたします。

○岩名委員 それはさ、庁長。あかんに、そういうこと言うよ。

それでさ、今、既にこれは1日100万円ずつもうかるって我々に説明してですよ。発電量、発電して売るとそのぐらい金が入るんでしょ。違うの。100万円ぐらい違う。

○濱田企業庁長 まあ、100万から100、もう少しまで。

○岩名委員 ああ、そうかい。だからそれ100万としても、もうこれ大分長いこと止まっとって、もう既に1億円ぐらいこれ損しているんですよ。あんなのとは企業庁なんだから、企業をしてなんぼの話なんだからね。だからさ、そんなこと言うてやね、とにかく別に電気は起こらんでも燃やすんですよみたいな話をしとつたらいかんじゃないですか、それ。

○濱田企業庁長 私言いましたのは、企業庁の立場だけからでは先ほど言ったような環境政策の妨げになるというような話は、そういう意味での発電という格好にこだわりはしないと。

○岩名委員 それは企業庁と環境部と話を分けてしないと、そんなあなた、ごっちゃごちゃにしてやね、そんな話しとつたら誤解されますよ、それは。まあ、ええわもう。

○日沖委員 今後の対応についても、幾つかお聞きしたいんですけど、もう時間がなくなりましたんで当面のことで1つだけ確認させてください。

今回の大事故の陰に隠れておるんですけども、太平洋セメントで今、灰の処理の施設の建設が着々と進んでおるはずですね。今、再開に向けての意気込みも語っておられますけども、これは来年の4月からもし再開できなければ、4月になっても再開できなければ、富士電機から引き渡しもそのときに受け取るかどうかはまだわからないわけですよ。今、現在では。

そうすると、一連の灰の処理の太平洋セメントでつくっておる施設も、これはそのまま引き渡しを受けずに宙ぶりんでいつまでも行くんかとか、そういう心配も私は感じるわけですが、先般、一度確認させてもうとたら、その辺は一遍考えなければならぬかもしれないねというような、まあ混乱しておった時期でしたので、それほど何度も追及はしませんでしたけれども、そのときにはそういう返答でしたんですけど、これどうしますんですかね、後。ここだけちょっと確認させてください。

○濱田企業庁長 私としては、これを計画どおり進まない、また同じ再開の絶対条件が崩れます。そういう意味では、この3条件に向けての取り組みの1つになると思います。

それと、先ほど言いましたように灰処理費の問題は、この資源循環の形で使うということでもって初めてこれで行っておるんで、そうでない話になったら市町村の負担もまた膨大になると。こういうことも裏腹の関係にあります。そういう意味ではやはり計画的に前提条件を整えていく大きな要素、そして市町村負担を、他のところへ下げておるその部分は、この太平洋セメントでの灰処理の部分が、我々調べる限りにおいては低うございます。そのことで、これはやっぱり計画的に進めていかならんことだと、この3条件も出てした以上はと考えています。

○日沖委員 考え方はわかりましたけども、この一連の今回の事で、今日の時点で引き渡しを受けていない多度の一連の施設がこのまま来年の4月までつれ込んだ場合には、もちろん太平洋セメントにおける灰処理の施設もセットで引き渡しは受けられませんわ。そのままずっとそうすると、両方とも来年の4月以降も引き渡し受けんまま、そちらの新しくできた方も宙ぶらりんのまま行くこともあるかもしれませんよね。その辺だけもう一度。

○濱田企業庁長 やはり一定の、「こうなるからしないで」という話では何事も多分進まないと思います。そういう意味では、灰処理の話としてはこれはやっぱりやっていく必要があると私は考えています。そういう意味では、企業庁としてはこの話を進めていきたいと。

○日沖委員 何度もしませんが、お話はわかりますけれども、現実の問題として、一連の事が解決していかないと、来年の4月の時点で新しくできた太平洋セメントにおける施設の引き渡しを受けないまま、そのまま進んでいくということもありますよねということを聞いておるんであって、後になって、またこれも引き渡し受けとらんでどうかという、またもめるような種があるとあかんで、もう先に確認させてもうとくんです。引き渡しを受けんまま4月を過ぎていくということも、今の状態を考えると全く可能性がないわけじゃないですよということをお聞かせいただいておりますので、それにお答えいただけませんか。

○濱田企業庁長 一連の施設でございますので、引き渡しを受けないという部分はちょっと工夫の話があると思いますが、何というんですかね、部分的に例えば受けるとか受けないとかという問題もこれはあるとは思いますが、その灰処理施設はこの再稼働の条件としては、非常に重要な部分を担っておるといようなことで、捨て置いたらやっぱりその問題が今度は逆に大きく灰処理の問題として残ってしまうということになると思いますので、やはり今の話としては我々そうならないように頑張るしかないということだと思います。

○日沖委員 そやでそれはわかるんですけども、じゃあ灰処理の施設だけ分離して引き渡しを受けることというのはできませんよね。それ完成したからというて。そこだけもう一度聞かして。

○濱田企業庁長 まあ、一番望ましいのはやっぱり一括して受ける話だと思います。

○日沖委員 聞きようがなくなっちゃうわ。

○田中委員長 よろしいですか。

○日沖委員 はい。

○田中委員長 ないようでございますので、当局には大変御苦労さまでございました。

### 3 委員協議

- ・委員長報告について 正副委員長に一任
- ・次回委員会の開催について 正副委員長に一任

〔閉会宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年10月 8日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

ページID:000019203

